

# 飛騨市地域防災計画

改訂：令和 7 年 1 月

飛 騨 市

# 目次

## 第1編 総 則

|     |                         |      |
|-----|-------------------------|------|
| 第1節 | 飛騨市地域防災計画の目的及び構成        | 1- 1 |
| 第2節 | 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 | 1- 5 |
| 第3節 | 飛騨市の地勢と災害要因、災害記録        | 1-13 |
| 第4節 | 被害想定                    | 1-19 |
| 第5節 | 市災害対策本部の組織              | 1-24 |

## 第2編 一般対策編

### 第1章 災害予防計画

|      |               |                        |        |
|------|---------------|------------------------|--------|
| 第1節  | 総 則           | (すべての部)                | 2-1- 1 |
| 第2節  | 防災思想・防災知識の普及  | (すべての部)                | 2-1- 5 |
| 第3節  | 防災訓練          | (すべての部)                | 2-1- 8 |
| 第4節  | 自主防災組織の育成と強化  | (総務部 消防本部)             | 2-1-10 |
| 第5節  | ボランティア活動の環境整備 | (総務部 企画部 )             | 2-1-14 |
| 第6節  | 広域応援体制の整備     | (総務部 消防本部)             | 2-1-16 |
| 第7節  | 緊急輸送網の整備      | (総務部 基盤整備部)            | 2-1-18 |
| 第8節  | 防災通信設備等の整備    | (総務部 消防本部)             | 2-1-19 |
| 第9節  | 火災予防対策        | (総務部 消防本部)             | 2-1-21 |
| 第10節 | 水害予防対策        | (総務部 農林部 基盤整備部 消防本部)   | 2-1-23 |
| 第11節 | 雪害予防対策        | (基盤整備部 教育委員会)          | 2-1-26 |
| 第12節 | 飲料水渇水等予防対策    | (環境水道部)                | 2-1-28 |
| 第13節 | 観光施設等予防対策     | (総務部 商工観光部)            | 2-1-30 |
| 第14節 | 孤立地域防止対策      | (総務部 企画部 市民福祉部 基盤整備部)  | 2-1-31 |
| 第15節 | 避難対策          | (総務部 市民福祉部 消防本部)       | 2-1-32 |
| 第16節 | 必需物資の確保対策     | (総務部 市民福祉部 環境水道部 消防本部) | 2-1-40 |
| 第17節 | 災害時要配慮者対策     | (総務部 市民福祉部 消防本部)       | 2-1-43 |
| 第18節 | 医療救護体制の整備     | (市民福祉部 市民病院 消防本部)      | 2-1-48 |
| 第19節 | 防疫対策          | (環境水道部 市民福祉部 市民病院)     | 2-1-50 |
| 第20節 | 土砂災害予防対策      | (総務部 市民福祉部 農林部 基盤整備部)  | 2-1-51 |

|      |                |                  |        |
|------|----------------|------------------|--------|
| 第21節 | 建築物災害予防対策      | （総務部 基盤整備部）      | 2-1-54 |
| 第22節 | 防災営農対策         | （農林部）            | 2-1-55 |
| 第23節 | ライフライン施設対策     | （総務部 環境水道部）      | 2-1-56 |
| 第24節 | 文教対策           | （教育委員会）          | 2-1-59 |
| 第25節 | 行政機関の業務継続体制の整備 | （総務部 企画部 市民福祉部）  | 2-1-62 |
| 第26節 | 企業防災の促進        | （総務部 商工観光部）      | 2-1-63 |
| 第27節 | 防災対策に関する調査・研究  | （総務部 基盤整備部 消防本部） | 2-1-65 |
| 第28節 | 危険物等保安計画       | （消防本部）           | 2-1-66 |
| 第29節 | 緊急離着陸場等の整備     | （消防本部）           | 2-1-69 |
| 第30節 | 大規模停電対策        | （すべての部）          | 2-1-70 |

## 第2章 災害応急対策計画

|      |                      |                             |        |
|------|----------------------|-----------------------------|--------|
| 第1節  | 活動体制                 | （すべての部）                     | 2-2- 1 |
| 第2節  | 災害対策要員の確保            | （すべての部）                     | 2-2- 8 |
| 第3節  | ボランティア活動             | （総務部 企画部）                   | 2-2-11 |
| 第4節  | 自衛隊災害派遣要請            | （総務部）                       | 2-2-13 |
| 第5節  | 災害応援要請               | （総務部）                       | 2-2-18 |
| 第6節  | 交通応急対策               | （総務部 基盤整備部 消防本部）            | 2-2-20 |
| 第7節  | 通信の確保                | （総務部 消防本部）                  | 2-2-24 |
| 第8節  | 警報・注意報・情報等の受理・伝達     | （総務部 消防本部）                  | 2-2-26 |
| 第9節  | 災害情報等の収集・伝達          | （すべての部）                     | 2-2-34 |
| 第10節 | 災害広報                 | （総務部 企画部）                   | 2-2-41 |
| 第11節 | 消防活動                 | （総務部 消防本部）                  | 2-2-44 |
| 第12節 | 水防活動                 | （総務部 基盤整備部 消防本部）            | 2-2-47 |
| 第13節 | 雪害対策                 | （総務部 基盤整備部）                 | 2-2-48 |
| 第14節 | 県防災ヘリコプターの活用         | （総務部 消防本部）                  | 2-2-51 |
| 第15節 | 孤立地域対策               | （総務部 市民福祉部 農林部 基盤整備部 消防本部）  | 2-2-52 |
| 第16節 | 災害救助法の適用             | （すべての部）                     | 2-2-53 |
| 第17節 | 避難対策                 | （総務部 市民福祉部 基盤整備部 市民病院 消防本部） | 2-2-55 |
| 第18節 | 食料供給活動               | （総務部 市民福祉部）                 | 2-2-65 |
| 第19節 | 給水活動                 | （環境水道部）                     | 2-2-67 |
| 第20節 | 生活必需品供給活動            | （商工観光部 市民福祉部）               | 2-2-69 |
| 第21節 | 災害時要配慮者対策・避難行動要支援者対策 | （総務部 市民福祉部）                 | 2-2-73 |
| 第22節 | 観光客等の応急対策            | （総務部 商工観光部）                 | 2-2-77 |
| 第23節 | 応急住宅対策               | （市民福祉部 基盤整備部）               | 2-2-79 |
| 第24節 | 医療・救護活動              | （市民福祉部 市民病院 消防本部）           | 2-2-84 |
| 第25節 | 救助活動                 | （総務部 消防本部）                  | 2-2-87 |

|      |               |               |         |
|------|---------------|---------------|---------|
| 第26節 | 遺体の捜索・取り扱い・埋葬 | (環境水道部 消防本部)  | 2-2-89  |
| 第27節 | 防疫・食品衛生活動     | (環境水道部 市民福祉部) | 2-2-91  |
| 第28節 | 保健活動・精神保健     | (市民福祉部)       | 2-2-93  |
| 第29節 | 清掃活動          | (環境水道部)       | 2-2-94  |
| 第30節 | 愛玩動物等の救援      | (環境水道部)       | 2-2-97  |
| 第31節 | 災害義援金品の募集・配分  | (総務部 市民福祉部)   | 2-2-98  |
| 第32節 | 農林業応急対策       | (農林部)         | 2-2-100 |
| 第33節 | 公共施設の応急対策     | (すべての部)       | 2-2-103 |
| 第34節 | ライフライン施設の応急対策 | (総務部 環境水道部)   | 2-2-105 |
| 第35節 | 文教災害対策        | (教育委員会)       | 2-2-107 |
| 第36節 | 災害警備活動        | (総務部)         | 2-2-110 |

### 第3章 事故災害対策計画

|     |              |         |        |
|-----|--------------|---------|--------|
| 第1節 | 航空災害対策計画     | (すべての部) | 2-3- 1 |
| 第2節 | 鉄道災害対策計画     | (すべての部) | 2-3- 4 |
| 第3節 | 道路災害対策計画     | (すべての部) | 2-3- 7 |
| 第4節 | 危険物等災害対策計画   | (すべての部) | 2-3-11 |
| 第5節 | 林野火災対策計画     | (すべての部) | 2-3-15 |
| 第6節 | 大規模な火事災害対策計画 | (すべての部) | 2-3-19 |
| 第7節 | 原子力災害対策      | (すべての部) | 2-3-23 |
| 第8節 | 火山災害対策計画     | (すべての部) | 2-3-27 |
| 第9節 | 大規模停電対策      | (すべての部) | 2-3-28 |

### 第4章 災害復旧計画

|     |                  |                   |        |
|-----|------------------|-------------------|--------|
| 第1節 | 公共施設及び公共事業等の災害復旧 | (すべての部)           | 2-4- 1 |
| 第2節 | 被災者の生活確保         | (総務部 市民福祉部 商工観光部) | 2-4- 3 |
| 第3節 | 被災中小企業の振興        | (商工観光部)           | 2-4- 6 |
| 第4節 | 農林業関係者への融資       | (農林部)             | 2-4- 7 |

## 第3編 地震対策編

### 第1章 地震災害予防計画

|     |              |            |        |
|-----|--------------|------------|--------|
| 第1節 | 総則           | (すべての部)    | 3-1- 1 |
| 第2節 | 防災思想・防災知識の普及 | (すべての部)    | 3-1- 3 |
| 第3節 | 防災訓練         | (すべての部)    | 3-1- 5 |
| 第4節 | 自主防災組織の育成と強化 | (総務部 消防本部) | 3-1- 6 |

|      |                      |                    |        |
|------|----------------------|--------------------|--------|
| 第5節  | ボランティア活動の環境整備        | （総務部 企画部 市民福祉部）    | 3-1- 6 |
| 第6節  | 広域応援体制の整備            | （総務部 消防本部）         | 3-1- 6 |
| 第7節  | 緊急輸送網の整備             | （総務部 基盤整備部）        | 3-1- 6 |
| 第8節  | 防災通信設備の整備            | （総務部 企画部 消防本部）     | 3-1- 8 |
| 第9節  | 火災予防対策               | （総務部 消防本部）         | 3-1- 8 |
| 第10節 | 孤立地域防止対策             | （総務部 市民福祉部 基盤整備部）  | 3-1- 8 |
| 第11節 | 避難対策                 | （総務部 市民福祉部 基盤整備部）  | 3-1- 8 |
| 第12節 | 必需物資の確保対策            | （総務部 市民福祉部 基盤整備部）  | 3-1- 9 |
| 第13節 | 災害時要配慮者対策            | （市民福祉部 商工観光部 消防本部） | 3-1- 9 |
| 第14節 | 医療救護体制の整備            | （市民福祉部 市民病院 消防本部）  | 3-1- 9 |
| 第15節 | 防疫対策                 | （環境水道部 市民福祉部）      | 3-1-10 |
| 第16節 | まちの不燃化・耐震化           | （基盤整備部）            | 3-1-10 |
| 第17節 | 災害危険区域の防災事業の推進       | （総務部 農林部 基盤整備部）    | 3-1-13 |
| 第18節 | ライフライン施設対策           | （総務部 環境水道部）        | 3-1-13 |
| 第19節 | 文教対策                 | （教育委員会）            | 3-1-14 |
| 第20節 | 行政機関の業務継続計画          | （すべての部）            | 3-1-14 |
| 第21節 | 企業防災の促進              | （総務部 商工観光部）        | 3-1-14 |
| 第22節 | 地震防災上の緊急に整備すべき施設等の整備 | （すべての部）            | 3-1-15 |
| 第23節 | 観光客・帰宅困難者等の応急対策      | （総務部 商工観光部）        | 3-1-15 |
| 第24節 | 大規模停電対策              | （すべての部）            | 3-1-15 |

## 第2章 地震災害応急対策計画

|      |               |                            |        |
|------|---------------|----------------------------|--------|
| 第1節  | 活動体制          | （すべての部）                    | 3-2- 1 |
| 第2節  | ボランティア対策      | （総務部 企画部）                  | 3-2- 3 |
| 第3節  | 自衛隊災害派遣要請     | （総務部）                      | 3-2- 3 |
| 第4節  | 災害応援要請        | （総務部 消防本部）                 | 3-2- 4 |
| 第5節  | 交通応急対策        | （総務部 基盤整備部）                | 3-2- 6 |
| 第6節  | 通信の確保         | （総務部 企画部）                  | 3-2- 6 |
| 第7節  | 地震情報の受理・伝達    | （総務部 消防本部）                 | 3-2- 6 |
| 第8節  | 地震災害の情報の収集・伝達 | （すべての部）                    | 3-2- 8 |
| 第9節  | 災害広報          | （総務部 企画部）                  | 3-2- 9 |
| 第10節 | 消防・救急・救助対策    | （総務部 消防本部）                 | 3-2- 9 |
| 第11節 | 水防対策          | （総務部 基盤整備部 消防本部）           | 3-2- 9 |
| 第12節 | 県防災ヘリコプターの活用  | （総務部 消防本部）                 | 3-2-10 |
| 第13節 | 孤立地域対策        | （総務部 市民福祉部 農林部 基盤整備部 消防本部） | 3-2-10 |
| 第14節 | 災害救助法の適用      | （総務部 市民福祉部）                | 3-2-11 |
| 第15節 | 避難対策          | （総務部 市民福祉部 消防本部）           | 3-2-11 |

|      |                    |                   |        |
|------|--------------------|-------------------|--------|
| 第16節 | 建築物・宅地の危険度判定       | (基盤整備部)           | 3-2-11 |
| 第17節 | 食料供給活動             | (総務部 市民福祉部 商工観光課) | 3-2-12 |
| 第18節 | 給水活動               | (環境水道部)           | 3-2-12 |
| 第19節 | 生活必需品供給活動          | (市民福祉部)           | 3-2-12 |
| 第20節 | 災害時要配慮者・避難行動要支援者対策 | (総務部 市民福祉部)       | 3-2-12 |
| 第21節 | 観光客等への応急対策         | (商工観光部)           | 3-2-13 |
| 第22節 | 帰宅困難者対策            | (すべての部)           | 3-2-13 |
| 第23節 | 応急住宅対策             | (市民福祉部 基盤整備部)     | 3-2-14 |
| 第24節 | 医療・救護活動            | (市民福祉部 市民病院 消防本部) | 3-2-14 |
| 第25節 | 救助活動               | (市民福祉部 消防本部)      | 3-2-14 |
| 第26節 | 遺体の捜索・取り扱い・埋葬      | (総務部 環境水道部 消防本部)  | 3-2-15 |
| 第27節 | 防疫・食品衛生活動          | (市民福祉部 環境水道部)     | 3-2-15 |
| 第28節 | 保健活動・精神保健          | (市民福祉部 市民病院)      | 3-2-15 |
| 第29節 | 清掃活動               | (環境水道部)           | 3-2-16 |
| 第30節 | 愛玩動物等の救援           | (市民福祉部 環境水道部)     | 3-2-16 |
| 第31節 | 災害義援金品の募集・配分       | (市民福祉部)           | 3-2-16 |
| 第32節 | 公共施設の応急対策          | (すべての部)           | 3-2-16 |
| 第33節 | ライフラインの施設の応急対策     | (総務部 環境水道部)       | 3-2-17 |
| 第34節 | 文教災害対策             | (教育委員会)           | 3-2-17 |
| 第35節 | 災害警備活動             | (総務部)             | 3-2-17 |

### 第3章 地震災害復旧計画

|     |                  |             |        |
|-----|------------------|-------------|--------|
| 第1節 | 公共施設及び公共事業等の災害復旧 | (すべての部)     | 3-3- 1 |
| 第2節 | 被災者の生活確保         | (総務部 市民福祉部) | 3-3- 1 |
| 第3節 | 被災中小企業の振興        | (商工観光部)     | 3-3- 1 |
| 第4節 | 農林業関係者への融資       | (農林部)       | 3-3- 2 |

### 第4章 東海地震に関する事前対策

|     |                 |                   |        |
|-----|-----------------|-------------------|--------|
| 第1節 | 総 則             | (すべての部)           | 3-4- 1 |
| 第2節 | 警戒宣言・地震予知情報等の伝達 | (すべての部)           | 3-4- 3 |
| 第3節 | 広報対策            | (総務部 企画部)         | 3-4- 4 |
| 第4節 | 事前避難対策          | (総務部 市民福祉部 教育委員会) | 3-4- 5 |
| 第5節 | 消防・水防対策         | (総務部 消防本部)        | 3-4- 7 |
| 第6節 | 警備対策            | (総務部)             | 3-4- 7 |
| 第7節 | 交通対策            | (総務部 基盤整備部)       | 3-4- 8 |
| 第8節 | 緊急輸送対策          | (総務部)             | 3-4- 9 |
| 第9節 | 物資等の確保対策        | (総務部 市民福祉部 商工観光部) | 3-4- 9 |

|      |                         |                       |        |
|------|-------------------------|-----------------------|--------|
| 第10節 | 保健衛生対策……………             | (市民福祉部 市民病院 消防本部)     | 3-4-10 |
| 第11節 | 生活関連施設対策……………           | (総務部 企画部 環境水道部 商工観光部) | 3-4-10 |
| 第12節 | 帰宅困難者対策、滞留旅客に対する措置…………… | (すべての部)               | 3-4-12 |
| 第13節 | 公共施設対策……………             | (すべての部)               | 3-4-12 |

## 第5章 南海トラフ地震防災対策

|      |                                    |         |        |
|------|------------------------------------|---------|--------|
| 第1節  | 総 則……………                           | (すべての部) | 3-5- 1 |
| 第2節  | 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備……………           | (すべての部) | 3-5- 1 |
| 第3節  | 関係者との連携協力の確保……………                  | (すべての部) | 3-5- 1 |
| 第4節  | 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応……………           | (すべての部) | 3-5- 3 |
| 第5節  | 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制……………           | (すべての部) | 3-5- 6 |
| 第6節  | 南海トラフ地震臨時情報の伝達……………                | (すべての部) | 3-5- 8 |
| 第7節  | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策…………… | (すべての部) | 3-5- 9 |
| 第8節  | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策…………… | (すべての部) | 3-5-14 |
| 第9節  | 防災訓練……………                          | (すべての部) | 3-5-14 |
| 第10節 | 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策……………          | (すべての部) | 3-5-15 |

## 第4編 資料編 様 式 集

### 飛騨市地域防災計画の作成・修正履歴

|             |           |
|-------------|-----------|
| 平成 17 年 3 月 | 地域防災計画を作成 |
| 平成 20 年 3 月 | 地域防災計画を修正 |
| 平成 23 年 9 月 | 地域防災計画を修正 |
| 平成 26 年 3 月 | 地域防災計画を修正 |
| 平成 31 年 3 月 | 地域防災計画を修正 |
| 令和 2 年 3 月  | 地域防災計画を修正 |
| 令和 3 年 1 月  | 地域防災計画を修正 |
| 令和 4 年 1 月  | 地域防災計画を修正 |
| 令和 5 年 1 月  | 地域防災計画を修正 |
| 令和 7 年 1 月  | 地域防災計画を修正 |

# 第 1 編

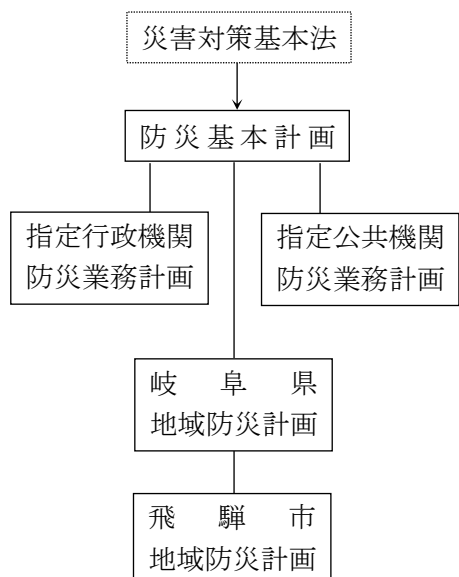
## 総 則

## 第1節 飛騨市地域防災計画の目的及び構成

### 1 飛騨市地域防災計画の目的

この飛騨市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飛騨市防災会議が飛騨市の地域に係る災害対策に関し、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市域、並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことにより、災害被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

#### 【計画のつながり】



・防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいうべきものである（災害対策基本法第34条及び第35条）。

・防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第36条から第39条まで）。

・地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である（災害対策基本法第40条から第42条まで）。

### 2 計画策定の前提

この計画は、飛騨市の過去における災害履歴や災害要因を検証し、自然条件、社会条件等を踏まえ、東日本大震災の原因ともなった海溝型地震、跡津川断層地震をはじめとする、阪神・淡路大震災の原因ともなった内陸型直下地震による災害をも対象とし、市における防災に関する計画を定めるものである。

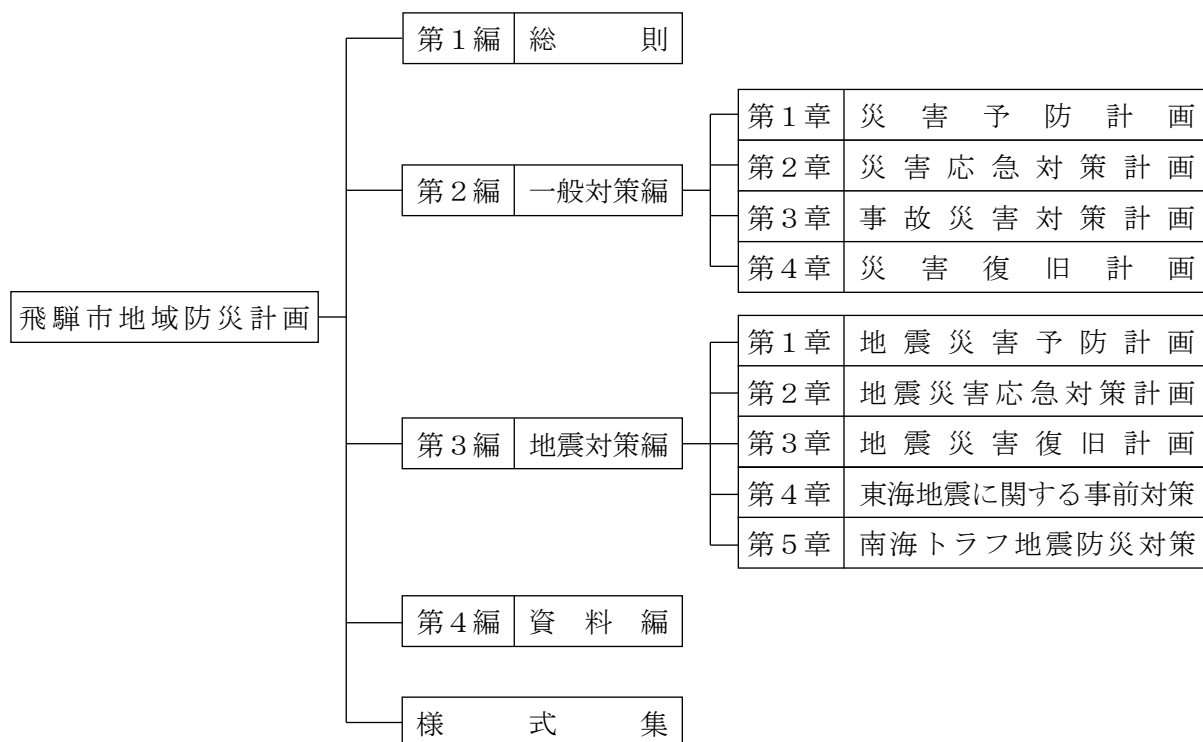
この計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。



また、策定に当たっては、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図るものとする。

### 3 計画の構成

本計画は、災害に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般対策編、第3編を地震対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。さらに一般対策編に事故災害対策計画を第3章として登載するほか、地震対策編に東海地震に関する事前対策を第4章、南海トラフ地震防災対策を第5章として登載した。また、第4編を資料編として本計画に必要な関係資料を掲げ、巻末に様式集を登載した。



### 4 想定する災害

この計画の作成に当たっては、飛騨市における地勢、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。

飛騨市地域防災計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 地震による災害
- (2) 台風による災害

- (3) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (4) 豪雪による災害
- (5) 航空機事故による災害
- (6) 鉄道事故による災害
- (7) 道路事故による災害
- (8) 危険物の爆発等による災害
- (9) 林野火災による災害
- (10) 大規模な火災による災害
- (11) その他の特殊災害

## 5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、飛騨市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正しなければならない。

## 6 岐阜県地域防災計画との関係

この計画は、岐阜県地域防災計画を基準として作成し、共通する施策については、県の計画を準用するものとする。

## 7 計画の周知

この計画の内容は、住民、防災関係機関、市職員、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるものとする。

## 8 計画の運用・習熟

市は防災関係機関と連携し、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておかなければならない。

## 9 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

## 10 用語

- (1) この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定めるところによる。

- ア 市本部とは、飛騨市災害対策本部をいう。
- イ 市支部とは、飛騨市災害対策本部支部をいう。
- ウ 現地本部とは、飛騨市現地災害対策本部をいう。
- エ 市計画とは、飛騨市地域防災計画をいう。
- オ 市本部長とは、飛騨市災害対策本部長をいう。

- カ 市支部長とは、飛騨市災害対策本部地域支部長をいう。
- キ 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- ク 県支部とは、岐阜県災害対策本部飛騨支部をいう。
- ケ 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- コ 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- サ 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、崖崩れ、土石流、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象をいう。

- (2) 本計画における次の組織名称は、災害対策本部の設置の如何により、それぞれ次のように読みかえるものとする。

| 災害対策本部設置時 | 災害対策本部不設置時（平常時） |
|-----------|-----------------|
| 市本部       | 飛騨市             |
| 市本部長      | 飛騨市長            |
| 市支部       | 飛騨市役所〇〇振興事務所    |
| 市支部長      | 飛騨市役所〇〇振興事務所長   |
| 県本部長      | 岐阜県知事           |
| 県支部       | 飛騨県事務所          |

## 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行うものとする。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとるものとする。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力するものとする。

#### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急措置を実施する。また、市その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。

#### 6 住 民

大規模災害発生の場合、関係機関の活動が遅延し、阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努めるものとする。

## 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

## 1 市

| 機 関 名 | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 飛 騨 市 | (1) 飛騨市防災会議に関する事務<br>(2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練<br>(3) 災害広報並びに避難の指示及び誘導<br>(4) 災害による被害の調査報告と情報の収集等<br>(5) 災害の防除と拡大防止<br>(6) 救助、防疫等被災者の救助、保護<br>(7) 災害復旧資材の確保と物価の安定<br>(8) 被災産業に対する融資等の対策<br>(9) 被災市営施設の応急対策<br>(10) 災害時における文教対策<br>(11) 災害対策要員の動員、雇上<br>(12) 災害時における交通、輸送の確保<br>(13) 被災施設の復旧<br>(14) 市内の関係団体が実施する災害対策等の調整 |

## 2 県

| 機 関 名                      | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岐 阜 県                      | (1) 岐阜県防災会議に関する事務<br>(2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練<br>(3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等<br>(4) 災害の防除と拡大の防止<br>(5) 救助、防疫等被災者の救助、保護<br>(6) 災害復旧資材の確保と物価の安定<br>(7) 被災産業に対する融資等の対策<br>(8) 被災県営施設の応急対策<br>(9) 災害時における文教対策<br>(10) 災害時における公安の維持<br>(11) 災害対策要員の動員、雇上<br>(12) 災害時における交通、輸送の確保<br>(13) 災害時における防災行政無線通信の確保と統制<br>(14) 被災施設の復旧<br>(15) 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん |
| 岐 阜 県 警 察<br>( 飛 騨 警 察 署 ) | (1) 情報の収集及び伝達並びに関係機関への通報<br>(2) 住民等に対する避難誘導並びに危険箇所の警戒<br>(3) 被災者の救出、救助と行方不明者の搜索<br>(4) 遺体の収容、検視及び遺族に対する接遇<br>(5) 災害時における社会秩序の維持及び交通の確保<br>(6) その他必要な活動                                                                                                                                                                                               |

## 3 指定地方行政機関

| 機 関 名                             | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中部森林管理局<br>飛騨森林管理署                | <p>(国土保全事業の推進)</p> <p>(1) 治山事業の充実</p> <p>(2) 保安林の整備とその適正な管理</p> <p>(災害予防対策)</p> <p>(1) 森林施業に対する防災措置の考慮</p> <p>(2) 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策</p> <p>(3) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策</p> <p>(4) 国有林野の火災防止対策</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>(1) 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣</p> <p>(2) 災害応急又は災害復旧資材の貸し付け</p> <p>(3) 災害復旧用材(木材)の備蓄及び供給</p> <p>(災害復旧対策)</p> <p>国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧の実施</p>                                                                                                        |
| 気 象 庁<br>(岐阜地方气象台)                | <p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>(4) 火山防災情報の発表・伝達</p> <p>(5) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>(6) 防災気象情報の理解促進防災知識の普及啓発</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 中部地方整備局<br>〔高山国道事務所〕<br>〔神岡維持出張所〕 | <p>(災害予防)</p> <p>(1) 所管施設の整備と防災管理</p> <p>(2) 応急復旧用資機材の備蓄の推進</p> <p>(3) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(4) 防災関連施設の整備</p> <p>(初動対応)</p> <p>情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</p> <p>(応急・復旧)</p> <p>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(2) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(警戒宣言発令時)</p> <p>(1) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達</p> <p>(2) 地震災害警戒体制の整備</p> <p>(3) 人員、資機材等の配備や手配</p> <p>(4) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力</p> <p>(5) 道路利用者に対する情報の提供</p> |

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北陸地方整備局<br>〔神通川水系砂防事務所〕 | (災害予防)<br>(1) 土砂災害防止施設の整備<br>(2) 情報通信手段の確保と関係機関との連携<br>(3) 防災に関する広報・情報提供等<br>(震災、風水害、火山等災害対策)<br>(1) 所管施設の緊急点検<br>(2) 情報収集・提供、資機材確保・提供、関係機関支援<br>(3) 応急対策の実施<br>(その他)<br>(1) 大規模自然災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣<br>(2) 土砂災害防止法による緊急調査の実施と関係市町村への緊急情報の通知 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 4 自衛隊

| 機 関 名                                                | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                       |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊第10師団<br>第35普通科連隊(守山)<br>航空自衛隊岐阜基地<br>航空自衛隊小牧基地 | (1) 防災に関する調査推進<br>(2) 関係機関との連絡調整<br>(3) 災害派遣計画の作成<br>(4) 防災に関する訓練の実施<br>(5) 災害情報の収集<br>(6) 災害派遣と応急対策の実施 |

#### 5 指定公共機関

| 機 関 名                                               | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 本 郵 便 (株)                                         | (1) 災害時における郵便業務の確保<br>・郵便の運送、集配の確保<br>(2) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策の実施<br>・被災者に対する郵便はがき等の無償交付<br>・被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分<br>・被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除<br>(3) 郵便局の窓口業務維持 |
| 東 海 旅 客 鉄 道 (株)                                     | (1) 鉄道施設の整備<br>(2) 電気通信施設及び電力施設の整備<br>(3) 列車の運転規制に係る措置<br>(4) う回輸送等輸送に係る措置<br>(5) 列車の運行状況等の広報<br>(6) 鉄道施設等の応急復旧<br>(7) 鉄道施設等の災害復旧                                                                                |
| 西日本電信電話(株)<br>岐阜支店<br>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ<br>エヌ・ティ・ティ・コ | (1) 電気通信施設の整備と防災管理<br>(2) 災害時における緊急通話の取扱い<br>(3) 被災施設の調査と復旧                                                                                                                                                      |

|                                                                                            |                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ミュニケーションズ(株)<br>KDDI(株)<br>ソフトバンク(株)<br>楽天モバイル(株)                                          |                                                                     |
| 日本赤十字社<br>岐阜県支部                                                                            | (1) 医療、助産、保護の実施<br>(2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整<br>(3) 義援金の募集配分             |
| 日本放送協会<br>岐阜放送局                                                                            | (1) 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底<br>(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底<br>(3) 放送施設の保守 |
| 中日本高速道路(株)<br>名古屋支社高山<br>保全サービスセン<br>ター                                                    | (1) 中日本高速道路(株)施設の整備及び防災管理<br>(2) 道路交通の確保<br>(3) 被災施設の災害復旧           |
| 中部電力パワー<br>グリッド(株)<br>高山支社<br>北陸電力(株)<br>神岡営業所<br>関西電力(株)<br>再生可能エネルギ<br>ー事業本部庄川水<br>力センター | (1) 災害時の電力供給<br>(2) 被災施設の調査と災害復旧<br>(3) ダム施設等の整備と防災管理               |

## 6 指定地方公共機関

| 機 関 名                                                        | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                              |
|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| (一社) 岐阜県エルピ<br>ー ガ ス 協 会                                     | (1) ガス施設等の整備と防火管理<br>(2) 災害時のガス供給<br>(3) 被災施設の調査と災害復旧                          |
| 岐 阜 県<br>社 会 福 祉 協 議 会                                       | (1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資<br>(2) ボランティア活動の推進                                    |
| 岐阜放送その他民間<br>放送各社、岐阜新聞・<br>中日新聞その他新聞<br>社 及 び 通 信 社          | (1) 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底<br>(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底<br>(3) 社会事業団等による義援金の募集、配分 |
| (一社) 岐阜県医師会<br>(一社) 岐阜県病院協会<br>(公社) 岐阜県歯科医師会<br>(一社) 岐阜県薬剤師会 | (1) 医療及び助産活動の協力<br>(2) 防疫その他保健衛生活動の協力<br>(3) 医薬品の調剤、適正使用及び管理                   |

## 7 医師会等

| 機 関 名                      | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                           |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| (一社)飛騨市医師会<br>(一社)飛騨市歯科医師会 | (1) 医療及び助産活動の協力<br>(2) 防疫その他保健衛生活動の協力<br>(3) 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理                            |
| (一社)吉城建設業協会                | (1) 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力<br>(2) 倒壊住宅等の撤去の協力<br>(3) その他災害時における復旧活動の協力<br>(4) 加盟各事業者との連絡調整    |
| 飛騨市社会福祉協議会                 | (1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資<br>(2) ボランティア活動の推進<br>(3) 義援金品の配分<br>(4) 社会福祉協議会の設置する現地災害救援事務所への協力 |

## 8 その他の公共団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機 関 名                     | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                      |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農 業 協 同 組 合<br>森 林 組 合 等  | (1) 市本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力<br>(2) 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導<br>(3) 被災農林家に対する融資又はあつせん<br>(4) 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧<br>(5) 飼料、肥料等の確保又はあつせん |
| 商 工 会 議 所<br>商 工 会        | (1) 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あつせん等についての協力<br>(2) 災害時における物価安定についての協力<br>(3) 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あつせん                              |
| 区長会、PTA等の公<br>共 的 社 会 団 体 | (1) 被災者の救助活動の協力<br>(2) 義援金品の募集、受付及び配分の協力                                                                                               |
| 共 同 募 金 会                 | (1) 義援金品の募集、配分                                                                                                                         |
| 病 院 等 管 理 者               | (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施<br>(2) 災害時における病人等の収容及び保護<br>(3) 災害時における被災負傷者の治療及び助産                                                               |
| 社会福祉施設管理者                 | (1) 避難施設の整備と避難等の訓練<br>(2) 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護                                                                                          |
| 神東会、吉城福社会                 | (1) 避難施設の整備と避難等の訓練<br>(2) 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護                                                                                          |
| 学 校                       | (1) 施設の不燃耐震化<br>(2) 応急の教育<br>(3) 施設の応急復旧及び災害復旧                                                                                         |
| 金 融 機 関                   | (1) 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置                                                                                                             |
| 危険物、高圧ガス等取<br>扱 機 関       | (1) 危険物、高圧ガス等の防火管理<br>(2) 災害時におけるガソリン、LPガス等の供給確保                                                                                       |

## 9 地域住民の自主防災組織

| 機 関 名       | 事 務 又 は 業 務 の 大 綱                                                                                                                                                                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自 主 防 災 組 織 | (1) 自主防災組織の整備<br>(2) 防災資機材の整備<br>(3) 防災思想・防災知識の普及<br>(4) 各種防災訓練への参加<br>(5) 地震予知情報等の伝達<br>(6) 安否確認<br>(7) 情報収集<br>(8) 組織的初期消火<br>(9) 負傷者等の救出救護<br>(10) 組織的避難<br>(11) 給食給水活動<br>(12) その他の相互扶助 |

「防災関係機関一覧表」(資料1-1参照)

### 第3 住民等の基本的責務

#### 1 住民の責務

「自らの生命は自ら守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚をもち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、災害時要者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

#### 2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

### 第3節 飛騨市の地勢と災害要因、災害記録

本節では、市の位置、地形・地質・気候等の自然的特性及び人口・産業・交通等の社会的条件、豪雨（豪雪）・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

#### 1 市の位置

岐阜県の北端に位置し、北は富山県、南は高山市、西は白川村、東は長野県に接している。

飛騨市の位置



#### 2 自然的要因

##### (1) 地形

周囲は3,000mを越える北アルプスや飛騨山脈などの山々に囲まれ、総面積792.31平方キロメートルの約93%を森林が占めている。市の東には高原川、西には宮川が南北に流れ、富山

市において合流し神通川となって、日本海に注いでいる。この高原川に沿って、国道41号、国道471号が通り、宮川に沿って、国道360号、国道471号、J R 高山本線が縦貫している。

## (2) 気 象

本市の気候は、飛騨特有の内陸部気候の特色を持ち、わが国でも有数の寒冷地帯となっており、冬期の降雪に代表されるように日本海側型の気候も併せもち、県下でも有数の豪雪地帯である。

## 3 人口・世帯数の推移

市の総人口は、昭和60年（合併前）の34,641人をピークに、合併後の平成17年が28,902人、令和2年は22,538人と年々減少傾向にある。世帯数についても昭和60年以降減少し続け、令和2年には8,174世帯となり、1世帯当たり人員は約2.6人と、昭和60年の約3.6人に比べ1.0人の減少となっている。

さらに、高齢者比率が上昇し、若年者比率が減少しており、高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加も、防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

市の総人口・総世帯数等の推移

|                | 平成2年   | 平成7年   | 平成12年  | 平成17年  | 平成22年  | 平成27年  | 令和2年   |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口            | 32,690 | 31,247 | 30,421 | 28,902 | 26,732 | 24,696 | 22,538 |
| 世帯数            | 9,278  | 9,173  | 9,515  | 9,196  | 8,770  | 8,509  | 8,174  |
| 1世帯当たり<br>の人員数 | 3.5    | 3.4    | 3.2    | 3.1    | 3.0    | 2.9    | 2.6    |

出典：国勢調査

## 4 過去の主な災害

| 発生年月日             | 災害種別     | 主な災害地域           | 被害の状況その他                                                                                                                                       |
|-------------------|----------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大正元年9月23日         | 風水害      | 神岡地域             | 暴風雨、船津町被害家屋300戸余、神岡鉦山倒壊家屋18戸、私立漆山小学校倒壊、負傷者8名。                                                                                                  |
| 大正3年7月18日<br>8月1日 | 火災<br>水害 | 神岡地域<br>宮川地域     | 船津町宮下より出火、44戸焼失。<br>大正3年8月1日坂下地域一帯を集中豪雨が襲い、河川の氾濫と山崩れにより死者36名。                                                                                  |
| 8月13日<br>～14日     | 水害       | 宮川地域<br><br>神岡地域 | 山の押出しや岩石、土砂で宮川の流れが堰き止められ、一面湖沼と化した。<br>死者36名、住家流失49戸、全壊7戸、半壊2戸、浸水73戸、田畑流失74.3ha等の大被害。<br>高原川洪水、東町の浸水家屋38戸、大島町では田を流失。<br>山田川では宮下橋及び家屋5戸流失、溺死者3名。 |

|            |          |      |                                                                                                              |
|------------|----------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大正5年5月10日  | 火災       | 神岡地域 | 船津町宮下より出火、80戸焼失。                                                                                             |
| 大正7年1月10日  | 雪害       | 神岡地域 | 大雪により神岡鉾山漆山坑で長屋3棟倒壊、死者6名。                                                                                    |
| 大正9年6月28日  | 水害       | 神岡地域 | 高原川大洪水（鉄砲水）、船津町浸水家屋290戸、流失家屋47戸、倒壊家屋3戸、半壊家屋77戸、高原川の橋は藤浪橋を除き全部流失、その他は大破。                                      |
| 12月21日     | 火災       | 神岡地域 | 鹿間鉾山住宅より出火、22戸焼失。                                                                                            |
| 大正10年9月26日 | 風水害      | 神岡地域 | 大暴風雨、神岡鉾山前平坑、漆山坑社宅6棟倒壊、社寺の古木等立木を折る。                                                                          |
| 大正13年1月2日  | 雪害       | 神岡地域 | 大洞山に大雪崩、家屋3戸、倉庫6棟を埋没、10名下敷となる。                                                                               |
| 昭和4年5月20日  | 火災       | 神岡地域 | 玉川町より出火、焼失家屋594戸、蔵・納屋328戸、被災世帯640、罹災者2,584名、死者72名。                                                           |
| 昭和5年10月12日 | 火災       | 神岡地域 | 今町より出火、63戸焼失。                                                                                                |
| 昭和7年4月6日   | 水害       | 河合地域 | 天生金山で大規模な山崩れが発生し、製材所・発電所・精錬所等が一瞬のうちに埋没した。死者6名、負傷者5名。                                                         |
| 昭和7年5月26日  | 火災       | 神岡地域 | 柳川町より出火、山田川以西を焼く、全焼320戸、半焼11戸、死者1名、負傷者3名。                                                                    |
| 昭和9年       | 雪害       | 宮川地域 | 雪崩のため貨物列車転覆事故があり、万波峠、ニコイ峠で降雪のため下山中2名が凍死。<br>降雪続き、雪崩の被害多し、袖川村寺林で人家倒れ4名下敷となって死亡。<br>大暴風雨、屋根を飛ばす。               |
| 1月23日      | 雪害       | 神岡地域 |                                                                                                              |
| 9月21日      | 風水害      | 神岡地域 |                                                                                                              |
| 昭和10年6月26日 | 水害<br>火災 | 古川地域 | 宮川の増水と札の木堤防の決壊のため、沖地区が孤立、開通間もない高山線が流失し、民家2戸流失。<br>また、洪水の中、大村小学校が全焼。消防士2名が濁流にのまれ死亡。                           |
| 昭和20年9月    | 水害       | 宮川地域 | 昭和20年9月には祢宜ヶ沢上橋及び国鉄高山本線大瀬鉄橋が流失。<br>山田川洪水、家屋5戸流失、田畑を流し堤防を破壊する。<br>小鳥川・稲越川大氾濫、梨ヶ瀬・月ヶ瀬2橋以外すべて流失、堤防道路も各地で決壊交通途絶。 |
| 10月9日      | 水害       | 神岡地域 |                                                                                                              |
| 10月9日      | 水害       | 河合地域 |                                                                                                              |
| 昭和21年9月2日  | 風水害      | 河合地域 | 山崩れ発生。                                                                                                       |
| 昭和22年3月15日 | 雪害       | 河合地域 | 大雪崩発生。家屋2戸埋没、うち1戸から出                                                                                         |

|                                    |                         |                              |                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------|-------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6月14日<br>7月9日                      | 火災<br>水害                | 神岡地域<br>河合地域                 | 火し、家族4名焼死。<br>神岡鉦山大火。総合事務所等焼失。<br>小鳥川・稲越川大氾濫を招き道路堤防の決壊相次ぎ、兵良では、山崩れが発生し、死者1名。                                                                                                                                                                  |
| 昭和28年7月22日<br>～24日<br><br>9月14日    | 水害<br><br>風水害           | 宮川地域<br><br>河合地域             | 22日、山腹崩壊により、なし谷川が大洪水。<br>なし谷橋流失、国鉄高山線鉄橋損壊、一時不通。<br>角川発電所現場で山崩れにより、4名が生き埋めに。列車数日不通。                                                                                                                                                            |
| 昭和30年4月14日                         | 火災                      | 神岡地域                         | 東町末広より出火、42戸焼失。                                                                                                                                                                                                                               |
| 昭和34年9月<br><br>9月26日               | 水害<br><br>風水害           | 宮川地域<br><br>河合地域             | 昭和34年9月伊勢湾台風に伴う水害により、道路と耕地の流埋没があった。<br>台風15号（伊勢湾台風）により、河川の氾濫、道路の決壊、土砂崩れ、耕地の流失など被害額は3億円に及んだ。災害救助法が適用され災害激甚地に指定された。                                                                                                                             |
| 昭和36年3月26日                         | 風水害                     | 宮川地域                         | 各所で山崩れ発生。4戸埋没、死者1名。                                                                                                                                                                                                                           |
| 昭和38年1月                            | 雪害                      | 宮川地域                         | 北陸本線不通。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 昭和43年2月19日                         | 雪害                      | 神岡地域                         | 割石付近で雪崩のためトラックが埋まり2名死亡。                                                                                                                                                                                                                       |
| 昭和47年7月9日<br>～13日                  | 風水害                     | 神岡地域                         | 山之村隧道崩落、神岡線朝浦出口山崩れ。                                                                                                                                                                                                                           |
| 昭和49年9月5日                          | 火災                      | 神岡地域                         | 坂巻木工団地で火災発生。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 昭和51年9月8日<br><br>9月9日<br><br>9月11日 | 水害<br><br>風水害<br><br>水害 | 河合地域<br><br>古川地域<br><br>神岡地域 | 連続降水量（3日間）446mmを記録、このため河川46ヶ所、県道83ヶ所、国道31ヶ所、村道29ヶ所、林道60ヶ所、耕地の浸水、決壊、流失、埋没及び水路や農道の決壊56ヶ所、山の土砂流失、山腹崩壊11ヶ所。その他林業・養魚・水道・農作物など合わせ、総額8億円の被害を受けた。<br><br>台風17号による豪雨で戸市川堤防が決壊し作業をしていた消防団員1名が急流にのまれ死亡。被害の総額は4億8千万円を超える。<br><br>台風17号接近による洪水で桜町の山田川右岸決壊。 |

|             |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|-----|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和55年12月13日 | 雪 害 | 河合地域         | 降り始めからの降雪累計は13.2mに達し、未曾有の大豪雪となった。J R 高山線、国道、県道、村道は完全に身動きがとれなくなり、村では除雪機20台をフル稼働、全村民総動員で除雪に忙殺された。自衛隊71名も駆けつけ、3日間にわたり、除雪作業に当たった。                                                                                                                                                                                |
| 12月27日      | 雪 害 | 宮川地域         | 稲越<br>葛牧では雪崩が発生し家屋1軒が倒壊した。この雪害で、学校や住宅、畜舎や園芸ハウスの倒壊や、森林、淡水魚など合わせて総額14億1千万円の被害を受けた。<br>日中にはほとんどなかった雪が、翌28日には1.72m、29日には2.46mの積雪を記録、このため国鉄高山本線（J R 高山本線）、国道360号、主要地方道八尾～古川線（国道471号）とも完全に身動きがとれなくなり、この中で表層雪崩、急病人、列車立往生、排雪作業中の事故、火災等次々に発生、村内の機能が完全に麻痺した。主な被害は死者3名、負傷者3名、住家全壊1戸、半壊5戸、一部破損15戸。被害額は林業関係を中心に5億円にものぼった。 |
| 昭和55年12月29日 | 雪 害 | 宮川地域<br>神岡地域 | 雪崩により、就寝中の夫婦死亡。<br>国道41号で雪崩がトラックを直撃。新猪谷ダム湖に転落、1名死亡。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 昭和56年1月     | 雪 害 | 神岡地域         | 驚異的な豪雪で町が埋まる、雪崩による国道不通・体育館倒壊など被害甚大。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 1月5日        | 雪 害 | 河合地域         | 河合中学校体育館が積雪により押し潰れる。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 1月11日       | 雪 害 | 古川地域         | 森林被害甚大、損失額約11.3億円。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 1月23日       | 雪 害 | 宮川地域         | 雪下ろし作業中の女性1名が転落して死亡。<br>除雪作業中の男性1名が打保ダム湖に転落して死亡。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2月15日       | 雪 害 | 神岡地域         | 国道41号で雪崩がトラックを直撃。高原川に転落、1名死亡。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2月17日       | 雪 害 | 神岡地域         | 屋根から落下した雪塊が除雪作業中の男性1名に直撃し、死亡。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 昭和58年9月27日  | 風水害 | 古川地域         | 台風10号により床上浸水13戸、床下浸水47戸。田畑や道路の冠水で、被害総額約22億5千万円となる。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 9月28日       | 水 害 | 宮川地域         | 台風接近に伴う低気圧のため、関西電力櫛坂上ダムの放水量が毎秒2,036 t を記録するなど河川氾濫により護岸等に被害が続出し、「昭和58年9.28災害」と命名された。                                                                                                                                                                                                                          |
| 9月28日       | 風水害 | 河合地域         | 稲越川で土石流発生、耕地浸水等の被害。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|              |     |       |                                                                                                                                                             |
|--------------|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成4年7月15日    | 水 害 | 古川地域  | 河川の氾濫により、道路や鉄道がストップし、農業用施設の流失や農地の冠水、林道の土砂流失、林地の崩壊など大きな被害となる。被害総額は約20億円。                                                                                     |
| 平成11年9月15日   | 水 害 | 宮川地域  | 台風16号に伴う集中豪雨（9.15豪雨災害）により2名の尊い人命を失い、また、道路、電気、水道、有線放送施設等ライフラインが寸断されるなど甚大な被害を受けた。                                                                             |
| 9月15日        | 水 害 | 河合地域  | 台風16号に伴う集中豪雨（9.15豪雨災害）により、道路、電気、水道等のライフラインが寸断され、家屋の流失3戸、床下浸水12戸、床上浸水7戸の他、国道、県道、村道、林道、河川、農地等合わせて総額240億円の被害を受けた。                                              |
| 9月15日        | 風水害 | 古川地域  | 台風16号による大雨で、死者1名、全壊1戸、半壊6戸、床上浸水14戸、床下浸水107戸、避難者2,297名。被害額は77億3千万円にのぼった。                                                                                     |
| 平成16年10月20日  | 水 害 | 飛 騨 市 | 台風23号に伴う集中豪雨により、飛騨市では河川の氾濫による水害で、ライフラインが寸断され、家屋の流失1戸、床上浸水166戸、床下浸水192戸などの被害をはじめ、農林業や商工業関係にも甚大な被害が発生した。また、国道360号、J R 高山線がいたる所で寸断された。この水害で飛騨市は74億5千万円の被害を受けた。 |
| 平成30年7月3日～8日 | 水 害 | 飛 騨 市 | 台風7号及びその後の梅雨前線の南下に伴う集中豪雨により、神岡町山之村地区及び古川町数河地区で一時孤立状態になった。また、国道、県道、市道、林道、河川、農地等が被害を受けたほか、JR高山線が4箇所寸断され、復旧まで4箇月半を要した。この水害で飛騨市は約20億円の被害を受けた。                   |

## 第4節 被害想定

岐阜県は、県内において将来大きな被害を与えると思われる内陸性地震の発生を想定し、地震に伴う被害状況と地域の危険性を総合的に評価することを目的として「東海・東南海・南海地震等被害想定調査」（平成25年2月）を実施した。

市は、この調査の結果を踏まえ、市地域防災計画に反映させ、一層の防災対策を推進する必要がある。

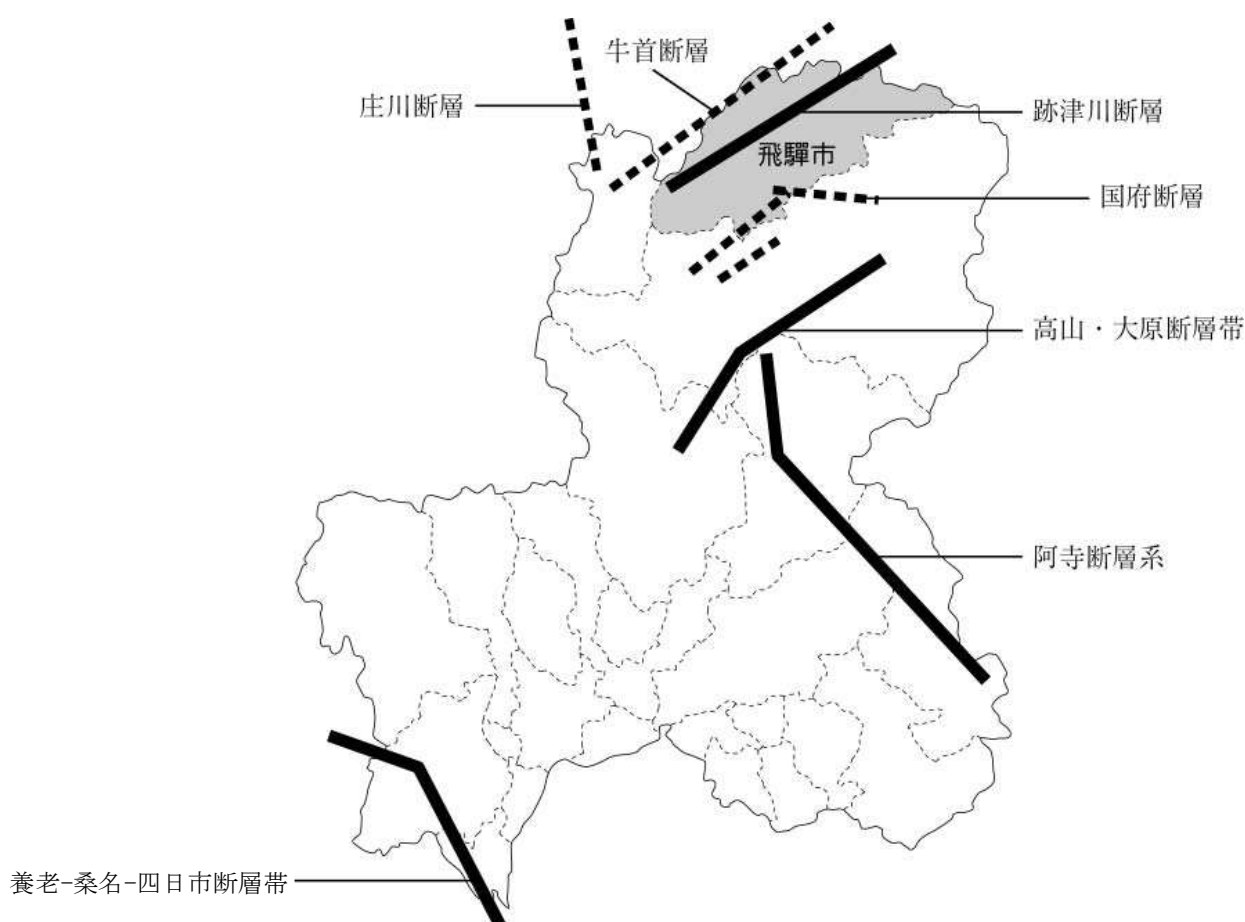
### 1 想定震源断層の設定

本防災計画で想定した地震は、海溝型地震と内陸直下型地震である。

海溝型地震は、「東海・東南海・南海地震等被害想定調査」（平成25年2月）で想定した地震のうち、「南海トラフ巨大地震」（東海・東南海・南海の三連動地震）とする。

内陸直下型地震は、「同調査の「阿寺断層系地震」、「跡津川断層地震」、「高山・大原断層帯」に今回新たに「養老—桑名—四日市断層帯」を加えた4地震である。

想定震源断層の位置



- (1) 南海トラフ巨大地震（南海・東南海・南海の三連動地震）
- (2) 阿寺断層系による地震（以下「阿寺断層系地震」という。）
- (3) 跡津川断層による地震（以下「跡津川断層地震」という。）
- (4) 養老―桑名―四日市断層帯による地震（以下「養老―桑名―四日市断層帯地震」という。）
- (5) 高山・大原断層帯による地震（以下「高山・大原断層帯地震」という。）

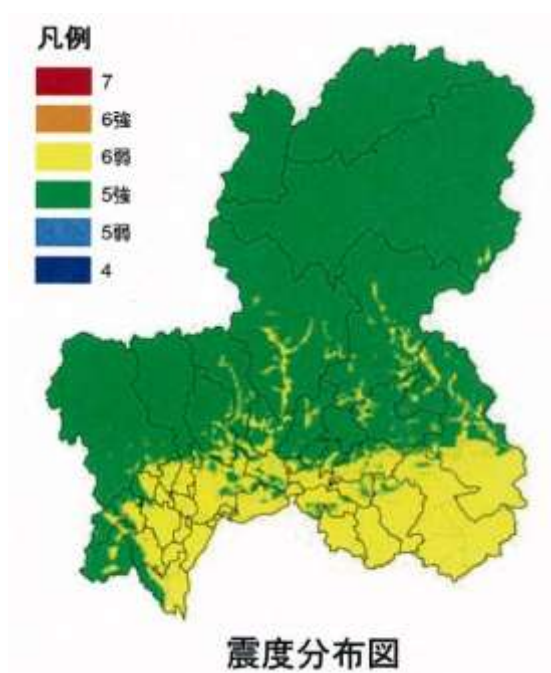
## 2 被害想定

被害想定については、震源の位置、規模（マグニチュード）、季節、時間、気象等の想定条件に強く影響されるため、調査においては、想定した震源断層が働くことによって発生する被害が最大になるような条件を与えた。

なお、以下に掲げる出火件数等の数値は、夕方（18時頃）の条件で算出している。

- (1) 南海トラフ巨大地震

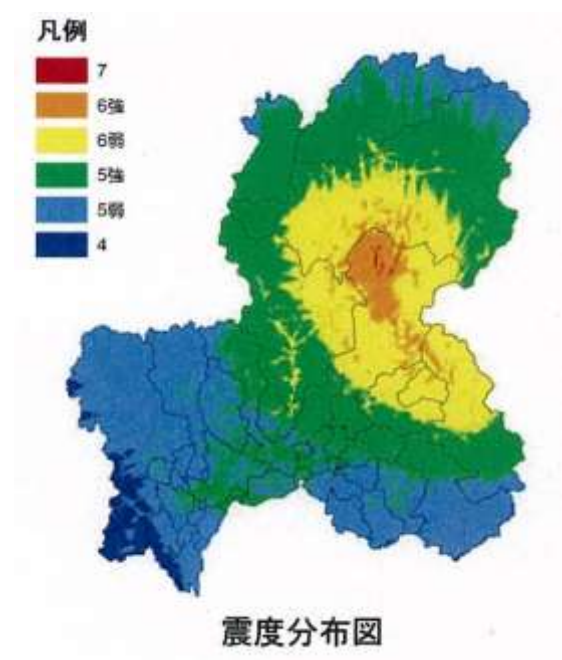
本市では、5強の揺れが予測される。



|       |       |      |
|-------|-------|------|
| 建物被害  | 全壊    | 209棟 |
|       | 半壊    | 559棟 |
| 全出火件数 |       | 0件   |
| 人的被害  | 死者数   | 0人   |
|       | 負傷者数  | 39人  |
|       | 重症者数  | 0人   |
|       | 要救出者数 | 0人   |
| 避難者数  |       | 558人 |

## (2) 阿寺断層系による地震

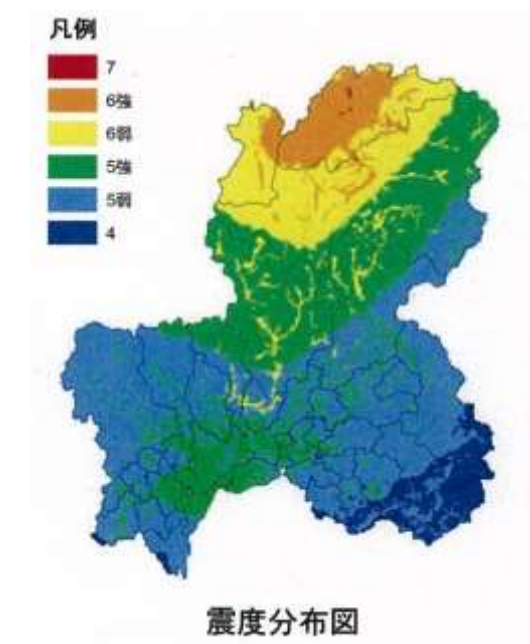
本市では、震度5弱から5強の揺れが予測される。建物被害及び人的被害も大きく、避難者数は1,400人を超えると予測されている。



|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 建物被害  | 全壊    | 302棟   |
|       | 半壊    | 1,924棟 |
| 全出火件数 |       | 1件     |
| 人的被害  | 死者数   | 10人    |
|       | 負傷者数  | 308人   |
|       | 重症者数  | 26人    |
|       | 要救出者数 | 25人    |
| 避難者数  |       | 1,451人 |

## (3) 跡津川断層による地震

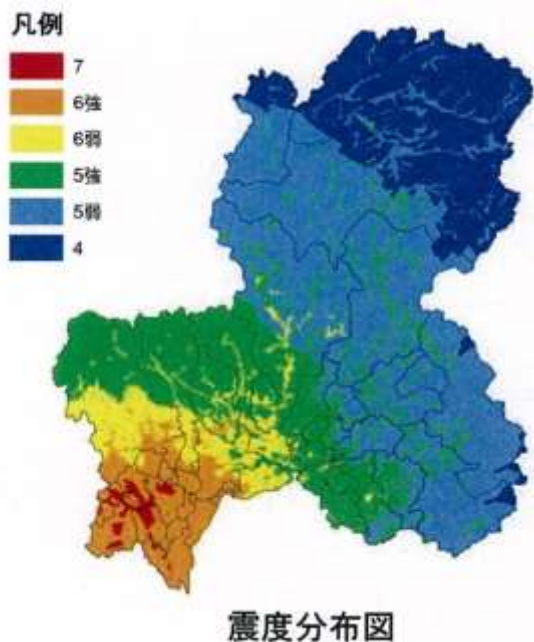
本市では、ほぼ全域で震度6弱から6強の強い揺れが予測され、一部地域では最大震度7が予想される。断層が本市を横断しているため、建物被害、人的被害ともに、多大な被害があり、避難者数は12,000人を超えると予測されている。



|       |       |         |
|-------|-------|---------|
| 建物被害  | 全壊    | 7,579棟  |
|       | 半壊    | 5,985棟  |
| 全出火件数 |       | 51件     |
| 人的被害  | 死者数   | 270人    |
|       | 負傷者数  | 2,543人  |
|       | 重症者数  | 649人    |
|       | 要救出者数 | 654人    |
| 避難者数  |       | 12,163人 |

## (4) 養老－桑名－四日市断層帯による地震

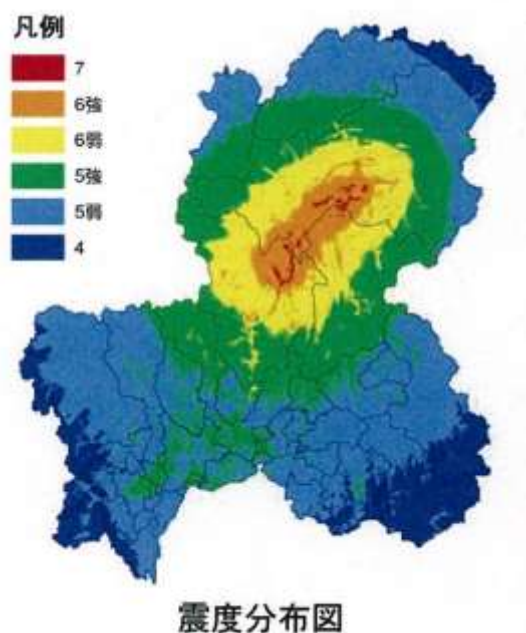
本市では、全域で震度4の揺れが予測されている。



|       |       |     |
|-------|-------|-----|
| 建物被害  | 全壊    | 0棟  |
|       | 半壊    | 10棟 |
| 全出火件数 |       | 0件  |
| 人的被害  | 死者数   | 0人  |
|       | 負傷者数  | 3人  |
|       | 重症者数  | 0人  |
|       | 要救出者数 | 0人  |
| 避難者数  |       | 6人  |

## (5) 高山・大原断層帯による地震

本市では、北部の一部で震度4、大部分は震度5弱から5強、南部の一部で震度6弱の揺れが予測される。



|       |       |        |
|-------|-------|--------|
| 建物被害  | 全壊    | 90棟    |
|       | 半壊    | 1,043棟 |
| 全出火件数 |       | 1件     |
| 人的被害  | 死者数   | 3人     |
|       | 負傷者数  | 165人   |
|       | 重症者数  | 11人    |
|       | 要救出者数 | 9人     |
| 避難者数  |       | 702人   |

### 3 災害に備える対策

地震被害想定調査で用いた被害の予測式は、過去の地震被害の事例を基にして導き出した経験式であるが、各種の地震被害に大きな影響を与える要素は、第1に地盤の揺れや液状化であり、第2にそれによって引き起こされる建物倒壊被害や火災による被害である。

地震によって生ずる被害をより少なくするには、地盤の揺れによる影響を小さくし、建物倒壊数や火災による被害を減らすことが重要である。

その対策として、軟弱地盤の液状化対策により地盤の強度を高め、また建物の耐震診断を実施して必要に応じて補強工事を行う等、その耐震化を図ること及び自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策などを施しておく必要がある。

また、火災に対しては、消防力の強化を図るとともに、延焼遮断帯の形成など地域の不燃化に努める必要がある。さらに重要なのは、いかに早く初期消火を行うかであり、日ごろから、消火用具の準備や自主防災組織の強化など地域ぐるみの防災体制の確立が必要である。

市は、防災関係機関等と連携し、地震被害想定調査結果から地震時の災害をイメージし、具体的な対策を講じておく必要がある。

### 4 災害に強いまちづくり

市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

### 5 デジタル技術を活用した防災対策の推進

市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

## 第5節 市災害対策本部の組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため、国、県、市及びその他公共機関相互の有機的連携を図るとともに、住民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制を確立する。

### 1 飛騨市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、飛騨市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、飛騨市防災会議を置く。（「飛騨市防災会議条例」資料1－2参照）

### 2 飛騨市災害対策本部

災害対策基本法第23条に基づく飛騨市災害対策本部の組織は、「飛騨市災害対策本部条例」（資料1－4参照）及び本計画に定めるところによる。

#### (1) 系 統

市本部の組織系統は、おおむね次のとおりである。

|          |              |      |         |      |
|----------|--------------|------|---------|------|
| 市災害対策本部  |              | 名称   | 位置      | 所管区域 |
| 飛騨市役所内   | 地域<br>支<br>部 | 河合支部 | 河合振興事務所 | 河合町  |
|          |              | 宮川支部 | 宮川振興事務所 | 宮川町  |
| 現地災害対策本部 |              | 神岡支部 | 神岡振興事務所 | 神岡町  |

#### (2) 編 成

飛騨市災害対策本部（以下「市本部」という。）、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）等の編成は、別紙とする。（資料編12－3参照）

#### (3) 任務分担

各組織の任務分担等は、次によるものとする。

##### ア 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

##### イ 災害対策副本部長

災害対策副本部長は、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

ウ 本部の各部、各班

- (ア) 市本部に部及び班を設け、部に部長・副部長を、班に班長・副班長を置く。
- (イ) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。
- (ロ) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。部長及び副部長ともに事故があるときは、その属する部の班長のうち、あらかじめ部長が指名する者が、その職務を代行する。
- (ハ) 班長は、当該班の所属事項について、部長、副部長を補佐するとともに上司の命を受けて応急対策の処理に当たる。
- (ニ) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (ホ) 班長の属する課等の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策に当たる。
- (ヘ) 本部の各部及び各班の組織・任務分担は、別紙のとおりとする。(資料編13-1, 13-2 参照)
- (コ) 市本部の部及び班は、本庁舎2階に設置する防災対策室において情報の集約、相互調整を行うものとする。

エ 市支部の組織及び分担任務

- (ア) 市支部は各振興事務所に置き、振興事務所所管地域における災害応急対策の円滑な処理に当たるものとする。
- (イ) 支部長は、振興事務所長をもって充て、振興事務所に勤務する職員は、支部員となるものとする。
- (ロ) 支部長は、支部員と協議して支部における災害対策に関する事務の円滑な処理と本部との連絡調整に当たるものとする。
- (ハ) 副支部長は、次長をもって充てる。
- (ニ) 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故があるときはその職務を代行する。
- (ホ) 支部には、班を設け、班長・副班長を置く。
- (ヘ) 班長は、当該の所掌する応急対策の処理に当たるものとする。
- (コ) 副班長は、班長があらかじめ指定する職にあるものをもって充てる。
- (セ) 副班長は、班長を補佐し班長に事故があるときはその職務を代行する。
- (ソ) 班長の属する機関の職員は、班員となり上司の命を受けて応急対策の処理に当たるものとする。
- (タ) (ア)～(ソ)に規定するほか、市支部の組織については、支部長が別に定める。

オ 本部・支部員会議

- (ア) 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- (イ) 支部員会議は、支部長、副支部長及び各班長、消防団方面隊長をもって組織する。
- (ロ) 災害対策本部・支部に係る災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たるものとする。

カ 本部・支部連絡員

本部・支部連絡員は、本部・支部員会議の庶務その他災害対策についての各部班の連絡等に関する事務の処理に当たる。本部の連絡員は各部から1名、支部連絡員は各班から1名出す。

なお、ここでいう連絡とは、おおむね次の事項をいう。

- (7) 本部長等の命令・指示の伝達・連絡
- (4) 気象警報等の伝達・連絡
- (7) 職員の動員通知
- (エ) 情報の本部への報告及び本部情報の伝達

キ 現地災害対策本部

- (7) 現地災害対策本部は、市本部長が災害の規模、程度等により必要があると認めるときに設置される。
- (4) 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び若干の現地災害対策本部員を置き、現地災害対策本部長は、その都度市本部長が任命し、現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の要請によりその都度、関係班の長が所属の職員から指名する。
- (7) 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
- (エ) 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長を補佐し、現地における災害対策の推進に当たる。
- (カ) 現地災害対策本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、学校、公民館等公共の施設を利用するものとする。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とするものとする。

## 第 2 編

# 一般対策編

### ◆ 第 1 章 災害予防計画

## 第1節 総 則

すべての部

### 第1 防災協働社会の形成推進

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、市、自治会、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

#### 1 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

県は、市町村、防災関係団体、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」を推進する組織を設置する。

県及び市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても県民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

#### 2 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

#### 3 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

市は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立に努める。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

#### 4 自治会、自主防災組織、協定団体・施設及び支援組織等との連絡協議会の設置

災害発生時に備え、平常時から自治会、自主防災組織、協定団体・施設及び支援組織等と、市の防災体制や取組みの共有、各団体等との連絡体制等の確認及び連携の一層の強化を図るため、情報交換の機会を設け、速やかな対応ができるように努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するよう努める。

地域の防災力強化のため、市民、市職員等の防災士資格取得者の拡大を図る。

#### 5 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行えるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

## 6 関係機関と連携した防災対策の整備

平素から県及び市町村等関係機関や、企業との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、市は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

## 7 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

## 第2 防災業務施設・設備等の整備

### 1 気象等観測施設・設備等

市は、県等と連携して、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

（注）気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

### 2 消防施設・設備等

市は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。

### 3 防災施設・設備等

**(1) 緊急離着陸場の選定**

市は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、又はヘリコプターによる救急・救助・空中消火の基地として、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場の整備拡充に努める。(資料9-1)

**(2) ヘリポート等の整備**

市は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努めるほか、緊急離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

**4 通信施設・設備等**

(1) 市は、防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化を図るため、集落、他の市町村、県、防災関係機関との間における情報連絡網の整備を図る。

(2) 市は、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努める。

(3) 市は、通信施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

**5 水防施設・設備等**

市は、水防危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

**6 救助施設・設備等**

市は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架等の救助用資機材及び非常用食糧、生活必需品等の物資について有効・適切に活用・運用できるよう、整備、改善及び点検を実施する。

**7 災害対策本部施設等の整備**

市は、本庁舎及び各振興事務所に設置する災害対策本部・地域支部について、災害対策上、必要な機能を整備する。

なお、災害により本部施設（市役所庁舎）が使用不能となった場合は、消防本部又は各振興事務所の指定した場所を代替場所として使用することとし、その代替機能の整備を図る。

**8 迅速な参集体制の整備****(1) 職員の動員・配備体制の強化**

ア 市は、職員の動員配備、情報の収集・伝達及び各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

イ 市は、勤務時間外においても迅速な警戒体制が確保できるよう、当直員等による24時間体制で対応する。

**(2) 災害対策本部の運営体制の整備**

ア 市は、警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対

策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

イ 市は、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等の備蓄等を推進する。

ウ 市は、本部・支部員会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

(7) 動員配備・参集方法

(4) 本部の設営方法

(7) 各種通信機器等の操作方法等

## 9 防災拠点施設の整備

市は、大規模災害発生時に市内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する市の広域防災拠点施設の指定を行う。

### (1) 救助活動拠点

県内外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

### (2) 物資配分活動拠点

県外又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一時集積配分拠点

### (3) ライフライン復旧活動拠点

電気、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

### (4) その他、防災に資する公共施設の整備

一時避難場所・避難所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と密接な連携を図りつつ、積極的な整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。

## 10 その他施設・設備等

市は、災害のため被災した道路・河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的を実施するとともに、あらかじめ輸送ルート of 確保計画を策定する。

## 第2節 防災思想・防災知識の普及

すべての部

災害を最小限に食い止めるには、市、県、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日ごろから「自らの生命は自ら守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、平素から災害に対する備えを心がけることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、市は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々なデータを分かりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には、乳幼児、重篤な重病者、障がい児者、高齢者、妊婦、外国人等の災害時要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

### 1 住民に対する防災教育

市は、消防本部と連携し、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図るとともに、災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

#### (1) 一般啓発

##### ア 啓発の内容

- (7) 飛騨市地域防災計画の概要
- (4) 気象情報に関する一般的知識
- (7) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 避難場所・避難所、避難路、屋内安全確保、その他避難対策に関する知識
- (カ) 建築基準法等の遵守及び住宅の維持・補修・補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急手当等看護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (ケ) 土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれのある区域に関する知識
- (コ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。

##### イ 啓発の方法

- (7) 広報紙、パンフレット、ポスター、ハザードマップ等の利用
- (イ) 広報車の利用
- (7) 講演会、講習会の実施
- (エ) 防災訓練の実施
- (オ) ホームページやCATVによる情報提供
- (2) 企業への啓発

市は、企業従業員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。また、企業自らも防災知識の啓発や防災訓練を積極的に実施するよう働きかける。

### (3) 普及啓発を図る基本的事項

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の過程での予防・安全対策

イ 警報等発表時や避難緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難の避難に関する情報の発令時にとるべき行動

ウ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

エ 災害時の家族の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

## 2 職員に対する教育

迅速かつ的確な災害対策の実施を図るため、それぞれ防災業務に従事する職員等に対し、次のとおり必要な教育を行う。

- (1) 災害に関する一般的・専門的知識
- (2) 現在講じられている災害対策（防災備蓄品、防災当番、避難所運営等）
- (3) 今後取り組むべき課題
- (4) 組織の防災体制（職場の備蓄状況等）
- (5) 職員のとるべき行動（事前、発生後）
- (6) 防災活動に関する基礎的知識（個人の準備、防災資機材の使用法、応急手当等）

なお、上記(5)及び(6)については、毎年度市所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

### 3 教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、市職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に、災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。

指導に当たっては、各教科、学級活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定を行うよう努める。

学校及び保育園は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

### 4 災害伝承

市は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める等、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

### 5 企業防災の推進

市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

### 6 防災訓練への積極的参加

市は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して、防災週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、平常時から防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

### 第3節 防災訓練

すべての部

災害発生時に、市は県・関係機関及び地域住民等との連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、図上又は現地において計画的、継続的に防災訓練を実施する。

#### 1 基本方針

市及び市域内の防災関係機関あるいは防災上重要な施設の管理者は、地震、水害、火災等それぞれの地域において発生が予想される災害の具体的な想定に基づき、災害予防責任者、防災業務従事職員あるいは地域住民の処理すべき応急的な対策について、それぞれの機関別にあるいは2以上の機関が合同して訓練を行う。

なお、訓練を実施するに当たっては、次の点に留意する。

##### (1) 実施結果についての見直しと反映

訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うこと。

##### (2) 地域住民等との連携

災害時における地域の災害応急活動等の重要性に鑑み、地域住民、自治会組織、企業等に訓練への積極的な参加を求め、相互に連携した訓練の実施に努めること。

#### 2 総合訓練

市は、各部門別応急対策実施機関等と合同して、毎年1回程度、おおむね次の対策を総合して地域住民とが一体となった訓練を実施する。

| 訓 練 科 目       | 訓 練 実 施 機 関                       |
|---------------|-----------------------------------|
| 警 報 等 伝 達 訓 練 | 関係防災機関等                           |
| 通 信 訓 練       | 通信機関                              |
| 避 難 訓 練       | 市、警察、消防機関等                        |
| 救 出 訓 練       | 警察、消防機関、自衛隊                       |
| 医 療 訓 練       | 市民病院、保健所及び民間医療機関                  |
| 炊出しその他救助訓練    | 奉仕団体等                             |
| 消 防 ・ 水 防 訓 練 | 消防機関、水防機関等                        |
| 広 域 応 援 訓 練   | 応援協定締結機関                          |
| そ の 他 訓 練     | 関係機関、情報連絡員や応援職員の派遣、NPO・ボランティア等の参加 |

#### 3 水防訓練

(1) 市及び消防機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により訓練を実施するほか、関係団体が合同して行う訓練に参加して実施する。

##### ア 実施の期間

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

#### イ 実施地域

過去に洪水被害にあった場所、土砂災害警戒区域等洪水や土砂災害のおそれのある地域において実施する。

#### ウ 方 法

図上又は実地に地区消防団方面隊ごとに定例訓練を実施するほか、随時幹部の水防工法その他関連する訓練と併せて講習会等を実施する。

- (2) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

### 4 土砂災害対応訓練

市は、土砂災害警戒区域ごとの住民主体による防災訓練等を支援し、より多くの住民の参加を求めるとともに、訓練を通じて防災意識の高揚や防災教育の推進を図る。

### 5 消防訓練

市、消防団及び消防本部は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、他の市町村と合同し、大規模な機動連合演習を実施する。

### 6 避難等救助訓練

市、消防団及び消防本部は、避難救助等の関係機関と連携を保ちつつ、それぞれ関係の計画に基づき避難その他救助の円滑な遂行を図るため訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、その他多数の者が出入りし、勤務又は居住する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、避難施設の整備と救助訓練の実施について指導する。

また、社会福祉施設における具体的な訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、社会福祉施設においては年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を年1回以上実施する。

### 7 自主防災組織による訓練

各種災害の発生を想定し、減災を図るため、地域住民の自主防災組織による情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導並びに応急訓練等の実施について指導する。

### 8 市民の防災意識の高揚

市民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう、実践的な訓練により防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

## 第4節 自主防災組織の活動の育成と強化

総務部 消防本部

大規模災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想されることから、自治会等は「自分たちの地域は自分たちで守る」との認識のもと、地域の人々のコミュニティ連帯意識に基づく自主的な防災活動が不可欠である。このため、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成・強化を推進する。

### 1 地域住民の自主防災組織

#### (1) 地域住民の自主防災組織づくりの推進

市は、地域住民の自主防災組織づくりを推進する。

#### (2) 地域住民に対する自主防災組織の重要性の啓発

住民に対する防災教育等により、市、県、防災関係機関等は連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境整備に努める。

#### (3) 消防・警察OB、防災士のリーダー的役割による自主防災組織の育成、強化

市は、消防職、警察職及び消防団員OB並びに防災士等防災に専門的知識を有する者のうちから地域消防防災活動協力員を任命し、その専門知識を生かした、地域に密着した指導により、行政区・自治会単位の自主防災組織の設立と活動の充実を図る。

#### (4) 防災士の育成及び防災士会による防災活動の強化

防災士資格取得者の育成・増員を行い、地域での防災活動のリーダーとなるべき人を養成するとともに、防災士会による市民に対する防災教育及び防災思想の普及、自主防災組織の防災活動への協力、防災備蓄品等の点検、災害時における避難所運営、ボランティアセンター運営、市災害対策本部活動等への協力を要請し、防災活動の強化を図る。

#### (5) 各自主防災組織の防災計画の作成

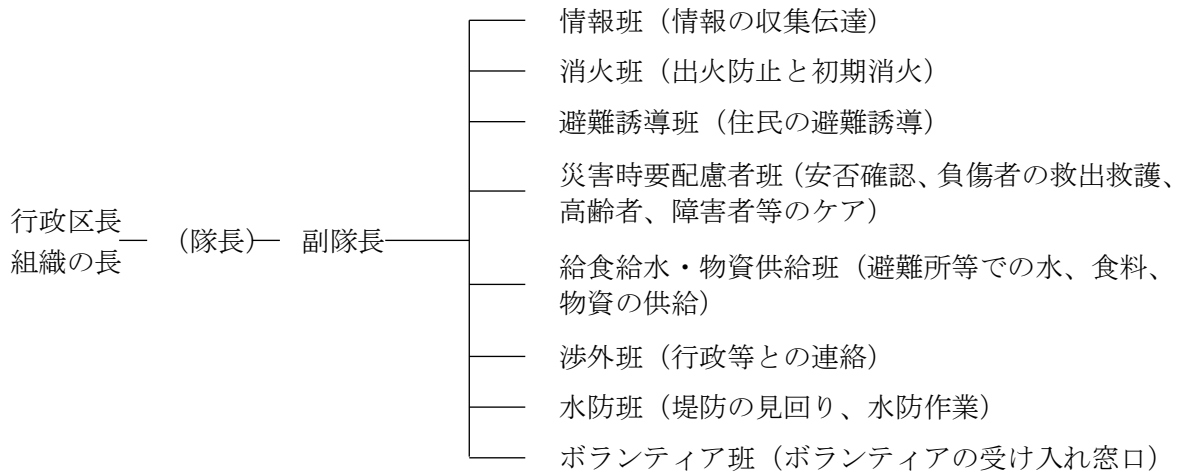
各地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを市防災会議に提案し、市と連携して防災活動を行うこととする。

ア 市は、自主防災の組織（各構成員の役割）、活動内容等を明確にし、迅速・的確な活動を確保するため、各自主防災組織が防災計画を作成するよう、その具体的なモデル案を示すなどにより指導する。

イ 自主防災組織の防災計画における内容は、組織の編成、平常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定める。

各自主防災組織は、市が示したモデル案を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

### 自主防災組織の組織（例）



### 自主防災組織の活動（例）

#### ア 平常時の活動

- ① 防災知識の習得・普及活動…講演会、ミニコミ紙発行
- ② 防災カルテ、防災地図の作成…地域の防災設備や災害危険性について、地図にまとめて住民に周知徹底
- ③ 防災訓練の実施…図上訓練（D I G）を中心に、危険箇所の把握、避難路の把握、一時避難場所・避難所の管理運営、情報収集伝達、消火、避難、救出救護、給食給水・物資供給、災害時要配慮者の把握等
- ④ 生活必需品、防災資機材の備蓄…災害直後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄
- ⑤ 防災点検の実施…「防災点検10か条」の策定とそれに基づく点検
- ⑥ 地域内の他組織との連携…地域内の事業所、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動推進
- ⑦ 消防団等と協力し、避難の「声かけ訓練」を実施する。

#### イ 災害発生時の活動

- ① 情報収集伝達…地域内の被害状況・被災者のニーズを防災無線及び有線放送で市等へ報告、防災関係機関提供情報を住民に伝達
- ② 初期消火…消火器、バケツ、消火栓等で初期消火
- ③ 救出救護…救出用資機材による生埋め者の救出、負傷者の応急手当て、救護所等へ搬送
- ④ 避難誘導…避難指示の伝達、避難所・経路の安全確認、災害時要配慮者の避難補助
- ⑤ 炊き出しや救助物資の配分の協力

(6) 自主防災組織の活動拠点の整備

ア 市は、各振興事務所において、行政区・自治会等に1か所の割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設を定め、その整備に努める。(コミュニティ防災拠点)

イ 機能

- (7) 防災知識の習得・普及の場
- (4) 資機材、生活必需品等の備蓄
- (7) コミュニティの災害応急活動の拠点

(7) 自主防災資機材の整備

ア 市は、自主防災組織の活動における補完の観点から消防庁消防防災設備事業の自主防災組織活性化事業を活用し、今後さらに防災備蓄倉庫の設置と防災資機材の整備を図っていく。

イ 備蓄倉庫の設置場所及び倉庫の保管資器材については、資料6-3・6-4参照のこと。

(8) 研修の実施

ア 自主防災組織のリーダー研修

市は県、その他の防災関係機関等と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技能の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。

イ 各種団体における防災研修

市は県と連携して、地域に根ざした各種の団体(単位老人クラブ、単位女性会等)に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう指導する。

(9) 消防団、交番等との連携強化

市は飛騨警察署と連携して、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進する。

## 2 事業所の自衛消防組織等

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具、貯蔵又は取り扱う危険物についても質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する宿泊施設、文化施設、大型店等にあつては、災害時のパニック等による被害も予想される。

このため市は、消防本部と連携し、事業所に対し次の事項について、それぞれの事業所の実情に応じて指導する。

- (1) 市及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制の整備に努める。
- (2) 自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防組織等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

### 3 住民及び事業者による市内の防災活動の推進

市の住民及び市内に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、市内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう市の住民及び市内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画を定めるものとする。

## 第5節 ボランティア活動の環境整備

総務部 企画部

災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、市は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。そのため、日本赤十字社岐阜県支部飛騨地区各分区、飛騨市社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保に努める。

### 1 ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市は、飛騨市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）、日本赤十字社岐阜県支部飛騨地区各分区並びに飛騨市区長会等連絡協議会やNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援機関（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

市は、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

### 2 ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

### 3 災害救援ボランティアの登録

市は、市社協が行う、迅速・円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導・支援するものとする。また、ボランティアの登録状況について、把握しておく。

なお、市社協は、次の要領で災害ボランティアの登録受付を行う。

#### (1) 対象者

ア 18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者

イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者

(ア) グループの活動であること

(イ) グループに20歳以上の指導者がいること

(ウ) 原則として県内の活動に限ること

ウ 災害救援活動を希望するグループ又は団体

#### (2) 登録後の活動要請

次の場合に市社協からボランティア活動を要請する。

ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ 災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

#### **4 ボランティア活動の推進**

##### **(1) ボランティアセンターの設置**

市社協はボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

なお、市は、ボランティアセンターの設置・運営について指導・支援をする。

また、市は、ボランティアセンターの運営に積極的に参画するとともに、状況により県の支援を受けるものとする。

##### **(2) ボランティアコーディネーターの設置**

市社協は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターを設置、育成に努める。

なお、市は、ボランティアコーディネーターの設置・育成について指導・支援する。

#### **5 ボランティア活動拠点の整備**

市は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。

#### **6 活動調整機構の整備**

市は、災害応急対策に当たって、ボランティアが効果的に活動できるよう、災害対策本部等にボランティア活動を総合的に調整する機構を整備する。

#### **7 廃棄物等に係る連絡体制の構築**

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第6節 広域応援体制の整備

総務部、消防本部

大規模災害にあつては、市の防災機関だけでは対応できない事態が想定されることから、他地域からの応援が必要である。したがって被災地においては、混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があるので、事前にこれを想定したきめ細かい取り決めをした広域の応援体制を多重的に整備する。

### 1 広域相互応援

- (1) 大規模災害時における他地方公共団体との相互応援に関して検討する。

この際、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

- (2) 岐阜県が中部9県1市と相互応援協定を締結していることから、協定県内の市町村の応援を県に要請する。

### 2 県内相互応援

- (1) 広域消防相互応援体制

市は、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し、相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」（資料4－4参照）を締結している。

- (2) 県広域防災相互応援体制

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し、他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援をするため、県内全市町村による「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」（資料2－1参照）を締結している。

### 3 その他の相互応援

市では災害時に備え、次の協定を締結している。

- (1) 飛騨市内郵便局との「災害支援協力に関する覚書」（資料2－5参照）
- (2) 飛騨市医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」（資料5－3参照）
- (3) 東京都葛飾区との「災害時の相互応援協定」（資料2－9参照）
- (4) その他（生活協同組合コープ岐阜等との食糧援助等）（資料6－5及び6－6参照）

### 4 その他の応援体制

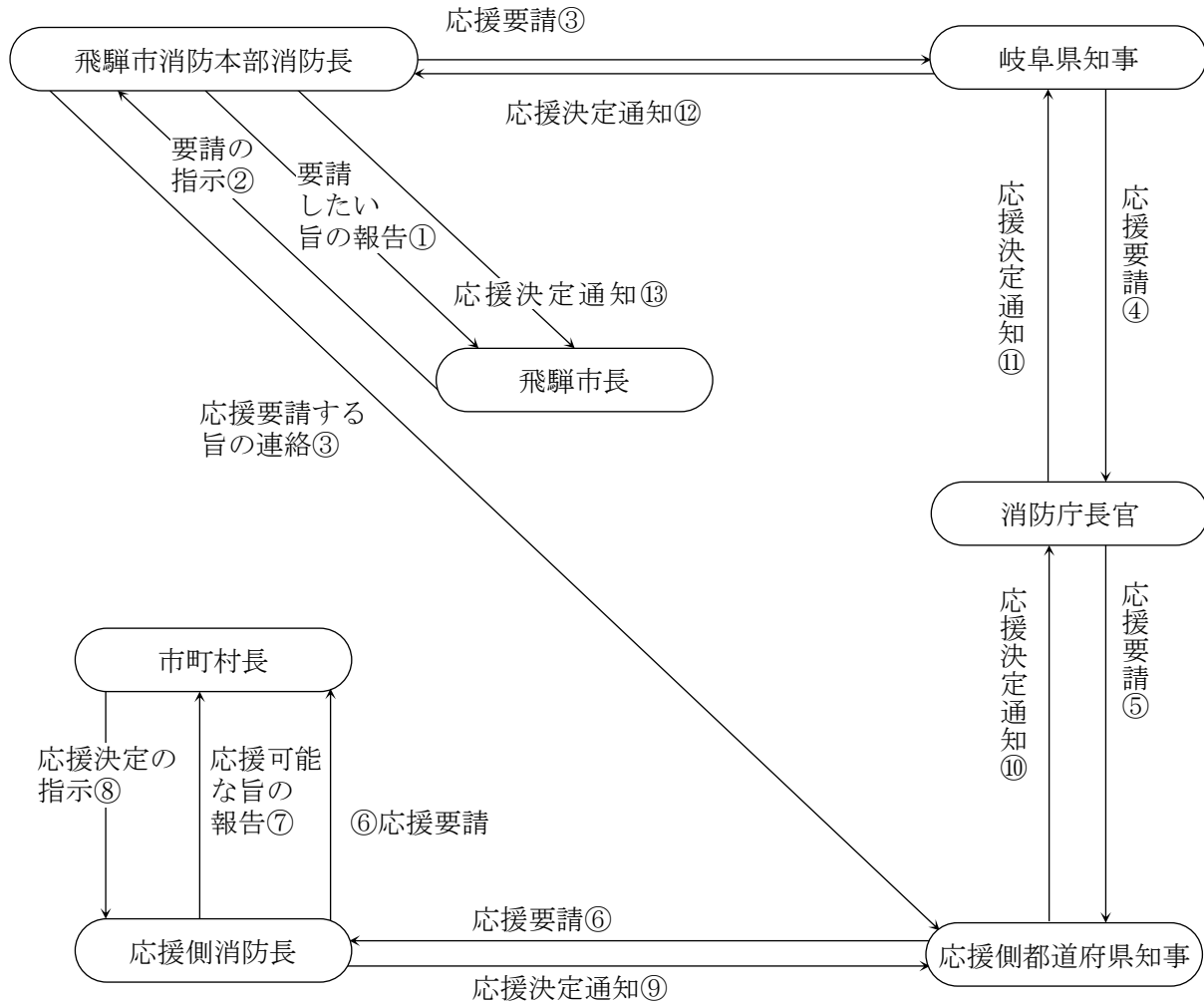
- (1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

- (2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

**広域航空消防応援の要請ルート**  
(ヘリを保有する都道府県及び市町村の場合)



(3) 自衛隊

市は、大規模災害又は特殊災害の発生時に自衛隊の派遣について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

5 受援のための計画

市は、「飛騨市災害時受援計画」を定めて、応援職員、機関・部隊を円滑に受け入れる体制を整備しておくものとする。

## 第7節 緊急輸送網の整備

総務部 基盤整備部

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことは極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

### 1 緊急輸送道路の指定

県は、県内の道路を災害発生後の緊急輸送の確保の観点からの広域的な役割を果たすもの、地域内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、広域農道等、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

- (1) 第1次緊急輸送道路・・・県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路(市内では国道41号)
- (2) 第2次緊急輸送道路・・・第1次緊急輸送道路と防災拠点とを相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路(市内では国道360号、国道471号、県道及び市道)
- (3) 第3次緊急輸送道路・・・第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連携し、地区内の緊急輸送を担う道路(市内では該当なし)

### 2 緊急輸送道路ネットワークの確保

市は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、平素から道路状況の確認を行い、異常があれば、早期に各道路管理者に通報し、機能回復を要請する。

### 3 道路被害状況の早期把握

市は、発災後、速やかに道路状況の偵察を行う。この際、各行政区長からの区内の道路状況の通報活用に着意する。道路の損傷、障害物等を確認した場合は、各道路管理者に通報するとともに、必要な市道について自ら補修を行う。

### 4 市内の輸送拠点の設定

本庁舎（ハートピア古川を含む。）及び各振興事務所に輸送拠点を設置する。状況により、近傍の企業等の駐車場、倉庫を活用する。

この際、輸送拠点での非常用電源、燃料供給、通信等の各設備の準備を推進するほか、輸送車両に対する優先的な給油体制を整備する。

### 5 緊急通行車両の指定

市は、保有する車両及び学校施設において緊急時活動する私有車（教育長が指定する車両）について、緊急車両として飛騨警察署に平常時から届けておき、災害時に速やかに緊急通行車両標識の交付を受けるものとする。

## 第8節 防災通信設備等の整備

総務部 消防本部

大規模な災害に備え、市は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

このため、市は、県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

### 1 防災通信網の整備

#### (1) 飛騨市防災行政無線

住民に対する災害広報を即時にかつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設及び市と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充に努める。

この際、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するように努めるものとする。

(資料6－16参照)

#### (2) 防災相互通信用無線等

市は防災関係機関と連携し、災害現地において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努める。

また、消防本部は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努める。

#### (3) 非常無線通信

市は防災関係機関と連携し、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図るものとし、岐阜地区非常通信協議会の活動を通して、非常無線通信体制の整備充実を努める。

#### (4) その他通信網

市は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

##### ア 移動体通信（携帯電話・衛星携帯電話）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り整備促進に努める。

##### イ アマチュア無線

一般社団法人日本防災無線（JARL）岐阜支部を通じて、非常時における情報伝達について協力を依頼する。

なお、災害時には共通の周波数を使用し、アマチュア無線通信チャンネル確保に努める。

##### ウ CATV・インターネット・行政ネットワーク

市は、住民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等の提出及び双方向の情報通信のため、CATV・インターネット・行政ネットワーク（情報システム）の整備に努めるとともに、ラジオ（岐阜エフエム）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア等の活用や、災害情報共有システム（Lアラート）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。

エ タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集を図る。

(5) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

市は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備する。

## 2 情報の収集・伝達体制の整備

(1) 災害現場からの情報収集体制

市は、災害現場に赴き情報収集に当たる職員をあらかじめ指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するとともに、災害現場情報等の収集体制を整備する。

(2) 情報収集・連絡システム

市は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、県被害情報集約システム、携帯電話（エリアメール機能を含む）等、情報収集や連絡のシステムの適正な運用に努める。

また、市は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

## 第9節 火災予防対策

総務部 消防本部

近年は、住宅の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、火災の延焼防止上の危険要因が増大している。

このため、市は、さらなる消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底に努める。

### 1 消防力の充実整備

消防組織の確立と消防施設の整備並びに効率的な運用は、次による。

#### (1) 消防組織の整備

火災等の大規模化、複雑化に伴い高度な消防の知識と技術が要求され、加えて市街地の広域化によって地域の消防需要が増大する実情に鑑み、各種災害に対処し得る体制の確立を推進するため、消防団員の確保に努める。

また、災害予防のための査察及び火災調査の徹底を期するため、予防査察体制の強化充実を図る。（「飛騨市消防団組織」資料4－1参照）

#### (2) 消防施設等の整備

##### ア 消防ポンプ等機械の整備

消防用車両等については、国の示す消防力の整備指針を考慮し、それぞれ消防施設整備計画によって年次整備し、装備の高度化、近代化等機械力の充実強化に努める。

##### イ ホース等消防用器具の整備

消防ポンプ等機械力の強化と並行してホース等の増加を図るとともに、本市に対応する近代器具を逐年整備し、火災による被害防止と人命の救助に努める。

##### ウ 消防水利の整備

消防水利の整備については、国の示す消防水利の基準に基づき計画的に逐年整備し、消火栓と防火水槽との適切な組合せによる水利の多元化に努める。

#### (3) 消防力の効率化

「岐阜県広域消防相互応援協定」を円滑かつ的確に運用するために、「岐阜県広域消防応援基本計画」に基づき、応援隊の派遣、受け入れ等具体的計画を整備し、広域消防応援体制の強化を図る。

### 2 消防施設等の保全

消防施設等の保全計画は、次による。

#### (1) 消防機械器具の点検、整備

災害時において、消防用機械器具が最高能力を発揮するよう平常時から常に点検、整備を行い保全に努める。

#### (2) 消防水利施設の点検、整備

災害時において、消火用水の使用が確保できるよう平常時において水利施設の状況変化の

把握に努め、定期的に調査を実施して給水能力の低下等による不備な施設に対し、更新又は補修し、施設の保全を図る。

(3) 消防通信施設の点検、整備

災害時において、消防通信が十分確保できるよう通信施設点検整備を常に行い、機能の保全を図る。

**3 消防団員等に対する教養訓練**

火災等の災害予防及び消防活動の万全を期するため、消防団員に対して、専門的な知識、技術の教養訓練に努め、人的消防力の質的向上を図る。

**4 住民等に対する火災予防の徹底**

災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、消防本部と協力し、防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の習得について、周知徹底を図る。

また、今後いっそう高齢化が進むにつれ、火災による死者が増加すると予想されるため、特に高齢者に係る住宅防火診断等を実施し、防災対策を総合的に推進する。

## 第10節 水害予防対策

総務部 農林部 基盤整備部  
消防本部

融雪、台風、集中豪雨等により、河川、ため池等の施設が決壊、又は破損した場合は、大災害となるおそれがあるので、市は関係機関と協力して、消防団員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、河川及びため池の整備促進に努める。

### 1 河川施設

#### (1) 現 況

本市を流れる河川は、荒城川、宮川、高原川をはじめとして、周囲には山並みがそびえ地形環境から風水害等の災害対策は重要であり、今後とも危険箇所の点検・改修整備や砂防、河川改修等の事業を流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を計画的に推進する必要がある。

なお、本市における水害を含めた災害危険箇所及び避難場所については「ハザードマップ」を参照のこと。

#### (2) 対 策

##### ア 水防用資機材の整備

防災備蓄倉庫に必要な資機材の備蓄に努める。(資料4-2・4-3参照)

##### イ パトロール等の実施

河川、堤防等の河川施設については、堤防の決壊防止を図るため、河川管理者との連携をとりながら、市職員及び消防団員によるパトロール等を実施し、安全管理に努める。

##### ウ 集中降雨対策

短時間に多量の降雨に対処するため側溝、雨水路の清掃、整備対策を講ずる。

##### エ 宅地開発の雨水対策

宅地開発指導要綱等により雨水対策に万全を期す。

##### オ 住民への周知

想定氾濫区域等危険箇所（洪水ハザードマップ等）の住民への周知を図り、迅速な警戒避難体制がとれるように日ごろから広報に努める。

また、県等が配信する各種災害メール等を紹介し、市民自ら早期に注意報・警報等の情報を入手できる手段を広く広報する。この際、適切な避難行動につなげるように、同時にその情報の活用方法についての普及啓発を行うものとする。

##### カ 情報の収集

河川情報システム、土砂災害警戒情報システム、危機管理型水位計により管内の最新状況を把握する。

##### キ 河床の浚渫

宮川の洪水を防ぐため、河川改修事業を促進し、治水安全度の向上に努める。

- ク 山林の保水力の強化
- ケ 山林の伐採規制
- コ 針広混交林の促進

## 2 道路施設

市は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

## 3 指定緊急避難場所

市は、指定緊急避難場所について、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

## 4 水害リスクの開示

- (1) 市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。
- (2) 市は、県が示した水害の危険性が高い地区の情報提供や危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位の設定、市内に所在するダムの管理者からの放流に関する情報提供を受け、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定する。

なお、タイムライン策定にあたっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

## 5 防災知識の普及

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること

等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時に取るべき行動について普及啓発するとともに風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、

住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべき等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

## 6 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

## 第11節 雪害予防対策

基盤整備部 教育委員会

本市の河合・宮川・神岡地区は、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯である。市は、豪雪又は雪崩等雪害に対する道路、その他公共的施設の整備及び除雪用機械の整備を図る。

### 1 道路施設等の整備

#### (1) 凍雪害防止事業

積雪時の道路で、凍上又は融雪のため交通荷重により路盤等が破壊されることを防ぐため、又は積雪により交通に使用を及ぼすことを防ぐため、凍雪害防止採択基準（以下、「採択基準」という。）に適合する道路について、路盤改良や流雪溝の整備、堆雪幅の確保を実施するものとする。

#### (2) 防雪事業

積雪地域内における道路について、雪崩の発生により危険を生じ、若しくは自動車交通が不能となる箇所又は地形若しくは風向上防雪効果の著しい箇所で、上記凍雪害防止採択基準に準じる箇所について防雪柵、スノーシェッド、雪崩防止柵、消融雪施設等防雪施設の整備を行うものとする。

#### (3) 除雪用機械の整備

道路除雪に必要な除雪機械の整備に努める。

#### (4) 融雪事業

除雪等が困難な道路の交通確保のため、融雪設備の整備に努める。

#### (5) 道路改築事業

市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下、「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度にするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待機所等の整備及び要望を行う。

### 2 雪崩防止施設の整備等

雪崩危険箇所（資料11－3 参照）等で、雪崩の発生するおそれのある地域での人家、公共施設等の保全を図るため、雪崩防止対策として必要な施設の整備を図り、雪崩等の災害防止に努めるものとする。

### 3 学校施設の整備

豪雪山間地帯における校舎等の保全を図り、冬期間の通学と運動場を確保するため危険校舎の改築、屋内運動場等の建設整備を図るものとする。

### 4 除雪体制の整備

豪雪等に対し、道路交通等を確保できるよう、市は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械

及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。特に、集中的な大雪に対しては、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪に努めるものとする。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、入札契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

市は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全政策の実施について注意喚起を図ることとする。

## 5 緊急輸送活動関係

市は、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク個所をあらかじめ把握しておくとともに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の実情に応じて準備するよう努める。

## 6 大雪対策

市は、豪雪に伴う倒木や放置車両等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係機関と連携し、対策を進めるものとする。

## 7 災害未然防止活動

道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を想定しておくものとする。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

## 8 防災訓練の実施

市は、必要により関係機関等と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するものとする。

## 9 防災知識の普及

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

集中的な大雪が予測される場合は、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

## 第12節 飲料水渇水等予防対策

環境水道部

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設（以下「施設」という。）等に対する予防対策は、本計画の定めるところによるが、各施設の設置者等は、飲料水の確保を図るため、生活用水の需給計画を策定するとともに施設の改修整備に努める。

なお、災害等による飲料水の供給は、本編第2章第19節「給水活動」の定めるところによる。

### 1 現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等と飲料水の給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、利用者の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

### 2 渇水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水は、次による。

#### (1) 広 報

広報活動は、次のいずれかにより実施する。

- ア 行政防災無線、ホームページの活用
- イ テレビ、ラジオ、新聞等の利用
- ウ 広報紙、掲示板等の活用
- エ 自主防災組織、大口利用者等に節水協力の要請

#### (2) 給 水

応急給水は、次のいずれかにより実施する。

- ア 給水車（給水車、給水タンク搭載車）
- イ 街頭給水タンク
- ウ 各戸給水容器
- エ 共同給水栓の設置（暫定）
- オ 他の水源からの導水等

### 3 給水資器材の確保等

緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資器材として、給水タンク（とう載用）、ポリ容器、資材等の確保又は備蓄に努める。

また、停電による供給機械停止に備え、発電機による給電体制を整備する。

### 4 飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保は、「岐阜県水道災害相互応援協定」（資料2－4参照）その他の規定に基づく緊急給水ができるように、その対策を定めておく。ただし、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合は、各関係機関と緊密な連絡をとり実施する。

## 5 自衛隊の災害派遣による給水

災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づく他市町村等の応援によっても、なお飲料水の確保ができないときは、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣による給水を知事に要請する。

## 第13節 観光施設等予防対策

総務部 商工観光部

市内には、宿泊休養施設（ホテル、旅館等）や運動施設（グラウンド、キャンプ場、スキー場等）等（以下「観光施設」という。）が多数存在しており、その利用者の安全を図るため、災害発生時に備えた体制の整備に努める。

### 1 観光施設に対する指導

市は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者・管理者に対して、次の対策を講じるよう指導する。

#### (1) 防災体制の整備

ア 観光施設の管理者は、法令に基づき消防計画及び防災計画を策定し訓練等を実施して、観光客等の安全確保に努める。

イ 施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備える。

#### (2) 気象予警報等の把握と避難体制

テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象状況の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、市と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定める。また、「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に資する。

### 2 観光客・旅行者等の安全確保

観光施設の経営者又は管理者は、地理的に不案内な観光客、旅行者等が災害に遭遇した場合を想定して、次の点に留意して安全確保対策を推進するものとする。

#### (1) 標識の設置

避難場所・避難経路等の標識を容易に判断できるよう整備する。

#### (2) 避難誘導

旅館、ホテル等の宿泊施設における情報提供体制、避難誘導体制の確立を図る。

#### (3) 道の駅の防災拠点化

道路を通行する観光客等の避難場所として、市内の「道の駅」の防災拠点化を検討する。

### 3 観光施設との連絡体制等の整備

(1) 市は、市内の観光協会等を通じて、観光施設との連絡体制を整備するとともに、災害時に市長が発令する避難情報が適切に伝達されるよう、あらかじめその調整を図る。

(2) 市が気象予警報等の情報を覚知した場合は、市内の観光協会等を通じて、観光施設に伝達できるよう、情報伝達体制の整備に努める。

(3) 市は、市内の宿泊施設等と「災害時における宿泊施設等の使用に関する協定」を結ぶなどの対策を講じ、帰宅困難・滞留旅客者となる観光客等の一時避難所の確保に努める。

## 第14節 孤立地域防止対策

総務部 企画部 市民福祉部  
基盤整備部

市域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、それらに沿って小集落が点在している。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

### 1 通信手段の確保

災害の発生により孤立地域が発生した場合、市防災行政無線は重要な情報伝達手段となるため、平常時から施設の点検・整備を行うとともに、その効果的な運用を図る。

また、市内のアマチュア無線クラブ等と必要に応じて協議を行い、災害時の情報通信分野において協力が得られるようにしておく。

具体的な対策については、本章第8節「防災通信設備等の整備」の定めるところによる。

### 2 孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

市は、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

### 3 孤立予想地域の実態把握

- (1) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について実態を把握しておく。
- (2) 観光地等にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくとともに、周辺道路を含めた地図を含めてデータベース化するものとする。

### 4 避難所の確保

市内の孤立予想地区ごとに市指定の避難所（避難場所）を置くとともに当該施設の実態把握を行う。

### 5 備 蓄

市は、非常食等の備蓄並びに配置を計画的に行うとともに、救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で備蓄を行うよう指導・啓発する。また、孤立予想地域における観光客等に対する備蓄にも配慮する。

具体的な対策については、本章第16節「必需物資の確保対策」の定めるところによる。

### 6 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約

市は、別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等への連絡手段について、平素から確認しておくものとする。

### 7 その他

市は、上記対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その対策を実施する。

## 第15節 避難対策

総務部 市民福祉部 消防本部

風水害等の災害が発生した場合又は災害の発生のおそれがある場合、住民を危険な場所から避難させるために、安全・迅速な避難の方策を講ずるとともに、各種災害における安全性が確保された避難所を確保しておく必要がある。

また、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

### 1 避難計画の策定

市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。この際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮して、発災時の避難誘導に係る計画を作成する。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ等の配布を行い、特に「早期に立退き避難が必要な区域」に関しては、その内容について市民に周知徹底を図るものとする。

その際、急な大雨など避難までのリードタイムが短い場合の対応や想定を超える様な土砂移動現象などの最悪の事態を想定する。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、市は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

市計画に定められた、防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成、公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について、市長に報告するものとする。

また、報告を受けた市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

### 2 広域避難の調整

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の

締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定める。

市は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努めるものとする。

市は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

### 3 避難場所・避難所

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び住家を失い、又は避難の指示等を受けた者を収容する避難所を次により確保する。避難所については地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、「避難所一覧」資料10-1参照）のとおり指定するが、避難所自体の安全も考慮し、災害の種類に応じその都度市が避難所の指定をすることができるものとする。

指定避難所が使用不能となった場合や定員超過、避難の長期化等に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設などで、避難所として使用するための協定を締結した施設に、発災4日目以降を目途として逐次収容し、災害関連死防止等に努めるものとする。

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとし、市民への周知徹底を図るものとする。

また、指定避難場所・避難所については、場所、収容人数等について日頃から市民に周知するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、調整を行うものとする。

#### (1) 指定緊急避難場所の指定

市は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及び二次被害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定するものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めるものとする。

#### (2) 指定避難所の指定

市は、指定避難所について、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているものを指定するものとする。

学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保及び非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水路を含めた災害に強いトイレ等の整備を図るとともに、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った整備を図り、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を必要に応じ指定するよう努めるものとする。

土砂災害に対する避難場所等を選定する際に安全性の判断が難しい場合（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の中に避難場所を設定せざるを得ない場合など）には、土砂災害に関して知見を有する県土木事務所職員等や砂防行政経験者（砂防フロンティア等）と連携して現地確認を行う。

### (3) 避難所運営マニュアル等の策定

市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、指定避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアル及び福祉避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及にあたっては、地域の防災リーダー、防災士をはじめ住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、防災士会、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換・連携や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

### (4) 避難所開設状況の伝達

市は、避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。この際、指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

### (5) 避難路及び避難先の指定

市は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

## (6) 市管理施設以外の施設

市が管理する施設以外の施設にあっては、その利用についての協定等をあらかじめ締結しておくものとし、指定避難所が使用不能となった場合や定員超過、避難の長期化等に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設などで、避難所として使用するための協定を締結した施設に、発災4日目以降を目途として逐次収容し、災害関連死防止等に努めるものとする。

## (7) 避難所における生活物資の確保

市は、指定した避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

## (8) 避難所管理体制

市は、指定避難所について、施設の開放及び運営にあたる担当者を指定する。

**4 一時避難場所・指定避難所の指定**

市は、指定避難場所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織ごとに一時的に集合して待機する場所として一時避難場所を次によりあらかじめ確保しておく。

また、指定避難所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるように自主防災組織ごとに一時的に避難者を収容する施設として一時避難場所を確保しておく。

- (1) 面積は、居住者等を収容できる程度の広さを有する公園、グラウンド等の空地等であること。また、地区集会所等の自主防災組織が開設し運営できる施設であること。
- (2) 付近に多量の危険物等が貯蔵されていないこと。
- (3) 居住者等が集合しやすく、また移動しやすい場所であること。

**5 避難路の選定**

市は、一時避難所等から指定避難所等、又は市内の安全な場所へ避難が円滑に行えるよう避難用道路をあらかじめ自治会、自主防災組織と協議のうえ選定し、関係機関の協力のもとにその整備と安全性の向上に努める。

- (1) 避難行動に支障がない適当な幅員を有する道路であること。
- (2) 道路付近に多量の危険物等が貯蔵されていないこと。
- (3) 相互に交差しないようにすること。
- (4) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- (5) 周辺地域の状況を勘案し、複数の道路を選定する。

**6 福祉避難所**

市は、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らないが、一般的な避難所での避難生活が困難な災害時要配慮者を一時的に収容し、適切な支援をしながら保護するよう、福祉避難所を確保する。市の指定福祉避難所は次のとおりとする。

|   | 名 称                           | 住 所              |
|---|-------------------------------|------------------|
| 1 | 飛騨市古川町総合保健福祉センター<br>(ハートピア古川) | 飛騨市古川町若宮2丁目1番60号 |
| 2 | 飛騨市神岡町保健センター<br>(神岡町ふれあいセンター) | 飛騨市神岡町船津2122番地4  |
| 3 | 飛騨市河合町保健センター                  | 飛騨市河合町角川318番地    |

|    |                     |                 |
|----|---------------------|-----------------|
| 4  | 飛騨市宮川町公民館           | 飛騨市宮川町林50番地1    |
| 5  | 岐阜県立飛騨寿楽苑           | 飛騨市古川町是重102番地   |
| 6  | 特別養護老人ホーム 飛騨古川さくらの郷 | 飛騨市古川町杉崎598番地1  |
| 7  | 特別養護老人ホーム さくらの郷あさぎり | 飛騨市古川町杉崎598番地1  |
| 8  | 特別養護老人ホーム たんぽぽ苑     | 飛騨市神岡町東町690番地1  |
| 9  | 旭ヶ丘ショートステイ たんぽぽ苑    | 飛騨市神岡町殿1081番地53 |
| 10 | 介護医療院 たかはら          | 飛騨市神岡町殿1081番地19 |
| 11 | 岐阜県立飛騨古城特別支援学校      | 飛騨市古川町片原町8番127  |
| 12 | なかよしキッズ             | 飛騨市神岡町殿1155番地5  |

## 7 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

市は、高齢者等避難、避難指示等について、国及び県等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難情報の避難判断・伝達マニュアル」を整備し、住民への周知徹底に努める。

- (1) 「避難情報の避難判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的避難を促進する。
- (2) 市長不在時における高齢者等避難、避難指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように、代理規定等を整備する。
- (3) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。
- (4) 住民の円滑な避難を促すために、避難情報の内容及び重要性を住民に周知する。
- (5) 土砂災害警戒情報によって避難情報を発令しても、実際には、災害が発生しない場合や発生しても被害が当該住民に及ばず、住民が危険性を身近に感じない場合も多くあることが想定されるため、避難した結果、被害が生じなければ「幸運だった」と感じられるよう、普段から土砂災害の危険性や避難情報の意味について住民に理解してもらうよう努める。

そのために、避難情報が発令されても被害が生じなかった場合には、降雨の後に、防災行政無線、ホームページへの定期的な掲載と回覧での周知等を通じ、そのときの気象状況や過去の降雨との比較、被害が生じなかった理由、近隣地域で起きていた異変、土砂災害対策施設の効果など、どの程度危険な状況であったのか、客観的な情報を住民に対して出来るだけ正確に情報提供を行う。

- (6) 避難情報の発令は、避難を行う住民側の負担の軽減や避難を促す実効性の観点から、できる限りその対象区域を絞りこんで行うことを検討する。避難情報を発令する区域の単位は、土砂災害警戒区域や、町内会、自治会、自主防災組織等の単位を活用し決定する。

また、土砂災害について共通認識に立って、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」により情報の共有を図り、警戒避難に関する共通認識をもつために、「誰がやるか」までを含めたタイムラインを策定し、その際に、地区内の住民や事業者が自発的にまとめる地

区防災計画制度を活用することも検討する。

## 8 避難情報の助言

市は、避難情報及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めるものとし、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備体制を整えるものとする。

また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国及び県が派遣する国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等から、二次災害の危険性等について助言を受けるものとする。

## 9 浸水想定区域における避難確保のための措置

市は、防災訓練等の機会を活用して、洪水ハザードマップ等を示しながら「早期の立退き避難が必要な区域」から迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、河川の浸水想定区域について次に掲げる事項を定めるとともに、住民への周知を図る。

この際、市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握した時は、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

また、タイムラインを活用し、各部局が連携して、時間に余裕をもって、避難情報を発令する。

- (1) 洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (2) 浸水想定区域内に主として高齢者、障がい児者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合においては、これらの施設の名称及び所在地
- (3) 上記(2)に該当する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう避難確保計画を定めるものとし、また、避難訓練を実施して計画の実効性を高め、要配慮者の安全を確保するものとする。

## 10 土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、

土砂災害警戒区域等を避難情報の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を捕捉する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等により、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞りこんで発令できるようあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

また、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練を実施し住民の意識啓発に努めるものとする。

## 11 災害時要配慮者の避難誘導體制の整備

市は、消防団等の防災関係機関、町内会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委

員・児童委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、災害時要配慮者の避難誘導體制の整備に努める。

## 12 避難に関する広報

(1) 市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示したハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して、広報活動を実施する。この際、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるとともに、次の事項に留意する。

ア 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定避難所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。

イ 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことが却って危険を伴う場合等やむを得ないと市民自身が判断する場合は、近隣の避難場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことに、市は日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。

ウ 避難所に避難後、被災の状況によっては、数日間、市から食料等の救援物資が届かない場合も予測されることから、水、食料を備蓄するとともに、避難の際に必要な最小限の水・食料等を携行するように市民に平素から啓発する。

(2) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(3) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本ではあるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できるなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民

がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

### 13 避難情報の把握

市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

### 14 広域避難

市は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。

#### (1) 市の役割

市は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

#### (2) 県の役割

県は、市町村から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。

県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行うべきことを指示するものとする。

#### (3) 国の役割

国は都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。

## 第16節 必需物資の確保対策

総務部 市民福祉部 環境水道部  
消防本部

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。

### 1 食料及び生活必需品の物資

- (1) 市は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。
  - ア 緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に災害時要配慮者等のニーズに十分配慮する。）及び区・自治会への一部備蓄品の平時からの配備（「防災備蓄倉庫資器材一覧表」資料6－4参照）
  - イ 市内における緊急物資流通在庫調査
  - ウ 緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結
  - エ 公共備蓄すべき物資は、200名を基準としてコンテナ化し備蓄
  - オ 緊急物資の集積場所は、避難所周辺に選定、この際、介護食、液体ミルク等は、ハートピア古川及び各振興事務所周辺に保管
  - カ 住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導
  - キ 炊き出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者、外食事業者等の給食施設、自衛隊等）
- (2) 発災初期に飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、市はその啓発に努める。
  - ア 3日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）
  - イ アのうち、非常持出品の準備（食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等））
- (3) 病院、社会福祉施設、企業、事業所等は、利用者、入居者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛ける。

### 2 飲料水の確保

- (1) 市は、災害が発生した場合の飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講ずる。
  - ア 「岐阜県水道災害相互応援協定」（資料2－4参照）に基づく他の水道事業者からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
  - イ 応急給水用資機材等の整備
    - 給水タンク、ろ過装置、給水車の準備、ペットボトルの備蓄

ウ 湧き水、井戸水等の把握

エ ひだ管設備協同組合との協力体制の確立

オ 復旧資材の備蓄

カ 住民、事業所等に対する貯水、応援給水についての指導

(2) 住民は、災害に備えて平常時から次のとおり応急飲料水の確保に努める。

ア 家庭における貯水

(ア) 1人1日2ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標に貯水する。

(イ) 貯水する水は、ペットボトル、水道水等衛生的な水を用いる。

(ロ) 貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ及び破損しないものとする。

イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保

(ア) 給水班の編成

(イ) 地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質調査等による飲料水の確保

ウ 応急給水用資機材の確保

ろ過器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

### 3 防災資機材の整備

(1) 情報連絡用資機材

市は、災害時等における住民への情報連絡のため、車載型拡声装置、ハンドマイク等の整備に努める。

(2) 避難、救出、応急救護用資機材

市は、避難障害物除去、被災者の救出、傷病者の応急救護のため、チェンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、救命ロープ、救急医療セット、担架、テント等の整備に努める。

(3) 発電機及び投光器

防災関係機関は、災害現地等における応急活動を円滑に推進するため、可搬型発電機及び投光器の整備に努める。この際、燃料等の確保については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の拡大などに配慮するよう努める。

(4) その他の災害応急対策用資器材

防災関係機関は、その実情に応じて必要とするその他の災害応急対策用資器材の整備増強に努める。(資料4-2～4-3参照)

### 4 地域における防災資機材の整備

市防災備蓄倉庫のほか、防災資機材の適正管理を図るため、各小学校・保育園等に防災資機材を分散配置できるよう努める。

### 5 自治会等における防災資機材等の整備

市は、自治会、自主防災組織における防災資機材等の配備について、支援に努める。

### 6 支援物資の輸送体制の整備

市は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする

## **7 物資支援の事前準備**

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

## 第17節 災害時要配慮者対策

総務部 市民福祉部 消防本部

高齢者、障がい児者、外国人、観光客、妊婦、幼児等のいわゆる災害時要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、また避難生活においても不自由を強いられることから各種の災害対策においてきめ細かな配慮が必要で、飛騨市避難行動要支援者支援計画（平成30年4月策定）に基づき関係団体、住民等の連携による災害時要配慮者支援体制を確立するとともに、災害時要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、「要配慮者個別支援プラン」を作成し、要配慮者ごとの個別かつ専門的な支援体制を整備する。

### 1 地域ぐるみの支援体制づくり

#### (1) 市

ア 市は、災害発生時に、地域ぐるみで災害時要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織、民生委員児童委員、地域住民等との連携のもと、平常時から見守りネットワーク活動と要配慮者支援マップの整備・充実による災害時要配慮者の実態把握に努め、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進める。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施を支援する。

イ 市は、被災時の災害時要配慮者の安全と、入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等の応援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ 市は、医療機関、福祉施設等に対し、入院患者・入所者及び職員分の食料・水等の所要分を、平時から施設等に配備する。

#### (2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民や民生委員・児童委員等による地域ぐるみの日常的な要配慮者の見守りネットワーク活動や助け合い活動、ふれあいサロン活動や要配慮者マップづくり住民向け講習会、地域座談会などを通じて、要配慮者の把握や災害時に備えた体制づくりに市と連携して努めるものとする。

#### (3) 施設等管理者

ア 施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努めるものとする。

イ 施設等管理者は、洪水、土砂災害等に備え施設利用者の避難を確保するため、避難確保計画を策定し、また避難訓練を実施するものとする。

ウ 施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。また、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

## (4) 住 民

住民は、自主防災組織に災害時要配慮者班を設けるなど、災害時要配慮者を支援できる地域の体制づくりに努めるものとする。

**2 避難行動要支援者名簿の作成等**

市は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、市域における避難行動要支援者の全体像を把握するため、市の関係部署で把握している要介護高齢者や障がい児者等の支援が必要と考えられる対象者の情報を収集し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。

## (1) 避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

避難行動要支援者名簿への登載対象者は、在宅生活をする災害時要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する次のいずれかに該当するものとする。

- ア 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
- イ 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい児者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい児者
- エ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者であって、単身世帯の者
- オ 市の地域生活支援事業を受けている難病患者
- カ 上記以外で市長又は避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

## (2) 名簿の更新

市は、新たに市内に転入してきた要介護高齢者、障がい児者等や新たに要介護認定や障がい認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を名簿に登載するとともに、転居や死亡等により避難行動要支援者の異動が生じた場合は、名簿から削除するよう定期的に情報の内容を更新し、最新の情報の把握に努める。

## (3) 記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他避難支援等の実施に必要な事項

## (4) 名簿情報の利用及び提供

市は、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき、災害の発生に備え、次に掲げる避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得た場合は、名簿情報を提供するものとする。

ア 警察署

イ 民生委員・児童委員

ウ 社会福祉協議会

エ 区、自治会

オ 自主防災組織

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難行動要支援者本人の同意を得ることを要せずに、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供するものとする。

#### (5) 名簿情報を提供する場合における配慮

避難支援等関係者に平常時から名簿情報を提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市担当部署は、避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけるものとする。その際には、避難支援等関係者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、障がい者団体等とも連携するなど対応を工夫しておこなう。なお、同意は書面によるものとする。

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、災害対策基本法第49条の13の規定により避難支援等関係者個人に守秘義務が課されていることを十分に説明し、適正な情報管理を図るよう個人情報の取扱いに関する研修を開催するなど必要な措置を講ずる。

#### (6) 要配慮者個別支援プランの作成・活用

市は、避難行動要支援者名簿をもとに、各区長・自治会長、民生委員等の協力を得て、要配慮者個別支援プランを作成する。

各区長・自治会長(自主防災組織の長)は、要配慮者個別支援プランをもとに、要配慮者の避難誘導要領について定めるものとする。この際、一時避難場所に避難することが困難な場合には、市と調整し、直接病院又は福祉施設に避難させるものとする。

### 3 個別避難計画

市は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成する。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成するものとする。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードマップの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況

に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、避難支援等に携わる関係者として市計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

#### 4 災害時要配慮者に配慮した防災知識の普及

- (1) 市は、災害時要配慮者を災害から守るための防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。
- (2) 社会福祉施設、災害時要配慮者を雇用する事業所管理者等は、職員、入所者等に対し、災害時要配慮者を災害から守るための防災訓練、防災教育等を行う。
- (3) 災害時要配慮者は、自分の身体状況等に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、医薬品等の入手方法を明確にしておくよう努める。

また、自力での避難が困難な住宅の災害時要配慮者が、避難時に支援を要する旨を自発的に前もって避難支援者や市町村に伝える意識を持つよう、災害に対する意識の向上を図る。

- (4) 住民は、積極的にボランティアとして活動するなど、災害時要配慮者の生活についての知識の習得に努めるとともに、地域に即した支援体制の整備を図る。

#### 5 施設、設備等の整備

- (1) 市は、災害時要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、災害時要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び災害時要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、災害時要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。
- (2) 市は、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等の受入れが可能となるように体制整備を図る。また、災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。
- (3) 施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

#### 6 人材の確保

- (1) 市は、災害時要配慮者の支援に当たり、避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。
- (2) 市は、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。
- (3) 施設等管理者は、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時の人材確保に努める。

## 7 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

## 8 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語化による防災意識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語化による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (6) インターネット、SNSなど多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

## 第18節 医療救護体制の整備

市民福祉部 市民病院 消防本部

災害時には、住民の生命と安全を守るため、迅速な医療（助産）救護が要求される。

このため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療（助産）救護体制の整備に努める。

### 1 緊急医療体制の整備

- (1) 市は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市独自で編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。
- (2) 医療救護班編成に当たっては、飛騨市民病院、飛騨市医師会等医療機関の全面的な協力を得て編成する。
- (3) 災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。
- (4) 避難所等における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- (5) 病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。
- (6) 災害が発生した場合に、派遣される災害派遣医療チーム（DMAT）の受入調整を迅速に行い、必要とされる医療機関、避難所等に迅速に配置する。

### 2 後方搬送体制の整備

- (1) 負傷者の後方搬送について、市は医療関係機関と連携し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。
- (2) 医療救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タグ（※）を活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努める。

（※）トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タグとは、トリアージの際に用いるタグ（識別票）をいう。

- (3) 人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病状が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに搬送し、救護する必要がある。

このため市は、医療関係機関、自主防災組織、ボランティア等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立するよう努める。

- (4) 負傷者の緊急搬送が必要で、道路が使用できないと判断される場合には、ヘリコプターによる緊急搬送を速やかに消防本部を通じて要請する。

- (5) 大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難となることが予想される。

そのため、市は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

### **3 医薬品等の備蓄**

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から市内の医療機関、調剤薬局等に医薬品、医療資機材等を備蓄しておく。

## 第19節 防疫対策

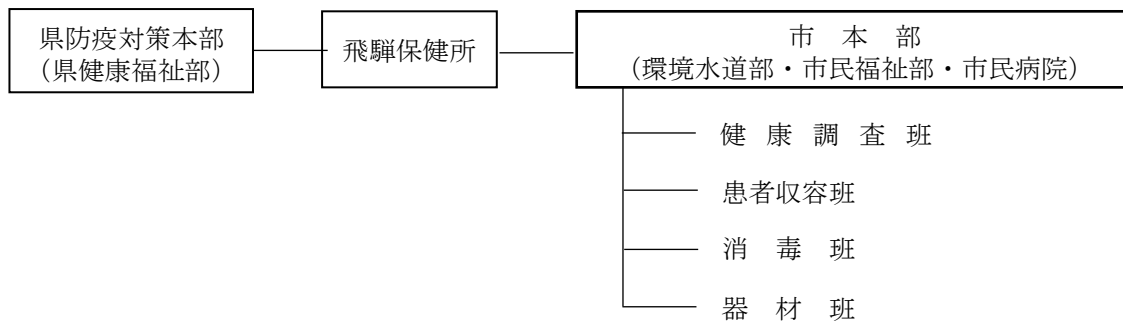
環境水道部 市民福祉部  
市民病院

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を整備する。

### 1 防疫体制の整備

市は、県と連携して、災害時における防疫体制の整備を図る。

#### 災害時における防疫体制



### 2 防疫用薬剤等の備蓄

市は、県と連携して、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の整備を図る。

### 3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市は、県と連携して、感染症患者又は保菌者の発生に備え、感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努めるとともに、患者搬送体制の整備を図る。

## 第20節 土砂災害予防対策

総務部 市民福祉部 農林部  
基盤整備部

急傾斜地や溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、災害時要配慮者関連施設が立地する箇所及び避難所・避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

### 1 砂防対策

#### (1) 砂防事業の推進

市は、国・県の協力を得て、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床の安定を図るため、砂防法に基づく砂防指定地について、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を推進する。

#### (2) 急傾斜地崩壊対策事業の推進

市は、県の協力を得て、急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5 m 以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域について、一定行為の制限を行う。また、必要な箇所については対策工事を推進する。

#### (3) 雪崩対策事業

市は、国・県の協力を得て、豪雪地帯対策特別措置法に基づき指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守るため集落保護を目的とし、必要な箇所について、雪崩防止工事を推進する。

### 2 土砂流出防止対策

市は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生のおそれがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

### 3 土砂災害防止対策

市は、国・県と連携して、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り）から住民の生命を守るため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の住民に対し、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

また、市は、県が行う土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査結果を基に、次の施策を推進する。

#### (1) 危険区域等の周知

市計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民等に周知

させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を市役所等において一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の作成・配布や説明会の開催等必要な措置を講ずるものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (2) 警戒避難体制の整備

警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図る。

要配慮者利用施設等の管理者は、その施設等の土砂災害に対する安全性を確認し、関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、土砂災害に対して危険な区域に立地する施設を保全する土砂災害対策施設を整備する。また、施設管理者が自ら対策施設を整備することによる施設の安全性確保にも努めるものとする。

#### (3) 大規模土砂災害防止対策

天然ダムや大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行うとされており、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）があった場合は、市は、この情報を基に災害対策基本法に基づく住民への避難指示（緊急）の判断を適切に行うよう努めるものとする。

### 4 災害時要配慮者関連施設に係る土砂災害対策

#### (1) 施設情報の把握

市は、当該施設の名称及び所在地について本計画に登載することにより、施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

#### (2) 防災知識の普及

市は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

#### (3) 災害時要配慮者利用施設における防災体制の整備

##### ア 施設等における対策

本章第17節「災害時要配慮者対策」による。

##### イ 施設との連絡体制の確立

市は、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるとともに、施設との連絡体制の確立に努める。

ウ 市は、要配慮者及び家族・親戚、福祉サービス事業者等の避難支援関係者へ避難情報発令の情報を確実に伝達し、避難誘導の支援を行う。そのため、市は、これらの者に対して早い段階から情報提供できるよう、情報伝達体制を地域防災計画に定める。

#### (4) 施設等管理者

ア 施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市との連携の

もとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努めるものとする。

イ 施設管理者は、洪水、土砂災害等に備え施設利用者の避難を確保するため、避難確保計画を策定し、また避難訓練を実施するものとする。

## 5 農地防災対策

市は、県の協力を得て、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業を推進する。

## 6 土地開発対策

市は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生するおそれがあるときは、土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努める。

また、県が設置する盛土の規制に関する連携会議で盛土総点検や許可状況などの情報を共有するとともに、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導などを県と連携して行うものとする。

## 第21節 建築物災害予防対策

総務部 基盤整備部

災害による建築物に関連した被害の防止又は被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

### 1 建築物防災知識の普及

#### (1) 実施の方法

市は、県及び関係機関の協力を得て、建築物防災知識の教養普及のため、写真・ポスターの掲示、インターネットの活用、講演会・説明会の開催等を行う。

#### (2) 教養普及事項

- ア 既存建物の保全対策
- イ 建築基準法等の普及
- ウ 政府施策住宅制度の導入
- エ 中高層融資制度の活用

### 2 公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難・救護等における重要な施設であることから、市は、これらの施設の防災対策について万全を期すとともに、防災設備の整備に努める。

### 3 空き家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

## 第22節 防災営農対策

農林部

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導、その他の対策を行う。

### 1 指導等の実施

#### (1) 指導事項等

市は、県及び農業団体と連携して、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置及び災害復旧の実施に当たって必要な知識・技術を周知徹底する。特に、防災業務従事職員に対しては災害の原因や実施する対策の科学的・専門的な事項の教育について、一般農業者に対しては予想される災害に対しての必要な基本的知識・技術の普及について、それぞれ重点に行う。

#### (2) 指導等の方法

講習会、研究会、印刷物の発行・配布等による普及、現地指導等によって行う。

### 2 ため池等整備事業

市は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を防災重点農業用ため池等緊急度の高いものから順次実施するものとする。

市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図る。

**第23節 ライフライン施設対策**

総務部 環境水道部

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

**1 上水道施設**

水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

**(1) 上水道の確保**

取水、配水施設等の耐震性の強化を図るとともに、貯留水の流失防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置し、応急用飲料水等を確保する。

**(2) 送・配水管の布設替え**

送・配水管の布設にあつては耐震性の高い管を採用するほか、老朽管等の布設替えを行い、送・配水管路の耐震性の強化を図る。

**(3) 配水系統の相互連絡**

2以上の配水系統を有する水道施設及び2以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備に努める。

**(4) 電力設備の確保**

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む。）の整備に努める。

**(5) 復旧工事用資材の備蓄・調達**

復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資材を備蓄し、別に工事用資材について製造業者と優先調達に関する契約を締結する。

**(6) 応急給水用器材の備蓄**

応急給水活動を実施するため、給水タンク等の整備に努める。

**(7) 応援要請**

岐阜県の相互応援協定に基づき、県を通じて隣接水道事業者に応援を要請する。

**2 下水道施設**

下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、災害に対して次の対策を実施する。

また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

**(1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については最大**

限の被害を想定し、施設の複数化、施設の確保等で機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点をおいて整備を図る。

- (2) ポンプ場及び処理場では、災害時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう努める。
- (3) 被害の程度によって、排水機能に支障をきたす場合があるので、緊急用として管渠及び処理場にバイパス等の整備を図る。
- (4) ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、災害による漏えい、その他二次災害が発生しないよう整備を図る。
- (5) 施設の維持管理においては、点検などによる危険箇所の発見と改善を行い、施設の機能保持を図る。

### 3 電気施設

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 電力供給施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (3) 要員の確保
- (4) 被害状況収集体制の整備
- (5) 広域的相互応援体制の整備

また、市は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

### 4 鉄道施設

鉄道事業者は、災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行うものとする。

- (1) 鉄道施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材の整備点検
- (3) 要員の確保

### 5 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

- (1) 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
- (2) 被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- (3) 応急復旧機材の配備
- (4) 通信輻輳対策の推進
- (5) 重要通信の確保
- (6) 要員の確保

### 6 ライフラインの代替機能の確保

市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立

機能)の確保に努める。

- (1) 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- (2) 避難所、その他公共施設への自家発電装置の設置
- (3) 避難所へのLPガス及びその設備の備え付け
- (4) 仮設トイレ、バキュームカーの配備(業者との協定)
- (5) 各種通信メディアの活用 (アマチュア無線、タクシー無線、インターネット)

**第24節 文教対策**

教育委員会

児童、生徒及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するために必要な計画を策定し、その推進を図る。

**1 組織の整備**

災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連帯等について組織を整備しておく。

**2 防災教育の実施**

学校等における防災教育は安全教育の一環として学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通して行う。特に、避難、災害発生時の危険及び安全な行動の方法について、児童、生徒の発達段階に即した指導を行う。

**(1) 学校行事としての防災教育**

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家や災害体験者の講演会開催及び市が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

**(2) 教科・科目における防災教育**

社会、理科、保健、家庭科等の教科・科目を通して、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通して、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

**(3) 教職員に対する防災研修**

災害時における児童、生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火方法等災害時特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員の取るべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は災害時を想定し、緊急時に迅速な行動がとれるようにしておく。

**3 防災上必要な計画及び訓練**

児童、生徒及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童、生徒の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に当たっては、関係機関との連絡を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2) 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動

とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

ただし、児童、生徒が任務を分担する場合は、児童、生徒の安全の確保を最優先する。

(3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画を修正する。

#### 4 登下校の安全確保

児童、生徒の登下校時の安全を確保するため、あらかじめ災害時における登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童、生徒及び保護者への徹底を図る。

##### (1) 通学路の安全確保及び登下校の安全指導

ア 通学路については、警察署及び地元関係者と連携をとり、校区内の危険箇所を把握しておく。

イ 児童、生徒の個々の通学路及び誘導方法・危険箇所について、常に保護者と連携をとり、周知徹底を図る。

ウ 登下校時における危険を回避できるよう、児童、生徒に対して具体的な注意事項を指導する。

#### 5 気象警報等の把握、伝達

教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校教育施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報及び東海地震の予知に係る情報等各種の情報の把握に努めるものとする。なお、気象警報等の伝達は、第2章第8節「警報・注意報・情報等の受理・伝達」に基づき、市に伝達されるので、教育委員会は、各学校長に対し伝達するものとする。

#### 6 臨時休校

災害の発生が予想される場合の学校の臨時休校については、市教育委員会が決定して行うものとする。

#### 7 文教施設の耐震構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童、生徒の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、耐震化を促進するとともに、非常口の確保など、防災上必要な措置を講ずる。

#### 8 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

#### 9 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

#### 10 文化財の災害予防

市内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し、予想される災害に対して

予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下に、文化財の維持管理に当たるものとし、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び市教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

## 第25節 行政機関の業務継続体制の整備

総務部 企画部 市民福祉部

大規模災害が発生した場合、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われるおそれがあり、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

市は、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、又は早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を実施する。

### 1 市政の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価、検証等を踏まえた改定などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の「主体」として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定に当っては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

### 2 個人情報等の分散保存

市は、住民基本台帳及び戸籍等の住民個人情報（デジタル）等の保存、媒体保管場所の分散化を図るとともに、住民個人情報等のバックアップシステムの構築を図る。

細部については、「事業継続計画（BCP）」に定めるところによる。

### 3 受援体制の整備

市機能が壊滅した場合、県職員及び他市町村職員の応援を速やかに要請できるよう、災害時受援計画を作成し、迅速に応援を受け入れる体制を整備する。

## 第26節 企業防災の促進

総務部 商工観光部

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や地域の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。このため、企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

市は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

### 1 企業の取り組み

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

#### (1) 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (2) 二次災害の防止

製造業等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みを進める。

#### (3) 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするために、BCPを策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておく。

#### (4) 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地

の提供、物資の提供等が一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

## 2 企業防災の促進のための取り組み

市は、県及び商工団体等と連携して、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCPの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### (1) BCPの策定促進

#### ア 普及啓発活動

企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。

#### イ 情報の提供

企業がBCPを策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は、市が作成したハザードマップ等を積極的に公表する。

### (2) 相談体制の整備

企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

## 3 要配慮者利用施設の取り組み

市計画に定められた要配慮者利用施設の所有者、管理者等は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の避難確保計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

**第27節 防災対策に関する調査・研究**

総務部 基盤整備部、消防本部

災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

**1 災害危険地予察**

市は、県及び関係機関の協力を得て、管内のがけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、災害発生時における災害応急対策を検討し、その結果を本計画に反映させる。

**2 風水害対策基礎調査**

風水害による被害を最小限に留める対策を樹立するため、市は、県の協力を得て、次の事項等について基礎的調査及び研究を推進する。

- (1) 市及び県における既往の風水害
- (2) 降水量と山腹等の崩壊災害
- (3) 降水量と土石流、がけ崩れ等の土砂災害
- (4) 降水量と河川災害
- (5) 浸水想定区域図
- (6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

**3 火災対策基礎調査**

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々減少傾向にあるものの、科学の進歩に伴う特殊火災の発生等、消防活動のいかんによっては、大災害をひき起す素因を多くもっている。市は、県及び防災関係機関の協力を得て、消防対策を図るため、調査研究を推進する。

**4 地震対策基礎調査**

市内に存在は確認されているがその活動状況が不明な活断層の活動状況等について、富山大学等と協同して、調査し、市の地震対策を推進する。

**5 職員等教育**

市は、県等の主催する教育・教養セミナーや各地で実施される展示会等に関係職員を参加させ防災対策に関する知識を向上させる。また、必要に応じ市職員等に対して普及教育を行う。

**6 リスクの評価**

市は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

## 第28節 危険物等保安計画

消防本部

危険物施設等による災害の発生及び拡大の防止を図るため、市は、防災関係機関及び関係事業所と連携し、安全規則の遵守等、適正な施設の管理、教育訓練の徹底等の保安体制を確立して安全確保を図る。（「危険物施設設置状況」資料7－1参照）

### 1 火薬類保安計画

火薬類の爆発等による災害を防止し、あるいは災害時における火薬類の保安を確保するため、次により危険時の措置、指導の徹底を期する。

#### (1) 危険時の通報

火薬庫が近隣の火災、その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類の流失のおそれ等危険な状態を発見した者は、直ちに市又は警察署、消防署に連絡する。

#### (2) 緊急措置

市は、災害の発生防止のため必要があるときは、県と協議し、火薬庫の使用停止又は火薬類の取扱制限若しくは変更を要請する。

#### (3) 災害安全運動

毎年6月上旬の1週間を「火薬類危害予防週間」とし、各事業者は、関係者に対して保安教育に努める。

#### (4) 訓練等

各事業所は、火薬類爆発時の処置あるいは災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

### 2 高圧ガス保安計画

高圧ガスによる災害の防止あるいは災害時における高圧ガスの保安を確保するため、次により危険時の措置、指導等の徹底を期する。

#### (1) 危険時の通報

高圧ガスの製造所、販売所、貯蔵所等の施設（以下「高圧ガス施設」という。）又は高圧ガス充てん容器からのガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに市又は警察署、消防署に連絡する。

#### (2) 緊急措置

市は、災害の発生防止のため必要があると認めたときは、県と協議し、高圧ガス施設の使用停止又は高圧ガスの取扱制限若しくは変更を要請する。

#### (3) 災害安全運動

毎年10月下旬の1週間を「高圧保安活動促進週間」、毎年10月を「L P ガス消費者保安月間」とし、各事業所は、従業員の保安教育に努める。

(4) 訓練等

各事業所は、高圧ガスによる危険発生時の適切な処置と災害時における高圧ガスの保安確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置等必要な訓練を実施する。

### 3 危険物保安計画

危険物による災害の防止あるいは災害時における危険物の保安を確保するため、飛騨市消防本部は次により検査、指導等の徹底を期する。市は、これに協力する。

(1) 危険時の通報

危険物施設において危険物の流出、その他の事故が発生し危険な状態になったときは、災害を防止するため応急の措置を講ずるとともに直ちに消防署及び警察署に通報する。

(2) 規制、立入検査等

危険物製造所等の設置、変更等に関しては、法に定める技術上の基準に基づいて適正に実施するとともに、これら製造所等については、必要の都度、立入検査を実施し、技術上の基準に適合するよう指導を行う。

(3) 輸送対策（移送を含む）

危険物の運搬については、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、車両火災の予防などについて指導する。

(4) 災害安全運動

毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、各事業者は、保安体制の整備促進及び保安教育に努める。

(5) 教養、訓練等

各事業所は、危険物施設の安全の確保を図るため従業員に対する安全教育並びに消火訓練を実施するよう努める。

(6) 風水害への備え

危険物等の貯蔵・取扱業者は、危険物等関係施設が所在する地域の想定浸水区域及び土砂災害警戒区域等の該当性及び被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

### 4 毒物、劇物保安計画

毒物、劇物による災害の防止あるいは災害時の保安を確保するため、県が実施する指導に市は、消防本部と協力し、危険時の措置、指導等の徹底を期する。

(1) 危険時の通報

毒物、劇物が各種災害等により飛散、流出その他危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに保健所、警察署又は消防署に通報する。

(2) 自主保安体制の強化

ア 毒物、劇物営業者等は、部門責任者（保管、販売、保安）を置き、管理部門を明確にして

危害の防止に当たらせる。

イ 部門責任者は、相互に連携を密にして業務の円滑な推進に努める。

ウ 毒物、劇物営業者等は取扱い施設の安全確保を図るための従業員に対する安全教育を実施するよう努める。

**第29節 緊急離着陸場等の整備**

消防本部

災害情報の収集、人命の救出、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、市に緊急離着陸場を設定するとともに、市は防災関係機関の協力を得て、常に緊急離着陸場の機能を有するようその実態の把握と整備を図る。

**1 緊急離着陸場の選定**

市は、道路の損傷等により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助等の空中消火の基地として、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設ける。(資料9-1参照)

**2 ヘリポート等の整備**

市は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努めるほか、緊急離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

## 第30節 大規模停電対策

すべての部

### 1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

### 2 実施内容

#### (1) 連携の強化

市は、電力会社と事前の防災対策と停電の早期復旧に向けた体制を整備するため、必要により会議等を開催し連携の強化を図る。

#### (2) 事前防止対策

県、市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

#### (3) 代替電源の確保

市は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

市は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

## ◆ 第2章 災害応急対策計画

## 第1節 活動体制

すべての部

市の地域において、災害が発生し又は発生するおそれのある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき飛騨市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図るものとする。

災害警戒本部を設置した場合は、災害の推移を注視し、市本部へ移行する体制を整える。

市本部の設置又は廃止は、次の基準により実施するものとする。

### 1 市本部の設置及び廃止基準

#### (1) 設置基準

次の各号のいずれかに該当し、市長が必要であると認めたときに、市本部を設置する。

- ア 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を必要とするとき。
- ウ 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- エ 市の地域内で大雨特別警報の基準値以上となる格子が出現した場合。

#### (2) 廃止基準

本部長（市長）は、当該災害に係る応急対策がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合は、市本部を廃止する。

### 2 市本部の運用

#### (1) 体制等

市に気象警報等が発表されたとき、あるいは市本部が設置されたときの体制等は次による。

| 体制    | 第1種非常勤務体制                                                       | 第2種非常勤務体制                                                                                                               | 第3種非常勤務体制                                            |
|-------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
|       | 警戒本部                                                            | 災害対策本部設置                                                                                                                | 災害対策本部運営                                             |
| 基準    | 市内に次の警報のうち、いずれかが発表されたとき<br>・大雨警報 ・洪水警報<br>・大雪警報 ・暴風警報<br>・暴風雪警報 | 自主避難所を開設するとき                                                                                                            | ・市内に避難情報が発令されたとき、又は発令が予期されるとき<br>・河川の水位が避難判断水位を超えたとき |
| 長     | 総務部長又は危機管理課長                                                    | 市長又はその代理者                                                                                                               | 市長                                                   |
| 配備対応等 | 総務部(危機管理)<br>基盤整備部(当番)<br>消防本部(勤務者)<br>各振興事務所(当番)<br>のうち、所要の人員  | 総務部(危機管理・当番)<br>企画部(広報)<br>市民福祉部(当番)<br>基盤整備部(当番)<br>消防本部(勤務者)<br>各振興事務所(当番)<br>この他、自主避難所開設に必要な人員<br>必要により市長(代理)が指名した部局 | すべての部局<br>(災害対応にあたる者)                                |

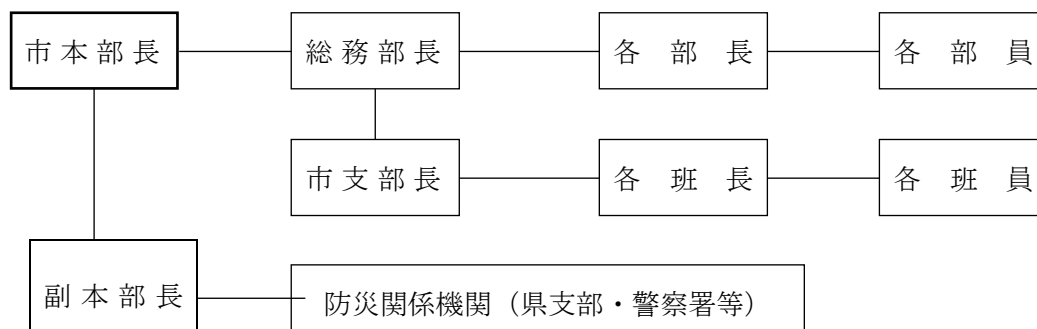
## (2) 体制等の特例

市長（本部長）は、災害の種類、状況その他により、(1)に定める体制により難いと認めるときは、特定の部（班）に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示する。

なお、市長（本部長）不在時の意志決定手続きについて、意志決定順位は代理決裁の順に準ずる。

## (3) 体制等の伝達

市本部の設置、あるいは廃止を決定した場合の伝達方法は次の系統により関係機関に伝達する。



（注） 庁内放送可能時における本庁各課への伝達は、放送によって行うものとする。

休日及び勤務時間外にあっては、宿日直者の報告を受けた総務部長が危機管理課職員に連絡し、電話及び携帯メールにより本部要員及び全職員に伝達する。

## (4) 市本部室等の開設場所

市本部の開設場所は特別の場合（本庁舎被災時等）のほか本庁内に置き、その場所は次による。

災害の規模、程度により本部開設場所は次のとおりとする。

## ア 第1種非常勤務体制

市役所本庁舎 2階危機管理課他、各部局の勤務する場所

## イ 第2種非常勤務体制及び第3種非常勤務体制

市役所本庁舎 2階防災対策室（予備：西庁舎 3階会議室 1）

## ウ 本部開設にいたらない災害時

平常時における組織にて対処し、総務部危機管理課に情報を集約する。

## (5) 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長（不在時は副本部長）がその必要を認めたときは、本部員会議を開催し、おおむね次の事項を協議する。

なお、本部員会議を開催するいとまがないとき、あるいは災害の規模がその程度に達しないとき等は、市本部の設置その他について関係のある本部員が協議し、その結果に基づき、本部長が決定する。

ア 市警戒本部及び市本部の設置並びに職員の動員、応援に関すること。

イ 現地本部の設置及び現地本部長の選定に関すること。

- ウ 災害防除（拡大防止）対策に関すること。
- エ 被災者の救助保護及び生活支援に関すること。
- オ 交通、通信その他総合的な対策の調整、実施に関すること。
- カ その他災害対策に関連した重要な事項

なお、災害対策に関する最終意志決定権の順位は次のとおりとする。

順位1 災害対策本部長 市長

順位2 災害対策副本部長 副市長

順位3 総務部長

順位4 「飛騨市長の職務を代理する職員の順序を定める規則」で定める本庁の部長職にある者

#### (6) 本部連絡員

災害対策本部を市役所本庁舎2階防災対策室に設置する。

本部連絡員は、本部を開設したときは本部に勤務し、おおむね次の事項を処理する。

ただし、災害の規模・種類等により本部連絡員室総括者（総務部長）が、その必要がないと認めた場合はこの限りでない。

ア 本部長等の命令・指示等の伝達

イ 本部が掌握した情報等を関係部班に伝達

ウ 各部班が掌握した情報等を本部に報告

エ 本部員への本部員会議開催の通知

オ 本部員会議の庶務及び会議結果の関係部班への報告

#### (7) 本部職員配備

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における本部職員の動員方法あるいは任務等は、職員別により班ごとに定めておくものとする。

### 3 市災害対策本部地域支部の運用

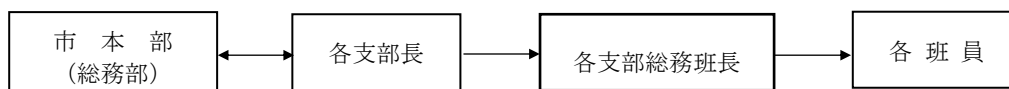
市支部の運用は、2に定める市本部の運用に準じ支部において別に定めるものとするが、全支部に共通する事項については、次に定めるところによるものとする。

#### (1) 設置等の決定

市支部の設置、廃止等は、支部長が市本部と協議して決定するものとするが、緊急を要する場合で、市本部と協議するいとまがないときは、支部長の判断で決定するものとする。

#### (2) 開設等の伝達

市支部の開設、体制あるいは廃止等が決定したときは、次の系統によって関係機関に伝達するものとする。



#### (3) 開設の場所

市支部は、各振興事務所に置くものとする。

(4) 支部長への権限の委譲

本部長は、支部が設置された場合は、あらかじめ本部長権限の委譲を行う。ただし、本部長に確認をするいとまがない場合に限り、事後速やかに通報し、了解を得る。

ア 支部地域における避難情報の発令

イ 支部地域における警戒区域の設定

ウ 支部地域における人的かつ物的応急公共負担

エ 支部地域における県・国等関係機関への協力要請

#### 4 現地災害対策本部

(1) 開設の場所

現地本部は、必要に応じ、被災地に近い振興事務所若しくは、学校、公民館等公共の施設に設置する。この場合、自衛隊等協力機関の指揮機関と同じ施設とし、同じ施設によれないときは常時連絡ができる体制をとる。

(2) 車両の確保

現地本部用の車両は、市本部総務部がその都度必要に応じ確保することとするが、それによれないときは、タクシー等を借り上げるものとする。

#### 5 災害警戒本部・支部

重大な災害が発生するおそれがある場合に、市長の指示により副市長を本部長とし、災害情報の収集、応急対策等防災体制の一層の確立を図るため、市本部・支部の設置前の段階として市警戒本部及び市警戒支部を設置し、警戒に当たる。

組織、編成及び分担任務については、第1編第5節の市災害対策本部の組織に準じる。

(1) 警戒本部・支部の組織、編成

ア 組織

警戒本部・警戒支部は、2に定める体制のうち警戒体制時の組織とする。

イ 編成

(7) 警戒本部長は、副市長、副本部長には総務部長をもって充てる。

(4) 警戒支部長は、各振興事務所長、副支部長には各振興事務所次長をもって充てる。

(7) 職員の配置は、災害情報等に基づく被害規模の規定により割り当てる。

(エ) 支部に職員が不足すると見込まれる時は、警戒本部職員を事前に警戒支部に配置する。

(2) 警戒本部の設置及び廃止

ア 設置

副市長は、警戒本部を設置する必要があると認めたときは、市長に報告し、その指示により警戒本部を設置する。

イ 廃止

本部長は、予想された被害の危険が解消したと認めるときは、市長に報告し、その指示により警戒本部を廃止する。

## 6 証票等

### (1) 身分証明等

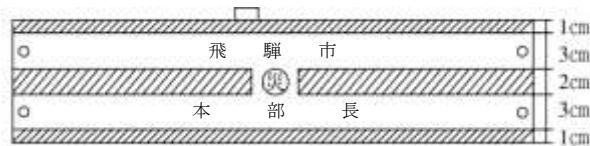
本部職員の身分証明書は、「飛騨市職員証」をもって兼ねることとし、災害対策基本法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねる。

なお、災害救助法第27条第4項による身分を示す証票は、岐阜県災害救助法施行細則第10条に定める証票による。

### (2) 腕章

災害応急対策の実施又はその事務に当たるものは、次の腕章を着用し、平常時から上記腕章を整備保管しておく。

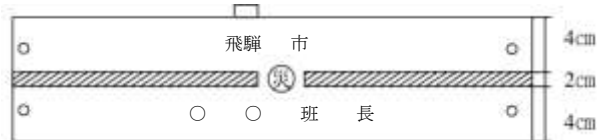
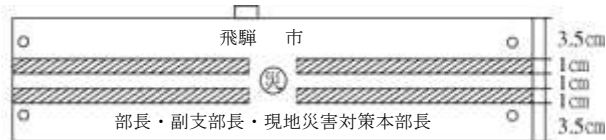
#### ア 本部長腕章



#### イ 副本部長・支部長腕章



#### ウ 部長・副支部長・現地災害対策本部長腕章 エ 班長腕章



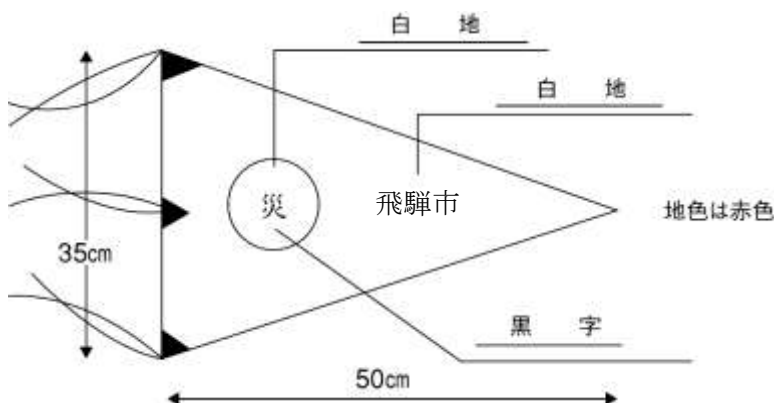
#### オ 職員腕章



- (注) 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。  
2 地は白地、字は黒色とし、線は赤色とする。

### (3) 標旗

災害応急対策に使用する自動車には、次の標旗を付す。標旗は、関係機関において平常時から整備保管しておく。



## 7 職員の動員計画

市本部における職員の動員は、本計画の定めるところによるものとする。

#### (1) 動員の系統

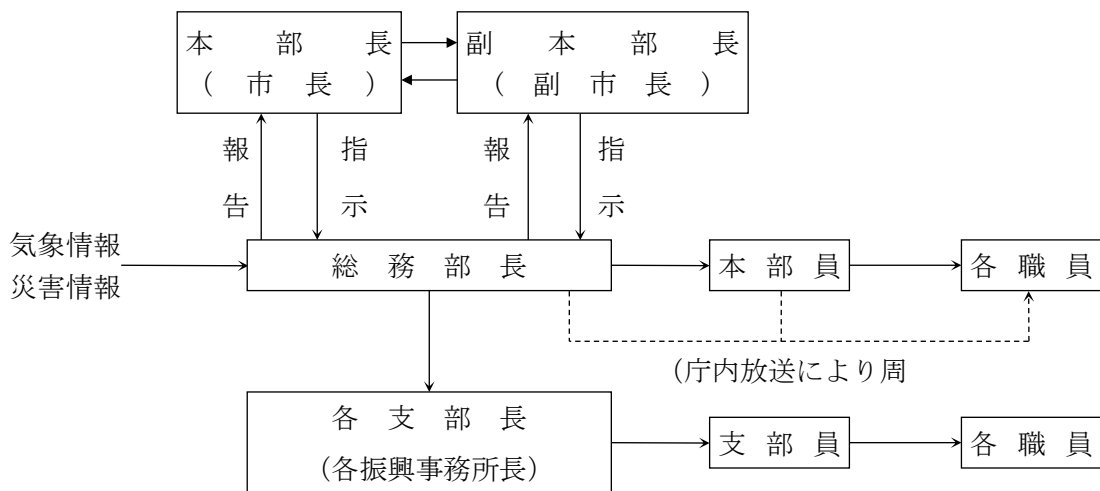
市本部及び市支部の各班長は、分担する災害対策その他のため班員を動員する必要があるときは、各班においてそれぞれに動員するものとする。

各班は、動員の系統、職員の動員順序あるいは連絡の方法について具体的に計画しておく。

#### ア 勤務時間内

(7) 総務部長（又は危機管理課長）は、気象情報、災害情報等を入手した場合、直ちに市長、副市長に報告する。

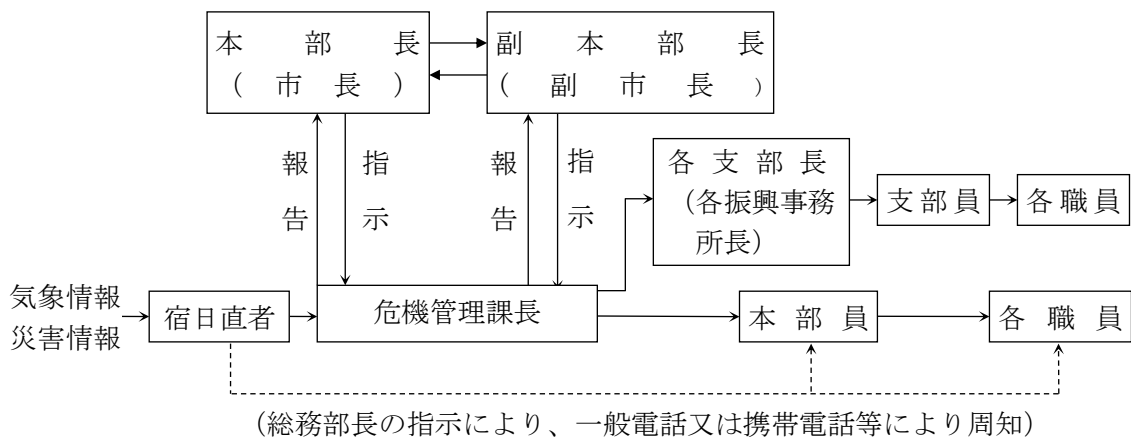
(4) 市長は必要な動員配備体制を総務部長に指示する。これを受けて、総務部長は各部長等に対し、動員配備指令を伝達し、必要な要員を確保する。また、庁内放送により職員に周知する。



#### イ 勤務時間外

(7) 宿日直者は、気象情報、災害情報等を入手した場合、直ちに本所は総務部危機管理課長に通報し、危機管理課長は総務部長に報告する。各振興事務所は所長（所長と連絡が取れない場合には次長）に報告するとともに、総務部危機管理課長に通報する。

(4) 危機管理課長は、市長、副市長に報告し、その指示を受けて、総務部長に報告するとともに、各部長等に対し、動員配備指令を伝達し、必要な人員を確保する。また、宿日直者に対し、一般電話又は携帯電話等により職員に周知するよう指示する。



(2) 動員の方法

市本部・市支部の各班長は、分担する災害対策その他のため班員を動員する必要があるときは、あらかじめ定めた緊急連絡網（後掲）により、それぞれに動員する。一般電話による動員が困難な場合は、携帯電話等において行う。

この際、職員の徒歩等による参集時間、参集経路の事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分配慮する。

(3) 本部及び支部職員の心得

職員は常に気象状況等に留意し、災害の発生が予想されるときは、速やかに登庁し待機する。

(4) 職員の応援

各部における災害応急対策等の実施に当たって、職員が不足するときは、次の方法により応援する。

ア 各部は、職員の応援を受けようとするときは、総務部に次の応援条件を示して本部総務班長に要請する。

(ア) 作業の内容

(イ) 就労（勤務）場所

(ウ) 応援職種及び男女別（特に必要があれば機関名あるいは職員指名）

(エ) 携帯品その他必要事項

イ 応援は、次の順位により動員して派遣する。

(ア) 本部の班から応援支部居住者の動員

(イ) 余裕のある部の班からの動員

(ウ) 支部の班からの動員

(エ) 余裕のある支部及び班からの動員

(オ) (ア)～(エ)の措置をもってもなお不足するとき、あるいは特別技術職員が不足するときは、県本部に対して職員の派遣を要請する。

## 第2節 災害対策要員の確保

すべての部

災害により様々な被害が生じ、この応急対策が急務となった場合の必要な労働者及び技術者の動員について定め、これによって災害対策の円滑化を図る。

なお、動員順序は次による。(応急対策の作業内容によっては、順序を異にして動員することができる。)

- (1) 支本部及び支部職員
- (2) 県、他市町村職員
- (3) 奉仕団
- (4) 元市役所職員の臨時採用
- (5) 労務者の雇上げ
- (6) 労務者等の強制従事
- (7) ボランティア

### 1 関係機関に対する動員の要請

市本部における動員のみでは、災害対策要員が不足するときは、県に次の条件を示して、動員等の要請をする。細部については、「災害時受援計画」で定める。

- (1) 従事すべき作業の内容（労務の種別）
- (2) 所要人員
- (3) 就労期間（○日○時～○日○時）
- (4) 集合の場所（移送の方法）
- (5) 携行品その他必要条件

### 2 奉仕団の編成及び活動

#### (1) 編 成

奉仕団は、自主防災組織等の各団体別に編成し、それぞれの名称を付し、団長、副団長及び班長を置き、平常時の組織等を考慮して、災害奉仕活動の実態に即した編成とする。

災害救助法が適用されるか、又はこれに準ずる災害で、地域における各奉仕団の総合協力を要する場合は、市本部長の要請により、奉仕団ごとの編成にかかわらず飛騨市災害対策本部地域奉仕団（以下「地域奉仕団」という。）を編成する。

地域奉仕団は、自主防災組織の組織区分に従い編成し、それぞれの団に団長、副団長、班長を置く。

#### (2) 市本部に所属する奉仕団

日本赤十字奉仕団

#### (3) 関係機関との連絡協調

奉仕団は、常に市本部、消防、警察等と緊密な連絡を保つとともに、関係機関から要請が

あったときは積極的に協力し、その対策の実施に奉仕する。

(4) 被害状況等の通報

奉仕団は、市本部及び支部職員、消防団員、警察官等と協力して被害状況その他災害異常現象等の把握に努めるとともに、市本部職員不在時等にあつては、その概況を速やかに市本部あるいは警察に通報する。

(5) 活動作業

奉仕団は、主として次の作業に従事する。

- ア 炊き出し、その他災害救助の実施
- イ 清掃の実施
- ウ 防疫の実施
- エ 地域ごとにおける災害活動に対する協力
- オ 災害対策物資の輸送及び配分
- カ 上記作業に類した作業の実施
- キ 無線通信業務
- ク 軽易事務の補助

(6) 動 員

奉仕団の動員要請は、総務部において、各部の協力を得て行う。ただし、地域奉仕団の動員要請については、総務部が直接行う。

(7) 記録保管

奉仕団の奉仕を受けた部は、次の事項を記録し、保管しておく。

- ア 奉仕団の名称及び人員又は氏名
- イ 奉仕した作業内容及び期間
- ウ その他参考事項

### 3 従事命令等

(1) 従事命令等の種類と執行者

| 対 象 作 業                    | 命令区分    | 根 拠 法 律             | 執 行 者              |
|----------------------------|---------|---------------------|--------------------|
| 消 防 作 業                    | 従 事 命 令 | 消防法第29条第5項          | 消防職員又は消防団員         |
| 水 防 作 業                    | 従 事 命 令 | 水防法第24条             | 市長、消防団長、消防長        |
| 災 害 救 助 作 業                | 従 事 命 令 | 災害救助法第24条           | 県知事、市長（委任を受けた場合のみ） |
|                            | 協 力 命 令 | 災害救助法第25条           |                    |
| 災 害 応 急 対 策 作 業<br>（除災害救助） | 従 事 命 令 | 災害対策基本法第71条         | 県知事、市長（委任を受けた場合のみ） |
|                            | 協 力 命 令 |                     |                    |
| 災 害 応 急 対 策 作 業<br>（全般）    | 従 事 命 令 | 災害対策基本法第65条第1項      | 市長                 |
|                            |         | 災害対策基本法第65条第2項及び第3項 | 警察官、自衛官            |

|                  |      |             |     |
|------------------|------|-------------|-----|
| 災害応急対策作業<br>(全般) | 従事命令 | 警察官職務執行法第4条 | 警察官 |
|                  |      | 自衛隊法第94条第1項 | 自衛官 |

## (2) 従事命令等の対象者

| 命令区分                  | 従事対象者                      |
|-----------------------|----------------------------|
| 消防作業                  | 火災の現場付近にある者                |
| 水防作業                  | 区域内に居住する者又は水防の現場にある者       |
| 災害対策基本法による<br>市長の従事命令 | 区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |

## (3) 公用令書の交付

市長が、災害救助法第24条又は第25条に定める従事命令又は協力命令（発した命令を変更し、又は取り消したときを含む。）を発した場合（県知事が災害救助法第30条第1項の規定により、その権限に属する事務を市長が行うこととする通知をした場合をいう。）は、公用令書を交付して行う。

## (4) 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡したものの遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

| 区 分     | 災 害 救 助<br>(知事命令)                                                            | 災 害 対 策 基 本 法<br>(知事命令)                                          | 市 長 の 命 令                                                                       |
|---------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 基 準 根 拠 | 災害救助法施行令                                                                     | 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例                                 | 飛騨市消防団員等公務災害補償条例                                                                |
| 補償等の種類  | 療 養 扶 助 金<br>休 業 扶 助 金<br>障 が い 扶 助 金<br>遺 族 扶 助 金<br>葬 祭 扶 助 金<br>打 切 扶 助 金 | 療 養 補 償<br>休 業 補 償<br>障 が い 補 償<br>遺 族 補 償<br>葬 祭 補 償<br>打 切 補 償 | 療 養 補 償<br>休 業 補 償<br>障 が い 補 償<br>遺 族 補 償<br>葬 祭 補 償<br>介 護 補 償<br>傷 病 補 償 年 金 |
| 支 給 額   | 施行令に定める額                                                                     | 条例で定める額                                                          | 条例で定める額                                                                         |

## (5) 従事者台帳の作成

担当部は、従事命令を発したときは、「従事者台帳」を作成し、整備する。

### 第3節 ボランティア活動

総務部 企画部

市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに中間支援機関（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う機関）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有化する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者への活動拠点、感染症防止対策の徹底等環境整備について配慮するものとする。

#### 1 市ボランティアセンターの設置

飛騨市社会福祉協議会は、市長から市ボランティアセンター設置の要請があった場合、又は設置の必要性が認めるときは、飛騨市災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行う。

#### 2 ボランティアの受入・支援体制

- (1) 市本部にボランティア班（企画部）を設け、飛騨市社会福祉協議会（飛騨市災害ボランティアセンター）と連携を保ちながら、ボランティアの受入・支援体制を確立する。
- (2) ボランティア部会は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人員等について全国に情報を提供し、参加を呼び掛ける。
- (3) ボランティア班は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、ボランティアの活動状況を把握し、ボランティアを行っている者への活動拠点、感染症防止対策の徹底等環境整備について配慮する。

#### 3 専門分野のボランティア関係機関

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては当該ボランティア活動に関する団体等が、飛騨市災害ボランティアセンター等と連携を密にし、次の活動における受入・派遣の調整等を行う。

- (1) 被災者の人命救助や負傷者の手当て  
これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。
- (2) 被災建物の危険度調査  
被災した建物が、危険な状況にないかどうかを判定する業務であり、専門的な技術を習得した人が中心となる。
- (3) 被災者の生活支援  
これが一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。

ア 避難所援助

食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話し相手、子供の世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（インターネット、ミニコミ紙の作成・配布）

イ 在宅援助

高齢者・障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（インターネット、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービス等

ウ その他

被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引っ越しの手伝い等

## 第4節 自衛隊災害派遣要請

総務部

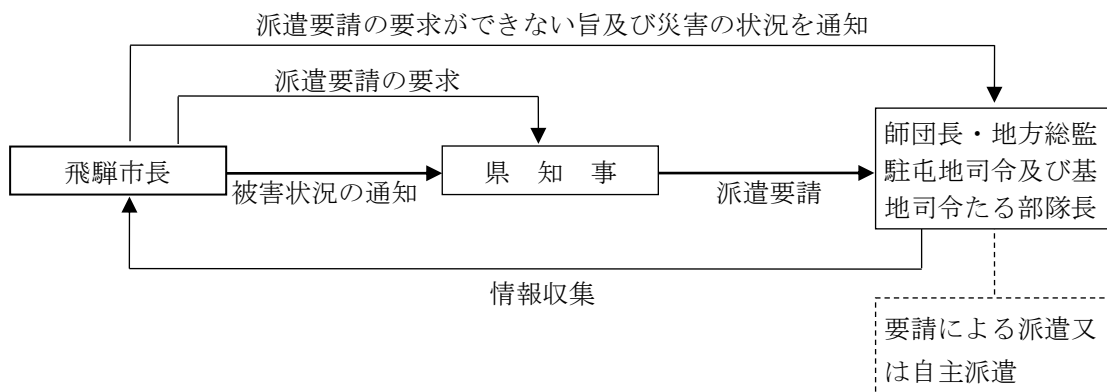
大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

### 1 自衛隊の災害派遣

#### (1) 災害派遣要請の基準

- ア 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき
- イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

#### (2) 災害派遣の要請



#### (3) 派遣要請の要求

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」（様式No.2）により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは口頭又は電話で行い、事後速やかに文書を提出する。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知する。

#### (4) 要請の窓口

| 機 関 名                 | 連 絡 窓 口 | 所 在 地                        | 電 話 番 号                                       | 無線番号                       |
|-----------------------|---------|------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------|
| 陸 上 自 衛 隊<br>第35普通科連隊 | 第 3 科   | 〒463-0067<br>名古屋市守山区守山3-12-1 | (052)791-2191<br>内線 4832・4509(夜間)<br>FAX 4839 | 651-712<br>651-713<br>(夜間) |

#### (5) 自主派遣

自衛隊は、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、要請を待

ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

## 2 自衛隊の活動

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

## 3 市の受入れ体制

市本部長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、その受入れ体制に万全を期す。特に次の事項については留意する。

### (1) 緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊と連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努めること。また、必要に応じて地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達等が円滑に行えるよう努めること。

### (2) 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業の作業計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡しておくこと。

### (3) 宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（公共用建物等が適当）又は野営施設を準備し、併せて駐車場等を確保すること。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設すること。

### (4) 住民の協力

住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく積極的に協力して作業を遂行すること。

## 4 要請事項の変更

市本部は、派遣に当たって要請依頼した事項を変更する必要があるときは、直ちに順序を経て、県に連絡する。

## 5 費用の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市等が負担するものとし、下

記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上、運搬及びその修理費

- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度決定するものとする。

## 6 派遣部隊撤収時の手続き

- (1) 市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県に対し、自衛隊の撤収要請（様式No.3）を依頼する。
- (2) 派遣部隊が派遣期間の活動を終了したときは、県が派遣部隊の指揮官と協議して帰隊措置を講ずる。

## 7 その他

- (1) 自衛隊ヘリコプターの派遣要請に関する留意事項

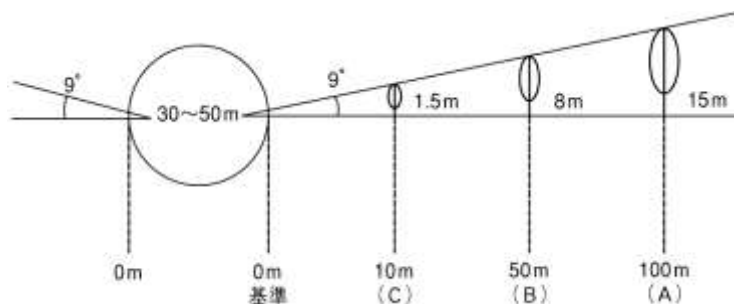
ア 派遣要請

- (7) 派遣要請は、様式No.2の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。
- (4) 派遣要請は事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

イ 発着場選定基準

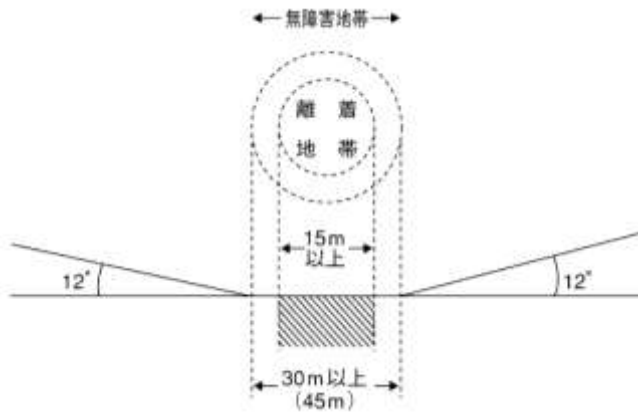
- (7) 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (4) 周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。
- ただし、東西南北100m×100mの面積があれば、次の図のごとく障害物があっても離着陸可能

発着場

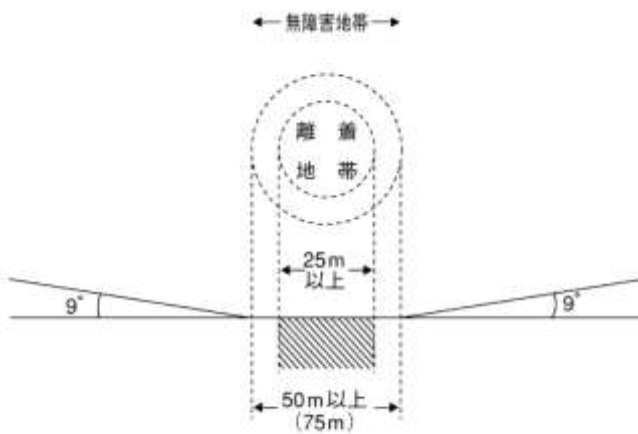


ウ 機種別による着陸地点及び無障害地点の基準

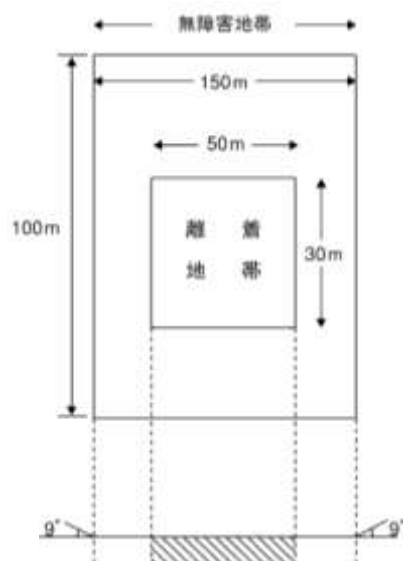
○小型機（OH-6）の場合（カッコ内は夜間）



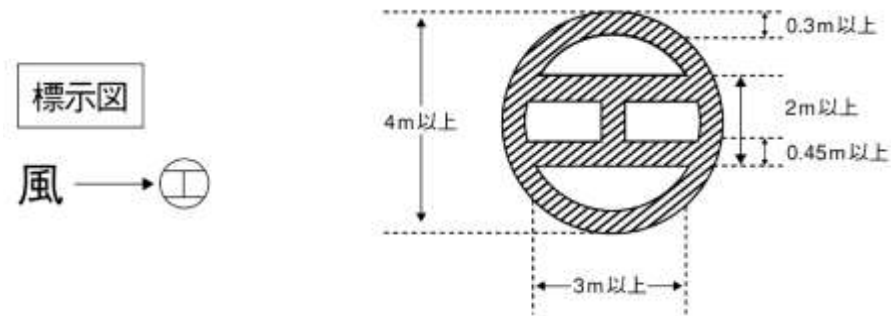
○中型機（HU-1）の場合（カッコ内は夜間）



○大型機（CH-47J）の場合

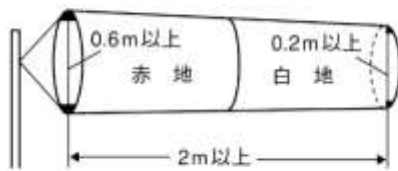


エ 離着陸場の標示

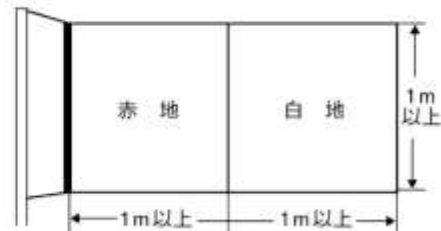


(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

(吹流し)



(旗)



(7) 風向に対して、石灰等で㊦を書くこと。

(4) ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

オ 離着陸場における安全

(7) 離着陸場は平面にし、必要に応じて散水し、積雪時は踏み固めること。

(4) 離着陸場の半径25m以内には人が入らないこと。

(2) ヘリコプターによる物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため計量器を準備すること。

(3) 緊急時におけるヘリコプター発着可能なヘリポートは、「ヘリコプター臨時離発着場」（資料9-1参照）のとおりであるが、更にヘリコプター発着場の確保に努め、ヘリコプター発着周辺における建柱、架線その他工作物の建設に際してはヘリコプター発着の障害とならないようにすること。

## 第5節 災害応援要請

総務部 消防本部

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、市及び各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

### 1 広域的な応援

#### (1) 防災関係機関相互の応援要請

防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要請等を行うものとする。なお、応援の受け入れについては、「飛騨市災害時受援計画」に基づくものとする。

##### ア 他の市町村に対する応援要請

市は、市内の地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し応援を求めるものとする。

この際、県は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき市に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村に対し被災市町村を応援するよう指示する。また、市町村から応急措置の実施について応援の要求があったときも同様の措置をとる。

##### イ 指定行政機関等に対する要請

市は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

#### (2) 経費の負担

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災対法等所定の方法による。

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

#### (3) 応急対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

### 2 消防活動に関する応援要請

市は、県内外の市町村等との間に広域応援協定を結んでおり、その協定に基づき、当該市町村等に応援を求める。また、災害の規模が大きく広域応援協定の範囲での対応が困難な場合は、県に対し応援要請を行うものとする。

### 3 その他の応援要請

市は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

### 4 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

## 第6節 交通応急対策

総務部 基盤整備部、消防本部

### 第1 道路交通対策

災害により、道路及び橋梁等の道路施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため、必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急対策を行う。

#### 1 道路情報の把握・提供

##### (1) 道路に関する被害状況の把握

市は、災害発生後緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールにより道路及び交通の状況を把握するとともに、関係機関との情報交換を行い、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。この際、必要により自転車、バイク、ドローン等の活用し、自動車の入れない地域や上空からの視点による早期かつ広範囲の情報収集に努めるものとする。

##### (2) 情報の提供

市は、災害発生箇所・内容、通行規制状況、う回路等の情報について、迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行う。

#### 2 発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市に通報するものとする。市は、通報を受けた場合、その路線管理機関又は警察署に速やかに通報する。

#### 3 交通規制の実施

##### (1) 規制の種別

###### ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損、決壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が道路の通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

###### イ 道路交通法に基づく規制（同法第4条及び第6条まで）

###### (7) 公安委員会の交通規制

緊急を要するため道路標識等による交通の規制をするいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制が困難であると認めるときは、公安委員会は警察官の現場指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

###### (4) 警察官等の交通規制

警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずる可能性がある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があ

ると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限することができる。

ウ 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

公安委員会は、災害応急活動が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認められるときは、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 実施機関等

規制の実施は、関係道路管理者や警察機関等と密接な連絡をとり、特に規制の時期を逃がさないよう留意する。

| 区 分   | 実 施 者    | 範 囲                                         |
|-------|----------|---------------------------------------------|
| 道路管理者 | 国（国道事務所） | 国道41号                                       |
|       | 県        | 上記以外の一般国道及び県道全般                             |
|       | 市        | 市道・農道・林道全般                                  |
| 警察機関等 | 公安委員会    | 隣県に影響を及ぼす規制、規制区域が2警察署以上にわたるもの又は期間が1か月を超えるもの |
|       | 飛騨警察署長   | 自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い（1か月以内）規制             |
|       | 警察官      | 緊急を要する一時的な規制                                |
| 自衛隊   | 自衛官      | 緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にはいない場合）                |

(3) 規制実施の要領

ア 市は、市が管理する道路施設の被害等により危険な状態が予想されるとき若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、市道にあっては直ちに道路法第46条により必要な規制を行う。

イ 道路施設の管理が市以外の場合は、その道路管理者に通報するものとするが、規制をする時間的余裕のない場合には、直ちに警察署に通報して道路交通法に基づく規制を要請するとともに、必要により避難を指示する。

ウ 危険箇所については警戒区域を設定し、立ち入りを制限、若しくは禁止し又は退去を命ずる等の方法により応急的な規制を行う。この場合、市本部は、できる限り速やかに道路管理者又は警察署に連絡して正規の規制を行う。

(4) 規制の周知徹底

市は、規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) う回路の確保

規制を行ったときは、適当なう回路を設定して、必要な地点に図示する等、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(6) 道路啓開等

市は、市道において放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行

を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。国道及び県道にあっては、それぞれの道路管理者に通報するものとする。

(7) 緊急通行車両の確認申請手続

ア 確認申請

災害応急対策を実施するための車両を、平時の段階から県公安委員会に緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）等の交付申請をする。

災害発生後、新たな必要が生じた場合は、速やかに交付申請を行う。

イ 証明書等の交付

緊急通行車両であることが確認され、証明書及び標章（様式№.59、60）が交付された場合は、指定通り車両に貼付等して走行する。

## 4 報告等

(1) 市は、規制を行ったときは、県（古川土木事務所）、警察署、消防本部等に報告又は通知をする。

(2) 報告・通知等に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 禁止、制限の種別と対象

イ 規制する区間又は区域

ウ 規制する期間

エ 規制する理由

オ う回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

## 第2 輸送手段の確保

災害時における応急対策を実施するに当たり、被災者及び応急対策従事者の移送あるいは災害応急対策物資、資材の輸送等（以下本節において「災害輸送」という。）を迅速、的確に行う。

### 1 自動車等の確保

(1) 自動車等確保の要請

市本部各部は、災害輸送のため、自動車等の借り上げを要するときは、総務部に次の輸送条件を明示して車両確保（借上）等を要請する。

ア 輸送区間又は借上期間

イ 輸送量又は車両の台数

ウ 集合の場所及び日時

エ その他の条件

（注）各部の所属車両をその目的業務に使用する場合は、要請は行わない。

(2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた総務部は、輸送の緊急度、輸送条件、市保有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の効率的な確保の方法、輸送の優先順位を決定する。

## (3) 輸送確保の方法

災害輸送確保のための自動車の借上等は、次の方法によって行う。

- ア 市所有車両
- イ 一般自動車運送事業者
- ウ その他自家用車両
- エ 事業者に対する協力要請

## (4) 応援要請等

市地域内において、自動車等の確保ができないとき、あるいは市のみでは輸送ができないときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼する。

## (5) 輸送記録

市は、車両使用書、輸送記録簿、救助実施記録日計票、救助の種目別物資受払状況を作成し、整備保管する。(様式No.61、62、45、46)

**2 ヘリコプター離着陸場等の確保**

市は、空中輸送が必要な場合には、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。(資料9-1))を県に報告するとともに、離着陸する場合の安全確保を図る。

**3 緊急物資の一時集積配分拠点の運用**

市は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況及び予想される輸送物資の種類・量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する(資料9-2)。

なお、陸路による緊急輸送のほか、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを一時集積配分拠点とする。

## (1) 取扱物資

- ア 市の救援要請により他地域から配送される救援物資(食料、飲料水及び生活用品等)
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 義援物資集積所から市に配送される義援物資
- エ 医薬品

## (2) 一時集積配分拠点における業務

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- イ 避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

(注)・大型車両による輸送は、原則として一時集積配分拠点までとする。

・(2)ウ、エについては、ボランティアを積極的に活用する。

## (3) 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として市が実施する。

## 第7節 通信の確保

総務部 企画部 消防本部

市は、防災関係機関と連携し、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、情報通信体制の多重化に努め、通信手段の確保を図る必要がある。

### 1 情報通信手段の機能確保

市は、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行う。また、支障を生じた施設がある場合、その復旧を行うため、必要な要員を直ちに現場に派遣する。

### 2 有線通信施設による方法

災害時における有線による通信は、一般加入電話を利用するものとするが、通話が困難になった場合は、次の方法によるものとする。

#### (1) 一般加入電話による通信

##### ア 災害時優先電話

災害時においても、通常の使用方法により普通電話を利用するものとするが、不通となった場合、優先的に利用できる「災害時優先電話」の指定を受けている電話により通信を行う。

##### イ 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、N T Tの電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設することから、その利用方法について住民に周知し、輻輳の緩和を図る。

| 災 害 伝 言 ダ イ ヤ ル の 利 用 方 法                  |
|--------------------------------------------|
| ●録音：1 7 1 + 1 + 被災者の電話番号 + 伝言内容（被災地エリアの顧客） |
| ●再生：1 7 1 + 2 + 被災者の電話番号                   |

#### (2) 非常時における通信（N T T西日本等）

電話機本体・回線が不足する場合は、速やかにN T T西日本等に応援要請を行い、衛星電話・携帯電話等を確保する。

#### (3) 警察電話による通信（飛騨警察署）

一般加入電話及び非常通話がともに使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て警察専用電話により通信の伝達を依頼する。

#### (4) 鉄道電話による通信（東海旅客鉄道株式会社 飛騨古川駅）

#### (5) インターネットによる通信

### 3 無線通信施設による通信

災害時における無線による通信は、次の方法によるものとする。

- (1) 携帯電話による通信
- (2) 市防災行政無線による通信
- (3) 県防災行政無線による通信
- (4) 消防無線による通信
- (5) 衛星携帯電話による通信

市内7か所に配備（市役所1台、各振興事務所に2台）

- (6) 警察無線による通信

防災行政無線及び消防無線による通信が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察署の協力を得て、警察無線により通信の伝達を依頼する。

- (7) 非常無線通信による通信

自局の無線電話による通信が不可能な場合であって、緊急を要するときは、アマチュア無線による災害情報の収集及び伝達について協力を要請するとともに、他の機関（タクシー無線、インターネット等各種メディア）の協力を得て、非常無線通信の伝達を依頼する。

#### 4 電報による通信

災害時における電報（非常）の取扱いは、発信紙の余白に「非常」と朱書きして電報サービス取扱所に申し込む。

#### 5 急使による通報

あらゆる通信施設が利用できないとき、あるいは、急使によることが適当な通信（連絡）は、伝令等急使を派遣して行う。市本部からの急使は、総務部員（総務部員が不足するときは、総務部から各部に依頼して指名された者）が当たるが、各地域における急使（伝令）は、自主防災組織及び消防団員等が当たる。

#### 6 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項については文書によって重ねて通報する。

関係機関との連絡方法

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| 市↔県          | 電話、県防災行政無線           |
| 市↔消防本部       | 電話、県防災行政無線、消防無線      |
| 市↔飛騨警察署      | 電話                   |
| 市↔飛騨市消防団     | 電話、市防災行政無線、消防無線（受令機） |
| 消防本部↔消防団     | 電話、消防無線（受令機）         |
| 市↔住民（自主防災組織） | 電話、市防災行政無線（戸別受信機）    |

## 第8節 警報・注意報・情報等の受理・伝達

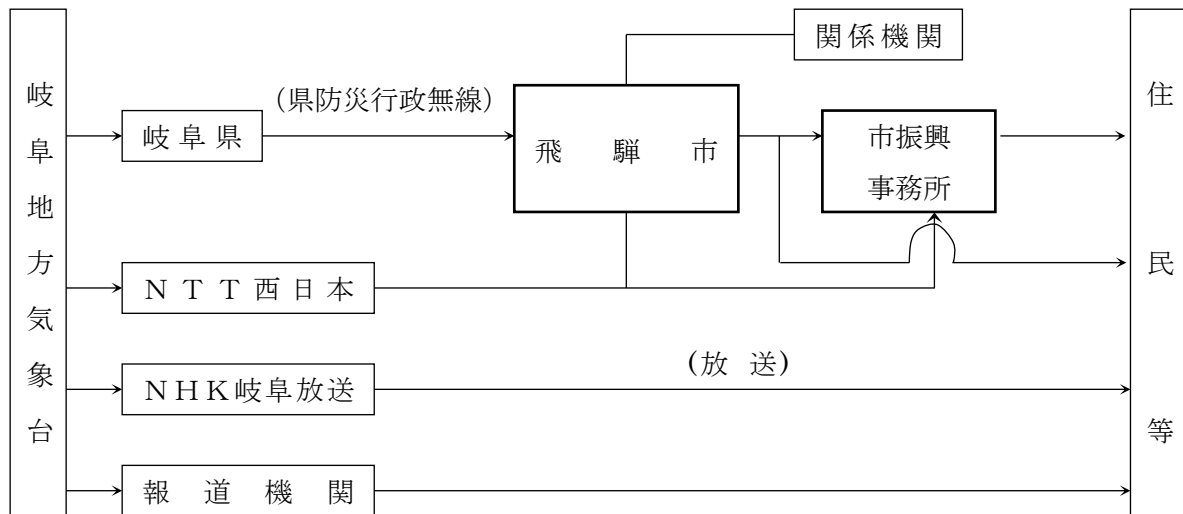
総務部 消防本部

気象災害等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため、市は、各防災関係機関との緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

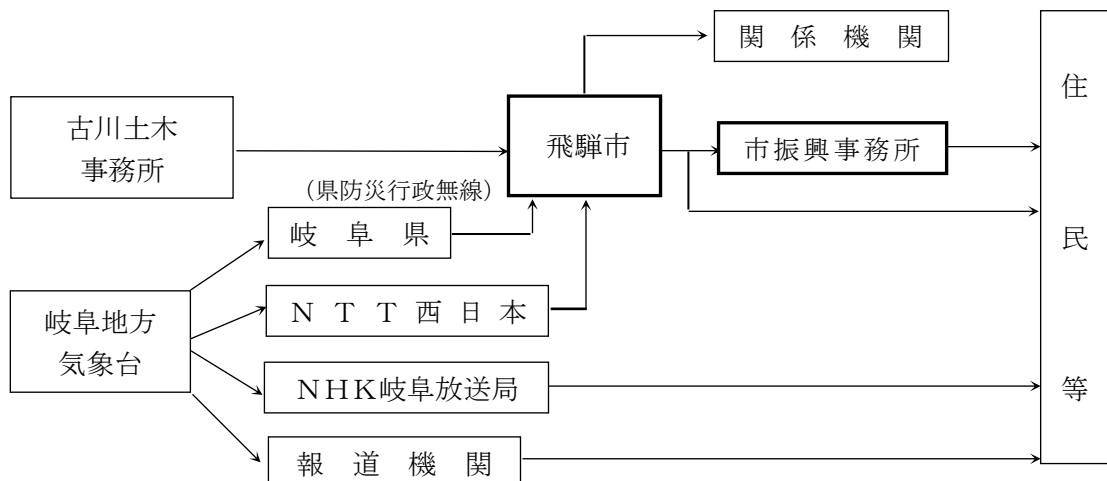
### 1 警報等の伝達

気象警報等の伝達及びその周知徹底は、次の方法による。

#### (1) 伝達系統図



#### (2) 洪水予報の伝達系統



## (3) 市本部内及び関係機関等の伝達

市本部内及び関係機関の伝達は、本章第1節「活動体制」の体制等の伝達に準じて行う。

## (4) 住民等への伝達

住民等に周知徹底の必要があると認めるときは、防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信機）、携帯電話、CATV、インターネット等により伝達する。

## 2 警報等の伝達及び警告

市は、火災予防上危険な気象の状況における火災に関する予報若しくは警報、並びに予想される災害事態及びとるべき措置について県から通知を受けたときは（特に、「土砂災害警戒情報」が発表されたときは、市長に報告するとともに）、関係機関及び地域住民等に伝達する。

## 3 異常現象発見の手続

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、その現象が火災及び水防に関する場合は消防機関（消防本部、消防団）に、土砂災害の前兆現象に関する場合は行政機関（市役所、その他関係者）に、水防その他に関する場合は、直ちに水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に通報しなければならない。

(2) (1)によって通知があったときは、直ちに次の機関に通報するとともに、地域住民及び関係機関に周知徹底する。

ア 県及び岐阜地方気象台

イ その災害に関係ある隣接市町村

ウ その災害に関係ある県事務所

## 4 気象警報等の種別

防災と関連のある気象警報等の種別は、次の区分に従って扱う。

## (1) 気象警報等

気象及び気象と関連する異常現象等について気象台において発表される。飛騨市に係る特別警報・警報・注意報及び情報の種別及び基準は、次表のとおりである。

ア 気象警報等の種類

|                  |       |                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特<br>別<br>警<br>報 | 暴 風   | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。                                                                                                                                           |
|                  | 暴 風 雪 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。                                                                           |
|                  | 大 雨   | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。<br>災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
|                  | 大 雪   | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。                                                                                                                                           |
| 警 報              | 暴 風   | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                                                                      |

|       |       |                                                                                                                                                 |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 暴風雪   | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。                                           |
|       | 大雨    | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
|       | 大雪    | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                            |
|       | 洪水    | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。                  |
| 注 意 報 | 風雪    | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。                                                       |
|       | 強風    | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                               |
|       | 大雨    | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。                                                          |
|       | 大雪    | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                               |
|       | 濃霧    | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                              |
|       | 雷     | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。                                |
|       | 乾燥    | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。                                                                          |
|       | なだれ   | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。                                                                                                            |
|       | 着氷（雪） | 著しい着氷（雪）により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。                                                                   |
|       | 融雪    | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。                                                                        |
|       | 霜     | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。                                                                       |
|       | 低温    | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。                                               |
|       | 洪水    | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。                                     |

|    |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 気情 | 岐阜県<br>気象情報               | 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。                                                                                                                                                                                                              |
|    | 岐阜県<br>記録的<br>短時間<br>大雨情報 | 岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。 |
|    | 岐阜県<br>竜巻注意情報             | 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認岐阜県竜巻注意情報 することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。                   |

※土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

イ 警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在

発表官署 岐阜地方気象台

|     |             |          |                                                                                |                                                                                |
|-----|-------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 飛騨市 | 府県予報区       | 岐阜県      |                                                                                |                                                                                |
|     | 一次細分区域      | 飛騨地方     |                                                                                |                                                                                |
|     | 市町村等をまとめた地域 | 飛騨北部     |                                                                                |                                                                                |
| 警報  | 大雨          | (浸水害)    | 表面雨量指数基準                                                                       | 16                                                                             |
|     |             | (土砂災害)   | 土壌雨量指数基準                                                                       | 115                                                                            |
|     | 洪水          |          | 流域雨量指数基準                                                                       | 高原川流域=42.6、宮川流域=44.3、小鳥川流域=27.3、稲越川流域=9.3、戸市川=9.8、殿川流域=12.8、太江川流域=8、荒城川流域=18.9 |
|     |             |          | 複合基準※                                                                          | 宮川流域=（5、39.8）<br>小鳥川流域=（8、24.5）<br>荒城川流域=（8、17.0）                              |
|     |             |          | 指定河川洪水予報による基準                                                                  | 神通川水系宮川〔古川大橋〕                                                                  |
|     | 暴風          |          | 平均風速                                                                           | 17m/s                                                                          |
|     | 暴風雪         |          | 平均風速                                                                           | 17m/s 雪を伴う                                                                     |
|     | 大雪          | 降雪の深さ    | 平地                                                                             | 12時間降雪の深さ30cm                                                                  |
|     |             |          | 山地                                                                             | 12時間降雪の深さ50cm                                                                  |
|     | 大雨          | 表面雨量指数基準 | 7                                                                              |                                                                                |
|     |             | 土壌雨量指数基準 | 86                                                                             |                                                                                |
|     | 洪水          | 流域雨量指数基準 | 高原川流域=34、宮川流域=35.4、小鳥川流域=21.8、稲越川流域=7.4、戸市川=7.8、殿川流域=10.2、太江川流域=6.4、荒城川流域=15.1 |                                                                                |

|             |       |                                                                                                   |                                                                                                      |               |  |
|-------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--|
| 注<br>意<br>報 |       | 複合基準※                                                                                             | 宮川流域=（5、35.4）<br>小鳥川流域=（5、21.8）<br>戸市川流域=（6、6.2）<br>殿川流域=（5、10.2）<br>太江川流域=（5、6.4）<br>荒城川流域=（5、12.1） |               |  |
|             |       | 指定河川洪水予報<br>による基準                                                                                 | 神通川水系宮川〔古川大橋〕                                                                                        |               |  |
|             | 強風    | 平均風速                                                                                              | 12m/s                                                                                                |               |  |
|             | 風雪    | 平均風速                                                                                              | 12m/s　雪を伴う                                                                                           |               |  |
|             | 大雪    | 降雪の深さ                                                                                             | 平地                                                                                                   | 12時間降雪の深さ20cm |  |
|             |       |                                                                                                   | 山地                                                                                                   | 12時間降雪の深さ30cm |  |
|             | 雷     | 落雷等により被害が予想される場合                                                                                  |                                                                                                      |               |  |
|             | 融雪    | 融雪により災害が発生するおそれのある場合                                                                              |                                                                                                      |               |  |
|             | 濃霧    | 視程                                                                                                | 100m                                                                                                 |               |  |
|             | 乾燥    | 最小湿度　25%で、実効湿度　60%                                                                                |                                                                                                      |               |  |
|             | なだれ   | ①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合<br>②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合<br>③積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合 |                                                                                                      |               |  |
|             | 低温    | 冬期：最低気温　-12℃以下                                                                                    |                                                                                                      |               |  |
|             | 霜     | 早霜・晩霜期に最低気温3℃以下                                                                                   |                                                                                                      |               |  |
|             | 着氷・着雪 | 著しい着氷（雪）が予想される場合                                                                                  |                                                                                                      |               |  |
| 記録的短時間大雨情報  |       | 1時間雨量                                                                                             | 100mm                                                                                                |               |  |

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値示す指数

#### ウ 大雨警報・洪水警報の危険度分布

| 種 類                                               | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）<br><br>備考：土砂災害警戒判定メッシュ情報 | 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。<br>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。<br>・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。<br>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当<br>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当 |
| 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）                           | 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。                                                                                                                                                                                                       |
| 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）                                | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。                                                                                                                                                                             |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul> |
| 流域雨量指数の予測値 | 水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。                                                          |

○早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される大雨、大雪、暴風（雪）に関して、5日先までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 土砂災害警戒情報

岐阜地方気象台と県は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル4に相当する。市は、土砂災害警戒情報を避難情報の発令基準として検討し、また土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）が発表されたときには、土砂災害警戒判定メッシュ情報により、市内で土砂災害発生の危険度が高まっている詳細なエリアを把握し、避難情報を発令する地区を特定する。

なお、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、次の点に留意する。

ア 個別の災害発生場所・時間・規模等を釐定するものではない。

イ 対象とする土砂災害は、技術的に予知、予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としない。

(3) 水防活動用警報等

水防活動に資するため水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であり、大雨、洪水各注意報（同警報）の発表をもって、この発表がなされたこととする。

(4) 水防警報

水防法第16条に基づき、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川について、国土交通大臣もしくは知事が水防管理団体に対して情報若しくは警報を発表す

る。

| 区 分 | 発 表 基 準                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 準 備 | 対象水位観測所が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況などから、なお水位上昇のおそれがあるとき。                                      |
| 解 除 | 水防活動の終了を通知するもの。<br>水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。 |
| 情 報 | 適宜                                                                                                   |

※対象河川：宮川・高原川・荒城川

#### (5) 指定河川洪水予報

水防法第10条及び第11条に基づき、流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川について、国土交通大臣若しくは県知事が気象庁長官と共同して、洪水に関する情報を水防管理団体に対して通知し、また一般に通知する。

| 種 別   | 洪水予報の標題           | 発 表 基 準                                             |
|-------|-------------------|-----------------------------------------------------|
| 洪水警報  | 氾濫発生情報<br>(レベル5)  | 氾濫の発生が確認されたとき。                                      |
|       | 氾濫危険情報<br>(レベル4)  | 氾濫危険水位に達したとき。                                       |
|       | 氾濫警戒情報<br>(レベル3)  | 氾濫危険水位に達することが、見込まれるとき、又は、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 |
| 洪水注意報 | 氾濫注意情報<br>(レベル2)  | 氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。                          |
|       | (発表しない)<br>(レベル1) | 水防団待機水位に達したとき。                                      |
| 解 除   | はん濫注意情報<br>解除     | はん濫危険水位を下回り、水位上昇のおそれがなくなったとき。                       |

※対象河川：宮川

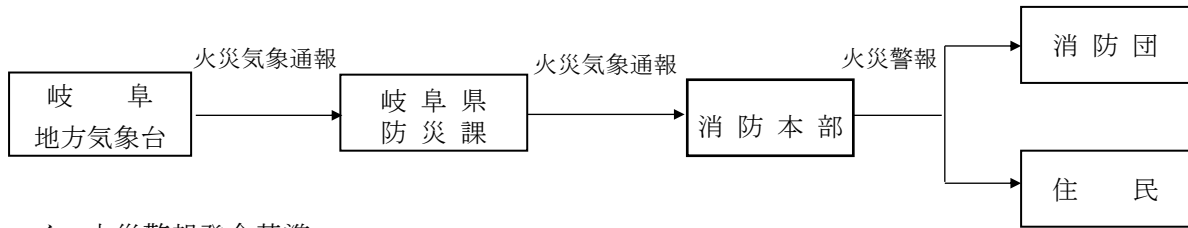
#### (6) 避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報

水防法第13条第2項の規定により都道府県知事が指定した水位周知河川について避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位が避難判断水位に達したときは、「氾濫警戒情報」、氾濫危険水位に達した時は、「氾濫危険情報」として水位又は流量を周知させる。（※対象河川：高原川、荒城川）

#### (7) 火災警報等

消防本部は、県から火災警報に関する気象条件の伝達を受けたとき、又はその他によって、気象状況を承知したときは、飛騨市火災予防条例施行規則により必要に応じ、火災警報を発令する。

## ア 火災警報の伝達



## イ 火災警報発令基準

当日の危険度が6.8以上になった場合、指令課長の判断で発令する。

## ウ 火災警報の解除

消防本部は、火災警報発令後、予防上その必要がないと認めたときに警報を解除する。

## 5 警報等の伝達体制

市は警報等の受信、伝達並びに連絡方法等を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジオ等により警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

市は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

気象情報と警戒レベルの関係は、下表のとおりである。

| 警戒レベル<br>(配色) | 行動を促す情報<br>(避難情報等)  | 警戒レベル相当情報     |                              |                                      |
|---------------|---------------------|---------------|------------------------------|--------------------------------------|
|               |                     | 水位情報がある<br>場合 | 水位情報がない場<br>合                | 土砂災害に関する情報                           |
| 警戒レベル5<br>(黒) | 緊急安全確保              | 氾濫発生情報        | ・大雨特別警報(浸水害)<br>・危険度分布(災害切迫) | ・大雨特別警報(土砂災害)<br>・危険度分布(災害切迫)        |
| 警戒レベル4<br>(紫) | 避難指示                | 氾濫危険情報        | ・洪水警報の危険度分布(危険)              | ・土砂災害警戒情報<br>・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(危険)   |
| 警戒レベル3<br>(赤) | 高齢者等避難              | 氾濫警戒情報        | ・洪水警報<br>・洪水警報の危険度分布(警戒)     | ・大雨警報(土砂災害)<br>・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒) |
| 警戒レベル2<br>(黄) | 洪水注意報<br>大雨注意報      | 氾濫注意情報        | ・洪水警報の危険度分布(注意)              | ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)                |
| 警戒レベル1<br>(白) | 早期注意情報<br>(警報級の可能性) |               |                              |                                      |

(注) 警戒レベル3 高齢者等避難伝達前に、努めて「避難準備情報」を発表し、非常持出品の携行準備等の避難準備行動開始を促す。

## 第9節 災害情報等の収集・伝達

すべての部

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡、情報収集及び正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。また、それとともに着信確認による確実な情報伝達体制を構築する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

### 1 情報の収集・連絡手段

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

#### (1) 情報の収集

市は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、飛騨警察署、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地区で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の市民と市の双方向の情報連絡体制を確保するよう努めるものとする。

市は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

また、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

#### (2) 情報の整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

#### (3) 情報の連絡手段

市は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じて最も有効な手段により情報を連絡するものとするが、県に対しては、原則、県総合防災情報システムにより報告する。

## 2 被害状況の調査等

### (1) 調査担当

被害状況の調査は、次表に掲げる者が、関係の機関及び団体と協力し、又は応援を得て実施する。その際、市は、振興事務所ごとに収集された被害状況をまとめる。

| 調 査 事 項       | 調 査 実 施 部                  | 協 力 ・ 応 援 機 関                    |
|---------------|----------------------------|----------------------------------|
| 住 家 等 一 般 被 害 | 総 務 部                      | 自主防災組織、民生委員・児童委員                 |
| 社会福祉施設等被害     | 市 民 福 祉 部<br>( 施 設 経 営 者 ) | 自主防災組織、民生委員・児童委員、施設責任者、医療関係者、保育園 |
| 衛 生 施 設 被 害   | 環 境 水 道 部                  | 清掃関係者、水道組合、水道関係者                 |
| 商 工 業 関 係 被 害 | 商 工 観 光 部                  | 商工会議所、商工会                        |
| 観 光 施 設 被 害   | 商 工 観 光 部                  | 観光協会                             |
| 農 業 関 係 被 害   | 農 林 部                      | 農業委員会、農業協同組合、土地改良区               |
| 林 業 関 係 被 害   | 農 林 部                      | 森林組合                             |
| 土 木 施 設 被 害   | 基 盤 整 備 部                  | 自主防災組織                           |
| 都 市 施 設 被 害   | 基 盤 整 備 部                  | 自主防災組織                           |
| 教育・文化関係被害     | 教 育 委 員 会                  | 各小中学校                            |
| 市 有 財 産 被 害   | 総 務 部                      |                                  |
| 総 合 被 害       | 総 務 部                      |                                  |
| 火 災 等 の 情 報   | 消 防 本 部                    |                                  |
| 水 防 の 情 報     | 基 盤 整 備 部                  |                                  |

(注) 土木施設については、県管理分も市において一括調査する。この場合、県は、共同して調査を行うものとする。

### (2) 市本部内における連絡等

市本部内における被害状況のとりまとめ、災害情報の連絡等は、次の方法による。

#### ア 収 集

各部においては、収集した被害状況その他の情報は本部連絡員を通じて総務部長（危機管理課長）に、総務部長は市本部長に報告する。

#### イ 連 絡

市本部（本部連絡員）において承知し、収集した情報のうち、市各部において必要な事項については、その事項を所管する担当部長に連絡する。

また、避難情報や災害防除の観点から必要とされる情報のうち、市支部において入手できない情報については、市本部において集約した情報を市支部に通報する。

#### ウ 伝 達

本部員会議の決定事項及び本部長の指示命令等は、その部の部長が部員に伝達する。

## 3 被害状況等の報告

### (1) 報告の方法

ア 市は、地域内に災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法及び災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。

イ 通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡がとれ次第、県にも報告する。

ウ 災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつ。

エ 被害の調査について、被害甚大で市においては不可能なとき、又は調査に技術を要するため、市単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。

(2) 一定規模以上の災害

ア 市は、火災・災害等即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に報告するとともに、直接消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

さらに、市は、震度6弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

イ 消防本部への119番通報が殺到した場合には、火災・災害等即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに、直接消防庁へも報告する。

(3) 調査及び報告等

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別、その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告する。

| 種別区分       | 調査報告事項                                              | 報告時限・報告様式                    |
|------------|-----------------------------------------------------|------------------------------|
| 災害概況即報     | 災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。 | 発生の都度即時<br>(様式No.4)          |
| 被害概況即報     | 災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。                    | 発生後毎日定時<br>(様式No.9)          |
| 中間調査報告     | 概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する。       | 被害の状況がおおむね確定したとき<br>(様式No.9) |
| 確定（詳細）調査報告 | 災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。               | 応急対策を終了した後20日以内<br>(様式No.9)  |

(注) 毎日定時に報告を必要とする場合は、県の指示に基づき、本部連絡員室においてその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

(4) 被害の調査報告の優先順位

調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、市本部においては、人的被害と直接つながる被害、すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行う。

4 被害状況等の報告系統

市は、次の方法により被害状況等を報告する。なお、被害状況等の各部門別のとりまとめ及び県等に対する報告は、それぞれの部門を担当する各部（課）において行う。

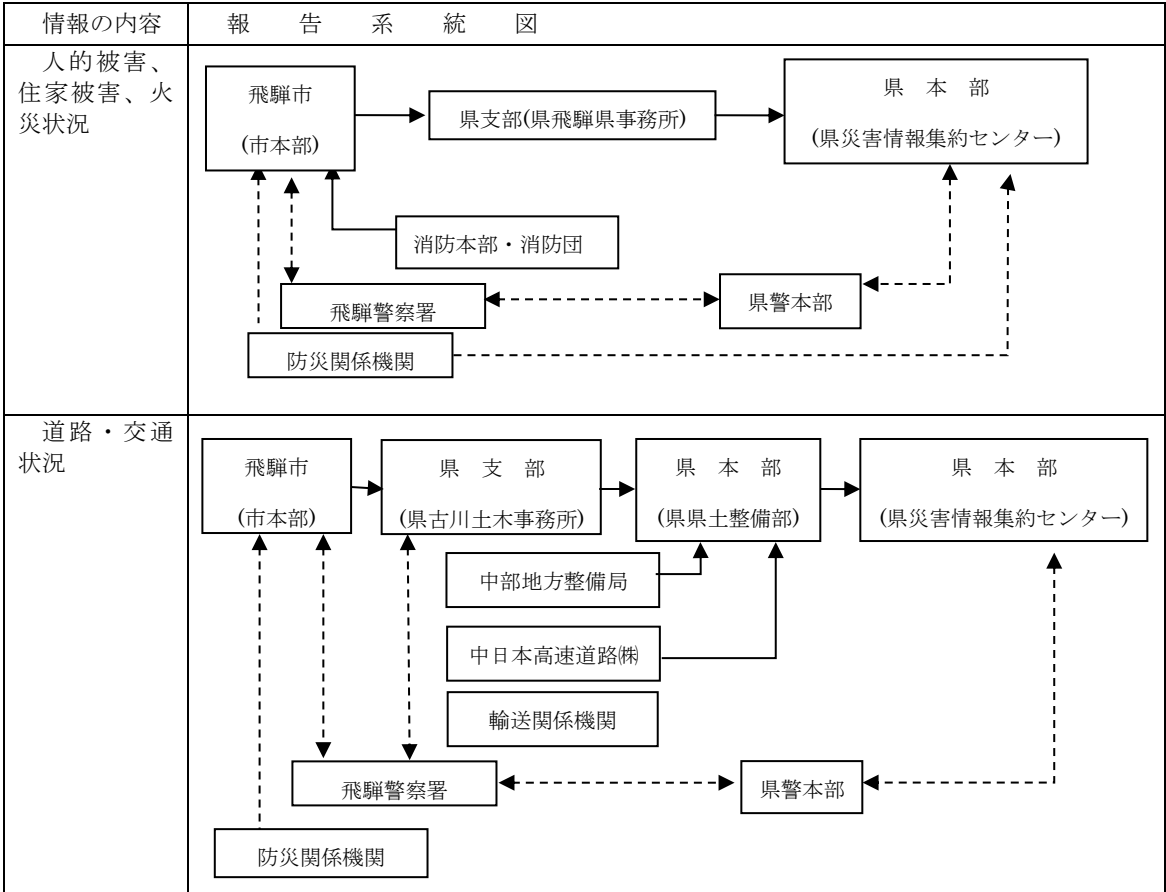
(1) 被害、復旧の状況

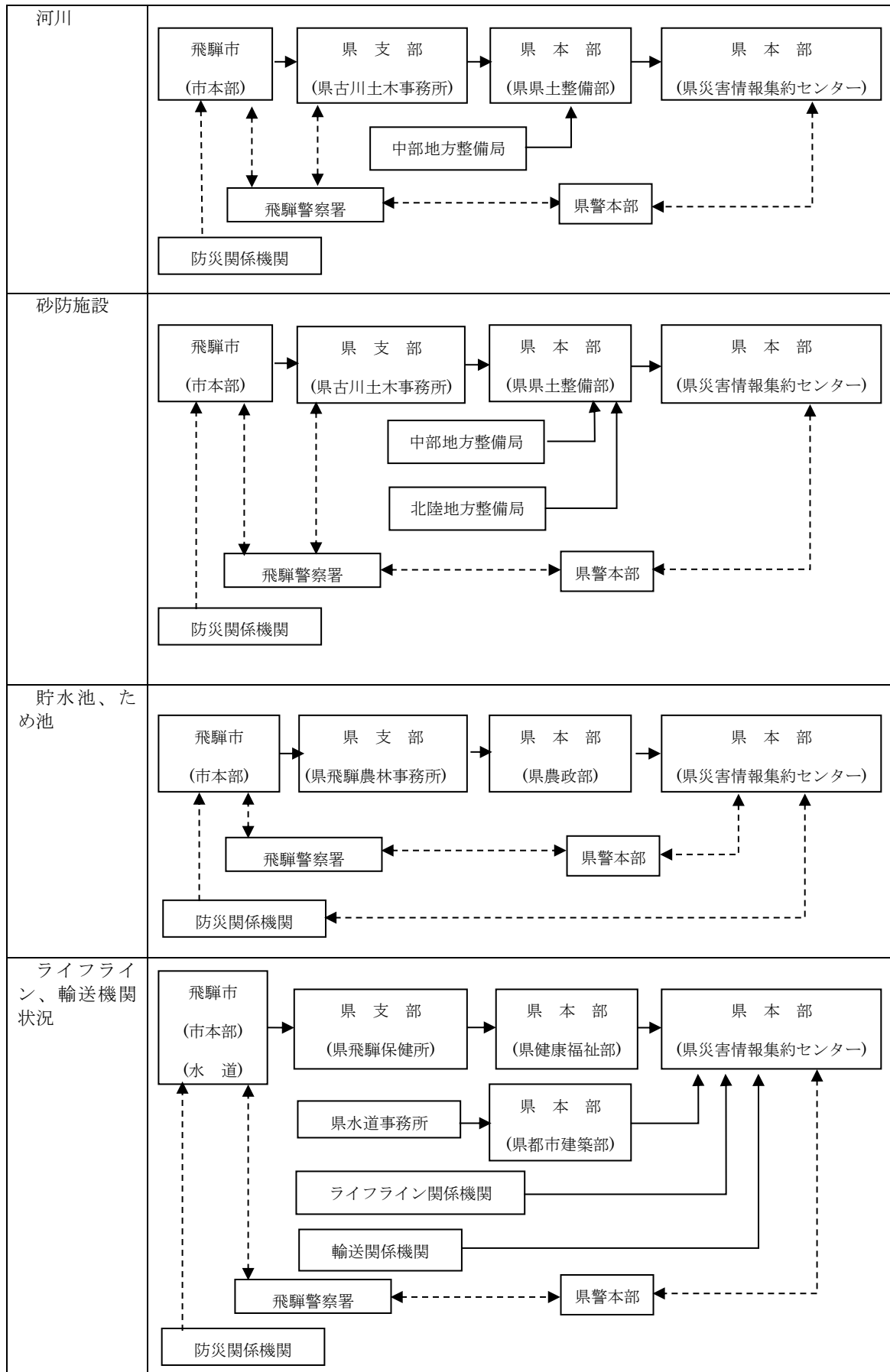
別表1のとおり

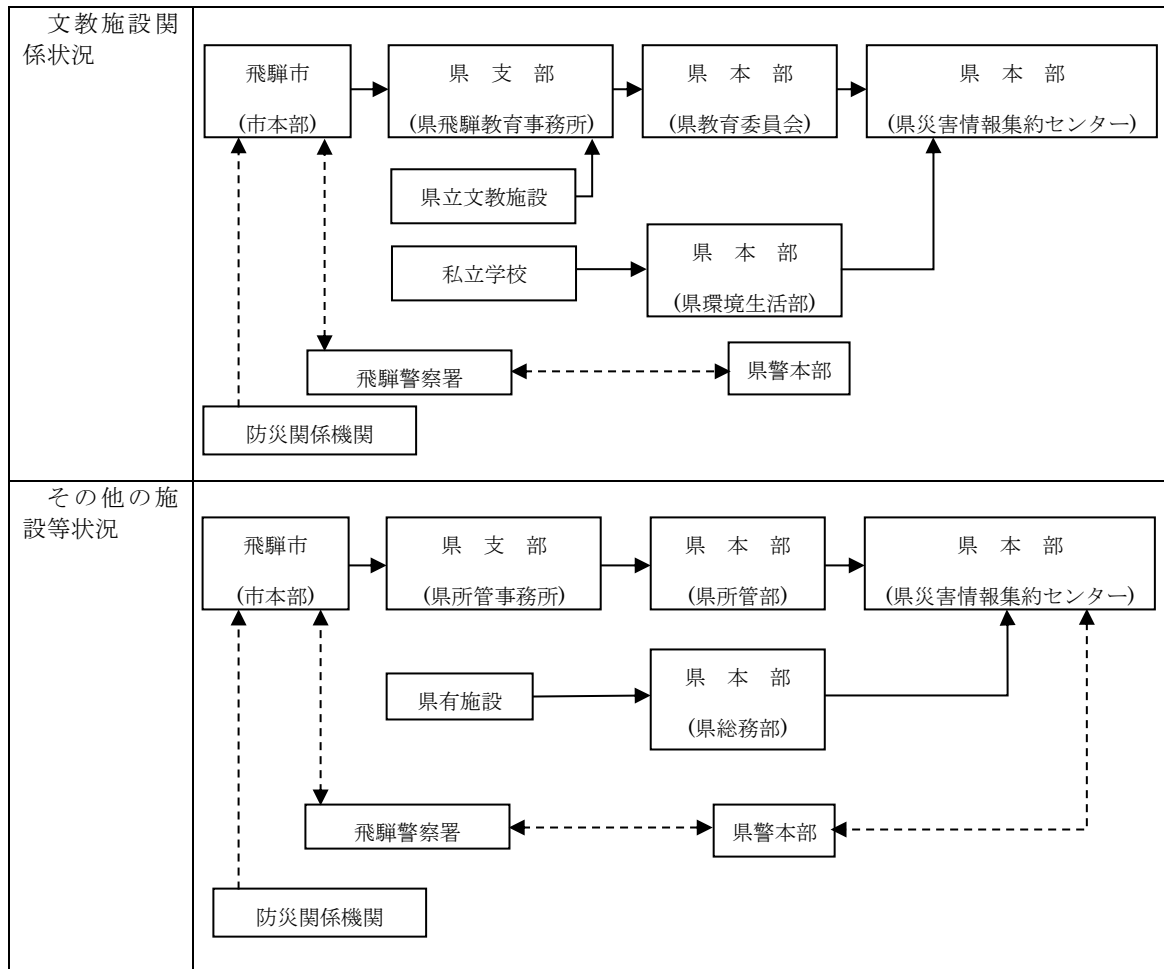
(2) 対策の実施状況

別表2のとおり

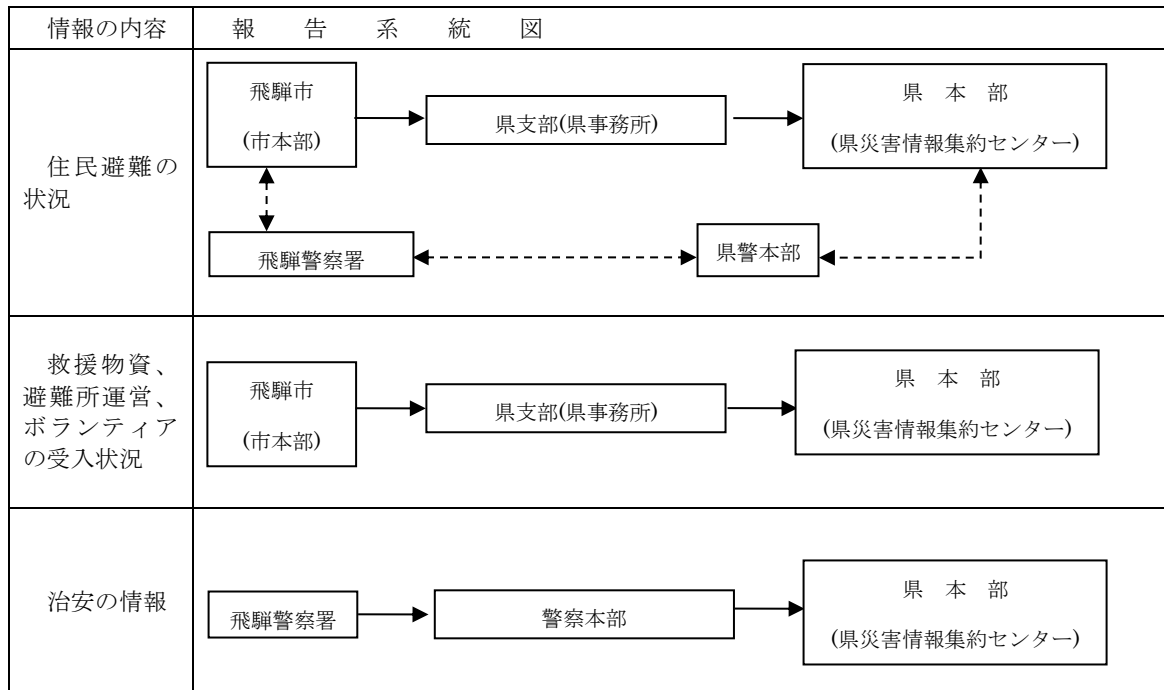
別表1

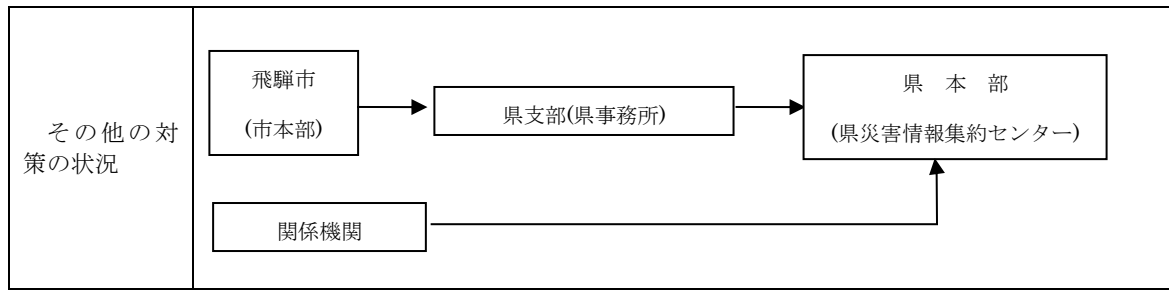






別表2





—————→ 報 告  
 - - - - -→ 情報収集

## 第10節 災害広報

総務部 企画部

災害発生時には様々な情報が錯そうして、社会的混乱が起きることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要で、災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質してデマとなることがある。混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るため、デマの防止対策を考慮しておかなければならない。このため、多種多様な方法により被災者へのきめ細かな情報の提供に心掛けるとともに、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

### 1 広報の実施

市本部における被害状況、その他の災害情報の広報は、市本部企画部が担当し、被災地住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。

#### (1) 広報の方法

市は、情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、掲示板、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、ＣＡＴＶ、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

#### (2) 広報の内容

被災者のニーズに応じたきめ細かな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つ。

ア 災害の状況に関すること。

イ 避難に関すること。

(ア) 市本部が実施した避難所開設、避難情報等の内容

(イ) 居住者がとるべき行動

ウ 応急対策活動の状況に関すること。

(ア) 交通規制及び道路情報等に関すること。

(イ) 水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定

(ウ) 鉄道、路線バスの運行状況及び復旧予定

(エ) 電話の使用制限及び復旧予定

- (カ) 金融機関の非常金融措置及び業務運営予定
- (ク) 救護所の開設状況、その他の医療情報
- エ その他住民生活に関すること。(二次災害防止情報を含む。)
- (ア) 被災者の安否情報
- (イ) 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関すること。
- (ウ) 水道、電気、ガスの二次災害防止に関すること。
- (エ) 下水道の使用に関すること。
- (オ) 防疫に関すること。
- (カ) 臨時災害相談所の開設に関すること。
- (キ) 流言飛語の防止に関すること。

## 2 報道機関に対する情報発表

市本部において収集した被害状況、その他災害の情報は、報道機関に対して、次の事項を発表する。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生場所
- (3) 被害調査及び発表の時限
- (4) 被害状況
- (5) 災害救助法適用の有無
- (6) 市本部等における応急対策の状況

なお、本情報は発表時判明している事項についてのみ行う。

## 3 デマ等の発生防止対策

市本部及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、関係機関の協力も得て正確な情報を提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をする。

## 4 災害時要配慮者等への広報の配慮

市本部は、市防災行政無線、携帯メール、CATV文字放送、広報車等の様々な広報手段を活用し、災害時要配慮者等に配慮した、わかりやすい情報伝達に努める。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

## 5 住民の安否情報

市支部は、あらかじめ定めた方法（各避難所単位での収集等）により住民の安否情報を収集し、一般住民等からの安否照会に対応する。また、西日本電信電話㈱による災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯、災害用伝言板サービスの活用について周知し、住民の安否確認と電話の輻輳緩和を図る。

## 6 総合的な情報提供・相談窓口の設置

- (1) 市本部は、各部の情報提供・相談事業との連携により、効果的な情報の提供や相談に応ず

るため、情報提供・相談窓口を設置する。

- (2) 情報提供・相談窓口は、各部から派遣された要員で構成し、市本部の下に置く。

## 第11節 消防活動

総務部 消防本部

市内において火災が発生した場合、消防本部、消防団等を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要がある。このため、市及び消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）で総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

### 1 出火、延焼の防止

#### (1) 出火等の防止

ア 消防本部は、出火等を防止するため、住民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。

イ 地域住民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等は、消防本部の活動に協力し、出火等の防止に万全を期すものとする。

#### (2) 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防本部の消火活動に協力するものとする。

#### (3) 延焼の防止（火災防御）

消防本部は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くす。

#### (4) 住民の避難

消防本部は、火災その他の災害で市民に緊急的に被害が及ぶと判断され、かつ市本部の了承を得る暇がない場合は、消防長の判断で、関係する地域の住民に避難指示を出すことができる。この場合、消防長は、事後その旨を市本部長に速やかに報告するものとする。

### 2 危険物関係施設における災害拡大防止措置

#### (1) 危険物施設の所有者の措置

ア 施設の異常を早期に発見するための点検の実施

イ 危険物の安全な場所への移動、漏えい防止の措置、引火、発火等を防ぐための冷却等の安全措置

ウ 異常が見られ、災害が発生するおそれのあるときの消防、警察、市への通報、付近住民への避難の周知

エ 自衛消防隊、その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

#### (2) 消防本部の措置

ア 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施

イ 警戒区域の設定、広報活動の実施、住民の立入制限、退去等の命令

## ウ 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施

**3 負傷者等の救出及び救急活動**

## (1) 消防本部等による救出・救急活動

消防本部等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送する。

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動地区・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じ部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

## ア 救出活動

(ア) 生埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生埋め者等の早期発見に努める。

(イ) 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期活用を図る。

## イ 救急活動

(ア) 救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行う。

(イ) 道路の損壊に伴い、車両による搬送が不可能な場合や、医療機関が被災し、被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を県に要請する。

## (2) 地域住民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防本部等の救急救助活動に協力するものとする。

**4 応援要請**

火災、風水害等の災害の発生に際して、市のみの消防力では対処することができない場合、広域にわたり発生した林野火災、又は台風・集中豪雨などによる大災害が発生した場合などにおいては、近隣市町村の相互の応援協力を得て、被害を最小限に食い止めることが重要である。このため、市が締結している次の相互応援協定に基づき、応援を要請する。

| 名 称                     | 災害種別   | 締結年月日      | 締結団体                              |
|-------------------------|--------|------------|-----------------------------------|
| 岐阜県広域消防相互応援協定           | すべての災害 | 平成3年3月11日  | 県下全市町村と全消防の一部事務組合（消防を含む一部事務組合を含む） |
| 飛騨ブロック内における消防相互応援申し合せ事項 | すべての災害 | 平成16年3月1日  | 高山市消防本部・下呂市消防本部                   |
| 消防相互応援協定書               | すべての災害 | 平成17年7月13日 | 富山市                               |
| 消防相互応援協定書               | すべての災害 | 平成17年2月1日  | 高山市                               |

|           |        |           |                     |
|-----------|--------|-----------|---------------------|
| 消防相互応援協定書 | すべての災害 | 平成23年4月1日 | 南砺市・富山県砺波地域<br>消防組合 |
|-----------|--------|-----------|---------------------|

- (ア) 作業の内容
- (イ) 就労（勤務）場所
- (ウ) 応援の職種及び男女の別（特に必要があれば機関名あるいは職員の氏名）
- (エ) 携帯品その他必要事項

イ 応援は、次の順位により動員して派遣する。

- (ア) 本部の班から応援支部近傍居住者の動員
- (イ) 余裕のある部の班からの動員
- (ウ) 支部の班からの動員
- (エ) 余裕のある支部及び班からの動員
- (オ) (ア)～(エ)の措置をもってもなお不足するとき、あるいは特別技術職員が不足するときは、  
県本部に対して職員の派遣を要請する。

ウ 応援のための動員は、総務部において行う。

なお、本部員会議は、必要に応じて円滑な動員事務にかかわる総合調整を図る。

## 第12節 水防活動

総務部 基盤整備部 消防本部

風水害等による災害において洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

### 1 実施責任者

災害時における水防活動は、市長が行うものとする。

### 2 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、市長の命令を受け、基盤整備部及び消防本部は消防団の協力を得て、直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

また、古川土木事務所、各ダムの管理者等と緊密な情報共有を図り、洪水等の早期兆候の把握に努めるとともに、市が管理する山田防災ダムの情報を、国や県などの関係機関と共有する。

### 3 既存ダムの事前放流時の情報共有

既存ダムの洪水調節機能強化のため、治水協定に基づき、ダムの事前放流を実施する態勢に入る場合には、ダムの貯水位、流入量、放流量や、気象情報、下流河川水位等の情報を河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体との間で情報を共有する。

### 4 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

### 5 応急復旧

河川、ため池、水門、樋門、ダム等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

### 6 応援協力関係

市長は、自ら応急措置の実施が困難な場合は、県、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

## 第13節 雪害対策

総務部 基盤整備部

降雪時における交通の確保その他雪害に関する計画は、本計画の定めるところによるものとする。

### 1 道路の除雪対策

降雪時の道路交通を確保するための除雪対策は、次によるものとする。

#### (1) 実施責任者

道路の除雪は、次の区分によりそれぞれの機関において実施する。

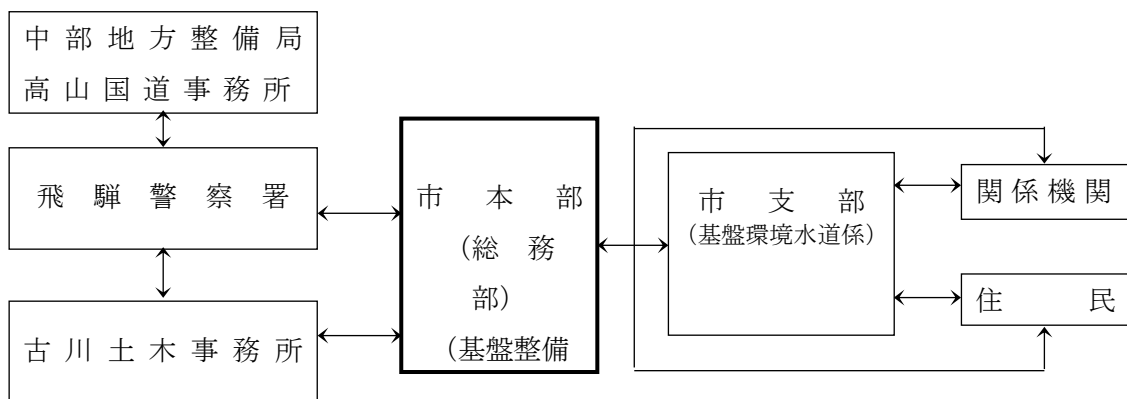
| 区 分       | 実 施 範 囲                           |
|-----------|-----------------------------------|
| 国 土 交 通 省 | 国道41号                             |
| 県         | 上記以外の一般国道及び県道のうち「県道路除雪実施要領」で定める道路 |
| 市         | 市道                                |

#### (2) 降雪及び除雪状況の収集連絡等

市本部における降雪並びに除雪等に関する情報の収集連絡及び広報等は、次によるものとする。

##### ア 連絡系統

降雪及び除雪等に関する情報収集及び連絡は、次の系統による。



##### イ 降雪量の観測

道路除雪対策の実施のための降雪量の観測は、県「道路除雪実施要領」に定める観測地点により行う。なお、降雪の状況に応じて必要な場合はその他の地域における降雪状況の把握に努めるものとする。

##### ウ 除雪等の広報

市本部は、常に除雪等に関する情報把握に努めるとともに、その状況を必要に応じて関係機関に連絡するものとする。また、国土交通省、県及び市等道路管理者は、通行者等に対する交通の安全と円滑な交通の確保を期するため、通行者及び住民に対しその周知徹底

に努めるものとする。

また、道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広範囲に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする、また、降雪予報の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

集中的な大雪が予測される場合には、市民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

#### エ 公共建物の排雪作業

市本部は、警戒積雪深に達したとき、又はおそれのあるときは、公共建物の屋根の雪下ろし等を行うものとする。ただし、市本部長が必要でないと認めたときは、この限りでない。

### (3) 除雪体制の整備

道路除雪の円滑を期するための除雪は、次の体制により実施するものとするが、関係機関は、それぞれ除雪対策組織を編成しその体制の万全を期するものとする。

#### ア 除雪機械の準備配置等

降雪期前に除雪機械の点検整備を完了し、降雪時には直ちに除雪活動に移れるよう体制を整備しておくものとする。特に雪に関する気象注意報、警報等が発せられたときはその準備に万全を期するものとする。

#### イ 平常体制

降雪による積雪深が指定観測地点において警戒積雪深以下の場合は、平常体制により除雪対策に当たるものとする。

#### ウ 警戒体制

降雪による積雪深が、指定観測地点において警戒積雪深に達した地点が総数の1／2以上に及んだとき、又は市本部長が降雪状況その他から必要があると認めたときは、警戒体制をとり除雪対策に当たるものとする。

#### エ 緊急体制

降雪による積雪深が指定観測地点において大部分が警戒積雪深を大幅に突破し、主要路線における除雪状況、降雪強度その他を勘案して必要が認められるときは、緊急体制をとるものとし、緊急体制をとった場合は、主要路線の交通を確保するものとする。

### (4) 密集地の除雪

密集地における屋根の雪下ろし等は、道路除雪計画の遂行に多大の支障を及ぼすので、市本部は関係地区と協議して、事前に雪捨て場を選定し沿道住民に十分徹底する。また、降雪期には県土木事務所、警察署及び管内関係団体と連絡を密にし、関係機関が行う除雪作業が円滑に実施できるよう調整する。

## 2 雪崩対策

市本部は雪崩による被害を防止するため、県及び関係機関と連携して、所管地域内の巡回査察を実施するなど現場状況の把握に努め、雪崩発生のおそれが見込まれる場合は、必要に応じて通行規制等の措置を講ずるとともに、雪崩の危険箇所には標識板、旗等による標識を行い住民に対する周知徹底を図る等災害の未然防止に努めるものとする。

## 3 孤立地域対策

市本部は、積雪又は雪崩等により交通、通信が途絶した地域において住民の危険が見込まれる場合には、偵察班を派遣する等、その状況把握に努めるものとする。

## 第14節 県防災ヘリコプターの活用

総務部 消防本部

機動性に優れた県防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

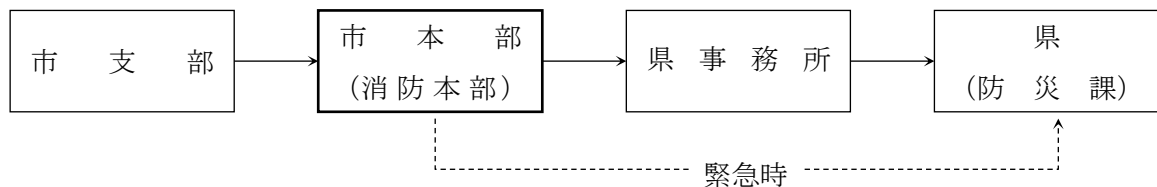
### 1 防災ヘリコプターの出動要件

- (1) 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合
- (2) 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合
- (3) 住民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合
- (4) 負傷者等の緊急患者搬送が必要な場合
- (5) その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合

### 2 防災ヘリコプターによる支援要請

市及び消防本部は、防災ヘリコプターによる支援を要請する場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定（資料2－3）に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段



### 3 防災ヘリコプターの運航体制

その他防災ヘリコプターの運航体制等については、岐阜県防災ヘリコプター支援協定（資料2－3）、岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱の定めるところによる。

## 第15節 孤立地域対策

総務部 市民福祉部 農林部  
基盤整備部 消防本部

災害時において孤立状態が発生した場合は、被害実態をはじめとした孤立の状態を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。このため、孤立地域が発生した場合には、次の優先順位をもって当てるものとする。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

### 1 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、市から能動的に状況を確認する必要がある。市は、平素からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

### 2 救助・救出活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想される。市は、負傷者等の発生等の人的被害の状況が判明した場合は、早急な救助・救出活動を実施する。

### 3 通信手段の確保

孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要がある。市は、本章第6節「通信の確保」に定めるところにより、通信手段の確保を図る。

### 4 食料品等の搬送

市は、県の支援を得て、道路交通が応急復旧するまでの間、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施する。この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

### 5 道路の応急復旧活動

市は、県の支援を得て、孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保する。

### 6 その他

市は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

## 第16節 災害救助法の適用

すべての部

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とする場合は、災害救助法を適用し、保護と社会秩序の保全を図ることが必要で、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

### 1 災害救助法の適用

#### (1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従って県知事が定めることとされており、県及び市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁することがある。

また、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換をおこなうとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下、「救助実施市」という。）となることもできる。

#### (2) 被害状況の把握及び報告

市は、速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は、概数による緊急報告を行う。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、直接、国に対して緊急報告を行う。

#### (3) 災害救助法の適用

市長は、災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、県知事に対し、その旨を要請する。

県知事は、市長の要請に基づき、必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

また、県知事は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合、災害救助法を適用する。

#### (4) その他

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引によるものとする。

### 2 リ災者台帳の作成

市は、被害状況の確定調査を終了し、各世帯の被害状況が判明したときは、速やかに「り災

者台帳」(様式No.97)を作成する。

- (1) 災害時の混乱等により、り災者台帳の作成が遅れる場合においては「住家等一般被害調査表」(様式No.11)又は「救助用物資割当台帳」(様式No.78)をもって一時的に代用する。
- (2) 作成に当たっては「住家等一般被害調査表」に基づくほか、住民登録、食料配給事務等の係と連絡し、正確を期する。
- (3) 「り災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできる限り具体的に記録し、整備保管しておく。

## 第17節 避難対策

総務部 市民福祉部 基盤整備部  
市民病院 消防本部

災害発生に伴い、人命の安全を第一に避難活動を実施するとともに避難路の安全性を確保する。  
また、避難所生活が長期化した場合、避難者同士のトラブルの発生、学校教育の再開の遅延等様々な弊害が予測されるため、最低限の生活環境が確保できるよう対応を講じる。

### 1 避難情報

災害による危険が急迫し、人命保護、その他災害の拡大防止等のため、特に避難の必要が認められるときは、危険区域の居住者に対して、高齢者等避難、避難指示を発令して、危険な場所から避難させる。

#### (1) 避難情報の区分

| 区 分               | 災害種別    | 実 施 者            | 根 拠 法 令                                   | 備 考                          |
|-------------------|---------|------------------|-------------------------------------------|------------------------------|
| 高 齢<br>者 等<br>避 難 | 災 害 全 般 | 市 長<br>(各振興事務所長) | 災害対策基本法60条1項                              |                              |
| 避 難<br>指 示        | 災 害 全 般 | 市 長<br>(各振興事務所長) | 災害対策基本法60条1項                              | 緊急時は、消防長も含む                  |
|                   |         | 警 察 官<br>自 衛 官   | 災害対策基本法61条1項<br>警察官職務執行法4条1項<br>自衛隊法94条1項 | 災害現場にある警察官、自衛官(現地に警察官がいない場合) |
|                   | 洪 水     | 市 長<br>(各振興事務所長) | 水防法29条                                    |                              |

#### (2) 避難情報の判断基準

「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難情報を適正に発令する。

##### ア 注意喚起及び高齢者等避難

市は、水害が発生するおそれがあると認められる場合、必要な地域に降雨、河川の水位、異常現象等の情報を知らせ、住民等への注意喚起を行うとともに、状況に応じて住民等が自ら危険性を判断して速やかに避難すること（以下「自主避難」という。）を促す。

なお、自主避難の呼びかけについては、状況に応じて、災害時要配慮者等の避難行動に時間を要する者に対し、早めの避難行動の開始を求める高齢者等避難の発信に特に留意する。

##### イ 避難情報の判断基準等

避難情報を発令する判断基準は、「避難情報発令の判断・伝達マニュアル」によるものと

し、次の点に留意しつつ、今後の気象予測等を勘案するとともに、危険区域の巡視活動を行いながら対応する。

なお、台風などの災害に対して警戒する場合においては、気象庁が発表する情報のほか巡視活動による状況把握に努めながら、避難情報の発令を行う。

住民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や気象台、県から発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、県から提供される洪水浸水想定区域図等を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

この際、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

避難情報の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、避難場所の有無によらず躊躇なく避難情報を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

市長は、的確な避難情報の発令のため、国（地方気象台）又は県に助言を求めることができる。

#### 【注 意 事 項】

##### ① 土砂災害を警戒する場合

土砂災害の危険性を判断する際には、雨雲の動きなどに十分注意しつつ、気象庁及び岐阜地方気象台などからの気象情報、岐阜県土砂災害警戒情報ポータルの情報等を踏まえる。

市は、台風や集中豪雨等により、土砂災害発生の危険性が高まった場合、土砂災害警戒情報及び土砂災害のメッシュごとの切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象等とともに、土砂災害発生の危険性が高まったエリアを特定し、当該エリアに係る避難情報の発令単位に対して、的確に避難情報を発令する。

##### ② 洪水を警戒する場合

洪水の危険性を判断する際には、今後の降雨に関する情報のほか、上流域での降水量、上流部の水位観測情報及び県から発表される「氾濫警戒情報」の情報を踏まえる。

また、岐阜県総合防災ポータルによる情報にも留意する。

## 土砂災害及び洪水に対する高齢者等避難・避難指示の発令基準

| 発令区域                              | 発令基準         |                              |                                            |
|-----------------------------------|--------------|------------------------------|--------------------------------------------|
|                                   | 注意喚起         | 高齢者等避難                       | 避難指示                                       |
| 重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される区域 | ・大雨警報が発表された時 | ・大雨警報が発表され、今後も雨が降り続く見込みである場合 | ・土砂災害警戒情報の通知を受けた場合                         |
| 洪水浸水想定区域                          | ・洪水警報が発表された時 | ・避難判断水位に達した場合                | ・氾濫危険水位に達し、今度、見込まれる雨量や雨の強さから直ちに避難等が必要である場合 |

## (3) 避難情報の内容

避難情報は、次の内容を明示して行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難路
- エ 避難情報発令の理由
- オ その他必要な事項

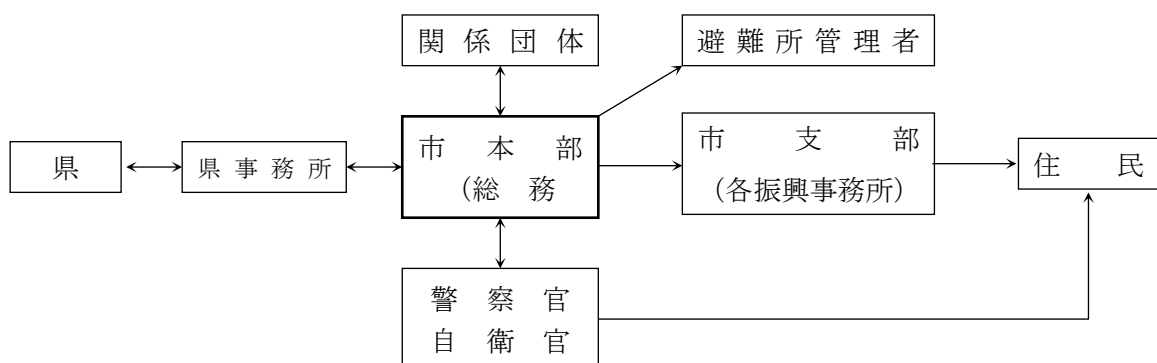
## 2 警戒区域の設定

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたときは、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

## 3 避難措置等の周知

避難情報の発令があったとき又はそれを承知したときは、次の要領によって避難する地域の住民その他関係機関にその徹底を図る。なお、避難情報の発令をしたときは、次の要領により地域住民等にその周知徹底を図る。

## 伝達系統



## (1) 関係機関相互の通知及び連絡

市は、避難のための立ち退きを指示し、若しくは指示等を周知したときは、関係機関に通知又は連絡する。

国及び県は、市が避難情報を的確に発令できるよう、土砂災害の危険性について正確で分かりやすい情報を提供する。特に、避難情報の対象区域の判断に資するため、メッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報等を時系列で提供するとともに、きめ細やかな降雨予測や、周辺における土砂災害や変状等の発生状況に関する情報についても提供を行う。これらの情報提供に当っては、必要に応じて市幹部や担当職員と直接電話で連絡し合うホットライン等を通じて技術的な説明を加えるなど、市にとって分かりやすい情報となるよう努めるものとする。

市は、この情報を基に、避難情報の的確な発令を図る。

## (2) 住民等に対する周知

市は、避難情報の発令を行った場合、又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第9節「災害広報」により、住民への周知を実施する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

避難指示、土砂災害警戒情報等の防災情報の住民への伝達に際しては、情報の意味や取るべき避難行動について平易な言葉で表現するなど、分かりやすい情報となるよう心がけるものとする。

また、市は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知するものとする。

## 4 避難者の誘導及び移送

避難措置の実施者は、避難情報を発令するとともに、住民が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。避難誘導にあたっては、避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難措置の実施者は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

## ○警戒レベルと避難行動の関係

| 警戒レベル  | 住民が取るべき避難行動         | 住民に行動を促す情報 |
|--------|---------------------|------------|
|        |                     | 避難情報等      |
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生している状況であり、命を | 緊急安全確保     |

|        |                                                                      |                     |
|--------|----------------------------------------------------------------------|---------------------|
|        | 守るための最善の行動をとる。                                                       |                     |
| 警戒レベル4 | 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。<br>災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。 | 避難指示                |
| 警戒レベル3 | 高齢者等は立退き避難する。その他のものは立退き避難の準備をし、自発的に避難をする。                            | 高齢者等避難              |
| 警戒レベル2 | 避難に備え自ら避難行動を確認する。                                                    | 洪水注意報<br>大雨注意報      |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高める。                                                         | 早期注意情報<br>(警報級の可能性) |

(注) 警戒レベル3 高齢者等避難伝達前に、努めて「避難準備情報」を発表し、非常持出品の携行準備等の避難準備行動開始を促す。

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難情報の発令を行うための判断を風水害の被災地近傍の振興事務所等で行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

避難者又はその誘導者は、避難に当たっての行動に際しては、次の点に注意する。

#### (1) 避難の順序

避難立ち退きの誘導に当たっては、高齢者、幼児、病人、障がい児者等、自力での避難が困難な者を優先する。

##### ア 誘導補助者等

避難誘導者が不足し、又はいないときは、避難者等のうちから壮健なものが誘導補助者又は直接誘導者となって統制をとり安全を期すこと。

##### イ 集団の脱落防止

集団避難する場合は、誘導者は人員の掌握に努めるとともに、脱落等を防ぐためロープ等により集団の確保に努めること。

なお、集団の配列に当たっては、高齢者や幼児等災害時要配慮者を中央の安全な場所に位置させる等留意すること。

##### ウ 誘導者の配置

集団避難時にあつては、誘導者は、先頭と最後尾につくこと。また、規模、危険度の高いときは、適宜補助員を増配置すること。

##### エ 病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することを原則とするが、病人、乳幼児等自力で行動できないものがあるときは、誘導者又はその補助者がその家族に助力すること。

#### (2) 移送の方法

避難、立ち退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とする。

#### (3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立ち退き移送を要し、市において処置できないときは、県を通じ、自衛隊の出動を求める等適宜の方法を要請する。

なお、事態が急迫しているときは、直接隣接市町村、警察署等と連絡して実施する。

#### (4) 避難路の通行確保

市は、迅速かつ安全に避難できるよう、自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど、避難路の通行確保に努める。

### 5 避難場所及び避難所の開設・運営

#### (1) 避難場所及び避難所の開設・運営

ア 市は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難情報の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者のニーズに配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、多様な避難所の確保に努めるものとする。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

避難所の開設に当たっては、飛騨市避難所運営マニュアルに準じ、給水施設、トイレ等の状況を点検し、避難者の生活に支障をきたさないようにする。

イ 市は、災害時要配慮者に配慮し、必要に応じて福祉避難所を設置する。また、災害の状況により避難所が使用不能となったとき又は収容定数を超えたときは、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

#### ウ 指定避難所の周知

市は、指定避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県及び県警察、自衛隊等関係機関に連絡するものとする。

#### (2) 職員の駐在

市民福祉部は、避難所を開設したときは、あらかじめ定めた職員を避難所ごとに努めて派遣駐在させて、避難所の管理と収容者の保護、被災者情報、支援対策等の広報に当たらせる。なお、駐在員は、飛騨市避難所運営マニュアルに定める次の各種記録を備え付け、整備する。

##### 【避難者受入前】

- ・避難所運営のチェックリスト、避難所開設チェックリスト 様式2
- ・避難所開設報告書 様式4

##### 【避難者受付】

- ・避難所利用者名簿 様式1
- ・ペット飼育者台帳 様式11
- ・避難者カード 様式3

【避難者支援・管理】

- ・避難所開設チェックリスト 様式10
- ・食料依頼伝票、物資依頼伝票 様式8、様式9
- ・避難所ボランティア受付簿 様式12
- ・避難所状況報告書 様式5

【記録】

- ・避難所業務日誌 様式7
- ・避難所従事者従事時間記録 様式16
- ・事務引き継ぎ書 様式6

(3) 避難所における措置

避難所における救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ア 被災者の収容
- イ 被災者に対する給水、給食措置
- ウ 負傷者に対する医療救護措置
- エ 被災者に対する生活必需品の供給措置
- オ その他被災状況に応じた応援救援措置

(4) 指定避難所の運営・管理

市は、飛騨市避難所運営マニュアル（在宅者への対応を含む。）に従って、次の事項に留意し、適切な運営・管理を行う。努めて避難所運営を地域の自主防災組織等に任せる。

それぞれの避難所に受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食料や水等のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県等へ報告を行うものとする。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供するものとする。

ア 指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めるとともに、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

対応が困難な場合は、県に連絡及び応援要請すること。

イ 指定避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び、指定避難所で生活せず食料や水等のみ受取にきている被災者等に係る情報の早期把握に努めること。避難者の協力を得つつ、特に負傷者、災害による遺児、衰弱した高齢者、障がい児者等要援護者の所在把握に努め、必要な保護を講ずること。

ウ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めること。また、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の

状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めること。

エ 災害時要配慮者に対する健康状態の把握と、情報の提供について十分配慮すること。

オ 長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努めること。

カ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が得られるよう、連携に努めるものとする。

キ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮すること。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めること。また、外国人への対応について十分配慮する。

ク 自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めること。

ケ 指定避難所を開設するにあたって、日本赤十字社報仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得、指定避難所の生活環境の保持等に努めること。

#### (5) 指定避難所開設状況の報告

市災害対策本部は、指定避難所を開設したときは、県に報告するとともに、その後の収容状況を毎日「避難所状況報告書」により報告する。

また、住民に対しても広報等を通じて指定避難所開設状況を伝達する。

#### (6) 自主防災組織による避難活動

自主防災組織は、自ら又は市の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。

ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の実施

イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知

ウ 高齢者、傷病者、身体障がい児者等の保護を要する者の介護及び搬送

エ 防火、防犯措置の徹底

オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入

カ 地域内居住者の避難の把握

#### (7) 避難先の安全管理

市は、広域避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序の保持等被災者の受入れ及び救援対策が安全に行われるよう措置するものとする。

#### (8) 応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）の提供

市は、学校等が指定避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、指定避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独

死や引きこもりなどを防止するためのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなどの配慮をするものとする。

また、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。

#### (9) 要配慮者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当っては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい児者向け応急仮設住宅の設置に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

#### (10) 広域避難の支援要請

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、行政区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常災害対策本部等を通じて、避難受入れ関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）又は県に広域避難の受入れに関する支援を要請するものとする。

#### (11) 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入が必要であると判断した場合は、県内の市町村への受入れについては、県に調整を要請又は、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。

#### (12) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

### 6 地下施設の対策

地下施設においては、人員の有無について、その施設の管理者が確認し、必要な避難誘導をする。また、施設管理者が、人員の有無の確認を行った後、封鎖措置をとることとする。なお、地下施設は以下の通りである。

#### (1) 地下施設

| 施設名      | 所在地             | 施設設備  | 備考        |
|----------|-----------------|-------|-----------|
| 文化交流センター | 古川町若宮 2 丁目 1-63 | 地下トイレ |           |
| 飛騨市民病院   | 神岡町東町 725       | 連絡通路  | 病院からたんぼぼ苑 |
| たんぼぼ苑    | 神岡町東町 690-1     |       | たんぼぼ苑から病院 |

## (2) 地下道等

## ア 国道

| 施設名    | 所在地        | 横断道路    | 歩車道別 | 管理者 |
|--------|------------|---------|------|-----|
| 栗原地下道  | 古川町大野町～上町  | 国道 41 号 | 歩道   | 飛騨市 |
| 上町地下道  | 古川町上町      | 国道 41 号 | 歩道   | 飛騨市 |
| 嵯峨山地下道 | 古川町幸栄町～南成町 | 国道 41 号 | 歩道   | 飛騨市 |
| 稲葉地下道  | 古川町高野      | 国道 41 号 | 歩道   | 飛騨市 |
| 宮城地下道  | 古川町宮城町     | 国道 41 号 | 歩道   | 飛騨市 |
| 毘沙門地下道 | 古川町杉崎      | 国道 41 号 | 歩道   | 飛騨市 |
| 戸市地下道  | 古川町戸市      | 国道 41 号 | 歩道   | 飛騨市 |
| 数河地下道  | 古川町数河      | 国道 41 号 | 歩道   | 飛騨市 |
| 流葉地下道  | 神岡町西       | 国道 41 号 | 歩道   | 飛騨市 |
| 漆山地下道  | 神岡町東漆山     | 国道 41 号 | 歩道   | 飛騨市 |
| 寺林地下道  | 神岡町寺林      | 国道 41 号 | 歩道   | 飛騨市 |
| 梨ヶ根地下道 | 神岡町寺林      | 国道 41 号 | 歩道   | 飛騨市 |

## イ 県道

| 施設名    | 所在地   | 横断道路    | 備考 | 管理者 |
|--------|-------|---------|----|-----|
| 馬場地下歩道 | 古川町殿町 | 県道古川国府線 | 歩道 | 飛騨市 |

## ウ 市道

| 施設名       | 所在地   | 横断道路       | 備考 | 管理者 |
|-----------|-------|------------|----|-----|
| 地下道（名称不明） | 神岡町東町 | 市道東町～夕陽ヶ丘線 | 歩道 | 飛騨市 |
| 是重地下道     | 古川町是重 | 市道是重 20 号線 | 歩道 | 飛騨市 |

## 7 避難情報の解除

市は、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

## 第18節 食料供給活動

総務部 市民福祉部

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため市は、各振興事務所を通して実情をつかみ、関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

### 1 実施者

炊き出し及び食品給与の実施は、市民福祉部が担任し、災害対策従事者等については、総務部が実施する。ただし、市本部及び市支部で実施できないときは、県若しくは隣接市町村に応援を要請するほか、自衛隊に要請して実施する。

### 2 実施場所

炊き出しの実施は、避難所においてその施設を利用して行う。ただし、その施設が使用できないとき又は輸送不能の状態の場合は、避難所にできる限り近い適当な場所あるいは施設で実施する。（「炊き出し予定場所」資料6－2参照）

各避難所において炊き出しが困難又は効率が悪い場合は、状況により炊き出しを一箇所で集中して行い、各避難所に配布する。

### 3 炊き出しの方法

炊き出しは、市本部及び市支部が奉仕団等の労力により給食施設等既存の施設を利用して行うものとする。

実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 市本部及び市支部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給する。
- (2) 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮する。
- (3) 炊き出し場所には市職員が立ち会い、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行うようなときは、避難所に派遣の職員が兼ねて当たる。

### 4 食料の確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のために必要な米穀、副食の材料等は市の備蓄物資を活用するほか、関係業者から購入する。なお、食料・生活必需品の備蓄状況については、資料6－3による。

### 5 応援等の手続き

市本部において炊き出し等食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、県に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町村に応援等の要請をする。

なお、応援等の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

(1) 炊き出しの実施

- ア 所要食数（人数）
- イ 炊き出し期間
- ウ 炊き出し品送付先
- エ その他

(2) 物資の確保

- ア 所要物資の種別、数量
- イ 物資の送付先及び期日
- ウ その他

**6 その他**

- (1) 災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。
- (2) 市本部及び市支部は、各炊き出し場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに、県に炊き出しの状況を報告する。
  - ア 救助実施記録日計票（様式No.45）
  - イ 炊き出し給与状況（様式No.73）
  - ウ 救助の種目別物資受払状況（様式No.46）
  - エ 炊き出し協力者、奉仕者名簿（様式No.74）
- (3) 市は、平素から住民の30%の3日分を基準として備蓄する。その際、平素から2日分を区・自治会に配分し、1日分を市備蓄用として市内各所に保管する。

## 第19節 給水活動

環境水道部

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

### 1 実施者

飲料水の確保については、環境水道部が担当し、供給は、区長会等連絡協議会の協力を得て行う。

### 2 給水方法

飲料水は、おおむね次の方法により確保し、供給する。

- (1) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車（タンク車を含む。）に積載し、又は容器により給水拠点等に運搬供給する。
- (2) 水道水源が、冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。
- (3) 水道以外で水源を求める場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、飲用に適することを確認のうえ供給する。

#### (4) 給水順序

飲料水の供給に当たって、順位を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行う。

- ア 避難所及び炊き出し場所
- イ 病院（手術、入院施設のあるものは優先する。）
- ウ 社会福祉施設
- エ 断水地域の住民、施設

### 3 応援等の手続き

- (1) 市本部において飲料水の供給ができないときの応援等の手続きは、「岐阜県水道災害相互応援協定」（資料2－4）その他の規定の定めるところによる。
- (2) 渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってなお飲料水の確保ができないときは、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」に基づき、自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する。

### 4 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

- (2) 市本部は、各給水場所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに、県に飲料水の供給状況を報告する。

ア 救助実施記録日計票（様式No.45）

イ 飲料水の供給簿（様式No.75）

ウ 救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

- (3) 市は、平素から住民の20%の3日分（1人当たり、2ℓ/日）を基準として備蓄する。その際、平素から2日分を区・自治会に配分し、1日分を市備蓄用として市内各所に保管する。

## 第20節 生活必需品供給活動

商工観光部、市民福祉部

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、衣料、寝具、その他生活必需品等物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

### 1 実施者

衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、災害救助法の適用の有無にかかわらず市本部が行う。ただし、市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

### 2 給付品目

被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 衣料品（作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、地下足袋、靴下、サンダル等）
- (5) 炊事器具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用雑貨（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

### 3 物資の確保

- (1) 市内業者等からの調達

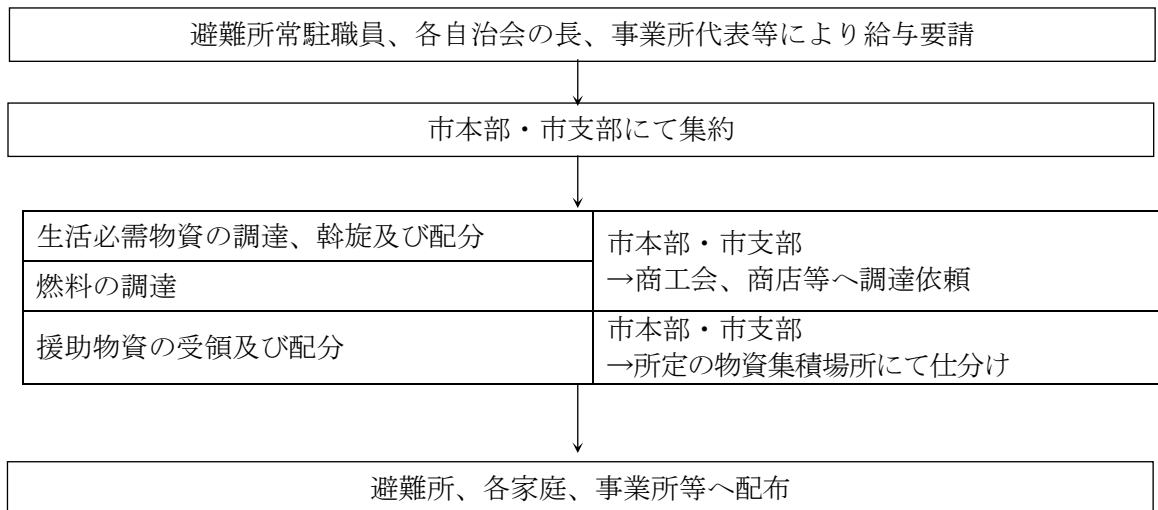
市本部は、市内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行う。

- (2) 災害救助法適用時

原則として県本部が行うが、県本部又は県支部から物資確保の指示があったときは、指示条件に従って市地域内あるいは隣接市町村において購入確保する。

### 4 調達及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、要員が不足する場合は、自治会、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。



## 5 避難所における供給計画

避難所における物資の供給については、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

| 段 階                      | 生 活 必 需 品 等                           |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 第 一 段 階<br>(生命の維持)       | 毛布等 (季節を考慮したもの)                       |
| 第 二 段 階<br>(心理面・身体面への配慮) | 下着、タオル、洗面用具、生理用品等                     |
| 第 三 段 階<br>(自立心への援助)     | なべ・食器類 (自炊のためのもの)、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備 |

## 6 災害救助法による基準

### (1) 対象者

- ア 住家が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。以下本節において同じ。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう。以下本節において同じ。）並びに床上浸水した世帯
- イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した世帯
- ウ 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず、家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

### (2) 世帯構成の調査報告

「住家等一般被害調査表」（様式No.11）による調査を完了したときは、速やかに「世帯構成員別被害状況報告書」（様式No.76）を作成し、県支部総務班を経由して県本部防災班に報告する。なお、報告に当たっては、緊急を要するので文書の提出に先立って、電話によって報告する。

### (3) 物資支給の基準額

支給する物資は、被災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のものとし、災害救助法に基づく応急救助業務計画の基準の範囲内において、物資を現物により給付する。

## (4) 物資支給の期間

災害発生後迅速に各世帯に対して支給を完了させる。ただし、即支給することが困難と認めたときは、その旨を県支部総務班経由で県本部防災班に報告するとともに県本部に次の事項を明記して協力を得るものとする。

- ア 支給期間の延長
- イ 延長を要する地域
- ウ 延長を要する理由
- エ 延長を要する地域ごとの世帯数等

## (5) 物資の輸送

物資の輸送は、市本部が県本部長の指示に従い実施する。なお輸送に当たっては、次の点に留意する。

- ア 輸送に当たっての荷造りは、市支部ごとに行い授受を便利にすること。
- イ 輸送は、原則として自動車輸送とすること。
- ウ 自動車輸送に当たっては、責任者が同乗し、輸送の的確を期すること。
- エ 引継ぎに当たっては、「救助用物資引継書」（様式No.77）を作成し、授受の関係を明確に記録しておくこと。

**7 物資の割当て**

物資の割当ては、次の方法で行う。

## (1) 割当台帳の作成

「救助用物資割当台帳」（様式No.78）により全失世帯と半失世帯（床上浸水世帯を含む。）に区分して作成する。

## (2) 割当ての基準

物資の世帯別の割当ては、応急救助業務計画に定める「物資割当基準表」によるものとする。ただし、県本部長が特に指示したときは、その指示した基準によるものとする。

## (3) 注意事項

物資の割当ては、次の事項に注意して行う。

- ア 割当ての基準（県本部長が指示したときはその指示）を変更してはならないこと。（余剰物資があってもそのまま保管しておくこと。）
- イ 世帯人員は、り災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員によること。ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定されるものは除かれること。
- ウ 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは除かれること。
- エ 災害発生後出生した者があるときは、県に連絡した上、割り当てること。
- オ 性別、年令等により区分のある物資は実情に適して割り当てること。

**8 物資の給与方法**

り災世帯に対する物資の直接の支給は、市本部が行う。なお、物資支給の場所は、物資の管理上等から市支部等において実施することとし、給与責任者があらかじめ給与の場所、日時をり災者に通知するとともに関係事項を記録する。給与場所を避難所において行うときは避難所

の責任者が給与責任者を兼ねる。

## 9 物資の保管

市本部は、物資の引継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、必要により警察署に対する警備の要請等十分な配慮をする。

なお、り災者に対して物資を支給した後の残余物資については、県の指示があるまで厳重に保管する。

## 10 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、市福祉事務所がその必要を認めた場合、生活保護法により次の物資を支給する。

### (1) 被服及び寝具の支給

基準の範囲内において支給する。

### (2) 家具什器の支給

基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

## 11 その他

- (1) 市本部は、各市支部と連携して、支給場所に職員を配し、適確な配分を期するとともに、次の諸記録を作成、整備保管する。また、物資の保管及び配分状況を毎日県に「救助日報」（様式No.1）により報告する。

ア 救助用物資引継書（様式No.77）

イ 救助用物資割当台帳（様式No.78）

ウ 救助実施記録日計票（様式No.45）

エ 物資の給与状況（様式No.79）

オ 救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

- (2) 市は、平素から住民の20%の3日分を基準として備蓄する。その際、毛布は平素から一部を区・自治会に配分し、残りは市備蓄用として市内各所に保管する。

## 第21節 災害時要配慮者・避難行動要支援者対策

総務部 市民福祉部

高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者、妊婦等いわゆる災害時避難行動要支援者は、身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、きめ細かな配慮が必要で、個別かつ専門的な救護体制を整備する。

また、災害時避難行動要支援者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるので極力避け、地域住民の協力応援を得て避難することが望ましい。このため、災害時避難行動要支援者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な場面においてきめ細かな施策を行う。また、災害時避難行動要支援者の支援に関する計画を定めることとする。

このため、市は、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

### 1 在宅の避難行動要支援者対策

#### (1) 主な支援項目

市本部及び市支部は、災害時避難行動要支援者を支援するため、次のような対策を講ずる。

#### ア 災害時避難行動要支援者が必要な支援内容の把握（時系列で）

市は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

#### イ 災害時要配慮者のニーズに応じた救護、援護

- (ア) 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供
- (イ) 災害時避難行動要支援者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供
- (ロ) ボランティア等の生活支援のための人材の確保及び派遣
- (ハ) 情報提供
- (ニ) 人工呼吸器利用者、人工透析及び難病患者等への医療の確保等

#### ウ 避難所での災害時避難行動要支援者への配慮及び福祉避難所への移送

#### エ 災害時避難行動要支援者向け相談所の開設

#### オ 福祉避難所としての社会福祉施設の活用

#### カ 災害時避難行動要支援者向け仮設住宅の提供、優先入居の配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

## (2) 避難支援

災害により避難が必要となった場合の災害時避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、計画に則って作成した名簿等により、災害時避難行動要支援者が属する自治会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

なお、避難の誘導を行う者は、先ず本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守る事が大前提であるため、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難誘導を行うよう安全確保に十分配慮すること。

この際、近隣住民や自主防災組織等による避難が困難な場合は、警察署又は消防本部・消防団に応援を要請するものとする。

## (3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市本部は、市支部等の協力を得て、次により災害時避難行動要支援者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

## ア 被災状況等の把握

避難所及び災害時避難行動要支援者の自宅等に保健師やホームヘルパー等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

## イ 被災後の日常生活支援

関係機関の協力のもとに在宅の災害時避難行動要支援者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、必要な補装具の交付、修理、日常生活用具（品）の給与、貸与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

**2 社会福祉施設の対策**

社会福祉施設においては、災害時避難行動要支援者を災害から守るため、次のような対策を講ずる。

## (1) 入所者の保護

## ア 迅速な避難

災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

## イ 臨時休園等の措置

保育園にあっては、保育を継続することにより乳児・幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児・幼児を直接保護者へ引き渡す等必要な措置をとる。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

## ウ 負傷者等の救出、応急手当

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市本部に連絡又は要請する。

## エ 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、市の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

## オ 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市に連絡し、その応援を要請する。

## カ 食料・生活必需物資の確保

物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図る。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市に連絡し、その支援を要請する。

## キ 健康管理、メンタルケア

入所者はもちろん職員等の健康管理（特にメンタルケア）に十分配慮する。

## (2) 被災者の受入れ（二次避難所）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受入れについては、要介護者等配慮の必要性の高い者を優先する。

## 3 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難対策

## (1) 要配慮者利用施設

想定最大規模降雨による浸水想定区域内において、水防法第15条に規定されている施設は、次のとおりである。

| 施設名                 | 所在地          | 連絡先          |
|---------------------|--------------|--------------|
| 岐阜県立飛騨寿楽苑           | 古川町是重102     | 0577-73-3804 |
| 特別養護老人ホーム飛騨古川さくらの郷  | 古川町杉崎598-1   | 0577-73-0088 |
| 古川病院                | 古川町三之町8-20   | 0577-73-2234 |
| 古川デイサービスセンター        | 古川町若宮2-1-60  | 0577-73-2266 |
| グループホーム和            | 古川町武之町11-17  | 0577-73-0753 |
| グループホーム輪            | 古川町是重102     | 0577-73-0511 |
| さくらの郷あさぎり           | 古川町杉崎598-1   | 0577-73-0090 |
| あいらす大野              | 古川町大野町34-1   | 0577-73-0030 |
| 増島保育園               | 古川町是重123     | 0577-73-2553 |
| 宮城保育園               | 古川町栄2-11-12  | 0577-73-2015 |
| さくら保育園              | 古川町杉崎553-1   | 0577-73-2825 |
| リハビリデイサービス ひまわり 古川店 | 古川町金森町2-23   | 0577-70-8181 |
| サン・ドリーム             | 古川町向町2-1-39  | 0577-77-9456 |
| 飛騨市古川やまびこ教室         | 古川町若宮町2-1-60 | 0577-73-6213 |
| 放課後等デイサービスみらくる      | 古川町金森町2-23   | 0577-57-7365 |
| グループホームかんまち         | 古川町上町459-1   | 0577-73-3003 |
| グループホームわかくさ         | 古川町上町459-1   | 0577-73-7878 |
| HABILIS-HIDA        | 古川町向町2-6-1   | 0577-57-7070 |

|                         |             |              |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 古川小学校                   | 古川町片原町8-35  | 0577-73-2614 |
| 古川西小学校                  | 古川町杉崎510    | 0577-73-2229 |
| 古川中学校                   | 古川町沼町100    | 0577-73-2334 |
| 岐阜県立飛騨吉城特別支援学校          | 古川町片原町8-127 | 0577-73-3600 |
| 河合小学校                   | 河合町角川91     | 0577-65-2019 |
| グループホームしましまハウス宮川        | 宮川町巢之内63    | 0577-63-2588 |
| 宮川保育園                   | 宮川町野首30-2   | 0577-63-2070 |
| 宮川小学校                   | 宮川町林258     | 0577-63-2012 |
| 国民健康保険飛騨市民病院            | 神岡町東町725    | 0578-82-1150 |
| グループホームしましまハウス寺林        | 神岡町寺林1246-1 | 0578-82-2888 |
| 特別養護老人ホームたんぽぽ苑          | 神岡町東町690-1  | 0578-82-6500 |
| 社会福祉法人めひの野園飛騨流葉牧場       | 神岡町伏方1919-2 | 0578-82-3790 |
| サービス付き高齢者向け住宅あいらすの森・森の葉 | 古川町下気多85-1  | 0577-57-8025 |

## (2) 伝達方法等

上記施設における伝達方法は、電話・FAX・電子メール等を利用し伝達する。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、情報伝達体制の整備・情報の共有・防災訓練の実施・支援活動・関係機関等との連携が必要になる。

## 4 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の避難対策

## (1) 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者、その他特に防災上の配慮を要する災害時要配慮者利用施設は、次のとおりである。

| 施 設 名              | 所 在 地        | 連 絡 先        |
|--------------------|--------------|--------------|
| 養護老人ホーム和光園         | 古川町下気多871-1  | 0577-73-2240 |
| 飛騨市障がい者グループホーム憩い   | 古川町下気多990    | 0577-73-7483 |
| 飛騨市障がい者自立支援施設 憩いの家 | 古川町下気多1407-1 | 0577-73-0150 |
| 稲葉通デイサービス          | 古川町高野336-1   | 0577-62-9108 |
| グループホームしましまハウス河合   | 河合町稲越491-2   | 0577-65-0075 |
| 飛騨市立河合小学校          | 河合町角川91-2    | 0577-65-2019 |
| 河合保育園              | 河合町角川992-1   | 0577-65-2136 |
| 宮川保育園              | 宮川町野首30-2    | 0577-63-2070 |
| グループホームしましまハウス宮川   | 宮川町巢之内63     | 0577-63-2588 |
| ういずゆう              | 神岡町東茂住242    | 0578-85-0150 |
| 国民健康保険飛騨市民病院       | 神岡町東町725     | 0578-82-1150 |
| 旭保育園               | 神岡町殿979      | 0578-82-1275 |
| しましまハウス寺林          | 神岡町寺林1246-1  | 0578-83-2888 |
| 飛騨市立神岡小学校          | 神岡町船津225     | 0578-82-1272 |
| 岐阜県立飛騨神岡高等学校       | 神岡町小萱2138-2  | 0578-82-1147 |
| 特別養護老人ホームたんぽぽ苑     | 神岡町東町690-1   | 0578-82-6500 |
| 社会福祉法人めひの野園飛騨流葉牧場  | 神岡町伏方1919-2  | 0578-82-3790 |

## (2) 伝達方法等

上記施設における伝達方法は、電話・FAX・電子メール等を利用し伝達する。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、情報伝達体制の整備・情報の共有・防災訓練の実施・支援活動・関係機関等との連携が必要になる。

## 第22節 観光客等の応急対策

総務部 商工観光部

地理に不案内な観光客・外国人について、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。このため、市内の観光施設（ホテル、旅館、寮、保養所、キャンプ場、温泉施設等）の観光客等に対して、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて滞在場所の確保を推進するなど、きめ細かな応急対策を実施する。

### 1 観光客対策

#### (1) 観光客の滞在状況の把握

ホテル、旅館等宿泊施設の管理者等と連携し、宿泊者名簿等を活用して滞在中の観光客の実態を把握し、被災した観光客名簿を作成する。

#### (2) 帰省までの避難措置

災害が広域化、長期化し、観光客がすぐには地元へ帰省できない場合には、次の措置をとる。

ア 宿泊客については、それぞれの宿泊施設の安全性について確認し、被災の危険性がある場合には安全な指定避難所（以下「避難所」という。）又は他の宿泊施設へ誘導する。

イ 日帰りの観光客など、宿泊施設を定めていなかった観光客については、避難所又は宿泊施設等へ誘導する。このため、防災行政無線等を活用して、観光客のための情報提供を含めた避難に関する広報活動に努める。

ウ 前記ア及びイについて、観光客を避難所又は宿泊施設等に誘導する場合には、その後の帰省措置について考慮し、できるだけ同一又は同じ区域の避難所等に収容するよう努める。

#### (3) 安否確認の問い合わせ等への対応

ア 前記(1)の観光客名簿等を活用し、報道機関等の協力を得て、安否情報について広報する。

イ 必要に応じて安否情報専用窓口を設置し、地元の家族等からの問い合わせ等に対応する。

ウ NTTの災害用伝言ダイヤル「171」のサービスが開始された場合には、周知を図り、その利用を促す。

#### (4) 帰省のための輸送手段の確保

鉄道や広域道路交通網等、何らかの交通手段が復旧した場合には、次のとおり観光客を輸送する。

##### ア 緊急輸送道路の指定

県等他の道路管理者の協力を得て、避難所等から輸送拠点施設（駅、高速道路のＩＣな

ど)までの道路を緊急輸送道路に指定し、必要な交通規制措置等を実施する。

イ 輸送車両等の確保

鉄道事業者、バス運送事業者等の協力を得て、輸送拠点施設までの輸送及び輸送拠点施設から帰省地までの輸送を実施する。

(5) 帰省措置に関する広報

帰省のための輸送を開始するときには、避難所や宿泊施設等に滞在する観光客に対し、次の事項について広報し、速やかな帰省措置が図られるようにする。

ア 開始日時

イ 輸送手段

ウ 輸送経路

エ 集合場所

オ その他必要な事項

## 2 外国人対策

(1) 外国人への配慮

市は、各種通訳について配慮をする。対応できない場合は県に通訳ボランティアの派遣を要請する。

(2) 正確な情報の伝達

市は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努める。

## 3 応援の要請

観光施設の経営者又は管理者は、災害時における応急対策が実施できないときは、速やかに市又は警察署に応援を要請するものとする。この場合の経費は、観光施設経営者又は管理者の負担とする。

## 第23節 応急住宅対策

市民福祉部 基盤整備部

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生ずる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅の建設、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

### 1 住宅確保等の種別

住宅を失い、若しくは破損し、又は土砂石の浸入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

| 対 象 種 別               |                    |                   | 内 容                                                  |
|-----------------------|--------------------|-------------------|------------------------------------------------------|
| 住<br>宅<br>の<br>確<br>保 | 1 自力<br>確保         | (1) 自 費 建 設       | 被災世帯が自力（自費）で建設する。                                    |
|                       |                    | (2) 既 存 建 物 の 改 造 | 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。                       |
|                       |                    | (3) 借 用           | 親せきその他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。                            |
|                       | 2 既存<br>公営施<br>設収容 | (1) 公 営 住 宅 入 居   | 既存公営住宅への特定入居又は目的外使用                                  |
|                       |                    | (2) 社会福祉施設への入所    | 老人ホーム、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所               |
|                       | 3 国庫<br>資金融<br>資金  | 災 害 復 興 住 宅 融 資   | 自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。     |
|                       |                    | 地 滑 り 関 連 住 宅 貸 付 |                                                      |
|                       | 4 災害救助法による仮設住宅供与   |                   | 自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市町村が仮設の住宅を供与する。            |
|                       | 5 災害救助法による仮設住宅建設   |                   | 生活能力の低い世帯のため市が仮設の住宅を建設する。                            |
| 住<br>宅<br>の<br>修<br>繕 | 1 自 費 修 繕          |                   | 被災者が自力（自費）で修繕をする。                                    |
|                       | 2 資金<br>融資         | (1) 国 庫 資 金 融 資   | 自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅融資）して補修する。 |
|                       |                    | (2) そ の 他 公 費 融 資 | 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。                |
|                       | 3 災害救助法による応急修理     |                   | 自らの資力では住宅を修繕することができない者に対して市町村が応急的に修繕する。              |
|                       | 4 生活保護法による家屋修理     |                   | 保護世帯に対し、生活保護法で修理する。                                  |

|         |                       |                                     |
|---------|-----------------------|-------------------------------------|
| 障害物の除去等 | 1 自 費 除 去             | 被災者が自力（自費）で除去する。                    |
|         | 2 除 去 費 等 の 融 資       | 自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。 |
|         | 3 災 害 救 助 法 に よ る 除 去 | 生活能力の低い世帯のために市が除去する。                |
|         | 4 生 活 保 護 法 に よ る 除 去 | 保護世帯に対し土砂等の除去又は屋根の雪おろしを生活保護法で行う。    |

(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者や貸付の条件が異なる場合があるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。

3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

## 2 住宅対策等の調査報告

市本部は、災害が終了し、住宅の被害が確定したときは、被災者に対して住宅対策の種別及びその概略を説明し、次の方法により希望者を調査するとともに「住宅総合災害対策報告書」（様式No.49）により県に災害発生後5日以内に報告する。

### 調査事項

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 公営住宅入居希望者 | (6) 生活福祉資金借入希望者 |
| (2) 国庫資金借入希望者 | (7) 母子福祉資金借入希望者 |
| (3) 仮設住居入居対象者 | (8) 社会福祉施設入居希望者 |
| (4) 住宅応急修理対象者 | (9) 寡婦福祉資金借入希望者 |
| (5) 障害物除去対象者  |                 |

調査に当たっては、次の点に留意して行う。

- (1) 制度種別が極めて多く、かつその内容がそれぞれ相当に異なるので、被災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。
- (2) 建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望者が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること。
- (3) 各制度別重複計上を避けることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。
- (4) 各制度種別のうち、次の制度間については重複して差し支えないこと。

- ア 応急仮設住宅と各種公営住宅
- イ 応急仮設住宅と各種資金融資
- ウ 住宅の応急修理と各種資金融資
- エ 障害物等の除去と各種資金融資

## 3 仮設住宅の建設及び入居

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保することのできないもののうち、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して、災害救助法により仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。

なお、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に準じて行うものとする。

(1) 実施体制

仮設住宅の建設は、調査に基づき基盤整備部において直接又は建設業者に請負わせて建設に当たる。ただし、市において実施できないときは、県に仮設住宅建設の応援を要請する。

(2) 対象者及び入居者の選定

入居予定者は、次の条件に適合する対象者のうちから選定する。

選定に当たっては、民生委員児童委員その他関係者の意見を聞き、生活能力が低くかつ住宅に必要な度の高い世帯から順次建設戸数の範囲内において選定し、高齢者、障がい者の優先的入居に配慮する。

ア 住宅が全失した世帯であること。

イ 居住する仮住宅がなく、また借家等借上げもできない世帯であること。

ウ 生活程度が低く、自己の資力で住宅を確保することができ得ない世帯であること。

(3) 建設資材及び用地の確保

ア 建設資材

建設のための資材は、原則として請負業者が確保するものとする。

イ 用地

市本部は、応急住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を把握しておく。

(4) 仮設住宅の管理

ア 仮設住宅の管理は、知事から市長への委任に基づき、基盤整備部が担当する。

イ 家賃は無料とするが、維持補修については入居者の負担とする。ただし、維持補修に当たって原形の変更を認めようとする場合は、県の意見を聞かなければならない。また、地料を必要とするときは、入居者の負担とする。

(5) 書類の整備

仮設住宅建設に関し、各支部の協力を得て次の諸記録を作成し、整備保管しておく。

ア 応急仮設住宅入居者台帳（様式No.52）及び入居誓約書（様式No.53）

イ 応急仮設住宅入居該当世帯調（様式No.51）及び入居該当者選考関係書類

ウ 建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類

エ 救助実施記録日計票（様式No.45）

オ 救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

(6) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

## 4 住宅の応急修繕

市は、災害のため住家が半壊又は半焼するなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。

(1) 実施体制

住宅の応急修理は、調査に基づき基盤整備部において、直接又は建設業者に請け負わせて修理に当たる。ただし、市において実施できないときは、県に応援を要請する。

(2) 修理対象世帯の選定

修理予定者は、次の各条件に適合する対象者のうちから選定する。選定に当たっては、民生委員・児童委員その他の関係者の意見を聞き、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して、かつ、住宅の必要度の高い世帯から、順次修理戸数の範囲内において選定する。

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「一部損壊（準半壊）」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）

(3) 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、原則として、請け負った業者が確保するものとする。

(4) 書類の整備

住宅の応急修理に関し、次の帳簿を作成し、整備保管しておく。

- ア 住宅応急修理該当世帯調（様式No.54）
- イ 住宅応急修理記録簿（様式No.55）
- ウ 修理請負契約関係書類
- エ 住宅応急修理該当者選考関係書類
- オ 救助実施記録日計票（様式No.45）
- カ 救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

(5) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

## 5 障害物の除去

災害により住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹木等により、日常生活に著しい障害を受けている世帯に対しては、災害救助法により、次の方法で除去する。

(1) 実施体制

障害物の除去は、奉仕労力又は賃金職員を雇い上げ、機械器具を借り上げて、直接実施又は土木業者に請け負わせて実施する。ただし、市本部において実施不可能なときは、県に応援の要請をする。

(2) 除去対象世帯の選定

除去予定者は、次の各条件に適合する対象者のうちから選定する。

- ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土砂石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい障害をきたしている世帯であること。
- イ 生活程度が低く、自己の資力では障害物を除去することができない世帯であること。
- ウ 高齢者世帯、母子世帯等自力で除去することができない世帯であること。

対象世帯の選定について民生委員・児童委員その他関係者の意見を聞き、選定する組織

及び方法を計画しておく。

(3) 書類の整備

障害物の除去を実施したときは、次の諸記録を作成し、整備保管しておく。

ア 障害物除去該当世帯調（様式No.56）

イ 障害物除去記録簿（様式No.57）

ウ 除去工事その他関係書類

エ 障害物除去対象者選考関係書類

(4) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

## 6 低所得世帯等に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯又は寡婦世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し、又は被災をまぬがれた非住宅を改造する等のため、資金を必要とする世帯に対して次の資金を融資する。

(1) 生活福祉資金の災害援護資金

(2) 母子福祉資金の住宅資金

(3) 寡婦福祉資金の住宅資金

(4) 災害援護資金の貸付

## 7 生活保護法による家屋修理

災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋修理する。

(1) 家屋修理等

厚生労働大臣が定める基準額の範囲内において、必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として(1)による基準の範囲内において、土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び賃金職員雇上費等

(3) 屋根の雪下ろし費

降雪が甚だしく、屋上の雪下ろしをしなければ屋根が破損するおそれがある場合は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内において雪下ろしに要する賃金職員雇上費

## 8 社会福祉施設への入所

市本部は、災害により住宅を失い、又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させる。なお、要保護児童については、県子ども相談センターに連絡し、連携を図ること。

また、被災者の避難状況等をかんがみ、市区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させる。

## 第24節 医療・救護活動

市民福祉部 市民病院 消防本部

災害のため、被災地の住民に医療救護が必要となった場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合の直接の実施は、同法に基づき市長（県知事の補助執行者）が、また、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、市独自の応急対策として市が実施する。ただし、市のみで実施が不可能又は困難と認めたときは、県、日本赤十字社及び飛騨市医師会その他に要請し、それぞれが医療救護班を派遣する等の方法によって実施する。

また、災害時であっても平常の医療（助産）が可能なおとき又は一部が可能と判断したときは、本計画によらず平常時の医療（助産）の制度方法によることができる。ただし、本部長から災害時医療（助産）実施の要請があったときは、この限りではない。

### 2 医療（助産）救護活動の実施

#### (1) 医療救護班の編成

被災地の現地において医療（助産）救助を実施するため、市地域内の医療関係者による医療救護班を編成し、救助の実施に当たる。医療救護班の編成は、おおむね次の基準によるものとし、災害の種類、規模、状況に応じて適宜増員する。

ア 医師 1名

イ 薬剤師 1名

ウ 看護師又は助産師又は保健師 2名

エ 事務職員 1名

（注）運転手については必要に応じ編成に加える。

#### (2) 救護所の設置

市は、災害の状況により、必要に応じて公共施設等に救護所を設置する。

#### (3) 医療（助産）救護活動の原則

医療救護班による活動は、原則として救護所においても行うものとし、医療救護班を出動させる時間的余裕のない等やむを得ない事情があるときは、病院又は診療所等において実施する。

#### (4) 重傷者等の搬送方法

消防本部は、重傷者等の後方医療機関への搬送を実施する。ただし、消防本部の救急車両が確保できない場合は、市及び医療救護班で確保した車両により搬送する。

なお、道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターの運航要請により対応する。

#### (5) トリアージの実施

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努め

る。

#### (6) 応援要請

市本部・市支部は、当該地域において医療（助産）救護が不可能又は困難なときは、県に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

ア 医療（助産）救護実施の場所

イ 対象者及び医療機構の状況

ウ 実施の方法及び程度（医療救護班何箇班派遣、何科〇〇名入院等）

エ その他必要な事項

### 3 医療品等の確保

医療（助産）救護実施のために必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、医療救護班を編成する医療機関の手持品を繰り替え使用する。ただし、手持品がなく又は不足し、市では確保不可能又は困難なときは、県に調達を依頼する。

具体的な方法は、次のとおりとする。

(1) 市本部・市支部は、病院等から医薬品等の調達の要請を受けた場合は、管内の病院、医薬品卸売業者、医薬品製造業者等と連絡をとり、医薬品等を確保する。

(2) 管内で医薬品等の調達ができないときは、医薬品等調達要請書（様式No.62）により、県に調達を依頼する。

### 4 保険制度等への切替え

医療（助産）救護は、原則的には14日以内で打ち切れ、平常時の医療機構にもどる。従って、保険制度等を所管する関係機関と緊密な連絡をとり、継続診療を要するものについて、速やかにそれらの制度の医療給付に切り替えるよう適用の決定、保険証の再交付等に努める。

|                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ・国民健康保険及び福祉医療    | 市民福祉部若しくは各振興事務所 |
| ・健康保険            | 社会保険事務所         |
| ・日雇労働者健康保険       | 社会保険事務所         |
| ・労働者災害保険         | 労働局             |
| ・生活保護            | 市民福祉部若しくは各振興事務所 |
| ・身体障がい者福祉（更生・育成） | 市民福祉部若しくは各振興事務所 |
| ・結核予防            | 保健所             |
| ・精神衛生            | 保健所             |
| ・特定疾患            | 保健所             |

### 5 報告その他事務手続

#### (1) 医療救護班出動報告

市本部は、医療救護班を派遣した場合、「医療班出動編成表」（様式No.65）により、編成及び出動の状況を県に提出する。

#### (2) 取扱患者台帳（診療記録表）

医療救護班が扱った患者については、「医療救護活動報告書」（様式No.66）により、診療記録を作成し、保管しておく。

## **6 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請**

市は、必要に応じて医療関係機関又は国非常本部等に対し、県を通じて災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。この際、市は、活動拠点（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集地点などの確保を図る。

## **7 広域後方医療活動の要請**

### **(1) 広域後方医療活動の要請**

市は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

### **(2) 広域医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）の開設、運営**

市は、関係機関と連携し、被災市町村内の医療機関等から広域医療搬送拠点までの重症者の搬送を実施するものとする。

大規模災害が発生した場合、広域において多数の負傷者が発生することが予想されるため、最優先で災の一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また自主防災組織、住民等の協力を得て速やかに応急対策を実施する。

### 1 実施責任者

市本部における救出は、総務部が奉仕労力等により必要な機械器具等を借り上げて当たるが、実施に当たっては、消防本部及び警察署と連絡を密にして相互協力して行うものとする。ただし、市本部において実施できない場合は、県又は近隣市町村本部に応援を要請する。

### 2 対象者

対象者とは、次の状態にある者をいう。なお、本救出は災害の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施する。

(1) 災害のため、次のような生命身体が危険な状態にある者

ア 火災により火中に取り残されたような場合

イ 水害により流失家屋とともに流され、また孤立した地点に取り残されたような場合

ウ がけ崩れ等によって生き埋め、又はその可能性がある場合

エ 登山者が多数遭難したとき、又はその可能性がある場合（原則として登山者が遭難した場合は、山岳救助隊等の団体が実施するものであるが状況により市本部が協力する。）

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、被災状況により生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

### 3 救出方法

救出は、災害の種別、被害地域の状況等現場の条件を考慮し、消防本部、消防（団）員、本部職員、奉仕団員等により速やかに救出作業を行う。なお、必要に応じ機械器具を借上対応する。

また、防災ヘリコプターの応援要請が必要となった場合、「岐阜県防災ヘリコプター支援協定」（資料2－3）に基づき防災ヘリコプターの応援要請を求める。

### 4 応援要請

(1) 市は、救出の実施が困難な場合、県又は他市町村に対し、救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(2) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援要請を行う。

(3) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長（又は委任を受けた消防長）は、これを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

### 5 その他

(1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

(2) 市本部は、市支部の協力を得て被災者の救出に関して、次の諸記録を作成し、整備保管しておく。また、被災者の救出期間中は、その状況を毎日「救助日報」(様式No.1)により、県に報告する。

ア 救助実施記録日計票 (様式No.45)

イ リ災者救出状況記録簿 (様式No.58)

ウ 救助の種目別物資受払状況 (様式No.46)

## 第26節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬

総務部 環境水道部 消防本部

災害時において死亡していると推定される人については、搜索及び収容を行い、死亡者については、応急埋葬を実施する。

### 1 遺体の搜索

行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者があるときの遺体の搜索は、次によるものとする。

#### (1) 搜索の方法

ア 市本部総務部及び市支部は、遺体搜索の必要があるときは、消防本部・警察署等と協議してその対策を立て、その実施協力を消防団又は自治会等奉仕団に要請する。

イ 搜索作業は、消防団長又はその代理者の指揮により実施する。なお、搜索作業の具体的な方法は災害条件等によってそれぞれに異なるが、おおむね本章第25節「救助活動」に定める方法によって行う。

#### (2) 報告及び事務手続

市本部は、市支部の協力を得て、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日県に「救助日報」（様式No.1）により報告する。

ア 「死体搜索状況記録簿」（様式No.88）

イ 「救助実施記録日計票」（様式No.45）

ウ 「救助の種目別物資受払状況」（様式No.46）

エ 「死体搜索機械器具修繕簿」（様式No.89）

### 2 遺体の取り扱い・収容

#### (1) 遺体の取り扱い

市本部及び市支部は、災害により死亡したと認められる遺体を発見したときは、速やかに警察署に連絡し、その見分（検視）を待って、遺体を遺族等へ引き渡す。

#### (2) 遺体の収容

市本部及び市支部は、身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとる。

ア 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。

イ 災害時における遺体の収容・安置等の協力協定締結施設（資料8-8、8-9参照）、公共施設（避難所として使用している施設を除く。）の中から、適切な施設を選定して遺体安置所（状況により検死所を含む。）を設置し、遺体の一時安置を行う。

ウ 医師による死因その他についての検査を行う。

エ 多数の遺体が発生した際の一時安置所については、災害時における遺体の収容・安置等の協力協定締結施設（資料8-8、8-9参照）、公共施設（避難所として使用している施設を除く。）の中から、飛騨警察署と協議して選定する。

(3) その他

市本部及び市支部は、棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

(4) 報告及び事務手続

市本部は、市支部の協力を得て、次の書類を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県に「救助日報」（様式No.1）により報告する。

ア 救助実施記録日計票（様式No.45）

イ 救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

ウ 遺体収容台帳（様式No.90）

### 3 遺体の埋葬等

災害の際死亡したもので、市がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋葬（以下、埋葬とは原則として火葬することをいう。）を行う。

(1) 遺体の埋葬

埋葬の実施は、市本部及び市支部において火葬等に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

なお、埋葬の実施に当たっては、次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察署から引き継ぎを受けた後、埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡し、調査に当たる。

ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人の取り扱いによる。

(2) 広域調整

大規模な災害が発生し火葬場が破損し、使用できない場合や火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域火葬計画に基づき、県に調整を依頼する。

(3) 報告及び事務手続

市本部は、市支部の協力を得て、次の書類を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日県に「救助日報」（様式No.1）により報告する。

ア 救助実施記録日計票（様式No.45）

イ 救助の種目別物資受払状況（様式No.46）

ウ 埋葬台帳（様式No.91）

### 4 応援協力

市は、自ら遺体の搜索、処理、収容、埋葬の実施が困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

また、応援要請を受けた場合は、積極的に協力する。

### 5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

### 第1 防疫活動

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高い。このため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。

#### 1 実施体制

災害時における被災地帯の防疫は、県の指導、指示に基づいて実施する。実施に当たっては、市職員及び自治会等の協力を得て防疫班（衛生技術者1名（班長）、事務職員1名、作業員3名）を編成する。

#### 2 防疫活動

市は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行う。

- (1) 防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の清潔方法及び消毒方法を行う。
- (2) 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所等に殺虫剤、殺そ剤を散布する。
- (3) 被災地において感染症患者が発生したときは、直ちに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて適切な措置をとる。
- (4) 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。
- (5) 県の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。
- (6) 感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

#### 3 応援の要請

市は、被害が甚大で市のみでは防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、他市町村又は県からの応援を得て実施する。

#### 4 記録の整備

作業の記録は、おおむね次の書類を整備して、保管しておく。

- (1) 災害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
- (2) 防疫経費所要額調及び関係書類
- (3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ・昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 家用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

## 第2 食品衛生活動

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

### 1 食品関連施設に対する監視指導

市は、炊き出しを開始した場合、速やかに保健所に連絡する。

### 2 炊き出し時の食品衛生

市本部及び市支部は、炊き出しに当たって、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。

- (1) 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し、備え付けること。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い、保管にも注意すること。
- (6) 炊出施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ要員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 炊き出しに携わる者で直接食材に触れる人は、調理師、栄養士、保健師等の定期的な健康チェックを実施している者が望ましい。
- (9) 炊き出しの調理にあたっては、原材料の受入れ及び下処理における管理を徹底し、加熱調理食品については、中心部まで十分加熱し、食中毒菌等を死滅させるとともに、原材料の及び調理後の食品の温度管理を徹底し、食中毒等の発生の防止に努める。
- (10) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県保健所に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (11) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに、食品の品質低下を避ける措置をとること。

### 3 食中毒発生時の対応

市は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所に連絡する。

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や災害によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている住民を対象に、県、関係機関と協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

このため、精神科医、公認心理師、精神保健福祉士、臨床心理士・ケースワーカー、カウンセラー等の精神的ケアの専門家の応援を受け、心身両面の健康状況の改善を図る。

## **1 保健活動**

- (1) 市は、保健活動方針を策定する。なお、災害の程度により必要と認めたときは、保健所、県の協力を得て、被災者の健康管理活動を行う。
- (2) 市は、県と連携をとり、チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に協働して活動する。
- (3) 避難所が開設されたときには、避難者の状況を把握し、「飛騨市災害時保健活動マニュアル」（平成30年3月）に準じ、適切な避難環境の確保のため調整と保健活動を行う。

## **2 精神保健**

市は、保健所との連携により、管内の精神保健に関するニーズを把握するとともに、被災住民への身近な精神保健に関する相談支援活動を実施する。

市が県及び保健所と連携して実施する精神保健対策の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保
- (2) 精神科入院病床の確保
- (3) 24時間精神科救急体制の確保
- (4) 治療、通所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供
- (5) 被災者の心の傷のケア
- (6) 被災救援に当たる職員、ボランティアの心のケア

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていく。

### 1 実施者

被災地帯の清掃は、市が担任する。ただし、被害甚大のため市本部のみで清掃不能の場合は、県及び隣接市町村から応援を得て実施する。

### 2 清掃の方法

#### (1) ごみ処理

ごみは、市内の主要ごみ処理施設（資料８－２）で処分する。

##### ア 収集順序

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地区から順次実施する。

##### イ 収集方法

(ア) 収集担当区域については、アを考慮し、指示すること。

(イ) 分別収集が必要な場合は、その方法等について被災地域の住民及びごみ収集業者に周知徹底すること。

##### ウ ごみの処分

(ア) ごみの処分方法・処分場所等については十分検討し、計画的に行うこと。

(イ) 収集したごみのうち、リサイクルできない廃棄物は、焼却施設による焼却処分を原則とし、不燃性物質又は焼却できないごみは埋め立て処分する。

#### (2) 廃棄物の処理

廃棄物の処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、重点的に実施する。

#### (3) し尿処理

し尿の収集は許可業者が行い、処理施設（資料８－１）にて処分する。

##### ア し尿の収集

し尿のくみ取りは、実施者が被災地の状況を考慮して、緊急くみ取りを要する地区から順次実施、くみ取り順序の決定に当たっては、ごみ収集の順序決定に当たっての留意点を考慮すること。

##### イ し尿の処分

し尿の処分は、市内の主要し尿処理業者（資料８－１）において処分する。

#### (4) 災害廃棄物の発生への備え

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力の

あり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に計画するものとする。

この際、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進に努めるものとする。

市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努める。

#### (5) 災害廃棄物の処理

市は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実施計画の策定や広域処理を行うこと等により災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るものとする。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当っては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

#### (6) 情報の提供

市は、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

### 3 清掃の事務

市本部は、災害時における清掃等応急対策を完了した場合、状況をまとめ、次の報告書を県に提出する。

- (1) 廃棄物処理施設等被害状況報告（様式No.86）。ただし、1施設の復旧事業に要する経費が150万円未満のものは、報告を必要としない。
- (2) 災害廃棄物処理事業報告（様式No.87）ただし、事業に要する経費が40万円未満の場合は報告を要しない。

### 4 その他の関連対策

#### (1) 仮設トイレの設置

避難所施設等に伴う仮設トイレの設置は、原則として、し尿溜めが装備されたものを利用

し、避難人員200人に対して、大小便器それぞれ2個以上ずつ設置する。なお、緊急やむを得ない場合は、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定し、同様の数以上設置する。なお、閉鎖に当たっては、消毒実施後埋没する。

(2) マンホールトイレの設置

体育館等の指定避難所に隣接するグラインド等に平素からマンホールトイレを準備し、指定避難所開放に伴い設置する。

## 第30節 愛玩動物等の救援

環境水道部

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市は関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

また、日頃から防災訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。

### 1 被災地域における動物の保護

市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

### 2 動物の適正な飼養体制の確保

市は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

避難所を設置する市は、県及び関係団体等と協力して飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛玩及び生活環境の保全に努める。

### 3 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

## 第31節 災害義援金品の募集・配分

総務部 市民福祉部

義援物資については、被災地外での種類、規格別の仕分け等により被災地の負担を軽減することが必要である。また、住民及び他市町村から被災者あてに寄託された義援金品を確実、迅速に被災者に配分するため、集積・引継ぎ・配分・管理等必要な措置を実施する。

### 1 義援金品の募集

市本部、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）等は、義援金品の受入について一般への周知が必要と認められる場合は、県及び国の非常災害対策本部等並びに報道機関をとおして次の事項を公表する。

#### (1) 義援物資

ア 受入窓口

イ 受入を希望するもの及び受入を希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定する。）

ウ 受入窓口と集積場所の所在が異なるときは、その集積場所の所在等

#### (2) 義援金

ア 受入窓口

イ 振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

### 2 義援物資の受入・配分

市等の募集機関は、次により義援物資の受入及び配分を行う。

#### (1) 受 入

ア 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。

イ 義援物資の募集機関は、その受入に当たって、「義援金品拋出者名簿」（様式No.92）を作成し、あるいは「義援金品受領書」（様式No.94）を発行してそれぞれ整備保管する。

#### (2) 引継ぎ・集積

募集機関は、受入れた義援物資の引継ぎに当たっては、「義援金品引継書」（様式No.93）を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

#### (3) 配 分

ア 配分の基準

配分は、募集機関等で構成する配分委員会が定めた基準によって行う。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に添って効率的な配分を個々に検討して行う。

イ 配分の時期

配分はできる限り受入又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。ただし、腐敗、変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取り扱うように配慮する。

(4) 義援物資の管理

義援物資の配分機関（募集機関）は「義援金品受払簿」（様式No.96）を備え付け、受入から引継ぎ又は配分までの状況を記録する。

(5) 費用

義援物資の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は経費の証拠記録を整理保管しておく。

### 3 義援金の受入・配分

県、市、日本赤十字社県支部、県共同募金会等の募集機関は、次により義援金の受入及び配分を行う。

(1) 受入

ア 災害発生後、速やかに受入窓口を開設し、義援金の受入を行う。

イ 義援金の受入に当たっては、「義援金品拠出者名簿」（様式No.92）を作成し、あるいは「義援金品受領書」（様式No.94）を発行してそれぞれ整備保管する。

(2) 引渡し・集積

募集機関で受入れた義援金の送付、引渡しは、銀行口座への振込みの方法による。

(3) 配分

配分は、県、被災市町村、日本赤十字社県支部、県共同募金会、その他の義援金募集機関により配分委員会を組織し、十分協議のうえ行う。

(4) 義援金の管理

義援金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、「現金出納簿」（様式No.95）を備え付け、出納の状況を記録する。なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

(5) 費用

義援金の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引渡し、その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は経費の証拠記録を整理保管しておく。

### 4 各種様式

募集あるいは任意拠出される義援金品の募集、配分、集積は、次の記録を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管するものとする。

(1) 義援金品拠出者名簿（様式No.92）

(2) 義援金品引継書（様式No.93）

(3) 義援金品受領書（様式No.94）

(4) 現金出納簿（様式No.95）

(5) 義援金品受払簿（様式No.96）

災害時における農林業の応急対策を迅速に行うため、各機関と協力して、適切な措置をとる。

### 1 農水産物等の応急対策

#### (1) 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、市は、県に確保あっせんを要請する。

#### (2) 病虫害防除対策

##### ア 病虫害防除指導の徹底

市は、災害により病虫害の発生が予想され又は発生したときは、病虫害発生予察情報に基づき、県、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等の協力を得て病虫害防除の指導徹底に当たる。

なお、病虫害発生予察情報は、県から市に伝達される。

##### イ 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、市は、県に確保あっせんを要請する。

##### ウ 防除機具の整備

市は、病虫害防除機具の整備に努めるとともに、その整備について農業経営者等の指導に当たる。なお、市は、緊急防除に当たって機具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県に応援を要請する。

#### (3) 肥料等の確保

市は、災害のため必要な肥料等が確保できないときは、県に確保あっせんを要請する。

#### (4) 水産物及び水産施設の応急対策

市は、関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、漁業協同組合等と連携し、関係施設の応急修繕、養殖水産物等の移送・廃棄等の必要性な措置を行い、対応状況により、必要に応じて県に協力を要請する。

### 2 畜産の応急対策

#### (1) 家畜の診療

市は、災害のため家畜飼育者が平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、市において診療するものとする。なお、市において実施ができないときは、県に家畜の診療について要請する。

#### (2) 家畜の防疫

家畜の防疫対策については、家畜伝染病予防法の規定に基づき、県の指示に従って実施する

#### (3) 家畜の避難

市は、災害の発生が予想され又は発生し、家畜を避難させる必要を認めたときには、県及

び関係機関と連絡を密にし、その協力を得て家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導する。

(4) その他牛乳の集乳や飼料等の確保

市は、避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないときは、県に確保あつせんを要請する。

**3 林地、林産物等の応急対策**

(1) 林地の対策

市は、災害により発生した林地被害の復旧工事について、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請する。

(2) 造林木の対策

ア 倒木対策

市は、県と連携して、災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導する。

イ 資材等の調達

市は、災害に備えて、市又は森林組合等において倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、県に確保あつせんを要請する。

(3) 苗木等の対策

ア 苗木種子の確保

市は、災害により苗木、種子の確保が困難なときは、県に確保あつせんを要請する。

イ 病虫害の防除

市は、県の協力を得て、長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロチャ病等の発生について、森林組合等と協力し、その防除について指導の徹底を図る。

(4) 一般林産物及び施設の対策

ア 被害木の処理

市は、県及び森林組合等と協力して、被害木の早期伐出について督励指導するとともに、被害木搬出等のため、労務、輸送の確保に努める。

イ 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失のおそれのある場所への貯木を避け、又は出水により流失のおそれがあるときは木材を緊結する等貯木には十分な配慮をするものとする。

ウ 浸水製材施設の処理

市は、浸水等により製材施設が被害を受けたときは、県、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底に当たる。

(5) 特用林産物及び施設の対策

ア 復旧用原木ほだき、わさび苗等の確保

市は、災害のため、特用林産物又は施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗又は種菌等が不足し確保できないときは、県に確保を要請する。

イ しいたけ等の病害虫対策

市は、県及び農業協同組合等と協力して、災害時におけるしいたけ等の雑菌防止についてその指導徹底に当たる。

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

### 1 道路施設の応急対策

#### (1) 応急対策

市は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、その被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘案したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

#### (2) 応援要請

市は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察署、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施する。

### 2 河川施設の応急対策

市は、災害発生後直ちに河川管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努める。

### 3 土砂災害防止施設の応急対策

#### (1) 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握

ア 市は、県と協力して、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（資料 11-1、11-2）等のパトロールを行い、土砂災害の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

イ 市は、土石流、がけ崩れ、地すべり等が発生した箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう周知徹底を図る。

#### (2) 応急対策

ア 市は、被害が拡大しないよう、クラック、滑落のある箇所について、ビニールシートで覆う等応急処置を行う。

イ 被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備に努める。

### 4 治山施設の応急対策

#### (1) 応急対策

市は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

#### (2) 応援要請

市は、応急復旧のため、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

(3) 応急資材の確保

市は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮する。

**5 公共建築物の応急対策**

市庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設等の利用が想定される。このため、市は、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

電気、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また、医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり、優先的に供給する必要がある。このため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧等を図る。

### 1 水道施設

#### (1) 緊急要員の確保

緊急要員の確保と情報連絡体制（水道施設管理委託業者を含む。）を整備する。

#### (2) 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送・配水系統を考慮した復旧計画を作成する。

#### (3) ひだ管設備協同組合等への協力要請

復旧用資機材の確保、復旧工事の実施について、業者に協力を要請する。

#### (4) 応急復旧の目標期間の設定

《目標期間》

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| ア | 3日まで：給水拠点による給水（1人1日20ℓ）         |
| イ | 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日200ℓ）      |
| ウ | 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日1000ℓ）      |
| エ | 28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日2500ℓ） |

#### (5) 県への応援要請

市による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定（資料2-4）に基づき、県を通じて他の水道事業者に対し、応援要請を行う。

#### (6) 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関について優先的に復旧する。

### 2 下水道施設の応急復旧対策

#### (1) 緊急要員の確保

市は、緊急要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて他の下水道事業者に応援を要請する。

#### (2) 被災状況の把握及び応急対策

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行う。施設に損傷その他異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するための必要な応急措置を講ずるものとする。

### 3 電気施設

(1) 連絡調整

市は、災害発生時には電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

(2) 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

#### **4 鉄道施設**

(1) 連絡調整

市は、災害発生時には関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努める

(2) 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び他の道路管理者と連携し、生活交通を確保する。

#### **5 電話（通信）施設**

(1) 連絡調整

市は、災害発生時には電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

(2) 応援要請

市は、二次災害防止と応急復旧への協力を電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、住民への広報に努める。

#### **6 放送施設**

市は、災害発生時には放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努める。

### 第1 文教対策

災害発生時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

#### 1 気象警報等の把握、伝達

市教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のため、気象警報等の把握に努める。なお、気象警報等の伝達は、本章第8節「警報・注意報・情報等の受理・伝達」に基づき市に伝達されるため、市教育委員会は、必要な情報を各学校長に対し伝達する。

#### 2 文教施設の応急対策

学校等の文教施設の災害発生時における応急対策等は、次に定めるところによる。

##### (1) 災害の防止対策

学校等は、災害が発生したときは、被害を最小限に抑制し、又はその拡大を防止するため、的確な判断に基づいて、直ちに補修、補強その他の対策をとる。

##### (2) 応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、又はそのまま放置することが他に影響を及ぼし、被害が拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って、必要限度の応急復旧を行う。

##### (3) 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には、直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全に万全を期す。

#### 3 児童生徒の安全確保

学校等は、本編第1章第24節「文教対策」により、災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒の保護に努める。

#### 4 教育活動の早期再開

市教育委員会は、災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずる。

##### (1) 応急教育の実施

災害に伴う被害程度によって授業が不可能と認めたときは、臨時に授業を行わない。ただし、正規の授業は困難であっても、できるだけ速やかに応急授業の実施に努める。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

ア 災害時の授業に当たっては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童生徒が負担にならないように留意する。

イ 教育の場が公民館等学校外施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し、徹底する。

エ 学校が避難所に利用される場合は、避難者あるいは児童生徒に対し、それぞれ支障とならないよう十分配慮する。

オ 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。

カ 緊急休業その他の事態に備えて、それぞれの学校の実情に即した方法で学校と児童生徒との連絡の方法、組織（子供会等）の整備工夫をしておく。

(2) 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、教育委員会等に報告する。

(3) 教育施設の確保

教育施設の被災により、授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

イ 公立学校の相互利用

ウ 仮設校舎の設置

エ 公共施設の利用

オ 上記によっても教育施設の確保が困難な場合は、二部授業等必要な措置の実施

(4) 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒や保護者等への周知を図る。

## 5 教員の確保

市教育委員会は、教職員が被災したことにより、通常の実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含めて総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとる。

## 6 児童生徒に対する援助

(1) 学用品の給与等

市教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査する。調査の結果、学用品の確保が困難な場合には、県教育委員会に対してあつせんを要請する。

(2) 就学援助

市は、世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒に対し、就学奨励のための必要な援助を行う。

(3) 学校給食及び応急給食の実施

市教育委員会等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。

(4) 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあつては、児童生徒の保健指導を強化する。また、感染症の

発生のおそれのあるときは、保健所の指示・指導のもと、患者の早期発見と早期処置に努める。

なお、児童生徒に感染症が集団発生したときは、市、県、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期す。その他、防疫の実施については、本章第 27 節「防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

(5) 転出・転入の手続

市教育委員会は、児童生徒の転出・転入について、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応する。

(6) 心の健康管理

市教育委員会は、被災した児童生徒及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施する。

## 7 その他

災害救助法が適用された場合、学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

## 第 2 文化財、その他の文教関係の対策

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

### 1 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生したときには、被害の状況を市に報告するものとする。

### 2 公民館その他社会教育施設の対策

市は、文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したときは、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力する。

### 3 文化財の対策

- (1) 市は、状況が許せば市民が避難所等に避難する際に、各地区の重要な文化財、伝統品等についての避難も要請する。
- (2) 市は、被災文化財について、文化財防災ウィール（発行：文化庁）に沿って対応することとし、その後、保存修復の専門家等の意見を参考にして、所有者と共に被災文化財の早期の保全、復旧に努める。

災害により様々な混乱が予測されることから、市は警察署と連携し地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

また、災害に便乗した犯罪の取り締まりや被害防止に努めるなど社会混乱の抑制に努めるものとする。

### 1 多様な手段による各種情報の収集と早期実態把握

- (1) 警備対策を的確に推進するために各種情報を積極的に収集し、被災状況、交通情報等の早期実態把握に努めるものとする。
- (2) 交番、駐在所、パトカー、白バイ等勤務員から情報収集するとともに、必要に応じて県警ヘリコプターの出動を要請し、上空からの被害情報の収集に努めるものとする。

### 2 被災地、避難場所、重要施設等の警戒警備の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブルを防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、警戒員の配置、避難所等の定期的な巡回等を行うほか、状況によっては臨時交番を要請し、臨時困り事相談所等の開設をする。

### 3 不法事案等の予防及び取締り

犯罪情報の収集及び不穏動向を把握し、被災地において発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の予防及び取締りに重点を置くほか、住民等の居住地における混乱の発生防止、流言飛語の防止等の活動を積極的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

また銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者等に対し、窃盗、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めるものとする。

### 4 住民等による地域安全活動への指導、連携

地域の自治会組織、防犯団体等の自主防犯活動が効果的に推進されるよう積極的な指導、支援に努めるとともに、警備業者に対して防犯活動の強化を要請するものとする。

## ◆ 第3章 事故災害対策計画

## 第1節 航空災害対策計画

すべての部

市内において、航空機の墜落事故により災害が発生した場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市は、防災関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

### 第1 災害予防計画

#### 1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

#### 2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

### 第2 災害応急対策計画

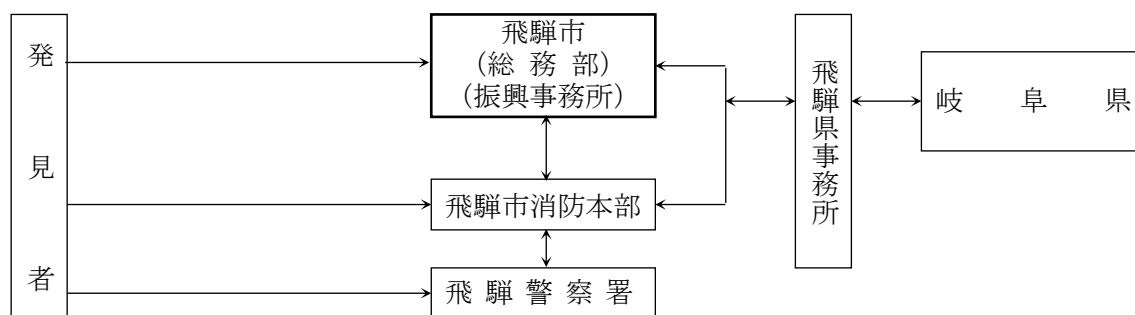
#### 1 情報通信の実施

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### (1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



##### (2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

#### 2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、本編第2章第10節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

## (1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

## (2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

**3 応急活動体制の確立**

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第2章第1節「活動体制」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

**4 救助・救急活動**

航空災害時における救助・救急活動については、本編第2章第25節「救助活動」の定めるところにより実施する。また、乗客等の救助を要する場合は、各関係機関と協議して救助隊を編成し、救助に必要な資機材を投入して迅速に救助活動を実施する。

**5 医療救護活動**

航空災害時における医療救護活動については、本編第2章第24節「医療・救護活動」の定めるところにより実施する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、保健所等で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

**6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等**

本編第2章第26節「遺体の捜索・取り扱い・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

**7 交通規制の実施**

本編第2章第6節「交通応急対策」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

**8 自衛隊派遣要請**

航空災害時における自衛隊派遣要請については、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

## **9 広域応援要請**

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」(資料2-1参照)に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

## 第2節 鉄道災害対策計画

すべての部

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るとともに、輸送の確保を図るため、市は、関係機関との連携を平常時から密にしておくことが必要である。

### 第1 災害予防計画

#### 1 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

#### 2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族等、旅客及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

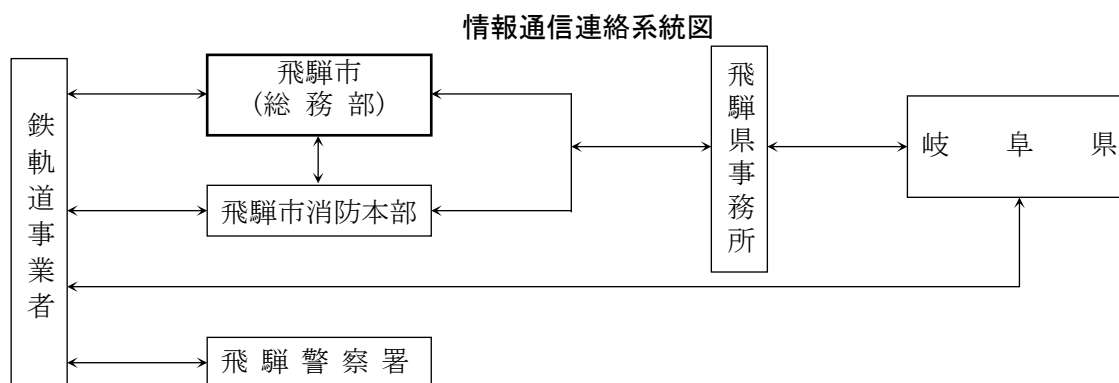
### 第2 災害応急対策計画

#### 1 情報通信の実施

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

##### (1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



##### (2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

#### 2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、本編第2章第10節「災害広報」の定めるところによるほ

か、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

### 3 応急活動体制の確立

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第2章第1節「活動体制」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

### 4 救助・救急活動

鉄道災害時における救助・救急活動については、本編第2章第25節「救助活動」の定めるところにより実施する。

### 5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、本編第2章第24節「医療・救護活動」の定めるところにより実施する。

### 6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

本編第2章第26節「遺体の捜索・取り扱い・埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

### 7 交通規制の実施

災害の拡大防止及び交通の確保のため、本編第2章第6節「交通応急対策」の定めるところにより、警察等各関係機関と協力して、必要な交通規制を実施する。

### 8 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、本編第2章第4節「自衛

隊災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

## **9 広域応援要請**

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」(資料2-1参照)に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

### 第3節 道路災害対策計画

すべての部

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や、消火活動等が必要とされる災害が発生した場合、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図る必要がある。

#### 第1 災害予防計画

##### 1 道路交通の安全のための情報の充実

市は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

##### 2 道路施設等の整備

###### (1) 道路施設等の整備等

市は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

###### (2) 道路ネットワークの整備

市は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を図る。

#### 第2 災害応急対策計画

##### 1 情報通信の実施

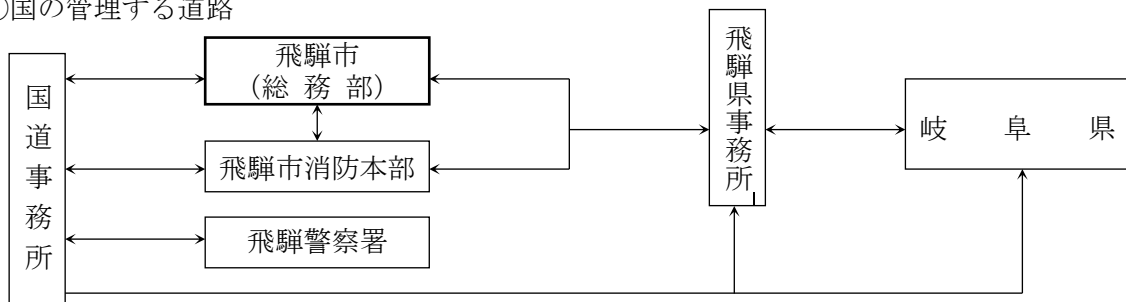
道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

###### (1) 情報通信連絡系統

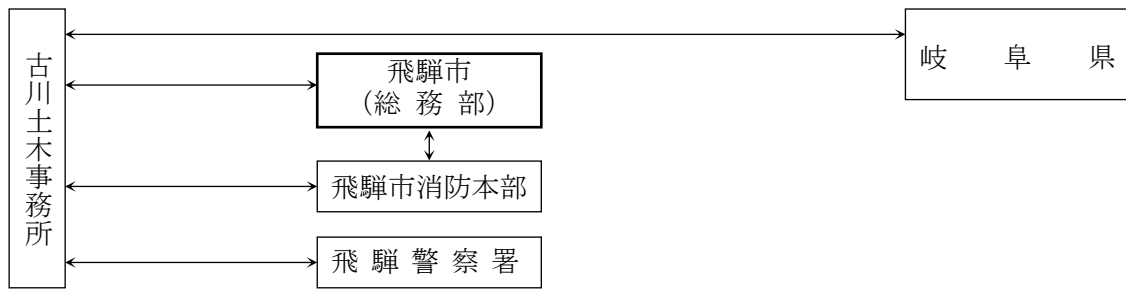
情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

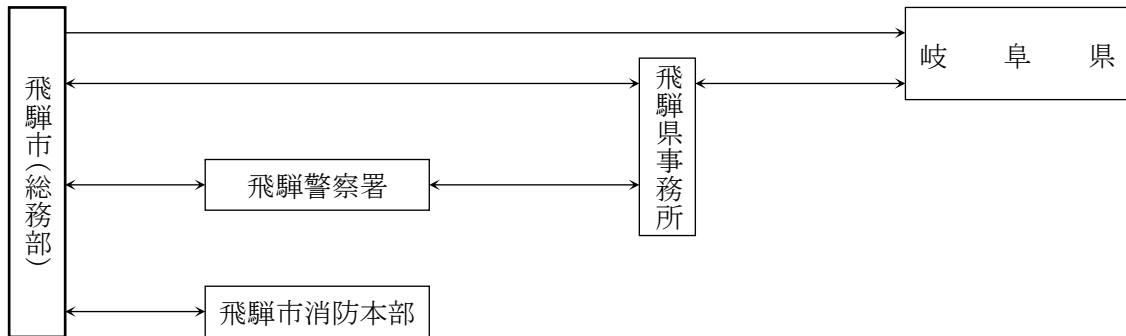
①国の管理する道路



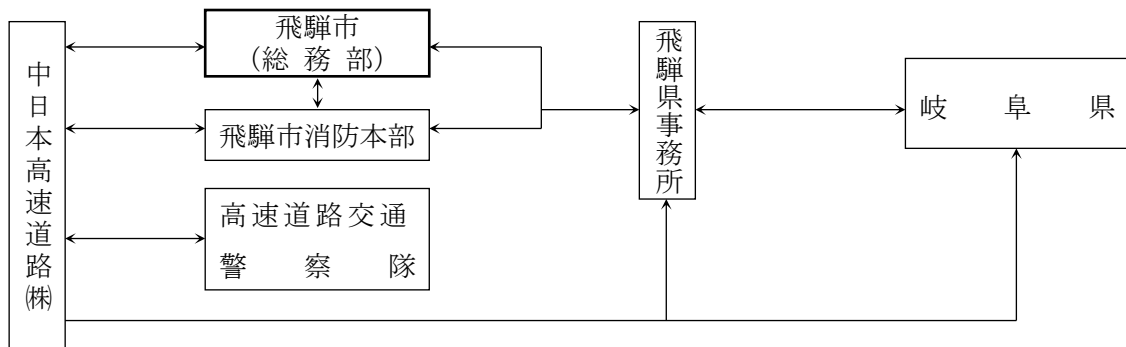
②県の管理する道路



③市の管理する道路



④中日本高速道路(株)の管理する道路



(2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、本編第2章第10節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧の見通し
- カ 避難の必要性など、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

### 3 応急活動体制の確立

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第2章第1節「活動体制」の定めにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

### 4 救助・救急活動

道路災害時における救助・救急活動については、本編第2章第25節「救助活動」の定めるところにより実施する。

### 5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、本編第2章第24節「医療・救護活動」の定めるところにより実施する。

### 6 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

本編第2章第26節「遺体の捜索、取り扱い埋葬」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

### 7 交通規制の実施

道路災害時における交通規制については、本編第2章第6節「交通応急対策」の定めるところによる。

#### 交通マネジメント

応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、県を通じて「岐阜県災害時交通マネジメント検討会」の開催を、国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所に要請する。

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

## 8 危険物流出対策

道路災害により危険物の流出が認められたときは、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

## 9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

## 10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2－1参照）に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

## 11 道路啓開訓練の実施

市は、国、県、県警察、消防、電線管理者等関係機関と連携の上、道路啓開訓練を実施し、災害時における実効性の向上に努めるものとする。

## 第4節 危険物等災害対策計画

すべての部

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出、火災、爆発等により、死傷者が多数発生するなどの災害（以下「危険物等災害」という。）が発生した場合、市は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないよう努める。

### 第1 災害予防計画

#### 1 危険物施設等の把握

消防本部は、火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。市内の危険物施設等については、「危険物施設設置状況」（資料7－1）参照のこと。

#### 2 危険物等関係施設の安全性の確保

##### (1) 危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨を消防本部及び警察に通報するものとする。

##### (2) 緊急措置

消防本部は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずる。

##### (3) 規制、予防査察等

消防本部は、危険物等関係施設に対する予防査察を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

消防本部は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

##### (4) 教養、指導

消防本部は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図る。

##### (5) 安全性の向上

消防本部は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

#### 3 情報通信手段の整備

(1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

(2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

#### 4 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

## 5 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む。）

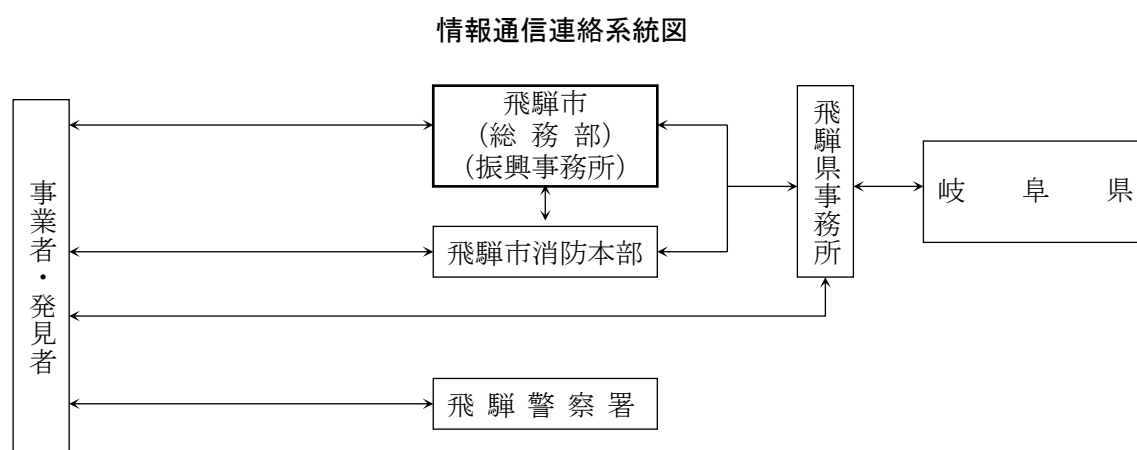
消防本部は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防等について指導する。

## 第2 災害応急対策計画

### 1 情報通信の実施

#### (1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



#### (2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

## 2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、本編第2章第10節「災害広報」の定めるところによるほか、市防災行政無線、広報車等により、次の事項について広報を実施する。

- (1) 被害の状況
- (2) 被災者等の安否情報
- (3) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (4) 医療機関等の情報
- (5) 市の応急対策に関する情報
- (6) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

### 3 応急活動体制の確立

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第2章第1節「活動体制」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

### 4 災害の拡大防止活動

- (1) 危険物等取扱事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずるものとする。
- (2) 市は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去をはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

### 5 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、本編第2章第17節「避難対策」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

### 6 救助・救急活動

危険物等災害時における救助・救急活動については、本編第2章第25節「救助活動」の定めるところにより実施する。

### 7 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、本編第2章第24節「医療・救護活動」の定めるところにより実施する。

### 8 消火活動

消防本部は、本編第2章第11節「消防活動」の定めるところにより、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

### 9 交通規制の実施

危険物等災害時における交通規制については、本編第2章第6節「交通応急対策」の定めるところにより実施する。

### 10 危険物等の流出に対する応急対策

- (1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。
- (2) 市及び警察等は、危険物等が河川等に流出し、災害発生のおそれがある場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。
- (3) 市は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。
- (4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

### 11 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、本編第2章第4節「自衛

隊災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

## 12 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定書」(資料4－4参照)、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」(資料2－1参照)に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

## 第5節 林野火災対策計画

すべての部

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。また、発生原因のほとんどが人為的なものによることから、市は、関係機関等とそれぞれ相互に協力し、林野火災を未然に防止するため、必要な予防対策を実施するとともに、気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。

また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

### 第1 災害予防計画

#### 1 林野火災に強い地域づくり

(1) 市は、地域の特性に配慮しつつ、林野火災特別地域対策事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進する。事業計画に定める事項は次のとおりである。

- ア 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- イ 火災予防上の林野管理に関する事項
- ウ 消防施設等の整備に関する事項
- エ 火災防ぎょ訓練に関する事項
- オ その他林野火災の防止に関する事項

(2) 必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施する。

(3) 火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有（管理）者は、飛騨市火災予防条例の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行う。

- ア 山林、原野において火入れをしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外においてたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
- オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- カ 山小屋などにおいて裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(4) 林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

#### 2 防災知識の普及

(1) 市は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、

山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。

なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。媒体については、おおむね次のものを利用する。

- ア 展覧会、講演会開催等による方法
- イ 映画、スライド等映写による方法
- ウ 標識板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法
- エ 学校、諸団体等への宣伝委嘱の方法
- オ 林業従事者等を対象にした講演会を行う方法
- カ 林野火災の訓練、演習を通じて行う方法

- (2) 市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。

### 3 情報通信手段の整備

- (1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- (2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

### 4 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

## 第2 災害応急対策計画

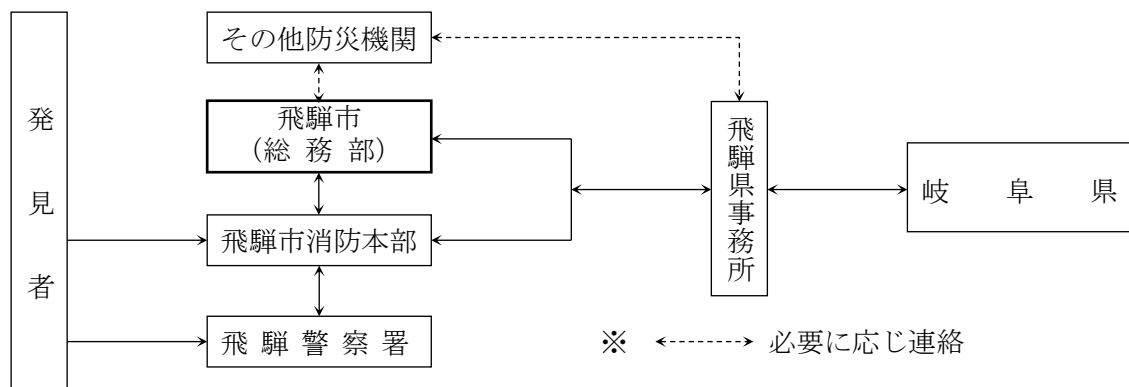
### 1 情報通信の実施

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

- (1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



## (2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

## 2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、地域住民等に対して行う災害広報は、本編第2章第10節「災害広報」の定めるところによるほか、市防災行政無線、広報車等により、次の事項について広報を実施する。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 市の応急対策に関する情報
- (5) 避難の必要性など、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

## 3 応急活動体制の確立

林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第2章第1節「活動体制」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

## 4 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、本編第2章第17節「避難対策」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

## 5 救助・救急活動

林野火災発生時における救助・救急活動については、本編第2章第25節「救助活動」の定めるところにより実施する。

## 6 医療救護活動

林野火災発生時における医療救護活動については、本編第2章第24節「医療・救護活動」の定めるところにより実施する。

## 7 消火活動

- (1) 消防本部は、本編第2章第11節「消防活動」の定めるところにより、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど、早期消火に努める。
- (2) 住民、自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

## 8 交通規制の実施

林野火災時における交通規制については、本編第2章第6節「交通応急対策」の定めるところにより実施する。

## 9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

## 10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定書」（資料4－4参照）、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2－1参照）に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

## 11 二次災害の防止活動

- (1) 林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。
- (2) 市は、県と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

## 第6節 大規模な火事災害対策計画

すべての部

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、市は、防災関係機関と連携して、適切かつ迅速な防災活動の実施に努める。

### 第1 災害予防計画

#### 1 災害に強いまちづくり

##### (1) 災害に強いまちの形成

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市整備施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震、不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの形成を図る。

##### (2) 火災に対する建築物の安全化

###### ア 消防用設備等の整備、維持管理

消防本部及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

###### イ 建築物の防火管理体制

消防本部及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の建築物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

###### ウ 建築物の安全対策の推進

(ア) 市は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適正な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(イ) 消防本部及び事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

#### 2 情報通信手段の整備

(1) 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

(2) 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情

報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

### 3 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

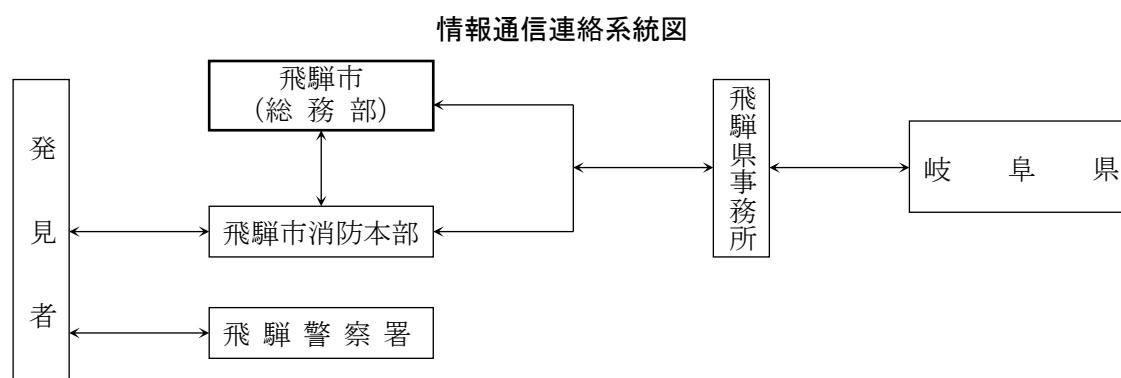
## 第2 災害応急対策計画

### 1 情報通信の実施

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

#### (1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



#### (2) 実施事項

災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保し、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報については迅速に関係機関等に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行う。

## 2 災害広報の実施

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、本編第2章第10節「災害広報」の定めるところによるほか、次により実施する。

#### (1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせなどに対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に対して次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

#### (2) 地域住民等への広報

報道機関を通じて、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 市の応急対策に関する情報
- オ 避難の必要性など、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

### 3 応急活動体制の確立

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、本編第2章第1節「活動体制」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

### 4 避難措置

市は、関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、本編第2章第17節「避難対策」の定めるところにより、爆発性、引火性、有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

### 5 救助・救急活動

大規模な火事災害時における救助・救急活動については、本編第2章第25節「救助活動」の定めるところにより実施する。

### 6 医療救護活動

大規模な火事災害時における医療救護活動については、本編第2章第24節「医療・救護活動」の定めるところにより実施する。

### 7 消火活動

消防本部は、本編第2章第11節「消防活動」の定めるところにより、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

### 8 交通規制の実施

大規模な火事災害時における交通規制については、本編第2章第6節「交通応急対策」の定めるところにより実施する。

### 9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

### 10 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定書」（資料4－4参照）、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2－1参照）に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

### 第3 災害復旧・復興対策計画

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、本編第4章「災害復旧計画」により、迅速かつ円滑に復旧を進める。

## 第7節 原子力災害対策計画

すべての部

### 第1 災害予防計画

災対法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、県外における原子力事業所の原子力災害の発生に伴う対策について必要な措置を定め、安心、安全な住民生活の確保を図る。なお、市域において予測される影響と基本方針は、次のとおりとする。

#### < 県外原子力災害 >

最寄りの原子力事業所から最短距離で約25kmの位置にある岐阜県は、その一部がUPZ（Urgent Protective actionplanning Zone：緊急防護措置を準備する区域）となっている。当市は、その区域外であるが、県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合にその直接的な影響が市域に及ぶことを前提とし市として必要な対策を進める。

### 1 災害応急対策への備え

#### (1) 環境放射線モニタリング体制

市は、岐阜県と調整して、環境放射線モニタリングを実施するとともに、文部科学省及び岐阜県が平常時よりインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手する。

また、緊急時放射線モニタリング(※)（以下「緊急時モニタリング」という。）が必要なときは、モニタリング実施体制の整備に協力する。

なお、緊急を要し、市長が必要と認めるときは、緊急時モニタリングの実施を知事に対して要請し、岐阜県と協働して緊急時モニタリングを実施する。

#### (2) 救急・救護活動体制の整備

##### ア 活動準備

消防本部は、防災資機材の整備、職員の研修及び訓練の実施に努める。

##### イ 緊急時医療体制の整備

(7) 市及び医療機関は、関係職員に対し、研修への参加等により、放射線障害、被ばく患者の取扱い等の知識、技術の取得に努める。

(4) 市は、原子力災害等の発生時において、放射性物質又は放射線による汚染、被ばく若しくはそのおそれのある者を覚知したときに搬送する緊急被ばく医療機関をあらかじめ把握しておく等、受入体制の整備に努める。

### 2 原子力に関する知識の普及啓発と研修

#### (1) 住民に対する知識の普及と啓発

市は、県及び防災関係機関等と連携を図り、住民に対し、原子力に関する知識の普及と啓発に努める。

#### (2) 防災対策要員の研修

市は、原子力災害の対策業務に携わる者に対し、関係機関が行う講習会・研修等の活用により、研修を実施する。

### 3 防災訓練の実施

市は、県と連携し、災害応急体制の設置運営訓練、緊急時情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練等を実施する。

## 第2 災害応急対策計画

近県の原子力事業所において異常な事象が発生した場合、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。なお、市域において予測される影響と基本方針は、次のとおりとする。

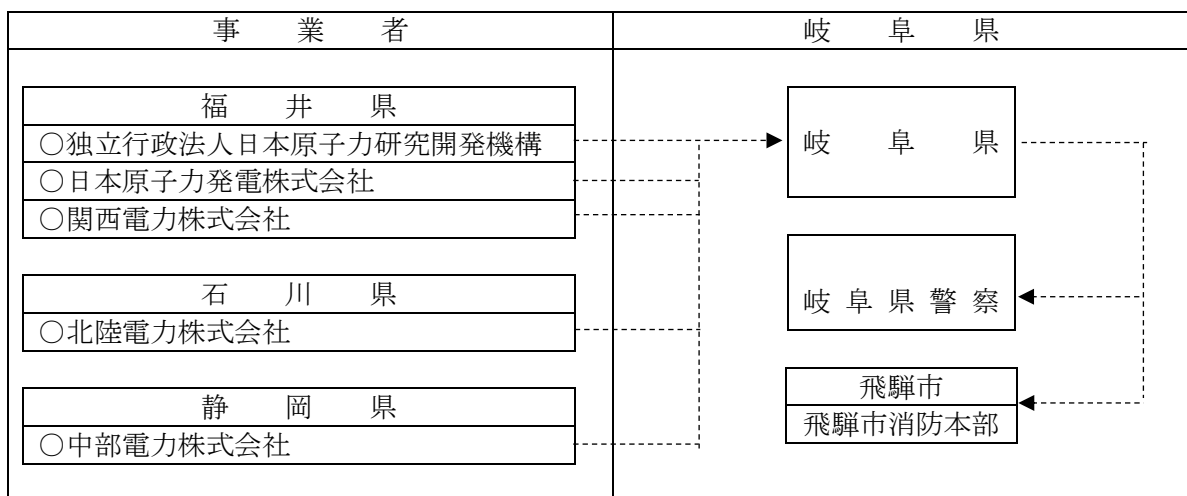
### ＜県外原子力災害＞

本県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生し、原災法に基づく対応が開始された場合等には、市民等の不安解消に努める必要があり、市として必要な対策を実施する。

### 1 災害情報の収集、連絡

- (1) 原子力事業者は、近県に設置した原子力事業所において異常な事象が発生した場合は、県との交換文書「原子力発電に係る安全確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」に基づき、速やかに異常な事象が発生した旨を県に通報し、その着信を確認するものとする。
- (2) 県は、(1)の場合において、関係省庁、関係県等からの情報収集を行うとともに、県の配備体制基準に該当する場合には、収集した情報を県内市町村及び関係機関等に通知するものとする。

情報の伝達系統図



## 2 活動体制の確立

### (1) 市災害警戒本部の設置等

#### ア 市災害警戒本部の設置

市は、岐阜県近県(福井県、石川県及び静岡県をいう。)に設置した原子力事業所に係る特定事象発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、岐阜県、原子力事業者、関係機関と緊密な連携を図るため、市災害警戒本部を設置する。

特定事象に至らない場合であっても、対策を行う必要があると市長が認めたときは、市災害警戒本部を設置する。市災害警戒本部の組織、構成、配備体制、所掌事務は第1編第5節「市災害対策本部の組織」に準ずる。

#### イ 情報の収集

市は、特定事象の発生の連絡を受けた場合、関係機関との連携を図り、事故の状況及び放射性物質の拡散に関する情報の把握に努める。

#### ウ 初動対応

初動段階の活動に関して、市長が緊急を要し、かつ特に必要であると認めたときは各部から必要な人員を招集し、一つの隊として編成し警戒本部長の指示により活動できるものとする。

#### エ 市警戒本部の解除

市警戒本部の解除は、以下の基準による。

(ア) 警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、又は災害応急対策が完了若しくは対策の必要が無くなったと認めたとき。

(イ) 市災害対策本部が設置されたとき。

### (2) 市災害対策本部の設置等

#### ア 市災害対策本部の設置

市は、内閣総理大臣が岐阜県近県(福井県、石川県及び静岡県をいう。)に設置した原子力事業所に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合、又は市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする市災害対策本部を設置する。市災害対策本部の組織、構成、配備体制、所掌事務は第1編第5節「市災害対策本部の組織」に準ずる。

#### イ 初動対応

初動段階の活動に関して、市長が緊急を要し、かつ特に必要であると認めたときは、各部から必要な人員を招集し、一つの隊として編成し市長の指示により活動できるものとする。

## 3 自衛隊派遣要請

原子力災害時における自衛隊派遣要請については、本編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」の定めるところにより実施する。

## 4 広域応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「岐阜県及び市町村災

害時相互応援協定書」(資料2-1)に基づき、県及び他の市町村に対して応援を要請する。

## 5 避難対策の実施

市において組織的避難を要する状況としては、次の場合が考えられる。

- (1) 原災法に規定する内閣総理大臣からの避難指示等の実施指示があった場合
- (2) 原子力災害により、予測線量が原子力安全委員会の定める「屋内待避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合

なお、その際の避難誘導については、原子力施設等における消防活動対策マニュアル(平成26年3月総務省消防庁)等によるものとする。

## 6 放射性物質による汚染除去

- (1) 市は、県と連携して、原子力事業者等による速やかな汚染の除去が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等、必要な協力を努める。
- (2) 市は、国の専門家等の助言や県の指導等を踏まえ、原子力事業者による除去及び除染作業の確認を行う。

## 7 飲料水、飲食物の摂取制限等

- (1) 県は、緊急モニタリングの結果、飲料水の汚染度が別に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導等に基づき、飲料水及び飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限を行う。
- (2) 市は、飲料水等の摂取制限を実施したときに、各家庭における備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、本編第2章第19節「給水活動」等に基づき、関係住民への応急措置を講ずる。

## 8 災害情報等の提供と相談活動の実施

市は、災害発生直後から寄せられる原子力災害等に関する多様な照会や相談に対応するため、災害関連総合相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと、効果的な情報提供、相談業務等を行う。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、広報、情報提供に当たっては、分かりやすい表現を用いるよう努めるものとする。

具体的な災害情報等の提供については、本編第2章第10節「災害広報」に準ずる。

## 9 災害時要配慮者及び避難行動要支援者対策の実施

- (1) 地域住民(自主防災組織、民生委員・児童委員等)は、屋内待避等を行う場合、地域の災害時要配慮者及び避難行動要支援者の待避誘導等について地域ぐるみで協力支援するものとする。
- (2) 市は、県の協力を得て、通常の音声や言語による手段では適切に情報が入手できない障がい児者に対し、必要に応じて、その情報伝達に必要な専門的技術を有する者(手話通訳者等)を派遣する。

## 第8節 火山災害対策計画

すべての部

### 第1 災害予防計画

#### 1 火山の概況

県内には、焼岳、乗鞍岳、御嶽山及び白山（気象庁における常時観測火山）、アカンドナ山（気象庁における常時観測火山以外の火山）の5活火山があり、飛騨市の火山災害対象は焼岳となっている。

#### 2 災害危険予想区域の把握

市は、火山防災協議会での検討を通じて、災害が予想される地区を把握するとともに、当該地区における警戒避難対策を必要により市地域防災計画に定め、その内容を当該地区の住民に周知しておく。なお、災害予想については、噴石、火山灰、火山ガス、空振、地震及び地殻変動等火山現象による飛騨市に影響を及ぼす災害を想定するものとする。

#### 3 安全施設等の整備

市は、火山防災協議会の場を活用する等により、安全施設等の必要性について検討するものとする。

#### 4 噴火警報等の伝達体制の整備

市は、噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、臨時の解説情報、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。

市は、その火山防災情報に応じた現地の関係機関の防災対応・手順についてあらかじめ火山防災協議会において検討し、定めておくものとする。

## 第9節 大規模停電対策

すべての部

### 1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

### 2 実施責任者

県

市町村

防災関係機関

### 3 実施内容

#### (1) 広報

県、市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報

カ その他必要な事項

#### (2) 応急対策

県、市及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

#### (3) 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車による緊急的な電力供給を行うものとする。

#### (4) 通信機器等の充電

県、市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

## ◆ 第4章 災害復旧計画

## 第1節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

すべての部

道路、橋梁、河川等の公共施設は、社会活動を営むうえで重要であり、災害による損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生するため、社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止対策が必要である。市は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めると同時に被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。この際、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

### 1 基本的手順

公共施設管理者等は、次のとおり災害復旧を行う。

#### (1) 調査分析

応急復旧工事終了後、施設について被災原因、被害の程度等についての調査分析

#### (2) 災害復旧計画の策定

調査分析の結果に基づく、災害復旧事業計画の策定及び再度の災害の防止を図るために必要な新設、改良を組み入れた再度災害防止事業計画の策定

#### (3) 優先順位の策定

被災の程度、復旧の難易度等を勘案した復旧効果の高いものからの優先順位の策定

#### (4) 協力体制

関係機関の応援協力による災害復旧工事等に必要な技術者等の確保

### 2 公共土木施設の災害復旧

土木施設管理者は、公共土木施設の災害発生による復旧について、被災施設を速やかに原形復旧する。必要により、市の被災施設について、復旧工法の早期立案を支援するため、県土木技術職員OBで組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」の派遣を受ける。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による対象施設は、河川・道路・下水道など、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法での対象施設は、農地、農業用施設、農林業施設などであり、一定の要件を満たす災害復旧は事業に対して国が一部を負担する。

### 3 激甚災害に関する対応計画

市は、甚大かつ広範囲に及ぶと思われる被害に対し、早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であることから、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行う。

このため被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力する。

### 4 激甚災害に係る財政援助措置の対象

(1) 公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 社会福祉施設等災害復旧事業
- カ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- キ 感染症予防事業
- ク 堆積土砂排除事業 公共的施設区域内 公共的施設区域外
- ケ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害債に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第2節 被災者の生活確保

総務部 市民福祉部 商工観光部

被災者は、家族の喪失、財産の喪失等極度の混乱状態が予想され、生活手段の早急な確保が必要である。市は、民生の安定、生活再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、緊急措置を講ずると同時に、災害の規模に応じて、貸付等必要な措置及び被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

### 1 生活相談

市は、被災者のための相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

### 2 個人被災者への資金援助等

#### (1) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金を支給する。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金部（以下「基金」という。）が行う。）

また、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業の運用が可能な災害被害の場合は、市の要綱に定めるところにより支援金を支給する。

市は、支援法第4条に基づき、基金から委託をされた場合は、申請書の審査・とりまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携を図りながら事務を行う。

#### (2) 被災者生活・住宅再建支援金

市は、要綱に定めるところにより、住家被災世帯に対し支給する。

#### (3) 災害弔慰金及び災害障がい見舞金

##### ア 災害弔慰金

市は、条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し支給する。

##### イ 災害障がい見舞金

市は、条例の定めるところにより、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対し支給する。

#### (4) 災害資金・住宅資金等の貸付

ア 低所得世帯に対する災害援護資金又は生活福祉資金の貸付

イ 母子世帯に対する母子福祉資金の貸付

ウ 寡婦世帯に対する寡婦福祉資金の貸付

エ 労働金庫会員又は会員を構成するものへの労働金庫からの生活資金の貸付

オ 住宅を失い又は破損した者に対する住宅金融支援機構からの貸付

#### (5) 非常即時払い等

- ア 郵便貯金、年金、恩給等について、一定の金額の範囲内における非常即時払い
- イ 保険・年金貸付金の非常即時払い
- ウ 年金掛金の特別振込等の非常取扱い
- エ 預金通帳等を紛失した預貯金の便宜払戻し
- オ 定期預金、定期積金等の期間前払戻し又は預貯金を担保とする貸付等
- カ 損害日本銀行券及び補助貨幣の引換えについての必要な措置

### 3 罹災証明書の発行

市は、り災世帯に対して「罹災証明書」（様式No.98）を交付する。ただし、災害時の混乱等により前記様式による証明書の交付ができない場合は、「仮罹災証明書」（様式No.100）を作成交付し、後日速やかに交付する「罹災証明書」と取り替える。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

本証明書の発行に当たっては、次の点に留意を要する。

- (1) 本証明書の交付は、り災者にとって本救助のみでなく、以降種々の問題に影響を与えるものであるから、慎重を期する。
- (2) 本証明書は、「り災者台帳」（様式No.97）と照合し、発行に当たっては契印をする等発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けるよう留意する。
- (3) 本証明書は、救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当たってはその提示を求めるようにする。
- (4) り災者旅行証明書

市は、住家に被害を受けたことにより、現住所に居住することができず一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときは、「り災者旅行証明書」（様式No.99）を作成し交付する。

### 4 租税の徴収猶予及び減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置を講ずる。

### 5 保険料の納付期限の延長及び減免

市は、被災者に対する国民健康保険料、後期高齢者保険料及び介護保険料の納付期限の延長及び減免等納付緩和措置、一部負担金の軽減措置を講ずる。

### 6 雇用に関する相談

市は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要請措置（臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設等）等の必要な計画を策定しておく。

### 7 生活保護制度の活用

市は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対しては、民生委員・児童委員と連絡を密にし、市福祉事務所との連携により速やかに生活保護法を適用する。

### 8 生活必需品、復旧資機材等の供給確保

被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需品、復旧用建築資機材等の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調

査監視し、物価の安定を確保していくことが肝要である。

- (1) 生活必需品、復旧資機材等の需給・価格動向を把握
- (2) 事業者等に対して供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給など行政指導を行い、関係者の協力を得て、物価の高騰、買い占め、売り惜しみの防止に努める。

関係機関は、当該物資の輸送の確保に必要な措置をとる。

## **9 被災者生活の再建支援**

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、状況により県の支援を受けるものとする。

## 第3節 被災中小企業の振興

商工観光部

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要で、市その他の関係機関は、被災中小企業者について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

### 1 被災中小企業の自立支援対策

市、その他関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

- (1) 商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の付保限度の設定、てん補率の引上げ及び保険率の引下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形につき呈示期間経過後の交換持出し、不渡り処分の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付け等必要な措置

## 第4節 農林業関係者への融資

農林部

被災農林業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要で、市及びその他関係機関は、次の事項について災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

### 1 災害関連資金の融資等

市、その他の関係機関は、農林業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融資、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林業業者への資金の周知、資金相談対応を行うものとする。

#### (1) 農業関係資金

- ア 農業基盤整備資金
- イ 農業経営基盤強化資金ほか
- ウ 農業災害緊急支援基金
- エ 農業災害緊急支援特別資金

#### (2) 林業関係資金

林業基盤整備資金（造林、林道）

#### (3) 農林漁業共通資金

- ア 農業漁業セーフティネット資金（経営再建）
- イ 農林漁業施設資金（災害復旧）

#### (4) その他

天災融資法による資金

## 第3編

# 地震対策編

### ◆ 第1章 地震災害予防計画

(地震対策編の記述について)

突発的な地震による災害には、建物倒壊、地すべり、がけ崩れ、土石流、洪水さらには火災の多発などが考えられる。これらの災害は、「一般対策編」で記述した風水害や火災等とは発生要因が異なるものの、災害対策上とるべき施策は体系的、内容的に見ておおむね同様である。

そこで、「地震対策編」では、実施すべき対策とその基本的な方針について記述したうえで、具体的な施策については特に「地震対策編」独自の施策を除き、「一般対策編」の各施策を準用している。

## 第1節 総 則

すべての部

### 第1 防災協働社会の形成推進

地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

また、市、自治区、住民、自主防災組織、事業者、ボランティア等は、その責務や役割を認識するとともに、男女共同参画の視点も取り入れ、災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

具体的な対策については、第2編第1章第1節「総則」に準ずる。

### 第2 震災に関する推進体制

#### 1 「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

県は、市町村、防災関係団体、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」を推進する組織を設置する。

県及び市町村は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても県民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

#### 2 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。この際、地域防災の中心となる防災士の育成を図る。

#### 3 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。この際、女性の防災士の育成を図る。

#### 4 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から市町村等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、陽性手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するようつとめるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするようつとめるものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（防災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

#### 5 罹災証明の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

#### 6 消防人材・消防団員等の確保・育成

市は、地域防災力を維持するため、県と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団を応援する取組み等により、団員の確保を図るものとする。

#### 7 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

### 第3 震災に関する調査研究

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化、軟弱地盤地帯における大規模開発、ライフライン施設等の高度集積化等により、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

県では、具体的な地震防災対策を策定するために、科学的見に基づき、地震被害想定に関する調査を行うものとしている。市は、これをこの調査研究結果と併せ、市内の活断層の

調査を実施し、地震防災対策の充実・強化を推進する。

市は、国が減災目標等を設定した大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、国・県の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努めるものとする。

## 第2節 防災思想・防災知識の普及

すべての部

地震災害を最小限に食い止めるには、市、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日ごろから「自らの生命は自らが守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、自主防災組織の設立ならびに運営、各家庭での食料備蓄など減災への取組みに努め、平素から災害に対する備えを心がけることが必要である。このため、家庭・事業所単位や学校等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。

また、市は防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく発信するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい児者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

具体的な対策については、第2編第1章第2節「防災思想・防災知識の普及」に準ずるほか、次のとおりである。

### 1 地域住民に対する普及

市は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう広報紙を通じた広報をはじめ、パンフレット、チラシ等の配布、防災に関する説明会や防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、災害への意識高揚並びに応急処置等の知識の向上に努める。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

- (1) 「最低3日間、推奨1週間分」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の過程での予防・安全対策
- (2) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (3) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ

決めておくこと

また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

- (4) 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること。

また、防災知識の普及に当っては、早期避難の重要性に対する住民の理解を図りつつ、特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるとともに、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

## 2 児童生徒等に対する普及

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）等は、地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

## 3 職員に対する防災教育

市は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行うものとする。

## 4 災害伝承

市は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるように地図情報その他の方法による公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

## 5 企業防災の推進

市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員ととらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

## 6 防災訓練への積極的参加

市は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力するものとする。

## 7 「岐阜県地震防災の日」における活動

県では、岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、濃尾大震災（明治24年10月28日発生）が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定めており、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図る。

- (1) 市は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努める。
- (2) 住民、事業者は、地震災害に備えて実施する安全確保対策の状況を点検し、その一層の充実を図るよう努めるものとする。

## 8 「飛騨市防災点検の日」の設定と点検事項

毎月28日（明治24年10月28日発生の濃尾大震災にちなむ）が「岐阜県防災点検の日」と定められていることから、市は、市民の防災意識の一層の向上を図るため、同日を「飛騨市防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場等それぞれで防災点検を実施するよう周知する。

点検実施の例（10か条）は次のとおりである。

| ＜個人＞          | ＜家庭＞           | ＜地域＞           |
|---------------|----------------|----------------|
| 1 消火器の操作方法    | 1 家族の役割        | 1 自主防災体制       |
| 2 応急手当の処置方法   | 2 非常持ち出し品      | 2 地域住民の把握      |
| 3 緊急避難カードの作成  | 3 火災防止対策       | 3 災害時要配慮者の避難対策 |
| 4 非常持ち出し品     | 4 家具等の落下・転倒防止  | 4 地域住民への連絡系統   |
| 5 災害情報の入手方法   | 5 灯油等危険性物質確認   | 5 防災資機材        |
| 6 緊急時の連絡先     | 6 家族の連絡方法、集合場所 | 6 警察・消防への連絡系統  |
| 7 災害が発生した時の行動 | 7 お年寄り等の避難対策   | 7 消防水利・施設      |
| 8 家具等の落下・転倒防止 | 8 家の外回り        | 8 物資等の搬送場所     |
| 9 避難場所        | 9 避難場所までの危険箇所  | 9 危険箇所         |
| 10 避難路        | 10 避難場所・避難路    | 10 避難場所・避難路    |

## 第3節 防災訓練

すべての部

地震災害発生時において、本計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災訓練を実施し、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応した、より実効性のあるものとするように努める。

具体的な対策については、第2編第1章第3節「防災訓練」に準ずる。

## 第4節 自主防災組織の育成と強化

総務部 消防本部

大地震発生の場合、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想され、「自分達の地域は自分たちで守る」という地域の人々のコミュニティ連帯意識に基づく、防災活動が不可欠である。このため自主防災組織の重要性についての認識を広め、その育成強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第4節「自主防災組織の育成と強化」に準ずる。

## 第5節 ボランティア活動の環境整備

総務部 企画部

大規模地震災害発生時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

このため、ボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し、迅速・円滑な活動を担保する。

具体的な施策については、第2編第1章第5節「ボランティア活動の環境整備」に準ずる。

## 第6節 広域応援体制の整備

総務部 消防本部

大規模地震災害発生時において、市の活動のみでは対応が不十分となることが考えられることから、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

なお、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。

市の広域応援体制については、第2編第1章第6節「広域応援体制の整備」に準ずる。

## 第7節 緊急輸送網の整備

総務部 基盤整備部、消防本部

大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の損壊、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障を生じる場合が多い。災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急

輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

## 1 県緊急輸送道路ネットワークの確保

県では、県内の道路を地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から県は、次の区分により各緊急輸送道路によるネットワークを構築している。

|           |                                          |
|-----------|------------------------------------------|
| 第1次緊急輸送道路 | 県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路 |
| 第2次緊急輸送道路 | 第1次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路      |
| 第3次緊急輸送道路 | 第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路  |

## 2 市における措置

本市においては災害により道路が寸断される可能性もあり、今後は各振興事務所との連携を取り、河川敷道路、広域農道等を含め、道路種別に関係なく、緊急輸送道路を確保するネットワークを構築する。なお、本市では、県の区分に準じて指定する。

## 3 道路被害状況の把握体制の整備等

市は、地震災害発生後、道路の被害状況を迅速に把握できるよう、その調査体制を整備するとともに、それに基づく応急復旧体制及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

## 4 緊急離着陸場の選定

市は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、又はヘリコプターによる救急・救助・空中消火の基地として、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場の整備拡充に努める。(資料9-1)

## 5 一時集積配分拠点施設の設置

市は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、県との調整により、食料及び生活必需品等の応急輸送物資の一時集積配分拠点候補施設をあらかじめ指定しておく。

市は、一時集積配分拠点等への非常用電源、燃料供給体制、通信連絡手段の確保や緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境設備を推進するものとする。

## 6 緊急通行車両の周知・普及

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための申出があったときは、災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前の申出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

## 7 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

## 第8節 防災通信設備の整備

総務部 企画部 消防本部

大規模地震発生直後は、通信機器の損傷、輻湊等により、情報の断絶・混乱は必至である。情報の収集・伝達の遅れは、災害応急対策活動の遅れにつながるものであり、また被災者のニーズにあった対策を講ずる上からも、迅速性を重視した情報の収集・伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能（情報通信体制の多重化）を整備する。

具体的な対策については、第2編第1章第8節「防災通信設備等の整備」に準ずる。

## 第9節 火災予防対策

総務部 消防本部

大規模地震災害が発生した場合、多くの場合火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性がある。消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する。

具体的な対策については、第2編第1章第9節「火災予防対策」に準ずる。

## 第10節 孤立地域防止対策

総務部 市民福祉部 基盤整備部

市域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、それらに沿って小集落が点在している。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

具体的な対策については、第2編第1章第14節「孤立地域防止対策」に準ずる。

## 第11節 避難対策

総務部 市民福祉部 基盤整備部

大規模地震発生には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測される事態も考えられることから、ホテル・旅館、民間団

体等が保有する宿泊施設などで、避難所として使用するための協定を締結した施設に、発災4日目以降を目途として逐次収容し、災害関連死防止等に努めるものとする。また、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備する。

具体的な対策については、第2編第1章第15節「避難対策」に準ずる。

## 第12節 必需物資の確保対策

総務部 市民福祉部 基盤整備部

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想されることから、個人、地域での備蓄や広域応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。

このため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第1章第16節「必需物資の確保対策」に準ずる。

## 第13節 災害時要配慮者対策

市民福祉部 商工観光部  
消防本部

近年の地震災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい児者、高齢者、妊婦、外国人等の災害時要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって災害時要配慮者はますます増加することが予想される。市及び災害時要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、災害時要配慮者支援体制を確立するとともに、災害時要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

具体的な対策については、第2編第1章第17節「災害時要配慮者対策」に準ずる。

## 第14節 医療救護体制の整備

市民福祉部 市民病院 消防本部

大規模地震発生時には、より多数の傷病者の発生が予想され、また医療機関の機能停止・混乱

も予測されるので、医療救護活動を迅速に実施し、人命の確保、被害軽減を図る体制整備が必要である。このため、災害医療救護についての組織・体制の整備を図るとともに、医療機関情報の早期把握に努める。

具体的な施策については、第2編第1章第18節「医療救護体制の整備」に準ずる。

## 第15節 防疫対策

環境水道部 市民福祉部

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

具体的な対策については、第2編第1章第19節「防疫対策」に準ずる。

## 第16節 まちの不燃化・耐震化

基盤整備部

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた強固な建築物までもが倒壊し、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。このため建築物の耐震化・不燃化の推進、公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要である。

市は、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

### 1 建築物の防災対策

市は、飛騨市耐震改修促進計画に基づき、計画的な耐震化を促進する。

#### (1) 防災上重要な建築物の耐震性確保

大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点や避難所となる市有施設を防災上重要施設として指定し、耐震診断及び耐震補強工事に努める。

#### (2) 木造住宅、建築物などの耐震性確保

市が作成する耐震改修促進計画に基づき、市及び県の耐震診断及び耐震補強工事の補助制度を活用できるよう、広報等において周知・啓発を行い、一般建築物の耐震化を促進する。

ア 木造住宅 耐震診断 木造住宅耐震診断事業

耐震補強 木造住宅に係る住宅耐震補強工事

耐震シェルター設置工事

- イ 建築物 耐震診断 建築物耐震診断事業  
耐震補強 特定建築物等耐震補強工事

(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

市は、県と連携して、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき、平常時から事前に準備しておくよう努める。

ア 危険度判定活動の普及啓発

県と協力して判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行う。

イ 震前判定計画、震前支援計画の作成

被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め震前判定計画を作成する。

(4) ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策

ア 住民及び建築物の所有者等に対し、ブロック塀の作り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

イ ブロック塀を設置している住民に対して、日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては作り替えや生垣化等を奨励する。

特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

(5) 建築物不燃化の促進

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

(6) 耐震化についての啓発強化

市は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と、具体的な耐震方法の啓発に努める。

## 2 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路・橋梁等の施設の整備

地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進する。

また、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において、万が一被災しても、短時間で緊急輸送道路としての機能を果たせる程度に回復するように弱点となる部分の事前対策を実施する。

ア 道路の整備

道路防災総点検に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施する。

また、電気、電話、ガス、水道のライフラインの安全性・信頼性を高めるために電線共同溝等の整備を図る。

さらに、市街地においては、消防活動が困難である区域の解消あるいは道路空間が有す

る延焼遮断機能についても考慮し、新設改良計画を立てる。

イ 橋梁の整備

「飛騨市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき順次橋梁の修繕を図る。

(2) 河川等の整備

安全と利用の両面から河川管理施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や川岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等)

また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路等の活用を図る。

エ 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

### 3 都市の防災対策

(1) 都市防災の推進

過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の政策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。

(2) 防災空間の確保

ア 緑の基本計画の策定

都市緑地法に基づき「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定し、防災空間の確保に努める。

イ 緑地保全地区の指定

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努める。

ウ 都市公園の整備

都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所としての防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

(3) 市街地の開発等

ア 市街地再開発の推進

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地について、次の事業等を推進し、

防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

(ア) 市街地再開発事業

(イ) 優良再開発建築物整備促進事業

(ウ) 市街地再開発資金融資制度の事業

イ 住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

ウ 土地区画整理事業の推進

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

## 第17節 災害危険区域の防災事業の推進

総務部 農林部 基盤整備部

大規模な地震が発生した場合、がけ崩れ、山崩れの危険性がかかえている地域においては、一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされる恐れがあり、防災事業の推進が必要である。市は、液状化の危険性のある地域や県建築基準条例で指定した災害危険区域、同条例で建築を制限している区域及び土砂災害特別警戒区域等の災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

具体的な施策については、第2編第1章第20節「土砂災害予防対策」に準ずる。

## 第18節 ライフライン施設対策

総務部 環境水道部

電気、上下水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は市民生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。このため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保を図る。

この際、市は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施することとする。

具体的な対策については、第2編第1章第23節「ライフライン施設対策」に準ずる。

**第19節 文教対策**

教育委員会

学校等文教施設を地震災害から防護し、教育の確保と児童生徒等及び職員の生命・身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等、適切な予防措置を講ずる。

また、大規模地震災害発生時には、建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が滅失の危機にさらされることが予想されることから、防災思想の普及を図るとともに、保存・管理の徹底を図る。

具体的な対策については、第2編第1章第24節「文教対策」に準ずる。

**第20節 行政機関の業務継続計画**

すべての部

大規模災害が発生した場合、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われるおそれがあり、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、又は早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第1章第25節「行政機関の業務継続体制の整備」に準ずるほか、別途作成する飛騨市役所事業継続計画（BCP）による。

**第21節 企業防災の促進**

総務部 商工観光部

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や地域の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。このため、企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

市は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

具体的な対策については、第2編第1章第26節「企業防災の促進」に準ずる。

## 第22節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

すべての部

社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備を重点的に行う。

### 1 地震防災緊急事業の推進

県は、地震防災対策特別措置法による地震防災緊急事業五箇年計画を作成するものとする。  
市は、この計画に基づき、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行う。

### 2 地震防災緊急事業五箇年計画の概要

- (1) 都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年の計画
- (2) 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、全県
- (3) 作成主体は、都道府県知事
- (4) 計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等に関する事項

## 第23節 観光客・帰宅困難者等の応急対策

総務部 商工観光部

地理に不案内な観光客・外国人について、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。このため、市内の観光施設（ホテル、旅館、寮、保養所、キャンプ場、温泉施設等）の観光客等に対して、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて滞在場所の確保を推進するなど、きめ細かな応急対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第22節「観光客等の応急対策」に準ずる。

## 第24節 大規模停電対策

すべての部

大規模かつ長期停電の未然防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

具体的な対策については、第2編第3章第9節「大規模停電対策」に準ずる。

◆ 第2章  
地震災害応急対策計画

## 第1節 活動体制

すべての部

市の地域において、地震災害が発生し又は発生するおそれのある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策基本法の規定に基づき飛騨市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置し、災害の応急対策業務を迅速かつ的確に行う体制を構築する。

### 1 市本部の設置及び廃止基準

#### (1) 設置基準

市長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部を設置する。

ア 市域で震度5弱の地震が発生し、市長が必要と認めたとき。

イ 市域で震度5強以上の地震が発生したとき。

ウ 市域で相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。

#### (2) 廃止基準

ア 余震等がおさまり、再発のおそれなくなったとき。

イ 地震災害による応急対策が完了したとき。

#### (3) 責任者（市長）不在時の意志決定手続きについて

不在時の意志決定手続きについて意志決定順位は、代理決裁の順に準ずる

### 2 配備体制

配備基準及び配備人員は、次のとおりとする。

## 地震発生時動員体制

| 体制       | 準備体制                                                                                                                                  | 警戒体制                                                                                                                                            |                      | 非常体制                                                                          |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 基準       | ・岐阜県震度情報ネットワークシステム（以下「システム」という。）で市内に設置している地震計が震度4の地震の発生を感知したとき                                                                        | ・システムで市内に設置している地震計が震度5弱の地震発生を感知したとき<br>・システムの感知にかかわらず、市内で震度5弱程度の地震を感じたとき                                                                        |                      | ・システムで市内に設置している地震計が震度5強以上の地震発生を感知したとき<br>・システムの感知にかかわらず、市内で震度5強程度以上の大地震を感じたとき |
| 配備対応部等   | 総務部（危機管理）<br>基盤整備部（当番）<br>農林部（当番）<br>消防本部（勤務者）<br>各振興事務所（当番）                                                                          | 総務部（危機管理・当番）<br>基盤整備部（当番）<br>農林部（当番）<br>市民福祉部（当番）<br>教育委員会（当番）<br>消防本部（勤務者）<br>各支部（当番）                                                          | 必要により市長（又は代理人）が指名した部 | すべての部                                                                         |
| 摘要       | 市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置                                                                                                                | 市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置                                                                                                                          |                      | 地震発生と同時に災害対策本部は自動設置                                                           |
| 情報の収集・報告 | 震度4の場合                                                                                                                                | 震度5弱の場合                                                                                                                                         |                      | 震度5強以上の場合                                                                     |
|          | <div> <div>各支部の総務班による被害調査の実施</div> <div>被害あり</div> <div>警戒体制へ</div> </div> <div>被害なし</div> <div>報告後通常勤務</div> <div>時間外の場合は報告後解散</div> | <div> <div>各支部の総務班及び市長が指名した部による被害調査の実施</div> <div>被害あり</div> <div>非常体制へ</div> </div> <div>被害なし</div> <div>報告後通常勤務</div> <div>時間外の場合は報告後解散</div> |                      | 全職員が参集途上において被害調査を実施                                                           |
| 措置内容     | 1 地震に関する情報の措置<br>2 被害情報の把握<br>3 被害情報の本所への報告<br>4 必要に応じて関係機関等への通報<br>5 必要に応じて振興事務所長及び総務部長等への報告<br>6 初期災害応急対策<br>7 災害情報に関する広報           | 1 地震に関する情報の収集<br>2 被害情報の把握<br>3 被害情報の本所への報告<br>4 関係機関等への通報<br>5 振興事務所長及び総務部長等への報告<br>6 必要に応じて災害対策本部の設置に関すること<br>7 初期災害応急対策<br>8 災害情報に関する広報      |                      | 全職員が直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施                                             |

## 3 市本部の運用等

第2編第2章第1節「活動体制」に準ずる。

## 4 奉仕団、技術者等の雇上げ等による動員

第2編第2章第2節「災害対策要員の確保」に準ずる

## 第2節 ボランティア対策

総務部 企画部

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると、現場が混乱する。このため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

具体的な対策については、第2編第2章第3節「ボランティア対策」に準ずる。

## 第3節 自衛隊災害派遣要請

総務部

大規模地震災害が発生し、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が市のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

## 第4節 災害応援要請

総務部 消防本部

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることが予測され、市のみでは、応急対策活動に支障を来すことが予想される。このため、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

### 1 相互応援協定に基づく応援要請

県内の市町村とは、次の相互応援協定に基づき、県を通じて当該市町村等に応援を求める。

- (1) 「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」（資料2－1参照）
- (2) 「岐阜県広域消防相互応援協定書」（資料4－4参照）

### 2 その他の活動に関する応援要請

- (1) 県等に対する応援要請

市域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求める。（災害対策基本法第68条）

- (2) 他市町村に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求め災害対策の万全を期する。（災害対策基本法第67条）

- (3) ヘリコプターの派遣要請

市長は、知事に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他都道府県の消防ヘリコプター又は防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

- (4) 応援の受け入れ体制の整備

市は、応援を求めた場合、必要に応じてその受け入れ体制を整備する。

- (5) 応援対策職員派遣制度の活用

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

- (6) 復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

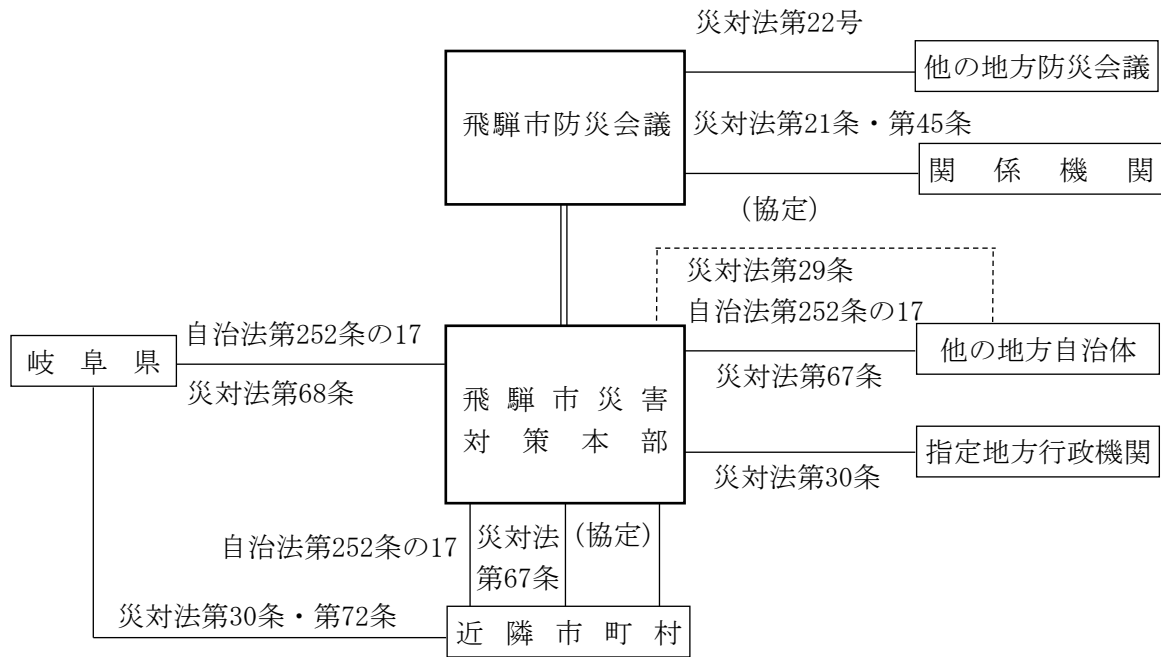
### 3 応援要請を受けた場合

地震により、県及び他市町村から応援要請を受けた場合は、市は応援内容を確認するとともに、本市の被害状況を調査後、応援が可能と市長が判断した場合は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書（資料2－1参照）に基づき、応援を実施する。

### 4 応援職員の派遣及び受け入れに際しての感染症対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

### 地震災害発生時における広域応援の体系



- ・ 地方自治法第252条の17（職員の派遣）
- ・ 災害対策基本法第21条（関係行政機関等に対する協力要求）
- ・ 災害対策基本法第22条（地方防災会議等相互の関係）
- ・ 災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）
- ・ 災害対策基本法第30条（職員の派遣のあっせん）
- ・ 災害対策基本法第45条（地方防災計画の実施の推進のための要請等）
- ・ 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
- ・ 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
- ・ 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示）

## 第5節 交通応急対策

総務部 基盤整備部

地震災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急の対策を行う。

また、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送手段を確保する。

具体的な対策については、第2編第2章第6節「交通応急対策」に準ずる。

## 第6節 通信の確保

総務部、消防本部

阪神・淡路大震災のときもそうであったが、大規模な災害が発生すると、親戚、友人の安否確認のため電話をかける人が多く、電話がかかりにくくなる。こうした事態に対処するため、無線用機材の整備とネットワークの一層の充実により、通信手段の確保を図ることが必要であり、情報通信体制の多重化、またアマチュア無線等各種メディアの活用を図る。

また、避難所にWi-Fiの整備を推進する。

具体的な対策については、第2編第2章第7節「通信の確保」に準ずる。

## 第7節 地震情報の受理・伝達

総務部 消防本部

災害応急対策活動に役立てるため、地震情報を住民及び関係機関に迅速かつ的確に伝達する。

### 1 地震情報の発表

気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「各地の震度に関する情報」を、震度3以上を観測場合等では「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」を、さらに場合に応じて、「地震回数に関する情報」「地震活動に関する解説情報」等を発表・伝達するものとする。

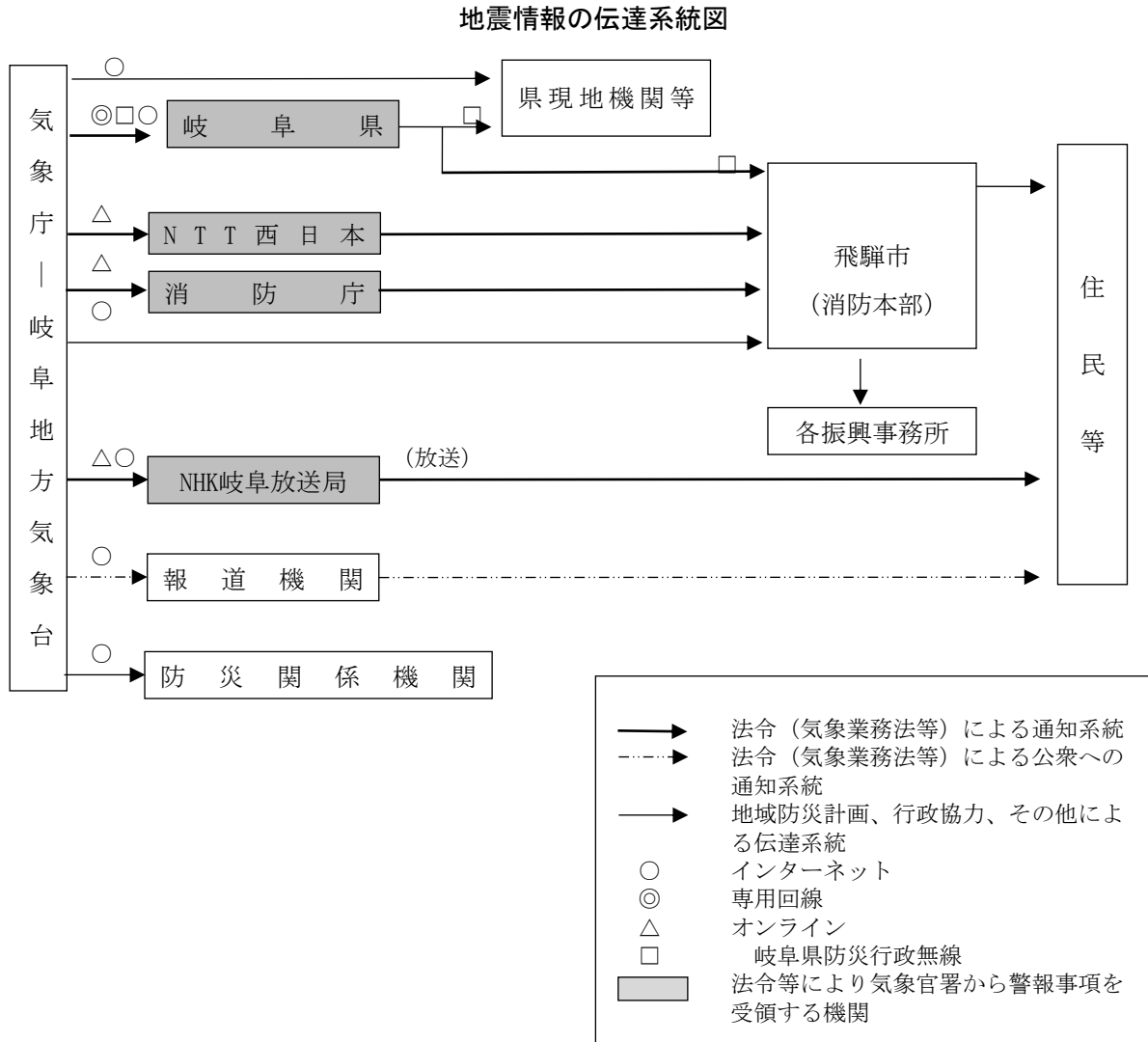
### 2 地震情報等の伝達

(1) 地震情報等は、第2編第2章第8節「警報・注意報・情報等の受理・伝達」に示す系統図に準じて、迅速的確に伝達される。

(2) 市は、市内で震度5弱以上の地震が発生したときには、市防災行政無線等により、気象庁

及び岐阜地方気象台が発表する地震情報とともに、その時点で判明している被害情報、市の対応（本部の設置等）及び住民がとるべき行動等について広報する。

(3) 市は、地震による被害状況等に応じて、避難情報の発令等の措置を行う。



(注) 1 岐阜地方気象台からN T T西日本への通知は警報のみ

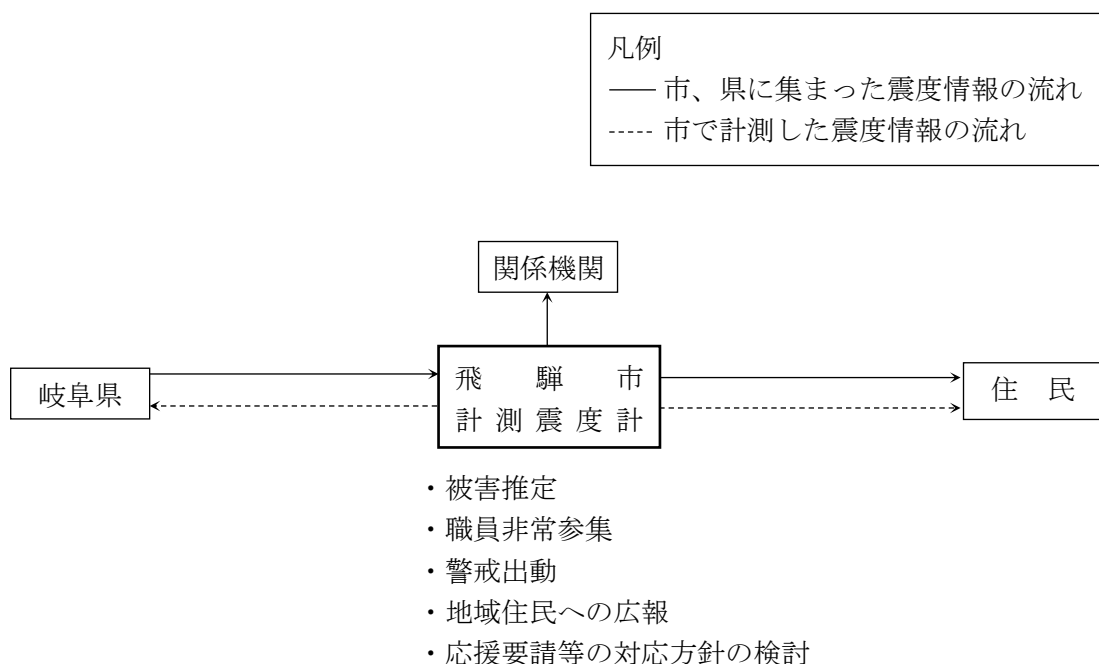
2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本部経由で伝達する。

※ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話F A X等により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

震度情報の伝達系統図



### 3 緊急地震速報の伝達

- (1) 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会へ通知するほか、関係機関に情報提供する。

日本放送協会は、気象庁からの通知を受けて、緊急地震速報の放送を行う。

市は、受信した緊急地震速報を住民等へ周知する。この際、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達を実施する。

- (2) 岐阜県の飛騨地方において、最大震度5弱以上の地震が発生すると推定されるときは、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、市防災行政無線が自動的に起動し、サイレンの吹鳴や音声放送が行われる。

## 第8節 地震災害の情報の収集・伝達

すべての部

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集や正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害情報及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

具体的な対策については、第2編第2章第9節「災害情報等の収集・伝達」に準ずる。

## 第9節 災害広報

総務部 企画部

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な地震災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心がけるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、報道機関への情報提供をはじめ、防災行政無線放送や携帯電話による情報提供などその他の手段を有効に活用し、被災者等へ広報する。また、情報の混乱を避けるため、関係機関との情報共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第10節「災害広報」に準ずる。

## 第10節 消防・救急・救助活動

総務部 消防本部

阪神・淡路大震災、東日本大震災では、消防水利の損壊や通信の混乱等予期せぬ事態が発生した。同時多発する火災から生命、身体及び財産を守り、負傷者等の救出、救護するため市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を実施するものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第11節「消防活動」に準ずる。

## 第11節 水防対策

総務部 基盤整備部 消防本部

大規模な地震により堤防が損壊されることは、新潟県中越地震で見られた現象で、このような場合大洪水が発生するとその被害は未曾有のものとなる。このため、河川、ため池施設の被害箇所の早期発見及び迅速な復旧を図る。

### 1 水防情報の収集

#### (1) 河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者、ため池など河川に関係する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の掌握に努める。

水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努める。

#### (2) 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害の生じたことによる浸水

被害や降雨災害の発生をおそれ、また、洪水の発生等の可能性などに注意する。

## 2 水防活動

### (1) 水防体制

地震発生後、さらに洪水の来襲が想定されるなど、水害による被害が予想される場合、水防管理者は、水防体制をとる。

### (2) 水防計画

水防管理者及び河川管理者等、水防活動に関する計画は、「飛騨市水防計画」の定めるところによる。

## 3 応援要請

(1) 水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。

(2) 要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援をする。

## 第12節 県防災ヘリコプターの活用

総務部 消防本部

地震災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第14節「県防災ヘリコプターの活用」に準ずる。

## 第13節 孤立地域対策

総務部 市民福祉部 基盤整備部  
消防本部

地震災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立がある。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を妨げ、人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。このため、孤立地域が発生した場合には、次の優先順位をもって当たるものとする。

- (1) 通信連絡手段の確保、被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

具体的な対策については、第2編第2章第15節「孤立地域対策」に準ずる。

## 第14節 災害救助法の適用

総務部 市民福祉部、基盤整備部

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とし、災害救助法の適用基準を満たす場合は、保護と社会秩序の保全を図ることが必要である。このため、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第16節「災害救助法の適用」に準ずる。

## 第15節 避難対策

総務部 市民福祉部 消防本部

地震災害発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想される。市長は、災対法等に基づき、必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命及び身体の安全の確保等に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第17節「避難対策」に準ずる。

## 第16節 建築物・宅地の危険度判定

基盤整備部

地震発生後、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施し、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図る。なお、実施に当たっては、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、危険度判定活動を実施する。

### 1 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

### 2 活動体制・活動内容

#### (1) 市の活動

市は、建築物及び宅地の被災状況に基づき、危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置等を講じる。あわせて、被災者等への周知及び状況に応じた県への判定士派遣等の支援要請を行う。

(2) 県の活動

県は、市から危険度判定実施の連絡を受けた場合、若しくは被災状況に応じて必要と判断した場合は、判定支援本部を設置し、判定士の派遣等必要な支援調整を行う。また、被災規模によっては、広域支援が受けられるよう、協議会等との連絡調整を行う。

**第17節 食料供給活動**

総務部 市民福祉部 商工観光部

地震災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ、又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

具体的な対策については、第2編第2章第18節「食料供給活動」に準ずる。

**第18節 給水活動**

環境水道部

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第19節「給水活動」に準ずる。

**第19節 生活必需品供給活動**

市民福祉部

地震災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第20節「生活必需品供給活動」に準ずる。

**第20節 災害時要配慮者・避難行動要支援者対策**

総務部 市民福祉部

地震災害発生時、災害時要配慮者・避難行動要支援者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ

専門的な救援体制を整備することが必要である。また、災害時要配慮者・避難行動要支援者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

このため、災害時要配慮者・避難行動要支援者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第21節「災害時要配慮者・避難行動要支援者対策」に準ずる。

## 第21節 観光客等の応急対策

商工観光部

地理に不案内な観光客・外国人について、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。このため、市内の観光施設（ホテル、旅館、キャンプ場、温泉施設等）の観光客等に対して、きめ細かな応急対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第22節「観光客等の応急対策」に準ずる

## 第22節 帰宅困難者対策

すべての部

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

### 1 住民、事業所等への啓発

市は、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。

### 2 避難所対策、救援対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

### 3 徒歩帰宅困難者への情報提供

市は、県と連携して、企業、放送事業者、防災関係機関等からの情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して、支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努

める。

## 第23節 応急住宅対策

市民福祉部 基盤整備部

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第23節「応急住宅対策」に準ずる。

## 第24節 医療・救護活動

市民福祉部 市民病院 消防本部

大規模な地震が起きると、医療機関自身が被災し、医療活動能力を喪失してしまう。また、医療機関は被災しなくても、ライフライン（水道、電気等）が途絶すると、高度な医療行為はできなくなりその機能は麻痺する。このため、医療機関の被害状況を早期に把握し、迅速な医療班の編成に努め被災者の保護を図る。

また、被災地周辺の医療機関も含めた広域医療ネットワークを確立する。

具体的な対策については、第2編第2章第24節「医療・救護活動」に準ずる。

## 第25節 救助活動

総務部 消防本部

大規模地震災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、市は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また自主防災組織、住民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第25節「救助活動」に準ずる。

**第26節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬**

総務部 環境水道部 消防本部

地震災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村等の協力による火葬の実施等、迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を県に要請する。

具体的な対策については、第2編第2章第26節「遺体の搜索・取り扱い・埋葬」に準ずる。

**第27節 防疫・食品衛生活動**

市民福祉部 環境水道部

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高い。このため、地震災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第27節「防疫・食品衛生活動」に準ずる。

**第28節 保健活動・精神保健**

市民福祉部 市民病院

地震災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や地震によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、地震により被害を受けている住民を対象に、県、関係機関と協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

具体的な対策については、第2編第2章第28節「保健活動・精神保健」に準ずる。

**第29節 清掃活動**

環境水道部

大規模地震災害発生時には、建築物の倒壊等により多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適切に実施し、地域環境の保全を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第29節「清掃活動」に準ずる。

**第30節 愛玩動物等の救援**

市民福祉部 環境水道部

地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第30節「愛玩動物等の救援」に準ずる。

**第31節 災害義援金品の募集・配分**

市民福祉部

被災者に対して寄託される義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、受入、引継、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第31節「災害義援金品の募集・配分」に準ずる。

**第32節 公共施設の応急対策**

すべての部

大規模地震が発生した場合、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第32節「公共施設の応急対策」に準ずる。

### 第33節 ライフライン施設の応急対策

総務部 環境水道部

電気、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また、医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要がある。このため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧等を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第34節「ライフライン施設の応急対策」に準ずる。

### 第34節 文教災害対策

教育委員会

地震災害発生時に、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

また、文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

具体的な対策については、第2編第2章第35節「文教災害対策」に準ずる。

### 第35節 災害警備活動

総務部

様々な社会的混乱が予測されることから、市は警察署と連携し、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取り締まりや被害防止に努めるなど、社会混乱の抑制に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第36節「災害警備活動」に準ずる。

## ◆ 第 3 章

### 地震災害復旧計画

## 第1節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

すべての部

道路、橋梁、河川等の公共施設は、社会活動を営む上で重要であり、地震により損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生し、社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止対策が必要である。市は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めると同時に被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

具体的な施策については、第2編第4章第1節「公共施設及び公共事業等の災害復旧」に準ずる。

## 第2節 被災者の生活確保

総務部 市民福祉部

被災者の家族の喪失、財産の喪失等極度の混乱状態が予想され、生活手段の早急な確保が必要である。市は、民生の安定、生活再建への支援及び社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、民生の安定のための緊急措置を講ずると同時に、災害の規模に応じて貸付等必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るため必要な相談窓口の開設、広報を行う。

具体的な施策については、第2編第4章第2節「被災者の生活確保」に準ずる。

## 第3節 被災中小企業の振興

商工観光部

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要で、市その他の関係機関は、被災中小企業者について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

具体的な施策については、第2編第4章第3節「被災中小企業の振興」に準ずる。

## 第4節 農林業関係者への融資

農林部

被災農林業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要で、市及びその他関係機関は、災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

具体的な施策については、第2編第4章第4節「農林業関係者への融資」に準ずる。

## ◆ 第4章

### 東海地震に関する事前対策

## 第1節 総 則

すべての部

### 1 東海地震に関する事前対策の意義

本市は、強化地域には含まれていないが東海地震が発生した場合、局地的には被害の発生が懸念されるところである。

この計画は、東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

### 2 東海地震に関する事前対策の性質

- (1) 「東海地震に関する事前対策」は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (2) 「東海地震に関する事前対策」は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、本編第2章「地震災害応急対策計画」に定めるところにより対処する。

### 3 活動体制

#### (1) 市の地震災害警戒組織

本計画に定める活動を実施するため、市は、東海地震に関連する情報に基づき、次の体制をとるものとする。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下「調査情報」という。）発表時

調査情報が発表された場合、市は警戒体制を実施する。

イ 東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）発表時

注意情報が発表された場合、市は非常体制を実施する。

ウ 東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）及び警戒宣言発令時

予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、市は非常体制を実施するとともに、災害対策基本法第23条の規定に基づき、市災害対策本部を設置する。

エ 警戒解除宣言発令時

警戒解除宣言が発せられたときは、市災害対策本部を廃止する。

東海地震に関する予知情報発令時動員体制

| 体制     |        | 警 戒 体 制                           | 非 常 体 制                   |                                    |
|--------|--------|-----------------------------------|---------------------------|------------------------------------|
| 基 準    |        | ・気象庁から「東海地震に関する調査情報（臨時）」の発表があったとき | ・気象庁から「東海地震注意情報」の発表があったとき | ・気象庁から「東海地震予知情報（警戒宣言含む。）」の発表があったとき |
| 配備対応部等 | 本庁     | 総務部（危機管理課）                        | すべての部局<br>（部局長の指名する者）     | すべての職員<br>（部・班）                    |
|        | 各振興事務所 | 振興事務所長の指名する者                      | 振興事務所長の指名する者（防災当番等）       | すべての職員<br>（班）                      |
| 摘 要    |        |                                   | 市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置    | 災害対策本部を設置                          |

(2) 地域住民の自主防災組織

ア 調査情報発表時

平常通りの生活はできるが、テレビやラジオ等の地震情報の収集に努める。

イ 注意情報発表時

注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施する。

ウ 予知情報及び警戒宣言発令時

組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動する。

〔用語解説〕

|                  |                                                                                        |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 東海地震に関する調査情報（臨時） | 東海地域における少なくとも歪計1か所で有意な変化が観測され、東海地震との関連性について評価できない場合に発表される情報                            |
| 東海地震注意情報         | 東海地域における歪計2か所で有意な変化が観測され、判定会委員の意見が前兆現象である可能性が高まったと判断された場合に発表される情報                      |
| 東海地震予知情報         | 東海地域における歪計3か所以上で有意な変化が観測され、判定会の判断を踏まえ東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される情報で、警戒宣言が発令されることがある。 |

## 第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

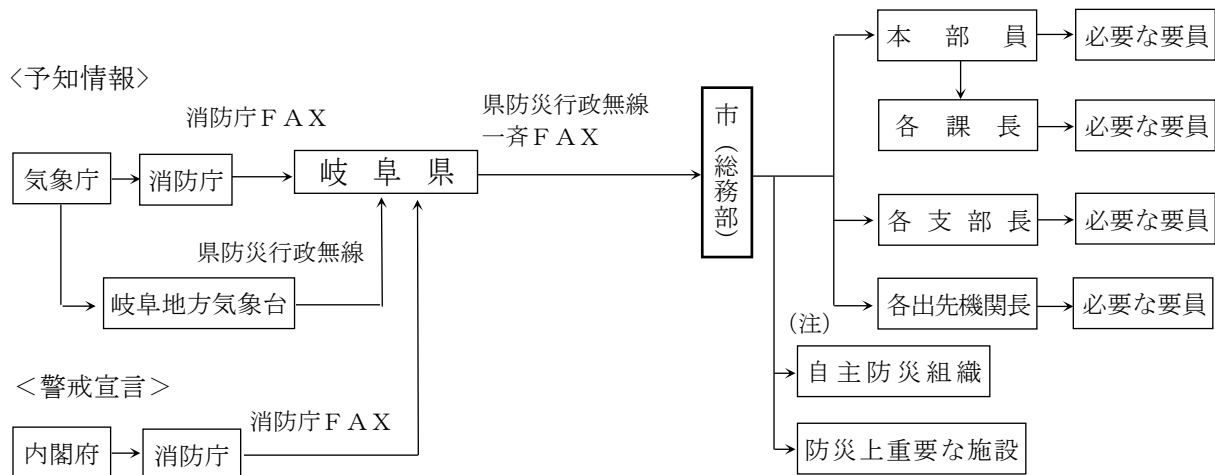
すべての部

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、市は防災関係機関等に対し、その情報を迅速かつ正確に伝達する。また、地域住民に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

### 1 伝達する情報

- (1) 予知情報、注意情報、調査情報
- (2) 警戒宣言発令

### 2 伝達経路



（注）市総務部は、庁内放送により各課等に、また電話等により重要機関等に伝達する。

### 3 伝達主体

- (1) 市は、予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、防災行政無線等の手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて報道される。

この場合、地震予知情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。

- (2) 市、防災関係機関、鉄道や大型店舗等関係事業者は、予知情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい児者等に伝達する。

## 第3節 広報対策

総務部、企画部

市及び防災関係機関等は、東海地震に関連する情報等が発せられた場合、地震予知情報の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

### 1 広報の内容

- (1) 地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予想
- (2) 住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- (3) 住民は、水、食糧の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- (4) 自動車による移動を自粛すること。
- (5) 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- (6) 電話の使用は自粛すること。
- (7) 病院、劇場、大型店舗、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- (8) 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

### 2 広報の手段

- (1) ラジオ、テレビ（文字放送を含む）等
- (2) インターネット、ホームページ、メール等
- (3) 防災行政無線、CATV及びアマチュア無線
- (4) 広報車の巡回等
- (5) 報道機関への情報提供
- (6) 自治会、自主防災組織等若しくは自衛消防組織等

外国人等、特に配慮を要する者への情報伝達として、必要に応じ外国語放送を行うなどの対応を図る。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

### 3 問い合わせ窓口

市は、居住者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

### 4 報道機関との応援協力関係

市と報道機関は、警戒宣言が行われた場合の報道について、必要な情報提供を行うものとする。

### 5 警戒宣言前からの準備的行動

広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、合わせて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

具体的な対策については、第2編第2章第10節「災害広報」に準ずる。

## 第4節 事前避難対策

総務部 市民福祉部 教育委員会

警戒宣言が発せられた場合、急傾斜地崩壊危険地域、地すべり危険地域等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」という。）の人命の安全を確保するため状況を判断し、地域住民の自主防災組織と連携し、警察署の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

### 1 事前避難対策

#### (1) 事前避難の実施

ア 市長は、状況を判断し、避難指示を行うものとする。

イ 避難指示の内容

市及び警察署は、次の内容を明示して避難指示を実施する。

(7) 避難対象地区

(4) 避難先

(7) 避難経路

(エ) 避難指示の理由

(オ) その他必要な事項

ウ 避難措置の周知等

市及び警察署は、避難指示した場合、速やかに関係機関に対して避難指示した旨連絡するとともに、避難対象地区の住民等に対してその内容の周知を図る。

(7) 避難対象地区住民等への周知徹底

市及び警察署は、避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民に対し、広報媒体等を通じて周知徹底を図る。

(4) 県への報告等

市は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、警察署と相互に連絡をとる。

#### (2) 収容施設における措置

ア 市は、収容施設の管理者の協力を得て、避難者に対し、次の措置をとるよう努める。

(7) 予知情報等の伝達

(4) 警戒宣言発令時対策実施状況の周知

(7) 飲料水、食料、寝具等の供与

(エ) 収容施設の秩序維持

(オ) その他避難生活に必要な措置

イ 市は、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨明示する。

(3) 事前避難体制の確立等

市は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努める。

ア 避難に当たっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということをも前提に避難体制の確立を図る。

イ 市は、避難対象地区を単位にあらかじめ把握した高齢者、障がい児者、子ども、病人等の災害時要配慮者の避難について、自治会、自主防災組織等の協力のもと実施する。

また、外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

ウ 避難対象地区の居住者等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

(4) 避難対象地区以外の居住者等の対応

ア 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

イ 市は、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。また、生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な措置を講ずるものとする。

## 2 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

各学校等は、必要に応じ臨時休校措置の検討や児童・生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

(2) 災害時要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい児者、病人等災害時要配慮者の必要に応じた事前避難の措置又は準備を行う。

(3) 災害時危険地域居住者等

市は、災害時危険地域居住者等の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

## 第5節 消防・水防対策

総務部 消防本部

市は消防本部と連携し、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水災及び混乱等に備える。

### 1 消火対策

消防本部は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集と、必要な機関への伝達
- (2) 火災防除のための警戒と必要な機関への情報の伝達
- (3) 火災発生の防止、初期消火について住民等への広報の実施
- (4) 自主防災組織等の活動に対する指導
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- (6) 迅速な救助・救援のための体制の確立
- (7) その他必要な措置

### 2 水害予防

市は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集と、必要な機関への伝達
- (2) 気象情報の収集と、水害予防のための出水予測や警戒の実施並びに必要な機関への情報の伝達
- (3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防等留意すべき施設の点検と水防活動のための必要な準備
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にした不測の事態への備え

### 3 警戒宣言前からの準備的行動

市は消防本部と連携し、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

## 第6節 警備対策

総務部

市は、警戒宣言が発せられた場合、警察署の協力を得て居住者等の生命及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、警備に万全を期する。

また、警戒宣言前の準備的行動として、災害時危険地域居住者等の事前避難が混乱なく、的確

に行われるよう、避難誘導等に努める。

なお、警備対策を推進するに当たっては、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第36節「災害警備活動」に準ずる。

## 第7節 交通対策

総務部 基盤整備部

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制を実施する。

### 1 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

市は、道路の点検を行い、危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上必要な措置をとることとするが、場合によっては報道機関に依頼し、広報する。

### 2 車両の交通規制

交通の混乱が予想される場合は、交通の安全と円滑を図るため、一般道路における車両の走行を必要に応じて抑制する。

### 3 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

(1) 走行中の車両は次の要領により行動すること。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを停止させる。  
なお、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしない。

ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両は使用しない。

### 4 警戒宣言前からの準備的行動

市は、警戒宣言前の段階から交通規制等の情報について情報提供するとともに、旅行等を控えるよう要請を行う。

## 第8節 緊急輸送対策

総務部

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

### 1 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとし、各実施機関であらかじめ定めておく。

- (1) 応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材
- (3) その他、県又は市警戒本部が必要と認める人員、物資等

### 2 緊急輸送車両の確認

市は、迅速な緊急輸送の確保を図るため、県知事又は県公安委員会に緊急輸送車両確認証明書の交付を申し出て、標章及び証明書の交付を受ける。

### 3 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、市は各関係機関等と連携を密にし、警戒宣言前から準備体制を確立しておく。

### 4 緊急通行車両の周知・普及

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

## 第9節 物資等の確保対策

総務部 市民福祉部 商工観光部

市は、関係機関の協力のもとに、警戒宣言発令時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制の整備を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第18節「食料供給活動」、第19節「給水活動」、第20節「生活必需品供給活動」に準ずる。

## 第10節 保健衛生対策

市民福祉部 市民病院 消防本部

市は、警戒宣言が発せられた場合、県と連携し、医療関係機関の協力のもとに、避難者等のうち、病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医療・医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

また、警戒宣言前からの準備的行動として、救護所の開設準備を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第24節「医療・救護活動」、第27節「防疫・食品衛生活動」、第29節「清掃活動」に準ずる。

## 第11節 生活関連施設対策

総務部 企画部 環境水道部  
商工観光部

水道、電気、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及び監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

### 1 水 道

#### (1) 警戒宣言発令時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、各所における緊急貯水が必要である。

市は、発災後の断水に備えて、居住者等が行う緊急貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保する。また、飲料水の供給を継続的に行うため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

#### (2) 災害応急対策の実施準備活動

##### ア 給配水施設

市は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事事業者に対し、出動準備を要請する。

##### イ 応急給水

市は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池、調水池又は配水池が満水となるよう運転管理する。

ウ 市は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため、給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動体制を整える。

### 2 電 気

#### (1) 警戒宣言発令時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであり、その供給の継続を確保することが不可欠である。

中部電力㈱及び北陸電力㈱では電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、電力の供給の継続を確保するものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

中部電力㈱及び北陸電力㈱では、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図るものとする。

### 3 公衆電気通信の確保

(1) 警戒宣言発令時の重要な通信の確保

公衆電気通信の確保については、居住者の相互連絡、市等への問い合わせ等の増大により、通信のそ通が著しく困難となる事態の発生が予想される。

西日本電信電話㈱では、通信のそ通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るものとする。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

西日本電信電話㈱では、岐阜県管内に、小型ポータブル衛星通信システム等を配備するとともに、長期停電に備えて予備発動発電機、移動用発電機及び移動用電源車を配備し、電源の確保を図るものとする。

### 4 報 道

(1) 報道関係機関は、東海地震に関連する情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、予知情報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

(2) 地震予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した報道体制の整備を図るものとする。

(3) 報道に際しては、民心の安定及び混乱の防止を図るため、地震予知情報等と併せて居住者等に対し、冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるために必要な情報提供に努めるものとする

### 5 金 融

(1) 金融機関の営業確保

金融機関の営業については、原則として、平常どおり行う。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払い戻し業務については、できるだけ継続することとし、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告知するものとする。

(2) 金融機関の防災体制等

ア 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ 災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとるものとする。

(3) 顧客への周知徹底

店頭の商品に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨を掲示するものとする。

## 6 警戒宣言前からの準備的行動

- (1) 市は、配水池等での飲料水確保態勢を確認する。
- (2) 市は、応急給水の準備を行う。
- (3) 各ライフライン関係機関では、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行うものとする。

## 第12節 帰宅困難者対策、滞留旅客に対する措置

すべての部

警戒宣言が発せられた場合、交通規制や鉄道の運行停止などにより、市内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて対策を講じておく必要がある。

### 1 警戒宣言時対策

市は、帰宅困難者、滞留旅客等等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

### 2 警戒宣言前からの準備的行動

- (1) 市及び各公共交通機関は、運行中止等の措置に関する広報を行う。
- (2) 市及び各公共交通機関は、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。
- (3) 市及び道路管理者等は、交通規制等の措置に関する情報、道の駅等の退避場所、退避ルート等の周知に努める。

## 第13節 公共施設対策

すべての部

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

### 1 道 路

市は他の道路管理者と相互に連絡し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会に対し、出動準備体制をとるように要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の

把握を行い、調達体制を整える。

## 2 河 川

市は河川管理者と連携して、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資器材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所点検を行うとともに、消防団の待機を要請し、出動準備体制をとるよう要請する。

## 3 下水道

市は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

### (1) 災害対応組織の編成

- ア 職員の招集（自主参集）
- イ 役割分担の再確認
- ウ 関係機関との情報交換（警察、道路管理者、電気、ガス、水道及び下水道管理者）

### (2) 管渠

- ア 地震発生後の調査や緊急措置のための資材の確保
- イ 調査用機材、応急用器材の点検

### (3) 処理場・ポンプ場

- ア 点検箇所：機械設備
  - (7) 火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等）
  - (4) 劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）
- イ 点検箇所：電気設備
  - (7) 中央監視設備（電気設備稼働状況）
  - (4) 火災のおそれのある設備（受変電設備）
  - (7) 漏洩等による火傷のおそれのある設備（制御電源設備）
  - (エ) 防災設備（防災設備、非常用通信設備）

## 4 庁舎等重要公共施設対策

市は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等通信、放送手段の整備点検
- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

## **5 工事中の建築物及びその他工作物又は施設**

- (1) 工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物及びその他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講ずる。
- (2) 特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。
- (3) 倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに市に通報する。

## **6 警戒宣言前からの準備的行動**

市をはじめ各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

## ◆ 第5章

# 南海トラフ地震防災対策

## 第1節 総 則

### 1 推進計画の目的

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域には指定されていないが、地震の規模によっては被害も予想されるため、国の発表する南海トラフ地震臨時情報等に併せた防災体制の推進を図ることを目的とする。

### 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、第1編第2節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

## 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

すべての部

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

なお、具体的な整備計画については、別に定める事業計画によるものとし、主な項目は次のとおりとする。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化
- (2) 避難地の整備
- (3) 避難路の整備
- (4) 消防用施設の整備等
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備

## 第3節 関係者との連携協力の確保

すべての部

### 1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

- (ア) 消防用資機材
- (イ) 水防用資機材
- (ウ) 通信設備・機器
- (エ) ライフラインの応急復旧及び障害物除去等に要する重機・資機材等
- (オ) 防疫・保健衛生用資機材
- (カ) 医療救護用資機材
- (キ) 緊急輸送用車両及び燃料等
- (ク) 給水用資機材
- (ケ) 被災者等に供給する食料及び炊き出し実施に要する資機材等
- (コ) 被災者等に供給する生活必需品
- (サ) その他応急対策実施のために必要となる物資・資機材等

イ 市は、県に対して、居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要なときは、アの物資の供給要請をすることができる。

## (2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

## (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 2 他機関に対する応援要請

- (1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第4編 資料編 2 応援要請に関する資料のとおりである。
- (2) 市は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

## 3 帰宅困難者への対応

- (1) 県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。市内における旅行者、出張者に対して現地の状況を広報し、不要な移動を抑制する。
- (2) 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。
- (3) 市は、帰宅困難者対策の実効性を確保するため、市、警察、消防、交通及び民間事業者等との連携の強化を図るものとする。

## 4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、激震道の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予測される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、国、大学、関係機関から情報を収集し、必要に応じその対策を推進するものとする。

### 第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

すべての部

#### 1 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた市がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

#### 2 防災対応の基本的な考え方

市は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

|     |                |                                                                                                                                                                                |
|-----|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民等 | 日頃からの地震への再確認の例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所・避難経路の確認</li> <li>・家族との安否確認手段の確認</li> <li>・家具の固定の確認</li> <li>・非常持ち出し品の確認</li> </ul> <p>など</p>                                      |
|     | できるだけ安全な行動の例   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高いところに物を置かない</li> <li>・屋内のできるだけ安全な場所で生活</li> <li>・すぐに避難できる準備（非常持出品等）</li> <li>・危険なところにできるだけ近づかない</li> </ul> <p>など</p>                  |
| 企業  | 日頃からの地震への再確認の例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認手段の確認</li> <li>・什器の固定・落下防止対策の確認</li> <li>・食料や燃料等の備蓄の確認</li> <li>・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認</li> <li>・発災時の従業員の役割分担の確認</li> </ul> <p>など</p> |

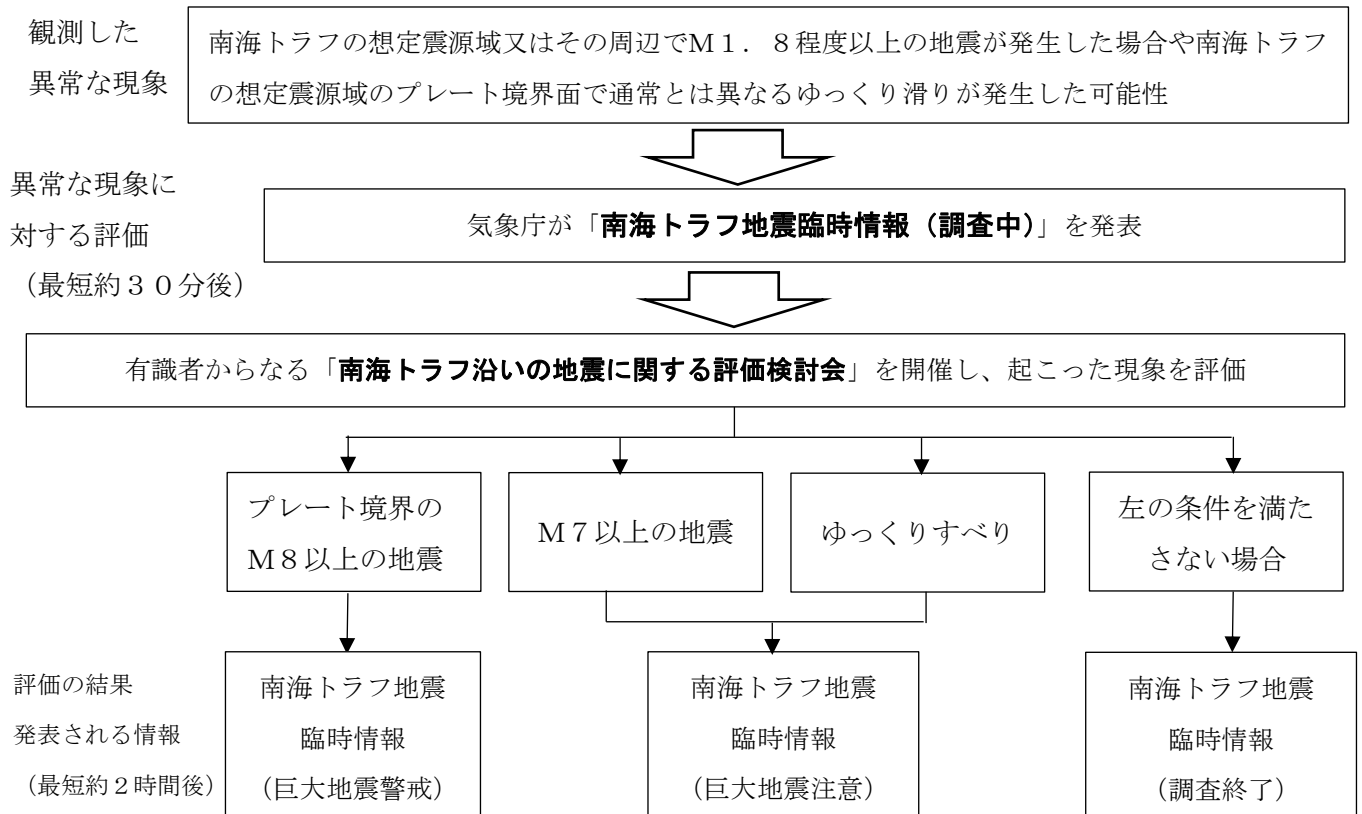
#### 3 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

|                         |                                                             |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 南海トラフ地震臨時情報<br>(調査中)    | 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合  |
| 南海トラフ地震臨時情報<br>(巨大地震警戒) | 想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合                      |
| 南海トラフ地震臨時情報<br>(巨大地震注意) | 想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報<br>(調査終了)   | 「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合                     |

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



#### 4 防災対応をとるべき期間

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境

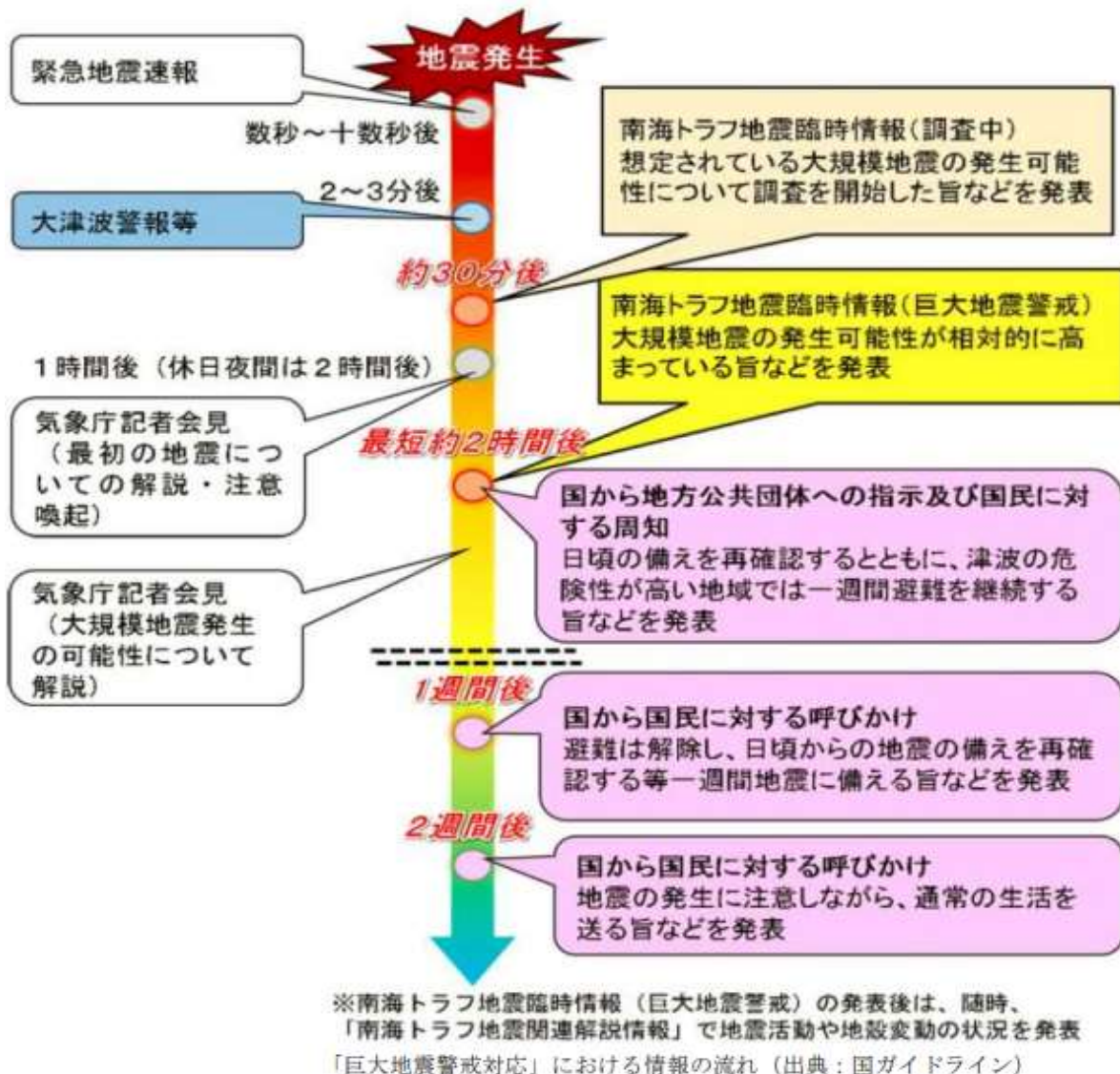
界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。) に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### ○防災対応の流れ

|                          | M8.0以上の地震                                                       | M7.0以上の地震                                                 | ゆっくりすべり                              |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 発生直後                     | ○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始                                        |                                                           | ○今後の情報に注意                            |
| (最短)<br>2時間程度<br><br>1週間 | <b>巨大地震警戒</b><br>○日頃からの地震への備えを再確認する等<br>○個々の状況等に応じて事前の避難など対策を実施 | <b>巨大地震注意</b><br>○日頃からの地震への備えを再確認する等<br>(必要に応じて避難を自主的に実施) | <b>巨大地震注意</b><br>○日頃からの地震への備えを再確認する等 |
| 2週間                      | <b>巨大地震注意</b><br>○日頃からの地震への備えを再確認する等<br>(必要に応じて避難を自主的に実施)       | ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う     |                                      |
| すべりが収まったと評価されるまで         | ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う           |                                                           |                                      |
| 大規模地震発生まで                |                                                                 | ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う     |                                      |

○巨大地震警戒対応における情報の流れ



## 第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

すべての部

### 1 県及び市の体制

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

ただし、県内で地震が発生し、県災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたるものとする。

## ○県及び市町村の防災体制等

| 情報名                 | 県の防災体制等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 市町村の防災体制等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南海トラフ地震臨時情報（調査中）    | 危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、市町村及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 危機管理課は、県からの情報を受けた時点で、情報共有会議を開催し、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） | <p>災害対策本部</p> <p>＜構成＞</p> <p>本部長：知事</p> <p>メンバー：副本部長（副知事）、本部員</p> <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長から市町村長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達</li> <li>・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有</li> <li>【各部における対応状況の確認】</li> <li>・情報収集・連絡体制の確認</li> <li>・所管する防災上重要な施設等の点検</li> <li>・地震発生後の応急対策の確認</li> </ul>                                                                  | <p>災害対策本部</p> <p>＜構成＞</p> <p>本部長：市長</p> <p>メンバー：本部員</p> <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認</li> <li>・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有</li> <li>【各部局における対応状況の確認】</li> <li>・情報収集・連絡体制の確認</li> <li>・所管する防災上重要な施設等の点検</li> <li>・地震発生後の応急対策の確認</li> </ul>                  |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） | <p>岐阜県災害警戒会議</p> <p>＜構成＞</p> <p>トップ：危機管理部長</p> <p>メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長</p> <p>※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席</p> <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有</li> <li>・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認</li> <li>【各部における対応状況の確認】</li> <li>・情報収集・連絡体制の確認</li> <li>・所管する防災上重要な施設等の点検</li> <li>・地震発生後の応急対策の確認</li> </ul> | <p>市町村災害警戒会議（仮称）</p> <p>＜構成＞</p> <p>本部長：市長</p> <p>メンバー：本部員</p> <p>状況により飛騨警察署長、消防団長に参加を求める。</p> <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有</li> <li>・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認</li> <li>【各部局における対応状況の確認】</li> <li>・情報収集・連絡体制の確認</li> <li>・所管する防災上重要な施設等の点検</li> <li>・地震発生後の応急対策の確認</li> </ul> |
| 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）   | 危機管理部は、庁内各部局、市町村、県事務所へ連絡し、情報を共有                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 危機管理課は、関係部局と情報共有                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

※各振興事務所については、上記に準じて所要の体制をとるものとする。

## 2 運営等

市は、市町村災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておく。

### 第6節 南海トラフ地震情報の伝達

すべての部

#### 1 方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

#### 2 実施責任者

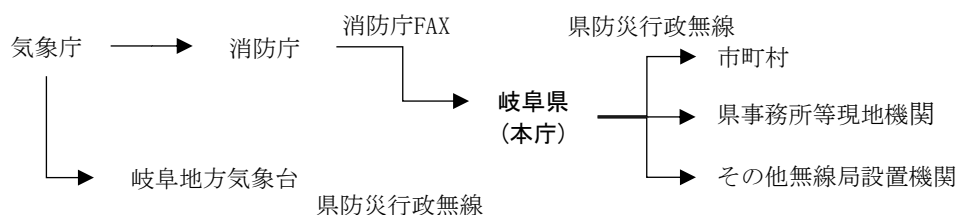
「岐阜地方气象台」 「県」 「市」 「防災関係機関」 「事業者」

#### 3 実施内容

##### (1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

##### ア 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の市及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりである。



##### イ 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやSNSの活用等様々な手段を活用するものとする。

##### ウ 住民等への伝達内容

市は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

## ○具体的に取るべき行動

|                     |      |                                                                         |
|---------------------|------|-------------------------------------------------------------------------|
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） | 発表時  | ・ 日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ<br>・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など |
|                     | 1週間後 | ・ 日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ<br>・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など             |
|                     | 2週間後 | ・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など                                        |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） | 発表時  | ・ 日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など                                 |
|                     | 1週間後 | ・ 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など                                        |

## エ 問い合わせ窓口

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を危機管理課に整備しておくものとする。

## 第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

すべての部

### 第1 避難対策

#### 1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本県における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

#### 2 実施責任者

「県」「市」「学校等」「施設管理者」

#### 3 実施内容

##### (1) 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イ、ウを基本とし、市は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施する。ただし、市固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加するものとする。

##### ア 急傾斜地等における土砂災害

市は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震

の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

市は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

#### イ 耐震性の不足する住宅の倒壊

市は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

県及び市は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

### (2) 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、市が避難所を確保するものとする。

市は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、市は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、市町村は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知するものとする。

ア 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、市が避難所を確保する

ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

エ 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

### (3) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等

の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

## 第2 関係機関のとりべき措置

### 1 方針

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

### 2 実施責任者

「県」「県警察」「市」「防災関係機関」「学校等」「施設管理者」

### 3 実施内容

#### (1) 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとする。

県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう不測の事態に備え次の必要な措置を講じる。

ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達

イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達

ウ 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報

エ 自主防災組織等の活動に対する指導

オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

カ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達

キ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備

ク 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

#### (2) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

#### (3) 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、緊急貯水が必要であり、市は、飲料水の供給の継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

#### (4) 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需

要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

(5) ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(6) 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

(7) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

(8) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(9) 交通

ア 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。

県及び市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について情報提供するものとする。

## ウ 滞留旅客等への対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置が行われる。

## (10) 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

## ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、水族館、病院、学校等の次の管理上の措置、体制がとられる。なお、具体的な措置の内容は施設ごとに定める。

## 1) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

## 2) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- d 学校等にあつては、次の掲げる事項
  - ・ 児童生徒等に対する保護の方法
  - ・ 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- e 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
  - ・ 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
  - ・ 事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

## イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- a 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(10)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設

の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ・ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・ 無線通信機等通信手段の確保
- ・ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

b 市推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

c 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

## 第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

すべての部

### 1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

### 2 実施責任者

「県」 「市」 「防災関係機関」

### 3 実施内容

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

県自らが管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認される。防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認される。

## 第9節 防災訓練

すべての部

(1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

(2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。

(3) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と

指導を求めるものとする。

- (4) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 災害時要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

エ 図上訓練

- (5) その他、第2編第1章第3節「防災訓練」によるものとする。

## 第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

すべての部

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 1 市職員に対する教育

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。

防災教育は、各課、各機関単位で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識地震に関する一般的な知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的なとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容

### 2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に取るべき行動
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 児童・生徒等に対する教育

- (1) 市は、学校等が児童・生徒等に行う地震防災教育に関し、必要な指導及び助言を行う。
- (2) 地震防災教育は、学校等の種別及び児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の立地条件等実態に応じた内容とし、計画的・継続的に実施する。

### 4 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や、不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者が適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図る。

### 5 自動車運転者に対する教育

地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう、運転者のとるべき措置や地震等の知識など必要な教育等を行うこととする。

### 6 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。